三、中等學校の運動

中等學校に對しては運動が開始せらるゝや直ちに、總務部長、學務部長連名の通牒を各中等學校長宛に發して協力を求めたのであるが、四月十二日の府立中等學校長會議に際しては次の協議事項を提出して更に一段の協力を求めたのであつた。その結果は各學校長の全幅的な支援を得たのであつて、各學校に於ては本府又は所轄官署より送付せられた各種印刷物を配布父兄に呼びかけ、朝禮時又は修身の時間を利用して特に選擧肅正の意義につき訓話をなし、或は生徒をして選擧肅正に關する作文を作らしめ、政治教育の一助となすなど教場に、街頭に多大の協力を得たのであつた。

府立中等學校長會議協議事項（選擧肅正關係）

一、選擧肅正運動ハ國民的教化運動ナルニ鑑ミ將來立憲國家ノ中堅人物タルベキ中等學校生徒ニ對シ之ガ趣旨ヲ普及徹底スルコトハ選擧肅正運動本來ノ目的タル公民教育上ヨリスルモ將又當面ノ目的ヨリスルモ最モ肝要ノコトニシテ今回ノ選擧肅正委員會ノ答申中特ニ基礎方針トシテ掲ケラレタルハ洵ニ故ナキニ非スト信ス各位ニ於カレテハ部下職員ヲ督勵シ生徒ニ對シテ之カ趣旨ノ徹底ヲ圖リ夫々有效適切ナル方法ニ依リ肅正運動ニ協力セシメ以テ政治的公民的訓練ノ擴充ニ力ヲ致シ立憲政治ノ健全ナル發達ニ寄與セラルル樣一段ノ努力ヲ拂ハレ度就中左記事項ニ付テハ一層留意セラレタシ

記

イ、府又ハ市區町村ヨリ宣傳施設物等ノ配布ヲ受ケタル場合ニハ速カニ處理セラレ有效適切ニ利用セラレタキコト

ロ、朝禮時又ハ修身、公民等ノ時間ニハ機宜ニ應ジ校長又ハ擔任教師ヨリ選擧肅正ニ付キ訓話セラレタキコト

二、府民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セシメ得ル理想選擧ノ實現ヲ期スルタメニハ選擧權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヲ自覺セシメ以テ棄權ノ絶無ヲ圖ルハ最モ肝要ナリト認メラルルヲ以テ今次ノ總選擧ニ於テモ前回ノ實績ニ徵シ中等學校生徒ノ協力ヲ求ムル等一層肅正ノ家庭化ヲ强調シ棄權防止ニ努ムル方針ナルニ付キ各位ニ於カレテモ部下職員ヲ督勵シ棄權防止ニ對シ特ニ協力セラレタシ

四、女學校の運動

女學校方面では『母心で選擧を育てませう』といふ婦人團體の運動と呼應して敎場に又街頭に活潑な活動を續けて來たのであるが、國民の總意を反映せしめ得る理想議會の實現を期するには何よりも棄權の防止が大切なので、三旬に亘り展開された總選擧戰の決算される投票日當日早朝を期して都下七萬の女學生は、次の如き投票慫慂ビラを貼布、その可憐なる纖手に依つて棄權防止に努めた。

府立第五高等女學校では今度の衆議院議員總選擧に公民教育の最も好い機會であるとして全校生徒から選擧肅正、棄權防止標語ヲ募集しその優秀作を印刷配付し、生徒に正しい選擧を理解させると同時に各方面の肅正運動と協力選擧肅正棄權防止につとめるところがあつた。その優秀作は左の通リ

正しき選擧我等が誇　専三　森中美子
正しい選擧は正しい政治　専二　中島温子
示せ赤誠皇國の爲に　専一　古山あや子
正しき一票贈き使命　五い　山田温子
選擧は正しく皇國の爲に　五ろ　柴田美穗子
赤心一票御國の誇　五は　土屋マサ
選べ人材棄てるな一票　五に　高野春子
我が手の一票我が幸福の基　四い　山内靜子
明るい選擧に幸來る　四ろ　坂田和子
輝け一票！　四は　大橋ヤス子
選べよ人材祖國のために　四に　稻垣照子
報國一票躍進日本　三い　瀨戸口澄子
生かせ一票盡せよ使命　三ろ　原綾子
平時の盡忠正しき選擧　三は　中島照江
清き一票明るい政治　四に　岡崎時子
御國の爲に正しき一票　二い　蟻川光子
明朗議會へ正しき一票　二ろ　内田鶴子
選べよ逸材棄つるな一票　二は　丸内高麗子
自覺せよ棄權多きは國の恥　二に　久野芳枝
此の一票は國家の礎　一い　伊藤登代子
棄權は身の恥國の恥　一ろ　柳瀨安子
選擧に表はせ大和魂　一は　加藤美智子
綺麗な議事堂綺麗な一票　一に　及兒みめ子

第五章　新聞社及放送局との協力に依る運動

選擧肅正運動の意義を闡明し克く人心を打つ底の運動を實施し之が實效を收むるには報道機關、就中新聞社及放送局の協力に俟つ所極めて多きに鑑み、本府に於ては特に都下新聞社竝に放送局幹部との懇談會を開催し隔意なく意見の交換をなし本運動に對し協力方を依頼した所各新聞社亦進んで本運動のため種々協力して實效促進に努め、本府の實施計畫事項竝に各地の運動實施事項等の一般記事を掲載し、選擧肅正趣旨の宣傳に協力し一般の指導啓發に努力した。

放送局に於ても亦同樣講演、演藝、ニュース放送等を通じて趣旨宣傳に協力した。

左に其の概要を摘記する。

一、新聞社の協力

(一)　東京日日新聞社の協力

東京日日新聞、大阪毎日新聞主催の明治維新七十年記念新議事堂竣成記念「政治博覽會」に於て肅正運動に關する諸資料を陳列し入場者にむかつて肅正運動趣旨を大いに高揚宣傳するところがあつた。

同博一日の入場者は平均一萬人前後なりしを以て約十萬人の觀覽者にむかつて選肅の宣傳を行つたことになるのである。政治博内に於ける選肅資料は内務省地方局、東京府選擧肅正中央聯盟より出品したものであるが會場、外地館内南洋室前の一室を「選擧肅正室」として全國各府縣の選肅ポスター、パンフレット、ビラ、小票、選肅繪ばなし等を掲出陳列した。また選肅に關する名士の講演、選肅小唄音頭レコードを斷えずかけて眼と耳から選肅宣傳をなした。

場内廊下、休憩室等にも、本府、東京市、聳視廳作製の選肅ポスターを貼り出し亦地方館内の本府出品場に於ても同樣選肅に關する諸資料を陳列し一般觀客の眼に訴へた。

會場内の演藝場では前記十日間を毎日二回宛東京日日新聞社製作の肅正トーキー映畫「明朗の曉」(三卷)を上映する外スライドに依る宣傳、或はまた漫談家山野

一郎君に依つて選擧漫談を絶えず口演した。

會場廣場に建てられた高さ五十尺の航空燈臺には（忠義の心選擧にうつせ）の一大幟を垂して入場者の眼をひいた。

以上の諸施設に依つて政治博に於ける選擧運動は絶大なる效果を收めたものと認められる。

（二）報知新聞社の協力

報知新聞社に於て左記の通り「明るい選擧の夕べ」を開催して一般市民に對して肅正熱を强調した。

入場者五百名、盛會を極めた。

本社では第七十議會解散直後各派代表演說大會を開催し、またこの演說集をパンフレットとして一般の參考に資するところがあつたが、更に二十七日午後本社『第七報知機』上より全東京の大空に肅正選擧五色のビラを撒布するとともに二十八日夜本社講堂に『明るい選擧の夕べ』を開催し、來る三十日の投票日を控へ明朗和樂の空氣の中に選擧肅正の實績をきめんことを期する次第である

二十八日午後六時開會（開場五時）報知講堂（順序未定）

『明るい選擧の夕べ』

講演　選擧肅正中央聯盟理事長　田澤義鋪氏　歌謠曲　コロムビア專屬　赤坂小梅

肅選氣芝居による解說　選擧肅正中央聯盟幹事　松原一彥氏　落語　三遊亭金馬　漫談　大辻司郎　映畫　報知トーキー『憲政新なり』

挨拶　松竹キネマ　飯田蝶子

講談　神田伯龍

會場整理のため會員券（十錢）本社受付で前賣致入は全部選擧肅正運動に寄附、お子さん達の入場は御遠慮下さい

報知新聞社

尙、同社に於ては又簡單に選肅の趣旨を普及徹底せしむるために左の如き美麗なる戸票五十萬枚を作製し約半數は東京市內各關係方面に、殘部は府下をはじめ全國各府縣に配付宣傳に努めた。

（三）其の他の新聞社の協力

前記以外の各新聞社は前揭の如き特殊なる運動を實施せられざりしも克く本運動を支持支援し深き理解の下に或はニュースの報導に或は論說の筆陣に、あらゆる機會を把へて趣旨の普及徹底を圖り一般讀者の啓發に資し輿論の誘導喚起に努めたる爲に民間各種の自主的運動を觸發する上に多大の效果があつたことに對し深く感謝の意を表する次第である。

二、放送局の協力

（一）講演

今次の肅正運動實施期間中に於て本運動に關する講演放送の日時及講演要旨は左の通りである

講演者氏名	放送日時	演題	備考
河原田稼吉	四月九日 午後九時—九時十分	總選擧の意義と國民の覺悟	內務大臣
坂千秋	四月十三日 午後九時—九時三十分	一票の意義と國民の自覺	內務省地方局長
大村清一	四月十五日 午後七時三十分—八時	總選擧取締に就て	內務省警保局長
鹽野季彥	四月十九日 午後七時三十分—七時四十分	選擧違反について	司法大臣
松阪廣政	四月十九日 午後七時四十分—八時	總選擧に際し全國民に望ぶ	司法省刑事局長
田澤義鋪	四月二十一日 午後七時三十分—八時	婦人の立場より選擧肅正を	選擧肅正中央聯盟理事長
吉岡彌生	四月二十三日 午後二時三十分—二時五十分	總選擧を意義あらしめよ	大日本聯合女子青年團理事長
蠟山政道	四月二十四日 午後六時廿五分—六時五十五分	公民教育上より見たる選擧の意義	東京帝國大學教授
山川建	四月二十六日 午後七時三十分—七時五十分	選擧肅正の好機會	文部省社會教育局長
永田秀次郎	四月二十六日 午後七時五十分—八時十分	國民に告ぐ	內閣總理大臣
林銑十郎	四月二十八日 午後七時三十分—七時四十五分		

總選擧の意義と國民の覺悟

內務大臣　河原田稼吉

選擧は欽定憲法に依り定め給へる臣民の大政翼賛を實現する行爲である。我々は宜しく選擧の意義を理解し、重大なる時局に對する認識を深め、金錢や利害や因緣情實に囚はれることなくさらに進んで公正無私なる議員を選出し、立派な公明な意見をして國政に反映せしめ以て聖旨に應へ奉るべき重大なる責任を有することを申述べる。（梗概）

一票の意義と國民の自覺

內務省地方局長　坂千秋

衆議院の解散が行はれまして、來る三十日を期して衆議院議員の總選擧が行はれることになりました。既に相當の立候補も行はれまして、今や華々しい選擧戰が全國に渉つて展開せられんとして居ります。

議員候補者として逐鹿場裡に打つて出られた方々には、既に萬般の準備が整ひ、夜を日に亞いで其の抱負なり政見なりを選擧人に周知徹底せしめ、最後の榮冠を贏る爲に多忙を極めて居られることゝ思ひます。一般有權者の御手許にも候補者なり其の知友なりからの政見文書や推薦狀が相矢いで來ることとありませう。又演說會の通知狀等も次々にやつて來ることと思ひます。

此の秋に當りまして、一般有權者としては如何に考へ、如何なる心組を持つべきものでありませうか。時折聞くことでありますが、選擧は候補者が勝手にやつて居ることであつて、自分達有權者には一向關係のないことである、頼りに手紙や印刷物を送つて寄越すが、どうせ讀む氣はないし、之を始末するのに手が掛る丈だと云ふやうな話だとか、選擧の規則は大變嚴重で口を一つ利いても違反になるそうだし、殊に此の頃は選擧肅正と言ふことで警察が大變八釜しいそうだから、先づ觸らぬ神に祟なし、選擧の事には目をくれぬに限ると云ふやうな話だとかを伺ふのであります。口に出して言はない迄も其のやうな氣持を持つて居られる方は必しも少くないのではないかと思はれるのであります。併しそれで果して宜しいものでありませうか。

選擧は決して他所事ではありません。國民自らの選擧であります。國民が立派な人を選んで之を議政壇上に送る、之が選擧であります。候補者或は運動者から仕掛けられ、或は又肅正運動の手前上、進まぬ乍ら投票所に足を運ぶと云ふが如きものではありません。況んや選擧を殊更に回避し之から遠ざからんとするが如き筈のものではないのであります。

選擧は、更めて申す迄もなく、立憲政治下に於ける國民の最も重要な權利であり且義務であります。我々の報國の至情と愛國の熱誠とは正に此の秋に迸らなければなりません。我々の赤誠を込めた一票に依り、眞に國民の儀表たるべき立派な人物を選出し、此の一票に依つて統治の大業を翼賛し奉るのであります。國家非

當の秋我が忠勇なる軍人が矛をとつて一死君國に奉ずると恰も同じ心を以て、此の一票を通じて、國民は自己の全能と赤誠とを、君國に捧げるのであります。候補者の知きも、自ら進んで其の人格識見を知るに努めまして、最も適當なる人を選んで、之に一票を投ずべきものであります。一日忙しく働いて歸つたならば、ゆつくり寛いで、家族と共に樂しい時を過し度いのは、人情でありませうが、其の時間の一部を割いて、近所の演說會を聞きに行くもよいでありませう。仕事の合間を見て、或は又勤人の方であるならば、出勤途上の電車の中で、政見文書や推薦狀を讀むことも出來るのでありませう。或は又自已の信賴し敬服する立派な候補者の爲には、推薦狀を差出して、其の當選を援助することもよいのでありませう。之位のことは造らうと思ひば、造れぬことではありません。議會を良くしなければならぬと云ふことは、之は誰しも異存のない所でありますが、其の議會はとりも直さず有權者の投ずる各一票に依つて作られるのでありますから、選擧人の自覺と努力とを措いては議會を良くすることは絶對に不可能なのであります。

ところが過去の選擧を顧みますると、必しも理想の選擧ばかりは行はれませんでした。時代に依りましては選擧は黃金の力に支配せられ、或は情實因緣に左右せられて正しい國民の意思が選擧の上に現はれなかつたのであります。冷淡とか無關心とか云ふのはまだ良い方だと云ふが如き時代もあつたやに承知致します。此の如きは我々臣民の協力輔翼に依り益々帝國の丕基を鞏固にし國家の隆昌と國運の伸張とを圖らんとして立憲の制を定め給ふた、明治大帝の大御心に對し奉つても誠に恐れ多い次第であります。而して選擧の弊害を除去致しますに付ては、幾度か法令の改正が行はれました。不正行爲に對する處罰の規定は次第に整頓し且嚴重にせられました。選擧運動に付ても大正十四年普通選擧法の制定に當つて、極めて周密な取締規定が設けられました。のみならず候補者の乱立に依る競爭の激化、それに伴ふて起る各種の弊害を避けます爲に候補者制度の如きも設けられたのであります。元來から申せば選擧人は自由に誰にでも投票し、必しも自ら立候補を名乘つて出て運動をする者でなくとも當選せしめることが出來るやうにするのが至當でありませうが、選擧界の實狀からすれば、選擧の弊害を除く上に於て或程度選擧人の自由を束縛するところの候補者制度の如きを設けることも誠に已むを得なかつたのであります。此の如くにして法網は次第に密に、弊害防除の方策は法令の上に於ては次第に整備せられて來たのでありますが、併し之に依つては選擧界の淨化を期することは出來なかつたのであります。何ぜでありませう。申す迄もなく法の運用に於て改善すべきものがあり又一面國民の自覺に足らぬ所があつたからであります。かくて識者の間には選擧、延いて政治の腐敗を歎き、憲政の前途を憂慮する者を生じ、一部過激の分子には議會政治否認の聲をすら放つ者を生じた次第であります。誠に國家の前途の爲に深く憂ふべき事態であつたと言はなければなりません。

幸にして、昭和九年改正選擧法の施行を前にして、昭和十年春以來選擧肅正の爲にする一大國民運動が興されることとなつたのであります。官と民とを打つて一丸とし、中央地方を通じ、有りと有らゆる人士を網羅し、國民の全知全能を動員して選擧肅正の爲にする一大覺醒運動が興されたのであります。官公職に在る者は固より、國民の有力者は一致して協力する。政治家、教育家は言ふに及ばず、宗教家も、事業家も、凡そ社會の指導者たる者は競つて之に協力する。青年も婦人も、果ては可憐な小學校の兒童迄も之に參加した。眞に國を擧げての未曾有の大運動に進展致したのであります。かくて昭和十年の秋全國に渉つて行はれた府縣會議員の總選擧、更に昨春行はれた衆議院議員の總選擧には成績の見るべきものがあつたと確信致します。之は我々關係者のみの見方ではありません。識者の善く認むる所であります。當時のことを顧みますれば、七十、八十の高齡に達した老人が息子に助けられて投票所に赴へたと云ふやうな話は所在に之を聞いたのであります。所に依つては之に刺戟せられて全部落が擧つて投票に赴いたと云ふ話も聞いて居ります。立會人と爲つた責任上病軀を押して投票函の莚旋に當り、責を果して歸宅すると共に不幸途に歸らぬ客と爲つたと云ふが知き敬服すべき殉職の士も生じました。無筆高齡の人が選擧權の行使は國民の義務であり平時に於ける忠君愛國である所以を聞き、自己の信ずる候補者の氏名を何日も掛つて手習し、投票所に赴いて愼國の一票を投じた例もあつたのであります。又或所では投票日の前日豪雨の爲橋業が流失したので、部落の人々が遠く山越て六時間餘もかゝつた上ビショ濡と爲つて投票所に辿り着き、芽出度く國民としての務を果した事實もあつたのであります。或地方で名の響いた或選擧ブローカー、選擧ブローカーと云ふのは言葉が惡いのでありますが普通にそう云つて居ります。此のブローカーが、婦人の肅正講演會でブローカーの最も排擊すべき選擧界のバチルスである所以を聞いて感銘した妻女に諫められ、斷然不正運動から身を引いたと云ふ實話もあるのであります。又學校で校長先生に選擧の大切なことを聞いて歸つた娘さんに勸かされて、「選擧は餘計なことだ」とばかり今迄一度も投票したことのなかつたお父さんが、前回の選擧には初めて投票所に赴いて一票を投じたと

云ふ話も聞いたのであります。其の他之に類する話は幾らも聞いたのであります。

私共は選擧肅正運動に依つて國民の自覺は大いに進められたと思つて居ります。國より充分の所迄行つたとは申しません。選擧違反の知きも、一昨年の府縣會議員選擧、昨春の衆議院議員選擧、共に相當の數を見たのであります。選擧は未だ醇正公明になり切つたとは申されません。況んやより良き議員を選出し議員全體の素質を向上せしめると云ふことは停々容易のことではありますまい。併し乍ら倦まず撓まず御互に手を取つて努力を重ねますならば必ずや彼岸に達することが出來ませうし、又之より外に目的を達する途はないのであります。選擧界が腐敗して居たとすれば、それはやはり國民全體の罪であります。從つて國民自らの努力に依つて之を是正しなければならぬのであります。何分多年の風習のことでもありますから選擧の不正はさまで惡いこととは思はぬ人もあつたかも知れません。選擧違反で檢擧せられるものは災難である。强ち自分一人惡いことをしたのではないが、運惡く自分丈が引掛つたのだと云ふが如きことを言ふ人も過去にはあつたと思ひます。或はもつと極端なのになると、選擧違反で處罰せられるのは名譽である。前科何犯かの履歷が付かなければ輔が利かないぞと云ふ飛んでもないことを言ふ人もあつたとか云ふことであります。此の如きは全く沙汰の限りであります。選擧は我々の選擧であり、一票は我々の君國に盡す貴重な權利であり又義務であります。此の一票をなほざりにすることは國民としての權利を忘り義務を缺いたものでありまして、愛國奉公の精神を疑はれても致方がありません。況んや之を私の情實因緣に借用し、或は之を金錢に換ふるが如きことは誠に許すべからざる罪惡であり、立憲國民として最大の不德義であり、恥辱であります。此の點は國民として篤と考へなければならぬ所であると思ひます。

扨て選擧肅正運動に付きましては世間に多少の誤解を生じたように思ひます。例へば選擧肅正運動の結果取締が嚴重になり過ぎて、些細な形式的違反も容赦なく檢擧せられる。又社交儀禮の範圍に屬する行爲として常識上は何等差支ないやうに思はれる行爲までが違反に問はれる。これでは危くて手も足も出ない。國民は長縮して仕舞つて選擧界が陰鬱になつて仕舞ふ。こう云ふ風であつては選擧肅正運動も考へ物であると云ふやうなことを聞きます。此の話にも御尤な點がありますが、これは選擧肅正運動と選擧取締とを混同なさつた議論ではないかと思ひます。固より嚴正な選擧の取締と選擧肅正運動とは、何れも選擧界の肅正淨化を目的とするものでありまして、其の目的とする所が同じであるし、又選擧肅正運動が唱ばれたと同じ心持が元になつて嚴正な選擧取締が要望せられ且實行せられることとなつたのではありますが、事柄としては二つの事は全く別物であります。選擧肅正運動は決して警察權、即ち官權に依り權力に依つて不正を防止しようとするものではありません。國民の良心に訴へ、國民の道義心に訴つて選擧の自由公正を圖らんとするものであります。國民の自覺を促し、國民の道義心、其の公共的精神を强化向上せしめまして、之に基いて國民自らの自制と自律とに依つて選擧肅正運動に於ては、獨り官權のみならず民間の凡ゆる分子の協力を求め、相携へて其の目的を達成せんことを努めるのであります。權力の威壓に依るに非ずして國民の覺醒に依り國民の意思に依つて其の目的を遂げんとするものであります。でありますから、選擧肅正運動は國民の覺醒運動であり、廣い意味の政治教育、公民教育の運動であります。此の點は充分御了解を願ひ度いと思ひます、尤もかく申せばとて選擧取締の方はよろしくなかつたと申すのではありません。選擧法令の嚴正な運用と云ふことは選擧肅正運動と相俟つてやはり必要なことであります。從前は法令はあつても必しも嚴正に勵行はされなかつたのでありまして、言葉を强めて言へば、法はあれども無きに等かつたのであります。其の爲幾度か法令は改正せられましたに拘らず、殆と效果の見るべきものがなかつたのであります。從ひまして法の勵行と云ふことは必要であり又當然でもあるのでありますが、何分一昨年の府縣會議員選擧の際は改正法令を初めて運用したことでもありますから、取締る方としても幾分慣れない點があつたかも知れません。又普通當然の取締を行つても、其の前を元にして考へれば幾分嚴重に感ぜられたかも知れません。唯若し多少でも當識に合はぬ點があり、穩當を缺く所があつたならば充分反省して是正する必要があり、取締當局も此の點に付ては充分考慮せられて居ることであると思ふのであります。

次に又、選擧肅正運動に付ては嘗ては政府も熱心に努力したが、今はどれ程熱意を持つて居るか疑問であつて、そう本氣になる譯にも行かぬ。あれは一時の流行であつて、今はもう下火になつて仕舞つたのではないかと云ふ風な話を伺ふことがあります。これは大變な御考違ひであると思ひます。元來選擧肅正運動は政府の爲、お上の爲に之を行ふものではありません。國民自らが自分達の選擧を自分達の努力で淨化し向上せしめようとするものである筈であります。成程肅正運動の口火を切つたのは政府でありませう。併し政府の如何に拘らず、否場合に依つては政府に對抗しても肅正の努力は續けて行かなければならぬのでありまし

て、即ち肅正運動は國民自らの運動として成育し發展せしめなければならぬのであります。從ひまして之に付ては政府の態度を氣にする必要はないのでありますが、事實と致しましては現內閣も選擧正に付ては充分の熱意を持つて居るのであります。此のことは去る五日に行はれた地方長官會議等に於ても充分に政府の意のある所が示されて居りますし、それを待つ迄もなく政府が衆議院の解散を奏請した理由から言つても當然の結論であるやうに思ひます。政府は國民の公正なる良心に訴へ私を滅して公に殉ずる眞摯にして愛國の精神に富んだ人士の一人も多く選出せられんことを切望して居るものでありますが、それは恰も選擧肅正運動の趣旨と合致するものであると思ひます。

かやうな次第でありまして、政府も選擧の肅正に付ては充分の熱意を持つて居りますし、又一面民間方面に於ても之に付て熱心な努力を傾けて居られるものが少くないのであります。一般國民と致しましても、過去二年に渉る努力に依つてやうやく此所迄漕ぎつけたものでありますから、此所で氣を緩めては相成りません。相携へて公正明朗な選擧が行はれますやうあらん限りの力を致し度いものであると思ひます。

申す迄もなく我國現下の情勢は內外共に頗る重大であります。此の秋に當り國政審議の重責に當る議會には眞に國民の敬服する人格識見共に勝れた人々を選出しなければなりません。兩して之を選ぶ者は、他ではない國民自らなのであります。何卒充分の御省察あらんことを切望して已まない次第であります。

總選擧の取締に就て

內務省警保局長　大村清一

皆樣御承知の通り近く衆議院議員總選擧が行はれんとして居るのであります、私は此の機會に於きまして立憲國民として貴重なる選擧權を行使せられまする皆樣方に對し今次の總選擧取締に就ての警察の心構等に就て概略申し述べまして皆樣の御理解と御協力とを得たいと存ずるのであります。

選擧肅正運動が一昨年來官民一致の非常なる努力に依つて全國的に行はれ選擧界の弊風を席淸する上に少からざる效果を收め得たのであります。私は選擧界席淸の爲に協力一致多大の努力を拂はれましたる國民各位に對し深く敬意を表するものであります。此の選擧肅正運動が行はれる樣になりましてから後に施行せられました道府縣會議員の選擧並衆議院議員總選擧の跡を見まするに眞劍なる選擧肅正運動が漸くその效果を顯し國民の間に正しい選擧を行はんとする氣運が濃厚に動きましたる爲選擧界を汚毒すること最も甚しき選擧ブローカーの類は概ね其の影を沒しまするし、候補者の選擧運動費用も著しく節約し得る樣になつたと承知致して居ります。然るに悉さに其の實績を檢討致して見ますと買收其の他の惡質犯罪が仍ほ相當多數に上つて居るのは寔に遺憾に存ずるのであります。御參考迄に當時の犯罪統計を申述べますると、

昭和十年全國大多數の府縣に於て行はれましたる府縣會議員の選擧に於きましては買收、利害誘導等四、九四七件、人員に致しまして十三、〇一四人といふ樣な多數に上つて居ります。

又昨年の春行はれましたる衆議院議員總選擧に於きましては買收、利害誘導等二、八二二件、人員に致しまして、一二、六二〇人といふ樣な多數に上つて居ります。此の數字は無論當局の取締に依つて社會の表面に現はれましたるもののみでありますが、選擧界を席淸することは寔に容易でないといふ事を立證するものでありまして又今後と雖も官民協力して選擧の肅正に益々努力を緩けねばならないとの感を深からしむるものであります。何が故に斯くの如き犯罪が多數發生したのであるかといふ事を考察致しますに選擧界に於ける弊風は多年に亘つて因習付けられ、選擧に對する道義の精神が一部國民の間に失はれて居り、爲に選擧が常に金力や權力に依つて左右せられて居つた所に大きな原因が存するのであると認められるのであります、選擧界を席淸する爲には全國民の御協力に俟たねばならないことは勿論でありますが警察も亦其の本來の職責から此の弊風を一掃する爲に邁進せねばならないのであります。そして眞に正しい明るい選擧を行ひまして國民の期待に副ひ非常時局を擔任し得る有爲の人材を議會に送らねばならぬと存ずるのであります。

今次の總選擧に當りましては警察としては先づ違反行爲の防止に意を致しつゝあるのであります。

警察は選擧法令の趣旨精神とする所が洽く國民の間に理解せられまして、法を知らないで罪に陷る人々の無い樣に努めて居るのであります。

內務省に於きましては今回「選擧運動の心得」を題する小冊子を有權者二人に付て一冊といふ割合を以て八百萬冊を印刷し全國に配布しますと共に凡ゆる機會を捉へて違反防止の爲に出來得るだけの働きを致して居ります。又地方に於きましても議員候補者及選擧運動者の申合會を開きまして違反なき樣に努めますると共に、ビラ、ポスター等を配布し其の他種々なる方法を講じまして夫々の違反の防止に努めて居ります。でありますから選擧運動に關はる人も又然らざる人々も

選擧に關して判らぬ事が御座いますれば御遠慮なく最寄の警察なり道府縣の警察部なり又は內務省の警保局なりに御問合せ下さる樣此の機會にお願い致して置きます。此の如く警察は違反防止のために努力致して居りますが結局は國民各位の政治的自覺に待ち銘々が自戒せられて法に觸れないことを切望するのであります。警察はひたすも國民の良心に訴へ違反防止の實を擧げたいと念願致して居る次第であります、何ふか議員候補者、選擧運動者に於かれては先づ自ら不正運動を行はざることに意を致されますと共に選擧人に於かれても亦選擧の理想を達成するの熱意を以て買收其の他の不正運動者をして乘ぜしめない樣充分注意して戴きたいのであります。

選擧が公正に行はれまする爲には克く法令を守つて戴かなくてはなりません。當局は今回の總選擧に當りましても法令の運用に充分留意致し社會の實情に即したる取締を行ひ。純眞公平なる選擧運動の勢を殺ぐが如きこと無き樣一段と注意致すことに相成つて居るのであります。選擧法は選擧の自由公正を害する各般の行爲に對し、嚴重なる規定を設けまして種々なる制限を附して居ります。殊に現在の選擧法は昭和九年に改正せられまして選擧費用の制限や選擧の機會均等の趣旨を貫く爲に新しい制限が附加せられたのであります。此の新選擧法は御承知の通り一昨年の府縣會議員選擧並昨年の衆議院議員選擧の二大選擧に於て初めて其の適用を見たのでありますが其の結果は規定が複雜であるとか取締がやかまし過ぎるとか色々な非難が起つたのであります。而して「觸らぬ神に祟り無し」等といふとんでもない言葉まで生れて來たのでありました。成る程世間で申しまする樣に選擧法といふものは、可成り複雜な規定を設けて居ります。然し規則の根本は極めて簡單でありまして決して複雜なものではありません。從來選擧の行はれまする度毎に國民の間に一種重苦しい空氣が漂ひましたる原因は選擧に對する國民の理解が不足致して居りまして選擧法の複雜難解と警察の取締といふ方面のみが國民の氣持を支配して居た爲に外ならないと思ふのであります。內務省に於きましては此等の點に鑑みまして法令の運用に就きましても又警察の取締態度に於きましても前申した通十分注意致して從前のやうな批評の起ることなきを期しつつある次第であります。若しも皆樣方の中で選擧運動に關係すると違反に引懸つて警察に行かねばならぬ等と、よく世間で申しまする不安な氣持を抱いて居られる方がありましたならば只今より其の氣持を取り去つて戴きたいのであります。

選擧を行ふに當りましては議員候補者は自分の抱懷する主義政見といふものを思ふさま發表して國民の批判を乞ひ、國民は本情實因緣等の個人的きづなを離れて、全く自由な地位に立つて公正なる判斷により、眞に自分の信賴し、國民の爲に役立つ人を選ばなくてはならぬと思ふのであります、從つて選擧といふものは自由公正を尊ぶと共に何人も同一の機會と平等の條件の下に選擧運動が出來なければならぬのであります。

法律はこの目的のために色々な制限を設けて居るのであります。選擧運動を爲す人々は此の見地に立つて克く選擧法を御覽になり制限事項を諒解して居られましたならば違反に問はれる樣な事もなく安心して運動を行ひ得るのであります。私共が從來承つて居りまする所に依りますと各議員候補者が過去の選擧に於て費消致されましたる運動費用は法定の制限を遙かに超過致して居つたものも尠くなかつたのであります。之等の金は主として買收其の他の不正運動の爲に使はれたと言ひ得るのでありまして選擧界を腐敗せしめたそも〳〵の原因といふものが此處に在ると言ひ得るのであります。選擧界に於て斯くの如き狀態が何時になつても止まないといふ事でありましたならば選擧の公正を調ふ事は到底望まれません。資金を豐かに持つて居りまする者は、選擧運動上常に優勢なる地位を獲得し、其の資金の乏しい者は人格識見に於て勝つて居りましても常に不利益なる地位に立つて苦しい運動を行はねばならぬといふことは不合理なことゝ申さねばなりません。でありますから選擧法は選擧運動の方法を主として言論文書に依る公正なる運動に限りまして不正なる金力に依る運動即ち買收等の行爲に對しましては重い刑罰を加へ嚴禁致して居るのであります。又選擧運動の爲に支出すべき費用の最高限度をも定めて居るのであります。而して候補者、選擧事務長又は選擧運動の事實上の總括主宰者である人が買收犯罪を犯して刑に處せられましたる場合や、法定の制限額を超過致しまして選擧運動の爲費用を支出致しましたる場合に於きましては其の候補者の當選を無效とするといふことになつて居るのであります。選擧運動は明朗潤達に行はれなければなりません。又選擧は自由公正なるものでなければならないのであります、皆樣は選擧の意義と選擧法の精神を克く理解せられまして明朗にして公正なる選擧が行はれまする樣に特に御協力下さいます樣御願ひ致したいと存じます。

私共職を警察に奉じまする者は買收等の如き惡質の選擧犯罪は何うしても選擧界より一掃せねばならぬと存じて居るのであります。そして選擧運動を主として公正なる言論、文書に依るものに限らねばならぬと思ふのであります。でありますから演說會に於ける言論や政見を記載したる文章等は不法過激に亘らざる限り努めて其の自由を尊重致す所存であります。

選擧が情實因緣に囚つて行はれる殊に投票が金錢其の他の利益に依つて賣買せられまする間は選擧の公正を期することが出來ません。就中投票の賣買は選擧の道義に背戻し立憲政治の發達を阻害する事、寔に大なるものがあります。又投票の賣買に依る選擧費は政治資金を中心とする各種犯罪の動機となつて居るとさへ言はれて居るのでありまして買收等の惡質犯罪の政界に於ける諸弊の根源であると謂ふも過言ではないと存ぜられるのであります。

現在の我國に於ける選擧界の實情を見ましては、私共は選擧肅正運動と相併行して惡質犯罪の徹底的取締を行ひ、一日も速に選擧界を肅正し政界を淨化し、眞に正しい國民の意志が政治の上に反映することを期待して止まないのであります。警察當局が其の本來の使命に從つて選擧界廓清のために買收犯罪の取締に專ら其の力を致して居りますのも之の爲であります。最近選擧界に於て警察官に對する非難か喧しくなつて參りましたる結果一部の人々の間には警察は平心を加へて選擧取締を緩和するのではなからうかといふ樣な噂さへあるのであります。

其の爲か何うかは判つきり申し上げられませぬが選擧を喰ひ物にする所謂選擧ブローカー其の他の不正運動者が選擧肅正運動に依つて一時其の影を潛めて居りましたにも拘らず最近再び社會の表面に現はれて來た樣に感じられるのであります。其の一つの例と致しましては去る三月十六日に行はれましたる東京市會議員の選擧に於きましては買收利害誘導等が一八七件人員に致しまして八二二人、其の中裁判所の强制處分に依りまして收容せられましたる者が五六六人といふ樣な多數に上つて居るのであります。

之は選擧界肅正の氣運極めて濃厚なる際に於きまして一般國民の期待を裏切ることの顯著なる實例の一つであります。警察は勿論權力の濫用を慎しまねばなりません、又選擧の自由公正と機會の均等とを紊る樣なことのない樣に飽く迄も嚴正公平なる態度を以つて選擧の取締に臨まねばなりません。

私共は正しい上にも正しい態度を以つて選擧の取締に當り國民の期待に副ひたいと堅く決意致して居ります。

然しながら選擧界に惡質の犯罪が行はれますることを發見致しましたならば容赦するところなく斷乎たる取締を致します之は警察の當然果さなければならぬ職責であるのであります。

以上申し上げましたる事を要約致しますれば警察は先づ第一に選擧犯罪の未然防止に努め選擧法令の運用に意を致して選擧の明朗に行はれん事を期し買收等の惡質の犯罪に對しましては選擧肅正運動と相呼應して徹底的に取締るといふことであります、我邦は目下極めて多難なる時局に際會して居るのでありまして國民は擧つて我國憲政の健全なる發達に寄與せられねばならぬと存ずるのであります。警察に於ては社會の一部の人が傳へまするが如くに、其の態度に動搖を來し士氣が衰へた等のことは絶對に在りません。

警察は剛下の重大なる時局に際しその責任を果すに充分なる士氣と信念とを持つて居ります。益々士氣を鼓舞し警察精神の神髓を發揚致しまして其の本來の使命を果すに最善を盡す覺悟で居ります、從ひまして今次行はるゝ總選擧に於きましては警察は一黨一派に偏して其の取締を二三にするが如きことは絶對にありません。惡質犯罪は黨派の如何に拘らず徹底して取締る積りであります。當局はどうか今次行はれまする總選擧の取締を行ふ警察の眞意に對して充分なる理解を持たれ進んで其の職責を果し得る樣御協力を御願ひ致す次第であります。

選擧と國民

司法大臣　鹽野季彦

今日、我國民は從前に比較致しますと、餘程政治的自覺が進んだやうでありますが、それでも尙、選擧になりますと、之を不必要に危險視して、敬遠したり、又は自分の生活と何の關りも無いものとして、無關心の態度を採る者が尠くないのであります。選擧を怖れる者は一昨年來選擧の取締が、苛酷であるとの風說に、勃えた爲と思はれるのでありますが、世間の話題に上つた事柄は、多くは單なる噂話か、又は針小棒大に話が傳つたものでありまして、選擧法はしかく苛酷な法律でもなければ、當局はしかく非常識な取締を致して居るものでもありません。親子兄弟の間でも、候補者の品定めの如き選擧の話も禁物だと云つたような態度は、折角國民に與へられたる大政翼賛の途を塞ぎ、之を暗くするものでありまして、立憲政治發達の上から云つて、誠に憂慮に堪へないのであります。

選擧に冷淡であるのは、政治と生活との關聯を正しく認識しないばかりではなく、選擧の持つ重大な意義を明瞭に理解しないからであります、政治は抽象的に議論を闘はす爲のものではありません、政治は生活其のものを取扱ふものであります、生活を離れて政治はないのであります。我々全國民が各自此の貴重なる一票を正しく使ふ時は此の一票を無駄に捨て去る時に較べて、遙に國民生活の內容を豐富ならしめることが出來るのであります。此の點より見ましても、國民は選擧に無關心であつてはならないのであります。のみならず、選擧は一般國民が政治について、御奉公申上ぐる事の出來る唯一の方途であります。選擧に於ては社會の一部の人が傳へまするが如くに、其の態度に動搖を來し士氣が衰へた等のことは絶對に在りません。

警察は剛下の重大なる時局に際しその責任を果すに充分なる士氣と信念とを持つて居ります。益々士氣を鼓舞し警察精神の神髓を發揚致しまして其の本來の使命を果すに最善を盡す覺悟で居ります、從ひまして今次行はるゝ總選擧に於きましては警察は一黨一派に偏して其の取締を二三にするが如きことは絶對にありません。惡質犯罪は黨派の如何に拘らず徹底して取締る積りであります。當局はどうか今次行はれまする總選擧の取締を行ふ警察の眞意に對して充分なる理解を持たれ進んで其の職責を果し得る樣御協力を御願ひ致す次第であります。

りまして、聖旨奉答の至誠を各自の持てる一票に表はすことが、日本臣民たる者の道であり義務であります。

畏くも　明治天皇は夙に立憲の大義を御宣明あらせられ、明治二十二年憲法を發布遊ばされて、立憲政治の基礎が確立したのであります。天皇御親政を本義とする我國に於て「萬機公論ニ決スヘシ」との大御心に依り、玆に大政翼賛の途が拓かれたのであります。であるから、我々國民は此の聖旨を奉體し、官民協力、打つて一丸となつて、立憲政治の完成に渾身の努力を致さなければならないのであります。

然るに、甚だ遺憾なことには、此の立憲政治の基礎を爲す選擧といふものが、我國に於ては永年幾多の情弊に禍され來つたのでありまして、此れが爲、政界に兎角の忌はしい問題が起り、延いては、政治の情落は呼ばれ議會の信用は薄らぎ遂には議會制度を否認して、矯激な直接行動を敢てする者が、數次蹉を接して起るに至りましたことは、皆さんのよく御承知の所であります。今日、非常時局の國內的主要原因の一は、實に此の選擧界の腐敗に在つたと云つても、敢て過言ではないと思ふのであります。然かるみならず、現下の時局は、內外共に、誠に多事多難であります。一刻も偸安を許さない狀態であります、若し、不幸にして國民が此の重大時局に對する認識に缺くるところがあつて、政治は舊態依然として、大局を忘れた爭を繰り返すやうなことがありましては、必ずや、悔を百年に貽さねばなりません。此の故を以ちまして、我々國民は此の際特に選擧の持つ重大なる意義に深く思を致し、各自は其の一票を淸く正しく用ふることに依り、立憲政治の完成に寄與せなければならないのであります。各自が、現下の時局をはつきり認識し、此の際一切の因緣情實を捨て去つて、滅私奉公の誠を以て一意、國を憂ひ公に盡す盡忠達識の士を選出することが出來ますならば、新興日本の政治の基礎が玆に定まるのであります。

衞、我國に於ける立憲政治は、外國のそれとは自ら異なるものであることを、よく國民に考へてもらふことが必要と思ひます。外國の如く、主權は、民にあると云ふ思想から出たものでないことは申す迄もありません。

議會は國民全體の意のある處を明らかにすることによつて、萬世一系の　天皇の御統治を輔翼し奉る處であります。

從つて、精忠の士を選出して　天皇の御統治を輔翼し奉ることが第一に必要であつて、其處に日本の政治の特長があり、力强さがあるのであります。

國民全般が、此の自覺の下に、今回の選擧に臨みますならば朝野協力の選擧肅正の効きも、劃期的の成績を擧げ得ると思ふのであります。かくして、明るい正しい政治の途は拓かれ、玆に大政翼賛實の途を擧げ、聖旨に應へ奉ることが出來るのであります。今回の選擧に當り、特に國民の自重を切望する次第であります。

選擧違反について

司法省刑事局長　松阪廣政

數年來選擧肅正と云ふことが盛に呼ばれ、正しく選擧權を行へ、違反するなと云ふ聲が全國の津々浦々迄も行き亘り國民全體が選擧の肅正と云ふことに非常なる注意と努力を拂ふ樣になりましたことは誠に喜ばしいことと存じます。

然し選擧違反が猶ほ絶ゆる事なく肅正選擧運動の盛なりし昨年の衆議員議員總選擧に於きましても全國に於て一二、一二三人と云ふ多數の人が選擧違反の件で起訴せられ、それぞれ處分を受くるに至つたことは誠に遺憾なことであり、又今回の東京市會議員の選擧に照しましても、本日迄（十九日）に選擧違反として檢擧された人々が一九三九人の數に上つて居るのでありまして、これらの違反の數から申すとまだ〳〵肅正の徹底を期することの必要を痛感致すのがありまして、此の點に於て更に一段と肅正の爲國民一般の努力を必要とすることと存じます。

世間では衆議院議員選擧法の規定が、甚だ複雜であり素人には判り難い點もあるので、規則が斯樣な有樣では何人もうつかりすれば違反に引掛るであらう、選擧は甚だ危險なものであると云ふ風に考へる方もある樣であります。

なる程、衆議院議員選擧法には其の第十二章に罰則と題しまして、二十九箇條の規定を揭げて種々の行爲に刑罰を科して居り、此の罰則規定は府縣會議員の選擧や市町村會議員の選擧にも大部分が準用せられて居るのでありまして、其の規定の中にはなる程相當判り難い規定もあるかと存じます。

然しこれも選擧を自由に正しく公平に行はんが爲に種々なる制限を設けた結果でありまして、六ケ敷い規則と云ふのも多くは選擧運動に關する規定であります。

從つて候補者として立つた方や、其の事務長となつた方や或は選擧委員に選任せられた人人は自ら選擧運動をするのでありますから、これ等の方々こそは相當に能く選擧法殊に罰則規定を承知して置く必要があり、單に常識のみで判斷して良心に恥ぢぬ惡い行動さへなければよいと云ふ考へのみで行動すると、意外なる失敗を招き自分の應援する候補者に對しても迷惑をかける樣な危險さへ生ずるのでありますから、充分の注意が肝要と存じます。然し乍ら選擧運動をせぬ一般の

選擧人の方々は自分の良心に從ひ御國の爲に清き一票を自己の欲する候補者に投ずると云ふ心掛けさへあればよろしいので、常識的に考へて不都合なことと思はれることさへせなければ、決して罰則に觸れるやうな心配はないのであります。

選擧法の規定は決して惡意なき有權者を迷りに處罰する樣なことはないのでありますから、少しも心配する必要は無いのであります、一體選擧法の罰則の狙つてゐる目的はどこにあるかと申すと、一口に申せば選擧の自由と公正を飽くまで保護しやうとしてこの自由と公正を害する行爲、害する危險のある行爲を爲さしめざる樣刑罰と云ふ制裁を科して、これを禁壓し選擧が自由に正しく公平に行はれることを期待するに外ならぬのであります。選擧の自由と公正と云ふことは候補者の方面から申せば、候補者をして社會の公安を害せざる限り自由に其の抱懷する政見或は主張を選擧人に訴へさせ選擧人の判斷に委せることであります、又選擧の自由と公正と云ふことを、選擧人の方面から申せば、選擧人をして自由に自分の可なりと信ずる候補者に投票せしめ、投票に付て何人からも壓迫をされないことであります。

從て此の自由を害し不正の壓迫を加へる行爲に刑罰を科して、これを禁ずるのが卽ち選擧の罰則規定であります。

候補者が其の政見を發表し自己の抱ける主張を選擧民に訴へる方法は、專ら文書と言論（演說）に依らしめ其の以外の方法卽ち、選擧人の個人々々に面接したり、戸別訪問をしたりすることは情實に依り選擧人を不正に動かす虞れありとし、これを嚴禁してゐるのであります。

文書や演說會に於ても費用の節約其の他の理由から色々と細かい制限規定が設けられて、其の制限に違反すると處罰されるのであります、卽ち言論文章と雖も無制限に許されてゐる譯ではありません。

一般の人々は選擧委員でなくても演說會に出て應援演說を爲すことも、又推薦狀を出して自己の好む處の候補者を應援することも出來るのでありますが、演說會を開いたり、推薦狀を出すことになりますと、今申す通りこれには色々の制限規定がありますから、よくそれに注意して規則を守る樣心掛けねばなりません。

若し一般有權者の方々がこれ等所謂第三者運動をせずに、單に投票だけをする考へならば選擧法の罰則は、決して六ケ敷いものでもなければ、怖ろしいものでもありません。

一般選擧人は自己の良心に訴へて、自由に自己の欲する候補者に投票すればよろしいのでありまして、常識で判斷して惡いと思はれる行ひさへなければ、決して選擧罰則に觸れるものではありません。どうか安心して清き一票を好む候補者に投じて頂き度いのであります。然し念の爲に一應選擧人として心得て置くべき違反行爲とはどう云ふ事柄かと云ふことを、これから大略書き添へておきます。

一、先づ投票に關する心得としては

（イ）先づ第一に注意すべきは選擧の前後を問はず選擧に關連して金や品物を貰つたり、饗應を受けたりしてはならぬことである。貰ふことが惡いばかりでなく貰ふ約束をすることも惡いのであります。又金や品物許りでなく法律には「金錢、物品、其の他の財產上の利益若は公私の職務の供與を受け又は饗應接待を受け若は之を要求し又は其の申込を承諾したるとき」と規定して居るのであります。

この金錢を貰つたり饗應接待を受けると云ふことはこれ等の利益を得て、自己の良心を賣ることであり選擧の投票を、金で賣買することでもあり、選擧の公正と自由を毒する事最も甚だしいものであります。從つて選擧違反中に於ける最も惡質のものとして、特に深く警戒せなければならぬことがあります。

この違反がなくなれば選擧肅正の目的は八、九分通りは達成せられたと申して宜しいのでありますが、遺憾ながら昨年の衆議院議員總選擧に際しましては、この違反の爲めに起訴せられた者が、全國で七、二四五人の多數に及んで居るのであります。

イギリスでは以前はやはり此の違反が多くて其の弊害に苦しみ、非常なる苦心と、國民の自覺自肅の結果今日では此の弊風が無くなり肅正の實を擧げ得たることは有名なる事柄でありますが、我國に於ても是非この弊風のみは、速かに絶滅したいものであります。

（ロ）投票に關する違反の第二は、自分の關係ある學校、神社、寺院等の特殊の利害關係を利用する誘導に應じてはならぬことであります。

有權者がその子等の通學して居る學校へ、候補者から金を寄附して貰ふとか、有權者が氏子である神社或は檀家であるお寺へ候補者から金品を寄附して貰ひ、その代り其の候補者に投票すると云ふ樣なことが。この違反となるのでありまして、これ又選擧人自身が直接利益を得る譯ではありませぬがで斯樣な特殊の利害關係を利用することは、これ又選擧を公正に行ふ所以ではありませぬから、法律はこれを禁じてゐるのであります。

その他選擧人の町村の道路を設けて貰ふとか電車を發いて貰ふとか云ふことを條件とに、投票に應ずることも此の利害關係の誘導に應ずることになるのであります、法律には「選擧人に對し其の者又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附其の他特殊の直接利害關係を利用したる誘導に應じたるとき」と規定して居るのであります。

（ハ）第三には氏名を詐稱するとか、其の他詐欺の方法を以て投票をしてはならぬことであります、これ又申す迄もないことであります

二、次に投票所に於ける心得として

（イ）第一に選擧に際し鐵砲、刀劍、棍棒等の兇器を携へて投票所や、開票所へ這入つてならぬことであります、これを携へて入ると刑罰に處せられます。

（ロ）第二には投票所に於て他の選擧人の投票に干涉してはならぬことです、例へば傍に居る選擧人に候補者の氏名を敎へたり、氏名の書き方を敎へたりするとこの罰則に觸れることになります。

（ハ）第三には他の選擧人が投票用紙に書いて居る被選擧人の氏名を知る方法を行つてはならぬことであります、例へば隣りに居る選擧人の投票用紙に書いた候補者の氏名を盜み見ると云ふ樣なことが、これに當るのであります、これは投票の秘密を犯すこととなるから法律はこれを嚴禁してゐるのであります。

（ニ）第四に投票所又は開票所で騷いだり、器物を故意に破壞したりすることも亦罪となるのであります。

三、次に演說會場に於ける心得としては、

（イ）第一に演說の妨害をしてはならぬことであります、演說會場で大聲を發して騷いで邪魔をするとか、電燈を消して妨害をするとがこれに當るのであります。

（ロ）第二に演說會場へ集まる人々の集合を妨害してはならぬことです、今日は演說が、罷めになつたなどと嘘を云つて聽衆を途中から歸らせるとか、あんな辯士は面白くないから閉に行くな等と云ひ、妨害するのがこれに當ります。

四、次に候補者に對する心得としては、

（イ）第一には候補者の身分、職業又は經歷に關して嘘の事を公にしてはならぬことであります。

（ロ）第二には當選妨害の目的で候補者に關して一切嘘の事を公にしてはならぬことであります。

（ハ）第三は候補者に對して身體に暴行を加へたり又は威力を加へたりしてはならぬことであります。

以上が一般有權者として心得て置くべき重な違反行爲でありますが、これ等の事柄は何人が考へても、常識あり良心ある人ならば、惡いことは判り切つたことであります。

世間では違反行爲に付て色々と非常識な噂話が行はれてゐます、道傍に倒れてゐた選擧の立看板を、通行の邪魔だから起してやつたりそれが、勞務の提供だと云ふので違反に問はれたとか、或は演說會場で出會つた懇意な友人の爲に下駄を揃へてやつたのが違反であつたか、勞務提供と云ふことには、大分神經を惱ました種々の話があつたことを私も耳にしましたが、それ等はいづれも一場のゴシプに過ぎないので、決して左樣な違反事件で起訴された人があつた譯ではありません。

往來の邪魔になる倒れた立看板を起すことは、交通道德上人として當然爲すべき善事であり、又知人の爲に禮讃を盡すと云なことも社交上の儀禮であり、それ等の道德的行爲が選擧違反になるなどと云ふ沒常識なことが有る筈はないのであります。

又世間では親子兄弟の間柄でも、うつかり選擧の話は出來ない、うつかり候補者の事など話さうものなら、忽ち違反に問はれるなどと云ふ誤つた考へを持ち、極端に選擧の話もすることを怖れてゐる人もあるやうに聞いて居りますが、これ又甚だしい誤解であります。一家團欒の樂しい夕餉の食卓に向つて、父子兄弟夫妻が時の話題として選擧を語り、候補者の品定をすること等は、決して法律が禁止されてゐるのではありません。

選擧人の皆樣はどうか謂れなく選擧を怖れて、折角の選擧を暗いものとする樣なことなく、どうか安心して各自の良心に從つて朗かに明るく愉快に來るべき投票日には、各自の者せらるゝ貴重なる一票を、自由に自ら可なりと信ずるところの候補者の爲に投ぜられ、立派國民としての貴き任務を盡されんことを切望して止まない次第であります。

總選擧を意義あらしめよ

選擧肅正中央聯盟理事長　田澤義鋪

今回我々が當面してゐる總選擧は、二つの點に於て、極めて重大なる意義を有してゐると思ひます。その一つは、わが現下の國情に於て、我が國の政治を如何なる基調に置き、如何なる動向に導くべきかの問題に就て、國民は今回の選擧を通じ、その批判を下さなければならぬ。今度の總選擧はかう言ふ重大なる意義を持つてゐると思ひます。併し之は所謂政治問題であつて、國民大衆の判定に俟つ

べきもの、從つて我々が玆に論ずべき限りではありません。

ところで今回の總選擧は、いま一つ極めて重大なる意義を有してゐるのであります。それは何かと言ふに、一昨年以來、官民協力、擧國一致の大運動として行はれた選擧肅正の問題が、更にその徹底に向つて數歩を進め得るのであるか、それともこの邊で一段落、やがて逆戻りと言ふやうな運命に陷りはしないか、その分岐點に立つのがこの度の總選擧であると云ふことが出來るのであります。この點に就きまして。皆樣と共に少し考へて見たいと思ふのであります。

一體、一昨年以來の選擧肅正が、どうしてあのやうな擧國一致の、膨湃たる國民運動となつたかと考へて見まするに、一面に於て、いろ〳〵議論があるとしても、我が國の政治は、結局立憲政治によるの外に考へ方はない　明治天皇が不磨の大典としてお定めになつた憲法によつての政治、現在及將來の臣民は、永遠に憲法に柔順でなければならぬと仰せられた　御聖旨に基いての立憲政治、一君萬民の國體に最もふさはしい立憲政治、即ち一君たる　陛下が萬民と共に政治を遊ばさるゝといふ立憲政治――この立憲政治以外にわが國の政體は考へられぬ。獨裁政治とか、フワッショとか、さう云ふ議論もあるかも知れぬが、わが國體の下に於ては、わが欽定憲法の下にあつては、斷じて行はるべからざるものであつて、何處までも我々國民は、　明治天皇の詔のまに〳〵憲法の條章を皆稽して政治に參劃しなければならぬ。――かう言ふ動かすべからざる鐵則が儼として存在してゐるのであります。而かも一面には、かくの如き貴重なる立憲政治も、國民の政治道德や政治智識が、十分でなかつた爲に、從來、その運用に伴ふて幾多の弊害が現はれ來つたのであります。而かもその弊害の累積する處、一部の國民をして、立憲政治そのものに失望せしめ、或は之を輕視せんとするが如き情勢すら導き來つたのであります。一方には立憲政治以外には、何と考へてもわが國家國民の爲の政治形態は考へ得られぬし、殊に　明治天皇の詔によつて、絶對的に之を擁護し維持しなければならぬ國民の責務があり、一方には、その運用に伴ふ弊害少からず、國民の一部は之を呪咀するに至ると言ふならば、その間に立つて、國民は如何に之を打開すべきであるか。申すまでもなく、立憲政治運用に伴ふ各種の弊害を打破し拂拭して、立憲政治そのものの精神を發揮し、之を欽定あらせられた　聖旨のまに〳〵立派に仕上ぐべく力むるより外に途はないのであります。而してその謂はゆる憲政運用に伴ふ弊害は何であつたかといふに、勿論それは種々あつたでありませうが、その多くは選擧に伴ふ各種の弊害にその源を發してゐるのであります。そこで選擧肅正の運動が、一面にはわが立憲政治を眞に擁護する爲に、又一面にはその運用に伴ふて暴露した舊來の惡弊を除去する爲に、兩して最後に我が帝國憲法の大精神を實際政治の上に生かすが爲に起つたところの大運動であつたのであります。

かくの如く重大なる意義を有する運動であつたればこそ、あれほどの擧國一致、官民協力となり、全く社會各方面の盡くの努力により膨湃たる國民運動となつたと思はるゝのであります。

この選擧肅正運動は、過去二ヶ年の運動に於て、已に相當の效果を擧げ得てゐると申してもよろしいのであります。例へば、從來わが國の選擧に伴ひ易き惡弊の主要なるものゝ一つであつたが選擧干渉、時の政府が或る政治的意圖の下に、廳々にして一黨一派に偏し國家權力を濫用する即ち選擧干渉と稱せらるゝものがあつたのでありますが、之などは大抵過去の物語りとなり了したと言つてよろしいと思ひます從つて將來、萬一不都合なる內閣が現はれて、所謂選擧干渉をしようとしても、國民の眼は已に相當の程度に目醒めてゐるのであります。選擧干渉の如きわが國立憲政治を汚濁せんとするやうな政府こそ、反つて國民の制彈を受け、その政府を助けんとした黨派も亦、國民大衆の反感を蒙つて、選擧場裡、必ずや慘敗を喫するであらうといふような、極めて健全なる基礎條件が略備はつたと申しても差支なからうかと思ひます。之はたしかにわが憲政史上、一つの大なる劃期的進歩であるのであります。

又次には、選擧費用の激減した事を擧げることが出來ます。昨年の總選擧の結果によりますと、多くの候補者は、從來使用し來つた選擧費用の二分の一乃至三分の一で濟んだと言つて居るのであります。之は決して候補者たる人々の個人的の便宜とか都合とかいふ小さな問題ではありません。從來我が國の政治が選擧に多額の費用を要するが爲に、各種忌はしい惡弊をかもし出してゐたことは玆に改めて申すまでもありますまい。政治の腐敗が叫ばれた原因の根本は、實にこの點にあつたのであります。その選擧費用が半額となり、或は三分の一となつたといふ事は、之れ亦我が國憲政史上、特筆大書すべき肅正運動の效果といつてよろしいと思ひます。

之と關聯しまして、候補者と選擧民との間に立ち、平時に於ける忠君愛國の實踐とも言ふべき神聖なる選擧の機會に、私腹を肥さんとする憎むべきブローカーが閉塞したこと、又慨はしき投票賣買等が著く少くなつたことなど、矢張り喜ぶべき現象と言つてよろしいと存じます。

殊に又、形にも現はれず、數字にも計上することは出來ませんが、國民の立憲政治理解を深め、その政治知識及び政治道德の向上に資した點も決して少くはないと思ひます。

かくの如き喜ぶべき種々の效果を擧げ得た反面に選擧法規があまりに煩鎖であり、爲に選擧をして明朗活達の氣持で選擧に當らしむることを幾分にも阻害した點がありはしなかつたか。或は又取締に當る多くの官憲の中に、或は常識を逸し過酷に流るゝ處置をした者がありはしなかつたか。かう言ふ事柄について好ましからぬ經驗も味つたのでありますが、法規の缺陷は法規の改正によつて改むべきであるし取締の過誤は、官憲の努力によつて是正せられなければならぬ。かくて肅正は肅正として何處までも徹底せしめなければならぬのであります。

ところが世間には熱し易く冷め易しと言ふか、二ヶ年の努力をもつて一段落であるかの如くに考へて、最早や選擧肅正も下火であらうなどゝ勝手な推測を交へて、自らその熱意を喪失しつゝある者が相當にあるのではないかと思はるゝ節があるのであります。立憲政治の運用に伴ふ惡弊は、四五十年もかゝつて惡くしたのでありますから、それを僅か二年や三年で根こそぎ淨化し終るといふわけには中々いかぬのであります。今述べた效果と言ふのも、一應の效果であつて、更に之を徹底せしめてこそ、はじめて動かないものになるのであつて、若もこゝで手をゆるむれば、又徐々と元に參る虞は多分にあるのであります。

五十年かゝつてわるくした言はゞ傳染病である。一時の頓服や注射で癒らうとは思へぬ。注射や頓服で病勢を挫くことが出來たならば、その後根氣よく治療を講じなければならぬのである。二三年で倦いてしまつたり、氣乘り薄になるやうな事なら。初めから之れほどの大問題を思ひ立たぬがよろしい。思ひ立つた以上は何處までもやり通さねばならぬのである。この一點。深くお互に考へねばならぬ處と思ふのであります。

ところで今年の一月以來、全國各地に於て行はれた市町村會議員の選擧の結果を見まするとと、相變らず惡質犯罪の後を絶たないのであります。そして甚しきは、最早や警察や檢事局でも、それほど八釜しく取り締らないであらうなどゝ速斷して、罪を犯してゐる者があると聞いては、我々は憤慨を通り越して啞然と呆れる外はありません。自分の國家の檢事局や警察が、罪を犯しても見逃すであらうと推測する。自分の國家がそれほどだらしがない國家であつていゝのか何うか。全くから云ふ人々の考へには情けない氣持が致すのであります。

それに、昨年の總選擧の違反の跡を調べて見ますと、候補者の周圍にあつて、候補者の爲めに選擧運動をする人々が罪を犯してゐるのが非常に多いのであります。之れ等の人々は、舊來の選擧運動の惡弊から、何うしても脱することが出來ず、そんな結麗な事だけ云つておつては選擧は出來ない。勝たんが爲には手段を攰べないと云つた氣持で惡質な違反を行ふらしいのであります。而してその結果は何うかと云ふと、自分が罪に處せらるゝばかりでなく、候補者に甚しき迷惑をかけ、所屬政黨の面目を傷け、延いては憲政そのものにすら累を及ぼすのであります。私は解散後、選擧肅正中央聯盟を代表して、六つの政黨の首腦部の各位と會見し、この點を御相談したのであつたが、政黨側でも、全くこの點に同樣の憂を抱かれ、今回は一層肅正を徹底せしむるに努力しつゝあることを述べられ、更に主要なる政黨にありては、選擧違反で裁判所に繫屬中のものは公認しない事にしてゐると云つて居らるゝのであります。かくの如く一面は政黨の內部に於て自肅自戒の努力が行はれ、一面には一般的肅正運動に於て社會の空氣を作り、社會制裁力を高め、之れ等惡質違反を絶對に剿滅しなければならぬと存するのであります。

前にも述べました通り今回の選擧は、肅正選擧を徹底せしむるか、或は又逆戻りせしむるかの重大なる分岐點でありますから、お互に相戒めて不正醜惡なる手段によつて汚さることなきやう、深甚の注意をしなければならぬと存じます。

以上は選擧に際して不正醜惡なる事實なからしむるために、云はゞ消極的肅正に就て申上げたのでありますが、次に國民の總選擧に對する積極的の心構へに就て更に少しくお話して見たいと存じます。

一體立憲治下に於ける衆議院議員の總選擧は、二つの重大なる任務を持つてゐると思ひます。一つは所謂賢良の選出であり、一つは民意の暢達であります。賢良の選出と云ふのは、云ふまでもなく我々の代表者として、國政に參與するに足る人物、畏れ多いが　陛下の御相談相手にもなり得る立派な人物を選出することであります。その人格、その識見、その力量、之れ等の點から考へて立派な人物を選出しなければなりませぬ。人物の檢討は、選擧に於ける國民の第一の心掛でなければなりませぬ。次に民意の暢達と云ふのは、國民の希望する政治は何であるか、何う云ふ政治をやつて貰いたいのか、それが選擧を通して現はれなければなりません。畏れながら　陛下は、總選擧によつて、此點も國民に御下問になつてゐると申上げても宜しいと存じます。それ故に國民は、候補者の政治的主張を檢討して、自分たちが如何にもさうだと、贊成し得る主張を持つた候補者に投票しなければなりません。前に今度の總選擧に於て、我が國の政治を如何なる基調に置くか、如何なる動向に導くべきかに就て、國民は批判を下さなければならぬと

申したのはこの事であります。勿論時局は複雑でありますから之れ等の批判の結果が簡單に現はるゝか何うかはわかりませんが、兎に角この重要の問題に就て公議が盡されなければならぬと思はれます。かくて人物と主張とが國民によつて檢討され批判さるゝ。之が總選擧の意義であります。それが大政翼贊の途であります。從つて國民は、棄權などの事なく、陛下に忠節を盡し、國を愛し、公に報ずる國民道義の實踐として、立派な選擧を行はなければならぬのであります。

從つて以前に考へられてゐたやうに、選擧は候補者何某氏の爲の選擧である。それならばお辭儀でも餘計する人に投票した方が氣持がいゝとか。或は何某さんの爲に半日暇をつぶして役場まで投票に行くんだもの、少々位挨拶があつても當り前だなとゝ云ふ考へ方は、根柢より打破して了はねばなりません。候補者の爲ではない。國家の爲であり、國民の爲である。お辭儀をすると云ふなら、候補者から選擧民に對してゞなく、選擧民の方から御苦勞樣ですが我々に代つて國家の爲にお盡し下さい、と云つてお辭儀をすべきであります。金のやりとりがあると云ふなら、選擧人の方から候補者に對し選擧費用を贈ると云ふことになるべきだと考へます。

この點に於て私どもが實行してゐることで、普通と變つた所のある選擧の方法を申上げて見たいと思ひます。私どもは選擧肅正の必要を痛切に感じて、昭和二年以來、選擧肅正同盟會と云ふ團體を作つて居ります。この團體は選擧肅正中央聯盟とは別で、その加盟團體の一つでありますが、どんな事をするかと云ふと、二ケ條の誓約を致して居ります。

第一ケ條は、選擧に際しては何人の請託依頼にも動かされず、自己の所信に基きて投票することゝ云ふのであります、之は頼まれ選擧をしない。候補者の爲の選擧ではない。從つて候補者に頼まれて投票するのではない。自分の方から候補者を選擇するのだと云ふ意味であります。

第二ケ條は、自己の投票せる候補者に對し、その選擧費用として金三十錢以上を送ることゝ云ふのであります。我々の代表者として出て呉れるのであるから、選擧費用がかゝるのなら我々が出すのが當然ではないかと云ふのであります。こゝに三十錢と云ふのは、選擧費用の法定制限額の算出基礎が、選擧人一人當り三十錢となつて居りますから、それだけは正しい選擧費用が入要だと見て、少くとも自分一人前だけは之を出さうと云ふのであります。皆が皆出すわけでもありませんから、三十錢以上分に應じて出すことにして居ります。私は昭和三年の總選擧以來、衆議院の選擧は固より、府會議員でも、市會議員でも、いつも一圓づゝ贈つております。贈る相手は自分がこの人こそと思つて投票したその人に贈るのであります。その場合私どもは、かう云ふ手紙をつけて贈ります。

拜啓　私はあなたに投票致しました。あなたに私共の代表者となつて頂きたいと思ひます。就てはあなたの選擧費用の中私一人分として金幾千をお贈りします。小爲替（又は郵便切手）を入れておきました。どうぞお受取下さい。尙ほお身體を大事になさつて、國家の爲（或は縣政市政の爲）お盡しを願ひます。

選擧肅正同盟會一會員

候補者何の某殿

かう云ふのであります。自分の名前を書いても選擧違反でも何でもないと思ひますが、禮狀が來たり、次の選擧に頼んで來たりすると困りますから匿名がいゝと思ひます。我々の仲間は全國各地にありますが、皆かう云ふ投票をし、又この送金を實行してゐるのであります。

若しかう言ふ投票が盛んに行はれますれば、候補者を金で苦しめることなく、又金まで出して投票するのですから、立派な人に投票したいと思ふやうになり、選擧の眞意義が發揮されると思ひます。

要するに今度の總選擧に當りまして、お互に人物と主張を檢討して立派な投票をすると同時に、一層肅正選擧を徹底せしめて、不正醜惡な弊害を根絶するやう眞劍に努めなければならぬと存じます。

婦人の立場より選擧肅正を

選擧肅正婦人聯合會委員長　吉岡彌生

突如として解散された衆議院議員の總選擧は、方に數日後の四月卅日を以て行はれんとして居ます。

顧みまするに、一昨年選擧肅正なる國民的大運動が開始されまして以來衆議院議員の總選擧を始めとし、府縣會議會員市町村會議員の選擧等たび〳〵の選擧に依つて國民は大いに訓練され、從つて政治知識も之を肅正運動開始以前に比較しますと、實に著しい進歩をいたして居ると思ふのであります。即ち去る三月東京市に於て行はれた市會議員選擧に就て見ましても、以前は選擧といへば、出て貰ひたいと思ふやうな人物は、とかく候補者に祭り上げられる事を忌避するやうな傾向がありましたが、この度の選擧に於ては、人格識見、學識等を兼備せる所謂當代一流を以て仰がれる人物が、多數に轡を並べて出馬され、而かも此等の候補者はたつた一回共同選擧事務所の名に於て、これ〳〵の人が立候補されたといふ

一枚の印刷物を配布したのみで、一般に行はれるやうな、有權者に對して候補者から挨拶狀を發すると言つた如き手數を煩はさず、從て選擧に於ける第一條件と謂はれる地盤などは顧慮することなく、全く超然たる態度であつたのであります。されば是までの慣習や傳統に捉はれて居た人々の眼から見れば、殆んど無謀の擧の如くに思はれ、新聞紙さへも到底當選は覺束なかもうなどゝ評した向もあつた位でありましたが、どうでせう開票の結果は、慥かに二三の落選者を出した外、其の大多數は見事に當選されたではありませんか、愉快と謂はうか、痛快と申ませうか、實にかうした例は幾十年來、如何なる選擧に於ても未だ嘗て見た事のない劃期的現象であつたのであります。これ全く一般民衆の政治に眼覺めた證據でなくて何でありませう。

とは言ふものゝ、かゝる悅ぶべき現象の其反面にはまだ〳〵容易に拔くべからざる弊習積惡が蟠まり殊に買收といふ惡質違反行爲が頻々と行はれ、可成り多數の檢擧者を見るに至つたのであります。されば選擧肅正の徹底を期せんとするには、國民は更に大に結束して、今一段の大努力を致さなければならぬと信ずるのであります。

であります、我が婦人團體としては、議會が解散となるや、逸早く選擧肅正のための諸般の準備を整へ、中央に於ては愛國婦人會、大日本聯合婦人會、選擧肅正婦人聯合會の三團體となり、たび〳〵委員を集合して協議いたしました結果『人を選べ、主張を選べ』の標語入り立看板やポスターの配布、ビラ、パンフレットの配布、講演會、最寄會等の催しを始めとして、選擧肅正の家庭化、棄權防止運動等の有らゆる方法手段を盡し、肅正選擧の徹底を期することゝしたのであります。

又選擧肅正婦人聯合會では、女の選んで欲しい衆議院議員と題し、代議士として必ず具備せなければならぬ資格を列擧したビラを作つて、之を全國に配布する事に致しました。卽ち、

一、所謂政治屋でなく、どこまでも眞面目に、國民全體の利益幸福の爲に働く人
一、贈收賄、瀆職罪、選擧違反等で刑に處せられた事のない、淸廉潔白の人
一、有權者を金錢や利權、情實、泣き落し等で誘惑しない人
一、議會で彌次つたり、暴行したりせず、又妾などを蓄へて居ない品行方正の人
一、いかゞはしい職業を營まない人
一、教育、保健、社會事業の問題を眞面目に考へて呉れる人

以上の諸點で御座います。蓋し之は大方の御婦人に於ても必ずや同意を吝まれない事と存じます。

又全國立候補者の御婦人に對し、三團體の名に於て、次のやうな文句を以てする、激勵やうの書面を差上げました。今其全文を讀み上げますから、御聽取の上御批評下さるやう御願ひ申ます。

拜啓陽春の候益々御淸榮の御事とお慶び申上げます。さて此の度の衆議員總選擧に際し御良人樣には立候補遊ばされました由嘸かし御繁忙の御事と存じます。御善戰の上眞に淸く正しき一票を御獲得なされ御當選の程をお祈申上げます。御存じの通り私共婦人は選擧の圍外に於かれては居ますものゝ一家の經濟、子女の敎育等其の他何一つ私共の生活が國政と關係を有たないものゝない事は貴女樣の如き立場にあらせらるゝ御婦人の具さに御承知の事で御座いませう。私共はかうした婦人の立場から數年來選擧肅正運動に協力し有權者の方々に一家の代表として正しき自覺ある一票の行使をお願ひ申上げて居る次第で特に今回は標語に「人を選べ、主張を選べ」又「母心で選擧を育てませう」を掲げて微力を盡して居ます。

選擧の陋習の根深さに就ては私共よりも貴女樣の方が遙かに御精通の事とは存じますが、何卒此の心持をお汲み取り下さつて今回の選擧を眞の淸き選擧と爲し力ある人格者として御主人樣の御榮冠のかち得らるゝやう偏に內助の功をお擧げ頂きたくゆめ〳〵買收其他の違反行爲等の生ぜぬやう篤と御努力の程を折入つて御願ひ申上げます。御良人樣の御勝利を片時も息まず祈つておいでになる貴女樣の御心中は同じ女性の私共もしみ〴〵とお察し申上られるやうに存じますので失禮をも省みず右樣の筋を認めました。惡からず御諒承の程をお願ひ申上げます。

想ふにかうした趣旨が國民全體に徹底した時こそ初めて完全な肅正選擧の行はれる時でありませう。

以上で御座います。

御承知の通り、選擧運動開始以來、我が婦人團體は、常に大なる努力を續けて參りました。又相當の效果をも齎らしたのであります。從つて今日では、婦人を除外して肅正運動は出來ないとまで謂はれて居る程で、今次の選擧に際つて「婦人團體の協力を求める事」といふ一項は最も力强い對象の一つとされて居るのであります。されば私共婦人は、此の際一段の努力を加へて、大方の期待に副ひたいと思ふのでありますが、それには全國の婦人が一人殘らずかうした氣持に成り、今度の選擧こそは、私等婦人の手に依つて、幾十年來の弊習積惡を根こそぎ排除し、眞に理想的選擧と致しませうとの覺悟を極めて頂きたいと考へ、玆にラ

ヂオを通して、烏滸がましくもお願ひする次第であります。

惟ふに國會開設以來既に五十年を經過しました。而かも猶選擧肅正を叫ばなければならないとは、何たる嘆かはしい事で御座いませう。一體かうした狀態になつた原因はと言へば、因より種々あるでありませうけれども、就中其の最も主なるものは一般國民に對する政治敎育が徹底しない上に、徒らに權利を主張することのみが重ぜられ、義務を盡すのより必要な事を忘れてしまつたからであらうと私は考へるのであります。

畏くも明治元年三月十四日、明治大帝がお示し遊ばされました、五ケ條の御誓文を奉拜いたしますと

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フベシ
一、官武一途庶民ニ至ルマデ各其志ヲ遂ゲ人心ヲシテ倦マザラシメン事ヲ要ス
一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ
一、知識ヲ世界ニ求メテ大ニ皇基ヲ振起スベシ

とあります。更に御誓文の御終りを拜誦し奉りますと

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ
朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス
衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ、と仰せ出されてあります。何と有り難い極みではありませんか。あゝこの國是こそ我等國民の嚮ふべき大羅針盤であります。而かも我が國民は、果して克く公論に決すべくはたまた天地の公道に基くべく、大政翼贊の任を果して居るでありませうか。國民たるものは宜しく過去に顧みて、苟くも嚮ふ所を履み誤つて居たことに氣付いたならば、豁然として迷妄より脱し、大に自戒し自肅せなければならぬと同時に、奮起一番以て聖旨に答へ奉らん事を期せなければならぬと信ずるのであります。

そも〳〵國會は、國民の總意を政治の上に反映せしめんがため設けられたもので、それには國民全體を代表すべき有爲有能の士を選出して、國政に與からしめなければなりません、それが即ち代議士であります。でありますから代議士は國家の選良として、最も尊敬しなければならない人で、從つて之が選擧の場合は、國民としては恰も神前に新膰する時と同樣な嚴肅さと眞劍さでなければならない筈であります。然るに今までに於ける我が國民の態度を見ますと全く之と反對で、選擧といへばお芝居か、お相撲かさもなければ競馬と言つたやうな興行ごとでも催されるやうな考へ振りで、從つて與へられたる貴重の一票をば、一種の觀覽券か入場券か、茣蓙しきは馬券でもあるかのやうな取扱を爲した、不眞面目極まる向のものも決して尠くはなかつたのであります。されば國民は擧げてお祭り騷ぎのやうに熱狂はするもの、それは全く一身一家のための名譽や利權を希ふか、然らざれば驚用驚略を期するのであつて、眞に國家のための御奉公として、大政翼贊の任を盡さんとの至誠の迸りである熱狂ではないと思はれる點が多々あつたのであります。いかで御誓文の趣旨に副ひ奉ることが出來ませう。これ誠に國民が政治に眼覺めなかつたゝめで、敎育の不全下備もこゝに至つて極まりと言はねばなりますまい。更らに今一つは國民の半數を占めて居る婦人に對し、選擧權を與へられて居ないために、敎育の基礎たるべき家庭が、政治に對して全く無關心たらざるを得ざる立場に置かれ、夫に對しては勿論、伴にさへも母としての意見を鍊むことの不可能なるのみならず、かゝる立場に置かれたるため、政治に對する何等の思想も知識も有たない母親に依て敎育された男の子が、成長の後は其のまゝ有權者として、既に汚れに汚れたる社會に放り出されるのであるから、かうした狀態を演出するのも或は無理からぬ事ではないかとも考へられるのであります。

されば今後に於て、選擧が理想的に施行されるやうにするには、男女を問はず國民全體が、もつと〳〵根本的に政治に眼覺めるやう我が國獨自の立憲國民としての政治敎育を高め、且つ普及せしめなければならぬと思ひますが、それはそれとして差當つての總選擧に際し、我等婦人はたとひ一票の權利は有しなくとも、決して無關心では居られない急務に直面して居るのでありますから、愈々結束を堅くし、肅正の實を擧ぐべく努力しなければなりません。

而かも此の際特に强調したいのは選擧肅正の家庭化といふ點でありますと申ますのは從來の選擧に於てはたとひそれは一小部分の家庭であつたに相違ありますまいけれども、選擧を以て錦紗の着物に代へたり、お芝居の觀覽料に代へることが、必ずしも擧づべきものではないが如く心得て居たものゝあつた事を、屢々耳に致して居るからであります。

かくて選擧肅正の家庭化と言へば何だか面倒臭いもの樣に聞えるかも知れませんが、實は極めて容易な事で、先づ其の實行の例として擧げれば、從來各所で奬勵されて居るやうに、選擧當日には國旗を揭揚し、お赤飯でも焚いて家族打ち揃つて食事するとか明治神宮や土產名神社に參拜するとかして、周圍環境を淸淨な空氣を以て漂はせるやうに努め、一面には家人に對して違反行爲のなきやう、また棄權しないやうに注意を與へ、母心を以て淳々と導き培ふのであります。即ち一票を有しないものゝ選擧に盡す本分の道は、實にこうした母心にあると信ずるのであります。

總選擧を意義あらしめよ

東京帝國大學敎授　蠟山政道

議會解散に對する政府の理由とこれに對する政黨の主張とは一致してゐないが、信を國民に問ふの一點に於ては一致してゐるされば時局打開の鍵は國民の判斷にある、かくて今度の總選擧は重大な意義を有つことゝなつた。これを眞に意義あらしむる道は選擧そのものを正しく行ふにある。選擧肅正の實を擧げた選擧でなければ右の如き重大な意義を託された選擧も無價値となつてしまふ。總選擧を眞に意義あらしむる道は先づ選擧肅正を徹底し腐敗行爲の絕滅と官憲の不當取締の廢止とを期せねばならないと思ふ。（梗概）

公民敎育上より見たる選擧の意義

文部省社會局長　山川建

本年は恰も五箇條の御誓文が明治元年三月十四日に發布せられましてから七十年目に當りますので、私共は今更乍ら感銘の新たなるを覺えますと共に、此の御誓文と我國立憲政治との關係につきましても深く考へさせられて居る次第であります。此の度圖らずも衆議院議員の總選擧に直面する事になりましたので、國民と致しましては、我國立憲政治の淵源とも申すべき五箇條の御誓文の御精神が更に私共の胸に新らしく且つ强く迫つて來る思ひが致すのであります。

明治天皇が維新の大業を始めさせらるゝに當りまして、先づ中外に、新しき日本の、新しき國是を、五箇條を以て宣示遊ばされ、尙其の際明治天皇には勅語を下し給ひ、

「我國未曾有の變革を爲んとし朕躬を以て衆に先じ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす衆亦此旨趣に基き協心努力せよ」

と仰せられたのであります。此の御言葉を拜察致します時に、私共は日本國民として明治天皇の叡慮の宏大無邊なるに唯々感激を覺ゆるのであります。此の宏大無邊なる聖慮は更に明治二十二年に於きまして帝國憲法を欽定遊ばされるに至つたものであると拜察申し上げる次第であります。

此の明治二十二年の憲法發布によりまして、我國は玆に立憲政治の確立を見たのでありまして、爾來今日迄約五十年間卽ち殆んど半世紀の長き歲月を立憲政治の國として過ぎて參つたのでありますがそれにも拘らず私共國民は我國、立憲政治の現狀に付きましては色々と遺憾の念を覺えますと共に、國民自ら深く反省を致し、自戒も致さなければならぬものが多々ある事を痛感致して居る次第であります。此の事に付きましては、未だ立憲政治の精神が、十分に國民の間に理解されないで來たと云ふ點に最も大きな原因があるのだと云ふ事は否定の出來ない事實でありませう。立憲政治といふ新しい制度に對しましては、其れに應ずべき新しい準備が必要であり、新しい敎育が施されねばならぬ事は申す迄もない所であります。しかるに從來遺憾乍ら此の方面の敎育が我國に於ては不足勝ちであつたと申さねばならぬのであります。然し乍ら大正十四年に至つて普通選擧制度が布かれまして、廿五歲以上の男といふ男は凡そ選擧權を與へられることになり所謂國民參政の範圍が急に增大する事になりましたので、朝野の識者が均しく公民敎育の急務なるを認めまするし、一般輿論も亦之を支持し鞭韃するといふ次第でありまして、此の情勢に促され其の後、年と共に此の方面の敎育は整備されて今日に至つたのであります。既に今日に於きましては、師範學校、中學校、女學校並に各種の實業學校等に於て「公民科」なる一科が歷史科とか地理科などと同樣に特設せられて居りまして、國家は「公民敎育」の徹底を期して居るのであります。其の外、私の現在關係致して居ります所の、社會敎育の方面に於きましても、青年學校には「修身及公民科」と云ふ一科がありまして、社會に於て實務に從事して居る所謂大衆青年に對して大いに公民敎育の徹底を圖つて居るのであります。尙文部省と致しましては衆議院議員の選擧區を一單位とし、其の選擧民を對象として府縣又は大都市或は文部省直轄學校などに依託しまして、公民敎育講座の開設や公民敎育講習會の開催を數年前より續けて居る樣な狀態で社會大衆の公民敎育にも相當の努力を拂つてゐる次第であります。此處で「公民敎育とは何であるか」と云ふ事に付きまして一言觸れて置きたいと思ふのでありますが、既に先に申し上げた所で御諒承の通り、「公民敎育」と今日一口に申されて居ります中には「既に公民として形式上完成して居る人達、例へば各選擧區の選擧民の如き人々を再敎育する」と云ふ意味の場合と、其の外に今一つの場合が考へられて居るのであります。それは卽ち「未だ學校に在學中の者或は在學はして居ないが公民として未だ完成して居ない、例へば青年團員の如き人達を敎育して公民としての素地、土臺を育て上げる」と云ふ意味の場合であります。それで以上の二つの場合の公民敎育を一言で申せば、第一の場合は「公民を再敎育する」と云ふ意味であり、第二の場合は「完全な公民にまで敎育する」と云ふ意味になるのであり

す。それでありますから小學校に於きましても別に公民科と云ふ科目はありませんが、「公民教育」は行はれて居るのであります。又、青年團、少年團等は、公民教育、特に公民訓練に付きましては重要なる學校以外の機關と考へられて居るのであります。

然らば次に公民教育の目標と申しますか、或は狙所とも申すべきものは何であるかといふ問題になるのでありますが、それは簡單に申しますれば、公民生活とか協同生活とか云ふ樣な、さう云ふ方面から國民を教育して行かうと云ふのであります。つまり國民全體に公共心、社會公共の爲に盡す心がけを涵養せしめて、廣く總ての人に公事に對する關心なり、心がけなりを持たしめようとする教育に外ならぬのであります。

更に言葉を換へて申しますと、公民教育の狙ひ所は「私」と云ふ事を考へさせるよりも、「我々」と云ふ事をもつと考へさせるやうにする事なのだと申しても宜しいのでありませう。そして此の「我々」の範圍を「我が家」から「我が村」「我が町」へ、「我が村、我が町」から「我が縣」へ「我が國家」へと擴げて行かせようとするものであります。

「依らしむべし、知らしむべからずと」云ふ事を主眼と致しました所の封建時代に於きましては、人民は唯權力に依つて治められるだけの存在でありまして、治める方の權力者と、治められる方の人民との間の縱の關係なり縱の道德といふものが、最も大事なものと考へられまして、例へば服從と云ふ精神などが最も力強く養はれたのは結果ではありますが、其の反面に、自ら進んで社會公共の、所謂公事に對しての關心、心がけを持つといふ積極的な心構へは培はれて行く餘地がなかつたのであります。

所が明治維新となりまして明治天皇の叡慮に依つて、私共は立憲國の國民となるに至りましたので、最早封建專制の時代の如き縱の關係、縱の道德を主眞として生活するだけでなくて、横の關係横の生活をも、もつと押し擴げて所謂、社會的公共生活を充實して行かねばならぬといふ事になつたのであります。又現實の問題と致しましても、今日の如く非常に複雜化して來た國家生活に於きましては、單純な封建の昔の如く、誰お上からの命令で動くといふのではなくて、何うしても國民お互同志の横の生活、つまり社會的公共生活から自發的に盛り上つて來る所の力强い活動が起らなければ、到底眞の國運の進展は期せられないのであります。

私は今迄社會的公共生活の心がけとか或は横の關係の道德とかと如何にもシカツメラシイ事を申し上げて參りましたが、併しこの精神、此の考へ方と云ふものが實に市町村自治の土臺ともなり、又立憲政治の根底ともなるのであります。市町村自治でも立憲政治でも要するに、市町村民なり、國民なりが、町村の各種の問題や國の政治を他人事だと思はずに、自分達の問題だと考へて、市町村會や議會といふ代議機關を通して、やつて行く事に外ならぬのでありますからして、つまり公共生活の觀念、協同生活の考へ方が國民の間に十分に出來て居らなければ到底地方自治や、立憲政治の有終の美を濟す事はむつかしいと申さねばならぬのであります。

市町村自治に致しましても、立憲政治に致しましても、今先きに申し上げました樣に、市町村會や議會と云ふ如き、「代議機關」を通してやつて行く所の所謂代議政治でありますからして、當然に選擧といふ事が行はれるのであります。

選擧を拔きにしては地方自治や立憲政治は到底考へられないのでありまして、私共立憲國の國民と致しましては、我等の代表者を選ぶ所の所謂選擧權の行使といふことは實に我々の公的生活の中心問題となつて參るわけであります。

憲法發布の際、畏くも明治天皇が、皇祖皇宗の神靈に告げさせられました御言葉の中に「臣民翼贊の道を廣め」と宣はせられて居りまして、其の有難き聖慮によりまして臣民の國政翼贊に關する務めとしての選擧權が與へられたのであります。然し乍ら、この選擧權に付きましては、從來兎角、權利といふ考へ方からのみ考へられる嫌ひがあつたのでありますが、私共はもつと廣く「國民の責務」と申しますか、その方面から之を考へねばならぬ事を痛感致して居るものであります。

明治天皇が「臣民翼贊の道を廣め」と宣はせられたる大御心も亦此處にあるのではないかと拜察し奉るのであります。國民が公共生活の何たるかを十分に解し、公民道に目覺めて、大いに公民精神を發揚し、奮つて國家社會に對する自己の責務を盡すといふ積極的な心構へを以て選擧權を考へ、選擧に當らなければならぬと思ふのであります。

私共は現在衆議院議員の選擧といふ國家的の大問題に直面して居るのでありますが、之に對しましては、私共國民は正に立憲的に忠君愛國の赤誠を發揚すべき場面である事を十分に自覺してかゝねばならぬと固く信ずるものであります。

尙今日我國に於きましては、滿洲事變以來頓に日本精神が昂まつて參りました事は、大いに意を强ふするに足るものがありますが、此の日本精神が立憲的忠君愛國の姿に於て發揚され、選擧の際に、投票をなす場合に之が見事に實現されまして、國民の代表として恥づかしくない立派な人物を議會に送り出す事が出來、天下一人と雖も選擧違反に問はれる樣な者もなく、天下一人と雖も投票を怠つて棄權する樣な者も無かつたならば、どんなに喜ばしい事かと思ふのであります。

それにつきましても明治天皇の御製に、

敷島の大和心の雄々しさは
　事ある時ぞ現はれにける

と仰せられた御言葉が思ひ出されるのであります。願はくは此の御製の大御心に違ふことなく、私共日本國民の義勇奉公の精神が、總選擧といふ國家的大事に際して立派に現はれる事を念願して止まないものであります。

選擧は民の心を陛下に奉答申し上げるといふ實に嚴肅な意義を持つものであると云ふ事に一度想ひ到りますならば、私共國民は君國に奉ずるの愛國的精神をもちまして、一票を飽く迄も神聖に行使するの覺悟があつてよいと信ずるものであります。

明治天皇は憲法發布の勅語に於きまして「此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり」と仰せられて居ります。申す迄もなく此の御言葉の意味は、今後國民は立憲政治といふ新しい且つ容易ならざる負擔を擔ふ事になつたのであるが、併し日本國民は立派に此の負擔を果すことが出來るに違ひないとの聖旨でありまして何といふ有難い御言葉であらうかと私共は此の勅語を拜讀する毎に感激の念を覺えるのであります。

とは申せ、此の勅語が發布せられましてから約五十年に垂んとする今日、尙私共は選擧毎に選擧肅正を唱へなければならぬといふ現狀を考へまして、眞に恐懼の念に堪へない次第であります。近く行はれます此の度の總選擧には、國民擧つて立憲國の國民としての大自覺の上に奮ひ立つて、立派に選擧に當り、以て明治天皇の有難き叡慮、今上陛下の貴き聖旨に副ひ奉る所がなければならぬと衷心より祈つて止まない次第であります。

選擧肅正の好機會

永田秀次郎

私は數日前から旅行して居りまして、現在名古屋の放送局に來てゐます。旅行中、各地で聞きますると、今回の選擧はどうも一般に氣乘薄だから、定めて棄權者が澤山出るだらうと云つたやうなことを言つて居ります。私は今回の總選擧について、政治上の批判をするやうな考は持つて居りませぬが、たゞこれを選擧肅正の立場から考へて、一言申上げて見たいのです。

選擧肅正といふことは、昭和十年の府縣會選擧、十一年の衆議院の總選擧、それからその以後に行はれた各都市の市會選擧などに依りまして、官民一致協力していろ〳〵奔走致しました結果、今や國民を擧げて頓にこれに共鳴して、選擧といへば選擧肅正、斯ういふやうな感じを持つやうになつて來ましたことは、非常にこれは慶ばしい現象であります。

十數年前のことを考へて見ると、私個人についても、後藤新平伯爵と一緒に政治の倫理化運動をしました時には、何等の反響のなかつた—あの事を考へると、實に隔世の感が致します。また昭和十年の肅正選擧について考へて見ましても、あの十年の春から夏頃までは、矢張り半信半疑で居つて、選擧肅正なんか言つても、それは到底實際には行はれないもので、そんな事を言ふ人は選擧に素人か、空想家の言ふことであると、斯う云つたやうに一部老政治家は冷笑して居つたのであります。それが夏頃から秋になりますと、初めて眞劍に取扱はれるやうになりまして、これを馬鹿にして居つた一部老政治家も沈默してしまつたやうな次第で、然し沈默してたゞ樣子を見てゐるといふやうな程度でありました。さうすると冬頃になつてからは、益々選擧肅正運動が白熱化するやうになりまして、この一部の老政治家も初めて、成る程選擧肅正といふことは今度は出來るのかなといふやうな風になつて來たのでありました。

私なども在態に白狀しますと、實は夏頃まであまり手應へがなかつたので、それが秋頃から大分手應へがあつて、反響を認めて來ましたから、自然だん〳〵面白くなつて來た。愈馬力を掛けてゆくと愈反響がある。遂には全く此方の方が吊り込まれてしまつて行つたといふやうな狀態が、あの十年の選擧肅正運動がございました。時勢の變化と申しませうか。機運が熟すると申しませうか。全く選擧肅正といふことは時代の要求に適合したものと感ぜざるを得ないのであります。

然るに今回の總選擧になりますと、どうも選擧に氣乘薄であるといふやうなことがだん〳〵聞かれるやうになりまして、さうして選擧に氣乘薄の結果、肅正運動までも氣乘薄のやうな話を聞かされるのは、これは甚だ心外千萬であると思ふのです。

二十年前では、選擧と言へば第一に干涉といふことを聯想して居りました。十年前からは、選擧と言へば買收といふことを第一に聯想して居りました。近頃では、選擧と言へば肅正といふことを聯想するやうな狀況になつて來てゐる。これは確實な事實であります。然るに極く僅かの間に、早くも肅正運動にも氣乘薄で

あるやうな風に言はれるやうでは、全くお互に折角植え付けて來たばかりの田が直ぐに旱魃に遭つたやうな感じがしまして、肅正運動がさう直ぐ旱魃に遭つたんぢや、洵に迷惑至極であります。

肅正運動の立場から申しますると、あらゆる機會に肅正の實を擧げる工夫をしなくちやならぬのです。隨つて今回の如き選擧に氣乘薄であるといふやうな機會も、これは考へ方に依つては却つて肅正運動の好機會であるとも考へられるのであります。

第一に官吏の選擧取締のことを考へて見ましても、今回は選擧干渉といふやうな必要はないのです。人權蹂躪を餘儀なくされると云つたやうなことも何もないのです、帝國議會開設以來、總選擧の行はれること二十回、未だ曾つて役人として今回ほど氣樂な選擧取締はないだらうと思ふ、今回ほど安心して、公平に取締のできることはないだらうと思ふ。これが蔽昧方火華を散らして爭つてゐる時分には、僅かな事でも問題が起つて來て、なかなか嚴正公平と言つても、實際の運用には隨分骨が折れるのであります。ところで今回のやうな風であれば、冷靜に氣を落着けて、嚴正公平に取締することができるのです。斯ういふことは未だ曾てないと思ひます。斯ういふ風に取締をする方でも精神に餘裕のある、最も冷靜に研究し、さうして取締の非常識にならぬやうに肝腎の急所々々は押へてゆく。さう云つたやうな研究をするのには、實にこれは理想的の好い機會が、今回のやうな機會であると思ひます。換言すれば、斯る氣乘薄の選擧の場合でなければ研究のないと云つたやうな方面の事があるです。斯ういふ時にこそ、うまくやれる事があります。こんな風に考へてゆきますと、今回の選擧も、肅正運動者に取つては、或る意味に於て絶好無二の機會であるとも言へるのであります。

また政黨諸君の方から言つて見ましても、今回は實際に於て運動費も多く要らないのであらうし、選擧ブロカーに死命を制せらるるといふやうな必要もないでせう。こんな選擧の場合に於てこそ、善良なる習慣を作つて行つて、從來は到底出來なかつた選擧の弊害を除去することも考へ得られると思ひます。

また有權者の方を見ましても、情實や因緣の運動も尠く、買收その他の誘惑もなく、眞に冷靜な判斷の下に選擧が出來るのでありますから、斯る場合に善良な習慣を作ることが出來ると思ふのです。

それですから苟も憲政の發達を期待する者に取つては、あらゆる機會が研究の機會であり、あらゆる機會が向上の機會であります。減多にないこの氣乘薄の選擧、卽ち減多にない選擧肅正の出來る機會であるとも見ることが出來ると思ひます。斯る見地から、今回の選擧肅正の運動は、官吏も政黨も有權者も、共に最も嚴肅に且つ忠實に努力して貰ひたいのであります。斯ういふ時に力を入れて置けば、あまり骨を折らないで善良な習慣が養へるのです。

隨つて根本的にこの政治形式の進化といふことについて考へて見ますると、日本はいま御承知の通り今年が五箇條の御誓文を拜して七十年、來年は立憲政治が實施されてから五十年、この記念すべき時期に於て、憲法政治の運用について根本的に考へて見る時なのです。世界大戰爭の際はウイルソンが何と言つたか。

『この戰地はデモクラシーが勝つか、ミリタリズムが勝つか。立憲政治か、軍國主義か』、斯う云つたやうなことを言つたのでありますが、戰爭の結果は丁度彼の希望するが如くに、デモクラシーが勝ちました。さうして戰さに勝つた者がヴエルサイユ條約と國際聯盟を作つたのであります。また民族自決といふやうなことを言つて、あの可愛らしい國を澤山拵へた。然るに二十年後の今日の世界はどうなつたか。皮肉にもイタリーはフアツショになり、ドイツはナチス、スペインは動亂を産む。世界は全く動搖の渦中に置かれて居りまして、デモクラシーの勝利どころか、もうデモクラシーの影の薄いこと、今日よりも甚しいことはないといふ狀態であります。人間は生物であり、社會は動くものでありますから、ヴエルサイユ條約のやうな、或は國際聯盟のやうな、戰さに勝つた時のまゝで、時計の振子を止めてゐるやうなことを考へる。時計の振子は人間が勝手に止めることができませうが、然し時の經過は止めることはできない。時勢の進運といふものは條約や規則でこれを釘づけにすることはできない。玆にヴエルサイユ條約や國際聯盟の考が、根本的に無理があつたのです。

私は今日この忙がしい選擧を眼前に控へてゐる時に、ヴエルサイユ條約の批評なんかしてゐる時ぢやないのでありますが、私の言ひたいことは、今や世界は再び動搖期に入つてゐるといふことであります。さうしてこの動搖期に於ては、デモクラシーが最も短所を暴露する時期であり、弱點に直面する時期であると思ひます。デモクラシーの短所といへば、到る處に多數の壓政が行はれて、さうして何れの所にも責任の所在がない。非常時局に際しては、デモクラシーといふものは全く國家を船長のゐない船の如き狀態に置くことであります。このデモクラシーの短所、缺點に堪え得られないで生れて來たのがイタリーのフアツショであり、ドイツのナチスであるのです。それですから今日、時局の認識といふことがやかましく叫ばれまするのは、この世界に流れてゐる激流や荒波を如何に見るかといふ問題であります。

私はいま別にこの內閣の提燈持ちをしなければならぬ立場にゐる人間ぢやありませぬ。たゞ今や世界の大勢は、立憲政治の運用について最も苦手な時代である。最も立憲政治の弱點を暴露する危險區域であつて、洵に一歩誤れば暗礁に乘り上げると云つたやうな時でありますから、國民は充分に考へて置かなければならぬのです。

私の乏しい經驗から考へて見ましても、大正六七年頃、あの寺內內閣で私が警保局長をして居りました時分には、世間ではデモクラシーでなければ夜も日も明けぬやうに言つたのであります。然るに二十年後の今日では、デモクラシーは箸にも棒にも掛らぬやうに人が言ふのです。積極にも消極にも、あまりに神經質ぢや困る。日本國民は須く偉大なる常識を持たなくてはならぬのであります。

見そ政治の形式はいろ〳〵ありますが、獨裁政治とか、立憲君主政治とか、共和政治とかいろ〳〵あります、これ等はみな、その國の國風と國民性とに依つて定まるものであります。明治天皇陛下が立憲政治を實行せられるのにつきましては、いろ〳〵と大御心を惱まし奉つたことゝ拜察されます。それは明治十四年の御勅諭の中にも、斯ういふ御言葉があります。『顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕擧に便ナラズ我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ揚ケ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ』といふ風に仰せられてありますが、日本の組織と日本の國民性では、立憲政治が一番宜しい政治形式であると御考遊ばされたのでございます。われ〳〵國民はどこまでもこの信念に立たなくちやならぬのです。この立憲政治に對して斷じて疑懷の念を持つちやならぬのであります。

それにつきましても、目下の現狀に照して最も注意しなければならぬ二つの事がある。その一つは、立憲政治はどこまでもその國民性に適した、特別の發達をしなくちやならぬものであるといふ事です。外國の眞似はできない。日本は飽くまでも日本固有の國民性に適した發達をしなければならぬ。斯ういふ事であります。第二の點は、目下の世界的動搖の時代に於ては、立憲政治は最もその短所を試驗せられてゐる。斯ういふ危險な時代、今が最もその危險な時代に直面してゐるといふ、この事實を認識しなくちやならぬのです。この認識の下に最も警戒し、注意して行かないと、恰度チブスの恢復期に飯を食ひすぎたやうな目に遭ふのです。餘程今は警戒しなくちやならぬ時であります。立憲政治の運用は實に今日が非常の警戒期である。

斯ういふ際に於て今回の總選擧が行はれる。立憲政治をして國民の信賴に價する政治形式たらしむる爲には、何としても選擧が公正に行はるゝことが先決問題であります。選擧肅正が根本問題であります。選擧そのものに氣乘薄であつても。選擧肅正には氣乘薄であつてはならぬのであります、斯る選擧そのものに氣乘薄と言はるゝやうな、斯ういふ場合はまた最も僅かな努力で、最も大なる肅正の效果が擧げられる。極めて絶好の好機會であると考へられるのであります。

偉大なる常識の上に立ち、辛捧强く立憲政治を守つてゆき、さうして日本固有の憲政の運用に努力することが、今日の最も大切なるわれ〳〵の任務であります。その考へでわれ〳〵は選擧肅正を益々この際に實行したいと思ふのであります。

國民に告ぐ

內閣總理大臣　林　銑十郎

衆議院議員總選擧の期日も愈々明後日に迫りました、國民諸君は既にこのことに關しましては深い關心を持たれ、投票を行ふに就いての眞劍な研究を重ねてをられることゝ信じます、

御承知の如く我國に於ける國民參政の由來は外國に於けるそれとは全く異り、長くも　上御一人がまつりごとを遊ばされる上に廣く國民の正しい意見を聞し召されることゝ云ふ宏大なる思召によつて御ひらき下されたところの國民と致しては寔に有難い御奉公の道であるのであります。而もこの制度を帝國憲法を以てお定め遊ばされることにつきましても特に臣民の「翼贊に依り與に俱に國家の進運を扶持せん」との御趣旨の御諭しを賜はつてをるのであります。寔に天日の如き限りなき皇室の御仁德をこゝに拜するのでありまして、また一君の下萬民心を一にして皇運を扶翼し奉り來つた我國體の精華を愈々發揚致すべき道を御示し下されたところのものと拜するのであります。

今總選擧に際し國民はこの宏大なる　聖旨に對し奉り何を以て御答へ申上げたら宜しいのでありませうか。我々はよく現下內外の情勢を考へ、この容易ならざる時局を打開して國運の發展を圖る爲めには、先づこの人ならば現在の重大時局に對する正しい認識を有してをり、御奉公の精神に於ても一點曇りのない人であるといふ人を選び出して議會に送り、立派な議會を作り上げなければなりません。斯樣な議會が虛心坦懷政府と共に切磋琢磨して立派な政治を實現する樣に努力することこそ、　聖旨に答へ奉る所以であり、國民の忠節なる御奉公であります。

玆に內外の時局を稽へて見まするに、近時世界を通じて現れたる思想界の混亂

は各方面に各種の對立や爭を生ずるに至り、これを國際政局の上に見ましても、幾多の紛爭や解決し難き難問題を發生せしめてをるのでありまして、國際間の事情は却々容易ならざる狀態と相成つてをるのであります。かゝる情勢の下に於きまして、新興の滿洲國の健全なる成長を扶けて東亞の安定勢力たるの實を擧げ、以て世界平和の護りたらんとする皇國の使命たるや誠に崇高なりと申すべきでありまして、我々國民の重大な決心の必要とせらるゝ所以も亦こゝに存するのであります。

顧つて國內諸般の事情を按じまするに、近來我國に於ける思想界の混亂はまことに憂慮すべきものがあるのであります。即ち或は徒らに自由放任を以てことゝし、或は功利に馳せて一黨一派の利益を追求し、自己一身の利害のみを考へて全體を忘れ、國家の休戚を顧みざるが如き思想に驅らるゝ者があり、或は何等の理想も持たずして徒らに低調なる不平不滿を藏して一日の安きを偸むが如き頽廢的心理に支配せらるゝ者も見受けらるゝのであります。

かゝる思想の爲に、動もすれば國體觀念の明徵を缺くが如き事象を見るに至り、政治に於きましても、我國獨特の憲法政治の眞義を忘るゝが如き者あり、經濟其他各般の事に於きましても、至るところ相爭ふことのみ徒らに多く、所謂行詰り的現象が隨所に現はれるに至つてをるのであります。このやうな現狀を以て、何を以て國家百年の大計を樹て民族悠久の生命を養ふことを得るでありませう。今や世界に於きましては、列國の國民が非常な決心を以つて難局の打開を圖りつゝある中にあつて、我國のみいつまでもかくの如き現狀に止まりますならば、國家の前途、寔に寒心に堪えないものがあるのであります。

近來非常時の呼聲の漸く世間の合言葉と相成つたのを見るのでありまするが、ともすればこの非常時は外國との關係に於て發生し外交の調整さへ行へば非常時は解消するかの如き解釋をもつて居る向も少からずあるやに思はれるのでありますが、この非常時の實體は決して斯くの如きものではないのであります。

只今も申しました如く國內に於ける思想、政治、經濟其他各般の事情が時勢に適應せず、この爲めに國運の發展が著しく妨げられてをるこの事實の中に、現下の我國の非常時の重大なる原因が存するのであります。即ち國內に於けるかゝる行詰りの現狀を打開一新して時勢に適切なる國運發展の基礎を新たに築き上げることが出來ますれば、自らこの非常時は解消するでありませうし、また對外的の難問題の如きも、自ら打開の道が開けるものと信ずるのであります。

即ち非常時下に於ける我々國民の覺悟は、如何にして時勢に適合せる革新を行ふべきかといふことでなくてはならないのであります。

我國の歷史の上に時勢推移の跡を稽へて見まするに、我國運の隆昌發展を遂げましたるは必ず國民の中に國體精神の發揚せられたる時であり、國民の中に、國體精神に憂りを生じたる時代に於ては國家は理想を失ひ、國民は謂ひ難き不安に陷つたのであります。即ち國體の本義の發揚せらるゝ時、必ず國運の飛躍的發展を遂げるは我三千年國史上の大事實であり、また我國民不動の大信念であります。今や國內に於ける庶政各般の革新を行ふにつきましても亦この信念に基いて行はれなければなりません。即ち先づ國體の本義を明かにし、こゝに源泉を發し、こゝに國運發展の原勢力を養うて、政治に、外交に、將又經濟其他社會各般の上に國體の精華を發揚することこそ現下の非常時局を打開して國運の進展を圖るべき鍵であると信じます。

然らば國體の眞髓は如何にすれば顯現出來るかと申しますれば、とりもなほさず、上御一人の下萬民悉く心を一にして國運の發展の爲めに全力をつくして御奉公申し上げること——即ち我々國民全部が眞に私心を去り公に奉ずるの覺悟を以て、おのがじし自己の持場々々に於て國運の發展を期して眞劍に努力することによつて成し遂げられるのであると考へます。

從ひまして先づ政治の上に國體の眞髓を顯現致しますには、政府は自ら戒めて內閣各大臣を始め、官吏の一人々々第一線の行政事務を擔當します窓口の官吏に至るまで、悉く　大御心を體して、その擔任致す仕事を通じて國運の進展を圖らなければならないのであります。

また議會に於きましては我國體の本義を辨別へて、政府の行ひまする政治上の御奉公に對しその是非得失を論じて、政府と共に時勢に適切なる政治の運用を圖つてこそ初めて政治の上に我國體の本義が躍如として顯現されるのでありまして、こゝに庶政革新の礎は定まり、國運の飛躍發展は自らにして成し遂げらるゝに至るのであると思ひます。

過般政府が衆議院の解散を奏請致しましたるは、實に時局に對する斯くの如き認識と、時局の打開の方策に對する斯くの如き信念より出發したものであります。

國民諸君、來るべき總選擧に於ては、眞に時局の重大なるを認識し、私を滅し公に奉ずる底の國家的見識ある立派なる議員を選擧せられ、先づ議會の上に國體の本義を顯現し、之に依て國家發展の基礎を築うせんとするこそこれ政府の念願とするところであります。

今や總選擧に臨み、政府は眞に嚴正公平、明朗な選擧によつて公正なる輿論の暢達を圖らんとするものであります。

國民諸君はよく今日の我々國民一人々々責任の如何に重大なるかを考へられ、國運の消長をこの一票に決するの覺悟を以て、容易ならざる現下內外の時局を擔當するに値すべき、國家的見識を有する立派な人々を選出し、之を以て議會の現狀を打開し、議會の上に國體の精華を發揚し、庶政の革新を圖り、洋々たる國運の前途を開拓せられむことを望んで止まない次第であります。

(二) ニュース放送

今次の肅正運動實施期間中に於て本運動關係ニュースの放送日時及內容は左の通りである。

放送日時		備考
四月五日 午後七時	選擧肅正中央聯盟では全面的に肅正運動を行ふことになり具體的方針を決定しました。	全國放送
四月七日 午後七時	東京府選擧肅正運動の根本方針が樹てられました。	ローカル
四月十日 午後七時	選擧肅正中央聯盟では來る二十三日を選擧肅正强調日として全國一齊に肅正運動を行ふことになりました。	ローカル
四月十二日 午後七時	婦人團體の選擧肅正協議會が開かれました。	ローカル
四月十二日 午後七時	選擧肅正大講演會があす日比谷公會堂で開かれます。	ローカル
四月十五日 午後四時	選擧肅正中央聯盟が選擧の肅正を强調したメッセーヂを全國にくばることになりました。	全國放送
四月二十三日 午後四時	選擧肅正中央聯盟がパンフレットを配付しました。	ローカル
四月二十三日 午後四時	婦人團體主催の選擧肅正大會がけふ日比谷公會堂で開かれました。	ローカル
四月二十五日 午後七時	帝國在鄕軍人會が肅正選擧に萬進する事になりました。	全國
四月二十六日 午後零時四十分	東京府では棄權の防止に最後の努力をすることになりました。	ローカル
四月二十九日 午後七時	東京府ではあすの投票日に際して次のやうな投票心得を發表しました。	ローカル

四月五日午後七時（月）

◎選擧肅正中央聯盟では全面的に肅正運動を行ふことになり具體的方針を決定しました。

選擧肅正中央聯盟では今回の總選擧に際し積極的に肅正運動を起す事になりけふ選擧肅正運動方針を決定し直ちに全國各地方廳並に關係團體に通じて協力をもとめると共にけふ午後三時から東京會館で地方長官との懇談會を開き肅正方針について長官側といろいろ意見の交換を行ひました。

その具體的な方法としては先づ

△文書、圖畫による宣傳として選擧肅正時報を臨時週刊とし肅正運動特輯號を增刊し一回廿萬部期間中五回發行して百萬部を頒布すること、各方面へ肅正運動に協力する樣依頼狀を發すること

その他ポスター、メッセージ、リーフレット、トーキー等による運動の外各地方に講師を派遣すること等が企てられて居ります。

四月七日午後七時（水）

◎東京府選擧肅正委員會で選擧肅正運動の根本方針が樹てられました。

衆議院解散の報と同時に直ちに肅正運動を開始した東京府では總選擧を目標とする選擧肅正運動の根本方針を確立するためけふ午前十時から市參事會室で東京府選擧肅正委員會を開き現下の時局に適應した肅正運動の方策に關して諮問を發しました所答申を得ましたので選擧肅正實行部では直ちにこの答申の中に明示された基礎方針を周知徹底させることは勿論之に伴ふ實施方策は悉く實施し一般府民の憲政竝に選擧に關する觀念を啓發し「理想選擧は東京から」の實現を期することになりました。

四月十日午後七時（土）

◎選擧肅正中央聯盟では來る二十三日を選擧肅正强調日として全國一齊に肅正運動を行ふことになりました。

總選擧もいよ／＼第二期戰に入り政戰はいよ／＼白熱化して來ましたが選擧肅正の實を擧げるため來る二十三日を選擧肅正强調日として全國一齊に肅正運動を行ふことになりました。

四月十二日午後七時（月）

◎婦人團體の選擧肅正協議會が開かれました。

選擧肅正中央聯盟と歩調を合せて肅正運動に活躍しようと、選擧肅正婦人聯合會大日本聯合婦人會、愛國婦人會等各團體の幹部、吉岡彌生女史、市川房枝女史、金子しげり女史等、東京府からは廣橋地方課長、市及び中央聯盟各關係係員等七十餘名が今日午後二時から日比谷三信ビルに選擧肅正婦人團體協議會を開催し、

來る廿三日を全國選擧肅正婦人强調日と定め、婦人の立場から全國各家庭に肅正選擧の空氣を吹込み「人を選べ、主張を選べ、母心で選擧を育てやう」と標語を掲げて肅正選擧の實現に協力することを申合せ、午後四時過ぎ散會しました。

四月十二日午後七時（月）

◎選擧肅正大講演會がある日比谷公會堂で開かれます。

近付く總選擧に、肅正選擧の實をあげるため東京府、警視廳、東京市、選擧肅正中央聯盟では明日午後一時半から日比谷公會堂に於て選擧肅正大講演會を開催することになり、林内閣總理大臣、河原田内務大臣、泉二檢事總長、その他名士の選擧肅正大講演會が行はれる筈であります。

又此の他「輝け日本の憲政」と題する映畫が上映され、四時頃終了の豫定であります。

又東京府はけふ午前十時から府廳に於て府立中等學校長會を開催し、選擧公營に關する件について藤岡總務部長、廣橋地方課長外六十名の校長が出席し、選擧肅正實行部との協議が行はれ種々懇談を遂げました。

四月十五日午後四時（木）

◎選擧肅正中央聯盟が選擧の肅正を强調したメッセーヂを全國にくばることになりました。

選擧肅正中央聯盟では今回の總選擧に際して全國千四百萬の有權者を目標に、選擧の肅正を强調したメッセーヂを來る十八日夫々各地方廳を通じて全國に配布することとなりました。

尙このメッセーヂの要旨は大體次のやうなものであります。

當面の選擧に對する國民の心得としては、その人物につき國民の選良として、大政を翼賛し奉るに足るか否かを見、その主張につき國家のため成る程と心から納得し得る者の支持に當らなければならぬ。總選擧の意義は、一は以て人格識見、能力等賢良の選出にあり、一は以て民意の暢達にある。

前者は人物の檢討であり、後者は主張の批判である。

大體以上のやうな要旨のメッセーヂであります。

四月二十三日午後四時（金）

◎選擧肅正中央聯盟がパンフレットを配布しました。

總選擧戰もやうやく實戰に入りましたので選擧肅正中央聯盟では今日全國の市町村長並に候補者、同選擧事務長宛に肅正選擧ため協力を望むといふメッセーヂを田澤理事長執筆のパンフレット三十萬部を配布しました。

又選擧肅正並に取締りの總元締である河原田内相はけふ午前全省員を大會議室に召集して「各位は肅正選擧の範を示す決心の下に淸き一票を有效に行使し苟くも世の指彈を受ける事のないやう充分注意されたい」と總選擧に於ける官吏の態度について訓示しました。

四月廿二日午後四時（金）

◎婦人團體主催の選擧肅正大會がけふ日比谷公會堂で開かれました。

選擧肅正は婦人の手で實現させ樣といふ意氣込でけふ午後一時から日比谷公會堂で愛國婦人會大日本聯合婦人會等の主催で選擧肅正婦人大會が三千餘の女性を動員して開催されました。

館東京府知事牛塚市長の挨拶、河原田内相等の講演があり小學生代表として子供の村自治學校二年生飯田君江さん、板橋志村第一小學校六年生原田喜和子さん、品川第四小學校五年生倉持トミさんは子供の立場から又女學生代表大妻高女四年宮原富子さん、洗足高女五年森野久代さんは女學生の立場から專門學校津田英學塾本科二年生高田美津子さん等が交々演題に立つて勇敢に選擧肅正を力强く叫びました。それから三項目からなる大會申合を可決して午後四時過ぎ散會の警であります。

四月廿五日午後七時（日）

◎帝國在鄕軍人會が肅正選擧に邁進する事になりました。

全國三百萬の會員を擁する帝國在鄕軍人會では、今度の總選擧に際してはあくまで肅正選擧を標榜し、在鄕軍人の選擧權行使の指針、國防と總選擧等の小册子やリーフレットを頒布して、正しい選擧權の行使を强調して居りますが最近是等の文書の趣旨が一部に誤解されてゐるやうな說がありますので、之を是正すると共に今後一層肅正選擧の實現に向つて邁進する事になりました。

之について在鄕軍人會本部指導部長安藤中將は

「帝國在鄕軍人會本部は。單に會員の肅正選擧を標榜するのみでこの範圍の外には關じて出るものではない、帝國在鄕軍人會は昨年秋、勅令によつて法的に根據ある公的機關として再出發し、特に政治干與禁止については陸海軍大臣の嚴肅なる監督を受けてゐるものであり本部としても、此の點を嚴に戒めてゐる處である、今回の總選擧についても特に一方に偏するが如き言說、主張、行動をなす事は本部として絕對に避けてゐる次第で吾々は只選擧に當つて會員諸君が愛國の赤誠を披瀝し、天業を翼賛し奉るといふ崇高な奉公心から發足せんことを希望するのみである」

と話りました。

四月廿六日午後零時四十分（月）

◎東京府では棄權の防止に最後の努力をすることになりました。

東京府では四日後に迫つた衆議院議員總選擧を控へて棄權防止宣傳に努めてをりますが管下七選擧區の演說會場に於ける聽衆の集合狀況といま迄の投票成績からみて今回の選擧に於ける棄權特については非常に注目してゐます。

ところが偶々この程内務省から府の地方課に對し「投票の結果若し三割以上の棄權をみた場合はその原因等を調査した上報告されたい」との通知がありましたので府としては投票日當日に至る迄なほ一段の努力をして棄權の防止に全機能を發揮することになりました。

四月廿九日午後七時（木）

◎東京府ではあすの投票日に關して次のやうな投票心得を發表しました。

一、投票の日時は四月三十日午前七時より午後六時迄淸く、明るく正しい氣持で時間に遲れぬ樣入場券指定の投票所へ必ず出掛ること、查頃と夕方は一番混雜する。

二、投票に行くときは必ず投票所へ入場券を持つて行くこと。若し入場券を貰はなかつたり失くしたりした者は當日投票所で事故係に其の旨を申出ること。

三、昨年九月十五日以後（九月十五日は選擧人名簿の調製期日）に他の市區町村に移轉した者でも移轉前の市區町村の選擧人名簿に登錄せられてゐる者は選擧權を失はぬ。

こうした有權者は新に住んだ市區町村では投票が出來ないから前に住んでゐた市區町村に出掛けて投票すること

投票所の入場券は移轉先不明で送つて來ない場合もあるからそうした人は當日投票所で其の理を告げて投票すること

四、選擧人名簿に登錄せられてゐても選擧權の失くなつた者は投票が出來ぬ。

五、投票を爲し得る者は本人に限る、代人投票をしたり氏名を詐稱して投票をすると嚴しく罰せられる

六、投票用紙には候補者一人の氏名を書くこと片假名でも平假名でもよい「……君へ」とか點を打たつり○を記したり印を押捺したり、封（　）を書いたりすると折角の投票も無效となる

七、盲人は點字で投票が出來る

八、携帶品は持參しないこと。履物は成る可く靴又は草履を用ふること

これが東京府の發表した投票についての心得であります。

（三）演　藝

東京中央放送局に於ては四月二十六日午後七時三十分より「選擧肅正の夕」を開催して和氣藹々たる氣分の中に肅正趣旨の普及徹底を圖つた。

その内容は左の通りである。

選擧肅正の夕

午後七時三十分　講演　公民教育上より見たる選擧の意義　文部省社會教育局長　男爵　山川　建

午後七時五十分　講演　選擧肅正の好機會（名古屋より中繼）　永田秀次郎（二三頁參照）

午後八時十分　國民歌謠　オリオン・コール　伴奏　AKアンサンブル

一、總選擧の歌
二、光は東方より
三、祖國の柱
四、日の出

日本よい國　秋山右榮　秋山左榮

午後八時三十分　漫才（京都より中繼）　僕の一票　君の一票

午後八時五十分　ラヂオ、ドラマ　その前夜

國民歌謠　合唱　オリオン・コール　伴奏　AKアンサンブル・

一、總選擧の歌　土井晚作詞　橋本國彥作曲　AK文藝部編曲

金甌缺けざる皇國日本、日本の臣民心をこめて、正しき一票おのおの投じ、選良擧ぐべし昭和の春に
國家の隆昌臣子の祾祉、おぼして大帝賜ひしところ、千歳不朽の憲法奉じ、選良擧ぐべし昭和の春に
風雲しきりに世界に動く、拂ひて明朗晴れゆく空に、かへさん任務に當るは誰か、選良擧ぐべし昭和の春に
神聖なるものわれらの義務と、重大なるものわれらの權利、二つの兼ねたるわれらの選擧、選良擧ぐべし昭和の春に

秋山右樂
秋山左樂

漫才（京都より）

僕の一票、君の一票

總選擧もいよいよ目の前に迫つて來た、君は君の貴重な一票を如何に使ふか、選擧に對する心構へが出來てゐるか、と詰寄ると僕は小買ひをしてゐますと投票と白米と間違へてゐる。一票はまさに白米と同じく大切なものであると選擧講座よろしくあつたあと總選擧の歌勇ましく終ることになつてゐますが兩人は大切な選擧のこと、漫才報國の實を擧げるべく苦心慘憺頭を痛めてをりますから、どうかみなさん忙がしくて棄權なんておつしやらずスイッチを入れて下さい。（梗概）

「その前夜」

水木京太作

配役

楠本仁平	大矢市次郎
長男憲太郎	伊志井寛
次男捷二	瀬戸英一
次女民子	吉川公乃
婆やとく	木村操
女中きよ	柳百合子
三河屋	高梨俵堂
菊水主人	雪岡光次郎
盛源寺和尚	南一郎

演出　水木京太

流しの水音、皿小鉢を洗ふ音。きよが、うろ覚えの流行唄を口づさんで

ゐる。足音がし、器具を置く音。

きよ　ばあやさん濟みません。

とく　これで二階のものはみんなよ（盆から出して）あとはお茶の道具を下げるだけ。

きよ　どうも濟みません。

とく　きよやさん。いつまでもきりがつかないから、早く御飯をいたゞきなさいよ。

きよ　ええ。も少しですから。

とく　さう云はないで。さ、わたしが洗つてあげるから……

きよ　あらいいんですよ、いいんですよ。

とく　わたしはお客さまぢやないんだから、少し働かないと。

きよ　さうですか。ぢやお願ひします。濟みませんねえ。……いただきます。

とく　（洗ひながら）きよやさんも大變ね。何もかも一人ぢやあ

きよ　（食べながら）いいえ。

とく　せんのお邸にゐた時分は、奥やお勝手で六人も働いてゐて、それでも、お客樣の多いうちだから、休むひまもない位忙しい思ひをしたものさ。いまだつて、お取次だお茶だつて御用が多いだらう

きよ　ええ時々。

とく　それに奥樣がお亡くなりになつたんだものね。本當によく出來た、やさしいいい奥樣だつたのに……わたしなんか、十二年も御厄介になつてゐたんだよ、

きよ　まあ。

とく　きよやさんもよく勤めておくれよ。藤木の奥樣だつて居られるし、きつとあとの面倒も見て下さるんだから。けふはどうしてお見えにならないか。

きよ　この頃は、ちつともいらつしやらないんですよ。

とく　でも先生の御世話は、うちのお嬢さまだけでなさるの。

きよ　ええ、この頃は、

とく　お芽出度があつたんぢやない。

きよ　さあ。且那樣もいらつしやいませんよ。

とく　ぢやあ何か御用なんだね、でも御法事だから、お出でにならないことはないわね。

きよ　ばあやさん、それが變なのよ。この頃藤木さんへ御使ひの御用なんかまるでないし、どうかしたんぢやないでせうか。

とく　親子の仲で何があるものかね。去年奥樣が亡くなつた時でも、藤木さんではわが事のやうに世話をしてゐたんだもの。

きよ　ええ、でもなんだかねえ。

靴音がして止る。

三河屋　ええ、今晩は……

とく　どなた。明きますよ。

戸所の戸が明く

三　ええゝ三河屋ですが、遅く伺ひまして……

とく　なんだ三河屋さんか。今頃どうしたの。

三　あればあやさんぢやないか。御手傳ひに來てたのかい。どうりで蟲が知らしたか、こつちへまはりたくなつたんだ。

とく　お前さんも相變ずだね。お店の且那になつても、今頃ほつつき廻つてゐるのかい。

三　はは、實はそこの學校へやつて來てね。序と云つちや惡いが、明日の仕出しの御人數がきまつたかどうか、伺つて行きたいと思つてね。

とく　ぢやきよやさん、お嬢さまに一寸伺つて見てくれないか。

きよ　三河屋さんですね。

三　へえ、今朝ほどの御註文ですが、お寺へ持つて上る分の、お人數がきまりましたでせうかつてね。

とく　早いものね、もう一周忌なんだから。

三　いい奥樣だつたがな。ばあやさんの前だが、本當に苦勞ばかりして亡くなつたやうなもんだからな。せめて先生が代議士になつたところでも見せて死なせたかつたよ、全く。

とく　あの立派なお邸で一生暮せる人がさ、選擧選擧で、たうとう御氣の毒なことになつて了つてねえ。それも先生が國會にでも出られたらまだしもだけれど、

三　その前がまた三四遍縣會へ出たんだから、もともと有る人だけに金がかかつたんだね。あゝ如何でした。

きよ　あの、まだはつきりした所はきまらないから、二十人見當にして置いて確かなことは朝のうち電話でお知らせしますつて、へい、承知しました。

とく　まあ御恩返しのつもりで御料理の方はうんと勉强するんだね。

三　OK、そんなことは云はなくても、明日の投票を見ればわかるさ。ぢやあ先生にはお寺で御挨拶するとして、さよなら

とく　昔馴染に少し話して行つたつていいぢやないか。番茶位は臺所にもあるよ、

三　いやこれからまた學校へ行つて、演説のトリを聞いて歸へるんだから……

とく　演説つて、へえ、お前さん選擧の演説を聞きに來たの

三　今夜でおしまひだから、是非聞きに行けつて若い者に勸められて、さつきは藤木の且那のを伺つたから、その候補者つてのも聞かうと思つてね

とく　まあ、藤木の且那か、選擧の演説をなさるの、三河屋さん。

三　あれれ、ばあさん知らなかつたのかい。……とても大したものだ。流石に楠本先生の聟だけあるの、楠本先生の後繼きだのつて素晴らしい人氣ぢやないか。それをばあやさんが知らなかつたら、藤木の奥さまに恨まれるぜ。

とく　だつて、選擧なんてわたし共には緣のないことだもの、

三　駄目だね。立憲國民でありながら、みんながさういふ事に對して不注意だから、日本の政治は隋落するんだ。

とく　何でたらめ云つてるのさ、

三　はは、おやかましう、

戸の音。あわてた靴音。

きよ　ほほほ、ほほほ、面白い人。

とく　あれで商賣はうまいんだからね。大きな身代をこしらへてるんだよ。

遠く電話のベル

とく　あ、わたしが行くから……

廊下で電話のベル。かけて來る足音

とく　もしもし。はい、楠本ですが。あゝさき程は結構なお花をいたゞきまして、はい。ええ、それあ大變でございませうはい、何なら先生をお呼び致しますか……さうですか、畏りました。はい、御丁寧にわざわざ、恐れ入りました。はい、どうも有難うございます。

（茶の間で）

民子　ばあや、誰から、

とく　大門さんですよ。

民　忙しくつて來られないつて、

とく　（近く）ええ、明日はお參りだけさせていただきますつて。

捷二　まさか、法事に出たつて選擧違反になるまいに……書き入れ時だ、商賣が忙しいのさ。

とく　でもねえ、奥樣にはとても御恩になつた人達ですもの、いくら忙がしいからつて、

捷二　佛樣に投票したところで、一文になるわけぢやなし……あんな連中は來てくれない方がいいんだ。

民　お母樣も運が惡いのね。選りに選つて選擧の日が一週忌だなんて。

捷二　うん、生きてる間選擧に苦しんだ上に、死んでからまでたたられるんだから。……だがおやぢも貧乏してるくせに、無理に人を呼ぶことはないぢやないか。それよりはみんな揃つてお墓參りをして上げたら、どんなにいい供養になるか。

民　ねえばあや、お前も折角手傳ひに來てくれたのに、姉さんにだつて逢へないし、がつかりしたらう。

とく　どうしてね、また……

民　東京の兄さんは仕方がないとしても、同じ町にゐながら、お通夜にも來られない始末だらう。あたし情なくつて……法事にお客なんかいくら呼んだつて、お母樣はちつとも嬉しくないにきまつてる。

捷二　おやぢは實際どうかしてるんだ。今度藤木の兄さんが友達の選擧を應援することになつたら、急にお冠りで出入差し止めさ。馬鹿々々しくて話にならない。

とく　別に奥樣がねえ。

捷二　何にもない、たゞ選擧のたたりだよ。第一、いつかの選擧の落ちたのを、藤木で金を出してくれないせいにするなんてひどい認識不足なんだが、さあ親は見捨ててそれほど他人が大事かつていきり立つたのさ。

とく　まあ

民　いえ、あの時だつて、隨分迷惑をかけてゐるのよ。それを不足に思はれたり、筋違ひに怒られたりしては、いくら藤木の兄さんでも我慢が出來ないだらう。國交斷絶。可哀相なのは中にはさまつた姉さんよ。決して金持の家なんかに嫁くもんぢやないと思ふわ

捷二　は、まあ安心しろよ。お前を貰ひに來るやうな物好きな金持はゐないから、

民　だから、いいのよ、

とく　ほほ、でも姉さんにしたつて、別にお金持が望みで、藤木さんに片付いたのではないんですもの。あの時分は、まだこつちだつて指折りの大家ですもの、嫁かうとさへ思へばどんないいところへだつて……

捷二　うん。それあさうだ。しかしいくら沒落階級でも、おれ達の落ぶれるのがあんまり早過ぎた。……おやぢ、隨分使やがつたんだな。

民　相當なもんね。

とく　あの頃の事を思ふと、ばあやなんか夢のやうですよ。選擧の度に、あの廣いお邸がお客さまで一ぱいになつたんですからね。あなた方のまだ小さい時、はじめて縣會へ出られた時の騒ぎつたらなかつたんですよ。あつちからもこつちからも、お祝ひのお客が續いて、もう三日も四日も……

捷二　まるでお祭り騒ぎなんだね。ほら、代議士選擧の時を覺えてゐるだらう、學校の歸りに、二人でよく町の選擧事務所へ遊びに行つたぢやないか

民　ええ、澤山の人が出たり入つたり、とても賑かで、行く度にお菓子をどつさり包んでくれたわね。それがうれしくつてお母さんに止められても、こつそり出掛けたものね。

捷　もう何年になるか、あれが前世紀の最後の日さ。有りつたけ持ち出して、それで落選したんだから、あんな景氣ともお別れになつたわけだ

とく　何しろ國會のことですからね、かかりも大變でしたらうし、奥樣なんぞやせるほど御心配をなさつたが……先生に御運が……なかつたが、惜しいところでねえ。

民　お父樣がどんなに殘念だつたか、どんなに淋しい思ひをしたか、あたしにもわかるわ。だから充分同情もしてるんだけど……あれからまるで世間へ出ないなんて、女のヒステリイみたいぢやない

捷　うん、あのすね方はいやだな。落選がどうだつて、以前の楠本仁平で威張つて通せばいいぢやないか。男らしく職つて破れたのなら、何も恥ぢ

ることはないのに、妙に引け目を感じたり、いぢけたりひがんだり……

民　それに貧乏になつたりすると、やつぱりひがみが出るのねえ。今度のことにしても藤木の兄さんに對する一種のひがみだわ。八つ當りに、あんな意地惡な理屈を云ひ出したりして

捷　さうも取れるよ。世間へ出ないのだつて、みんなが自分を輕蔑してゐるだらうつて思ひ過ごしから、反抗的になつてゐるからぢやないか。すつから自信をなくしたのが惡いんだよ。

民　無理もないと云へば云ひるし、考へてみると御氣の毒ねえ折角縣會に乘り出したのに、代議士で落ちてからは選擧も出來なくなつたんだから

捷　しかし氣の毒といふなら、お母樣が一番さ。おやぢは好きな政治家になつて選擧のお祭騒ぎをする度に、お母樣はたゞおどおど心配ばかりしたんだらう。そのうちに田畑はなくなる、邸は明渡す、そして貧乏の中で死んで行つたんだ。……ねえばあや、さう思はないか

とく　ええ、先生のなさることなら、何一つ不足など御しやる方ぢやないが選擧になると命が縮まるなんてね、それあ苦勞をなさいましたよ。だから、せめて代議士になつたところをお目にかけられたらと思ひますわ

捷　だが、あれで打切りになつたのが、お母樣には結局仕合せさ。これで、うちにもつと財産でもあつて御覽、あれから何度苦勞しなければならなかつたか……一周忌が來ても、今夜あたりはわいわい騒いでたかも知れない。選擧の伴奏ぢやあ、お母樣も浮ばれつこないからな。はは。

民　兄さんや姉さんのゐないお通夜だつて、浮ばれないのは同じことだわ。お母樣が、お母樣が可哀相だわ。

時計九時を打つ

とく　お議樣、お呼びぢやありませんか

民　さう

二階で仁平が民子を呼ぶ聲

民　はい

立つて階段を上る足音。老人の笑聲

捷　また碁が始つたのかい、ばあや

とく　ええ、盛源寺さんと菊水さんで

捷　（延びをして）ああつまらない……一寸散歩してくるよ

やてが玄關から出て行く

階段を降りる音

民　ばあや、お番茶だつて。お湯湧いてるわねえ

とく　ええ（鹽瓶の音）

民　お茶、あたし焙じるわ。……捷さんは

とく　散歩ですつて

茶器の音。さらさらと茶を焙ずる音

（笑聲で）いま頃、藤木の姉さんも、きつと泣いてるわ……

茶を焙ずる音

老人三人の笑聲

盤上の石を集めて、碁笥に入れながら

菊　菊さん、もう一局願はうぢやないか

菊水　いや御辭退しますよ、いくらやつても勝味がない

盛源寺　ほう、今夜はまた、ひどくあつさり兜をぬぐんだね

菊　當分政治家のお相手は禁物ですな。選擧の聲を聞いただけで鼻息が荒くなるんだから叶はない。まあ、關らぬ神にたたりなしと

仁　馬鹿なことを云つて……わしのやうに、選擧よりは碁の方が面白くなつては、もう政治家もおしまひさ

盛　いけませんか、先生、假りにもそんな逃口上を仰有つてはこの非常時の場合、あなたのやうな方にこそ、まげて御出馬願はなければならないのに

仁　は、は、敗軍の將、兵を語らずで、こんな老骨は碁でも打つて居ればいいんです。若い連中が澤山出て來て、それぞれ威勢よくやつてゐますからな

菊　先生はいつでもそれだ。いやしくも楠本仁平ともあらう人が、老骨で候つて引つこんでゐる法はない。政治や選擧の話は一切御免だなんて、あんまり自分勝手過ぎますよ

盛　先生のことだから、それはお考があつてのことでせうが、永い間縣國のために盡されただけに、われわれはどうしても思ひ切れません。第一先生ほどの名士に立つてもらつたら、地元の名譽にもなります

菊　先生、少しは人のためを思つて、縣會にでもいいから出て下さいよ

仁　わしはもう鞄を持つてないからな。お前さんよく知つてるぢやないか

菊　鞄なんか何です、先生さへその氣になつてくれれば、藤木さんだつてついてゐるし、御心配はかけませんよ。ねえ、盛源寺さん

盛　成程うまいことを云つたもんだ。鞄といふのは軍用金のことだね

菊　鞄、地盤、看板と、此三拍子揃はないと選擧は物にならないが、先生なら名は通つてるしもとの地盤はあるしさ、もう問題でありませんよ……さあ碁盤なんか片づけて、膝詰談判だ……どうです先生、今度の縣會には出てくれますか

仁　はは、勝負に負けた仕返しに、この男、わたしに喰つてかかる氣だな

菊　もう逃げやうたつて逃がしませんよ。盛源寺さんもゐる前で、御返事を伺ひませう

盛　そんな無茶なお願をしたつて、先生が御承知する筈もないが……しかし澤山の有志家が、これだけの熱心を持つて膝詰談判に上るとしたら、何とか御考慮願へるでせうな。實際縣會や代議士の選擧がある度に、今度は出て下さるかとお待ちしてる連中が、この町だけでもどれほどゐるか知れません

仁　いや、この楠本を忘れずに居てくれるのは有難いが、思ふところあつて政界から手を引いた以上、いくらおだてても無駄ですよ

菊　おだてぢやない、本當のことです、それでも駄目だといはれても、私には先生の氣持、納得出來ません、その思ふところつてなんですか先生、聞かせて下さいよ

盛　甚だ立ち入つたわけですが、あの時の選擧以來政治を捨てられた所を見ると、地元のわれわれに愛想をつかされたのではありませんか。努力がたりないために、先生ほどの方を落したそれあお詫びの仕樣もないことで、お腹立になるのも重重御もつともです。しかし一旦その非をさとつて、誠心誠意御出馬を願つてゐるとしたら、これまでの緣故に免じてお許しになつてもと思ひますが

仁　それはとんでもない思ひ違ひだ。わしは地元の諸君には、いつも感謝こそして居れ毛頭不服など持つてゐない。落選はもとより不肖不德の致すところ、反つて面目次第もないと恥ぢてゐるわけで、そんな斷じて面當てがましいことなどは……

盛　いや誠に失禮を申上げました。それにしても政治を生命とされた先生が、御自分で立たれないのは勿論、誰の選擧にも一切關係されないといふからには、餘程深い理由がおありでせうが

仁　はは、ただ、いまのやうな選擧がいやなんですよ

菊　なんですつて先生、それだけのことでわれわれに氣をもませるなんて、ひどいぢやありませんか

仁　菊さん、我儘かも知れないが、わしには出來ない。この節は政治のことなど解りもしない者を相手に選擧を續けるのがつくづくいやになつた。そんな投票で代議士になつて何が名譽だ

盛　それはもう、先生としては無理もないお考ですが……

仁　盛源寺さん、もうわしなどの出る幕ぢやない

菊　成程ね、御意見をきけばろくでもない議員の出るわけがわかりますが……だからこそ、先生のやうな人物に活動して貰ひたくなりますな。そこで一つ心境の變化をお願して……

仁　よせよせ。そんな話よりはもう一局、盛源寺さんに引導を渡してもらつたら

菊　いやもう成佛してます

盛　私も明日がありますから、この邊でお暇しませう

仁　なあにまだ早いから、ゆつくりどうぞ

菊　先生、今夜は早く引上げないと、奥樣の供養になりません、いつでも私が上るとパチパチで長つ尻をするので、奥樣はいやがつてお出でになつたんですよ。まあお通夜だけでも御遠慮しておかないとお墓參りがしにくくなりますから……先生どうも御邪魔致しまして明日はお待ち申して居ります。どうぞその儘では失禮して（襖を開けて呼ぶ）民子、民子。

仁　二人笑ひながら階段を下りる。玄關の音

間

碁笥をあけて、一つ一つ布石する音

仁　（小聲で棋譜を讀みながら）たの九。れの十六。れの十四と。ふむ。たの十五……

民　（入つて來て）お床を延べませうか

仁　うん、まだいい……よの十六か

民　（茶器をかたづけながら）さつき三河屋から聞きに來たんですけど……明日は都合のわるい方が多くて……大門さんからも失禮しますからつて電話があつたんですよ。

仁　大門も來ない。あんな奴……

民　うちではばあやと入れて四人とすると、みんなで十二人。見さん來てくれるでせうねえ。

仁　（たゞ石を置く）

民　明日の朝でもくるかしら—これで見さんまでこなかつたら。

仁　來たくないものは來なくてもいい。

民　（泣聲で）お父樣なぜ藤木の姉さんを呼んでくれないんです。お母樣の親の一周忌ぢやありませんか、誰よりも一番出たがつてる姉さんをどうして、

仁　藤木にあんな仕打をされてのめのめうちの敷居をまたがせるものかでも姉さんが一體どんな惡いことをしたでせう、何も自分のせいでもないのにあんまり可愛想ですわ。

民　あんなやつらほうこでもなければ娘でもない。

仁　いえお父樣がどう思つてもお母樣にはやつぱり子ですわ。娘ですわ。それを呼ばないなんてお父樣は意地惡をなさるんです。

民　なんだと、

仁　可哀さうにそんなに姉さんをいぢめなくつても（泣く）

民　馬鹿

仁　みだれた布石の間にすすりなきの聲、やがて民子出てゆく、（襖の音）盤をうつ石の音、慌だしく玄關が開いて捷二の聲が聞える。

捷　おい民子兄さんが來たぞ

（雨の音）

仁　（いきり立つて）憲太郎藤木のしたことがなんで正しい？當選か落選かわしが危急の場合に五千圓を出し惜しんで他人の選擧には投げ出してやる、こんなふみつけた話があるかわしを侮辱するのがなんで正しい？

憲　（冷靜に）金高が同じだから問題になさるけれどこれが百圓千圓だとすればどうでせうそれでもあなたを侮辱したことになるでせうか同志のために應分の援助するのは當然ぢやありませんか。

仁　援助もいい然しあんな青二歳に五千圓出すのにわしには何故出せないんだ

憲　いえ出してゐます。はじめから一萬圓出して選擧費用も十分だつたさうぢやありませんか、その上に五千圓要る筈がないその金が何に使はれるか判つてゐるからお父樣の名譽のためにも出せなかつたといふのです。今更おためごかしをいつてもお藤でわしは名譽の落選したよ。

仁　僕も名譽だと思ひます。五千圓の金で買收したる票二百票が加はつてお父樣が當選されるよりこの方がどんなに名譽か知れません、私はこの事情を聞いて藤木で頑張つて呉れたことを本當に有難いと思ひました。

仁　なに？お前までわしを侮辱するのか。

憲　お父樣それどころか私ははじめてあなたのえらさが分つたのです一萬八千二十三票いまでもはつきり覺えてゐます、私にはこれが恥と呪ひの數字でした、それが誇りと喜びの數字に替つたのです。この中には金で買つた汚れた投票が一つも入つてゐないみんなあなたの人格と識見を信じて選んでくれた投票なのです、お父樣は三萬人もの人達から信頼され尊敬されたんだと感じて實際涙が出る程うれしかつたんです。

仁　選擧は戰ひだ相手の手が延びるのを默つて見てゐられるか五千圓きへあれば、

憲　お父樣ひとが泥棒するからとて自分もしていいことはありません不正はどんな場合にだつて不正です危い誘惑にひきずられて政治家の名譽を汚すことのないやうに最後まで不正を犯させまいとしてその金を出さなかつたんです。藤木の兄さんの誠意ある處置はどこに非難の餘地がありませう。

仁　ふん、その結果は有難いことに欠點だ。

憲　しかしあの一萬八千票こそ正しい戰で得られた尊い記錄なんです純眞な信任とこれだけよせられたら政治家として敗北ではない、立派な勝利です。私もお父樣をはじめて尊敬出來るやうになつたんです。

仁　ははあ、なんとでもいへ、わしはもう政界の落武者だから。

憲　お父樣はもつともつと誇りを感じていい筈です。縣會に出てゐられた時分選擧々々でどれ程澤山の金を使はれたか今度は十萬だ七萬だとよく聞かされたので私は金さへ澤山出せば誰でも議員になれるものと思つてあなたが高點で當選されても名譽にも誇りにもしてゐませんでした。其處にお母樣が心を痛めてゐる樣を見て反つて選擧なんか呪つてゐたんです。

仁　あれに政治のことなぞ分るものか田畑をなくしたぐちばかりならべてゐ

たらう。

憲 いえ金のことだけではありません。お母様は違反行爲を苦にしてたんです。これまでの選擧で運動員やブロカーが警察へ呼ばれなかつたことが一度でもあつたでせうか、それがあなたの上にかかつて來はしないかとそれも心配の種だつたんです。

仁 馬鹿な—誰がそんなへまをやるか

憲 お母様は全部の投票が金で買ひ集められたものと思つてゐたでせう。だから可愛想にお父様がどんなに世間から侮蔑されたか本當の妻を知らない僅で亡くなられたのです。私は今夜選擧の事情を聞いて生きてゐる間に喜ばせてあげたかつたと心からさう思ひました。

仁 わしもせめて代議士になつて悦ばせてやりたいと思つたが—いやなれても悦ばなかつたかもしれない、あれは政治が嫌ひだつたからな。

憲 お父様のなさることにはなに一つ不服な顔をなさいませんでしたが政治を嫌ひにしたのはあなたのせいぢやないでせうか、下らない連中を集めて無駄な金を使ふこと投票とは仲買の手から買入れるもの—さうきまつた選擧でうちの財産がどんどん減つてゆくのではお母様にしてもたまらない氣持だつたと思ひます。私だつて

仁 憲太郎わしが財産をなくしたのがそんなに悔んでゐるのか

憲 いいえ無駄に間違つた使ひ方をなされたが殘念なのです。買收などの不正のない選擧をされてゐたら今度の、明日の選擧にだつて候補に立てたでせう政治に志したお父様が正しく一生を歩まれるためにうちの財産が不足だつたとはいへません。

仁 うん、それあ多少派手にやつたこともあらうしかし金を食はない選擧などどこにあるものか。

憲 やればやれないことはありません、藤木の兄さんなどのは理想選擧ですが

仁 青二才が寄合つて騒いだところで闘票したら笑ひものになるだけだ

憲 いえきつと成功します。お父様私は小さいときからの反感で今日まで選擧を呪つて來ましたところがさつき藤木の兄さんの應援演說を聞いて本當に選擧の眞意義がわかりました。わかれば誰だつて無關心ではゐられません。そして眞面目に考へれば買收などする候補者が當選することが出來なくなります。

仁 藤木などの青二才に政治運動がわかるものか

憲 從來行はれた選擧はいつでも候補者のやる選擧だつたが本來さういふものでないどこまでも有權者が立つてやるものでなければならない。有權者は丁度自分に適當な醫者を選者に選む心得で候補者を選めといふのです。

仁 つまらないことをいつて

憲 代議士は醫者だ、國民の生活についてその幸福と健康を守る醫者だから手腕や人格をよく見極めなければならない。ところが投票を買ふやうな候補者は醫者の方で金で患者を集めて玄關を飾るわけで大方怪しげな腕にきまつてゐるそして投票を賣るやうな有權者はかけがへのない命をさし出す覺悟をしなければならない、自分の生活や命を大事に思ふ人には必ず正しい選擧をする必要がある。

仁 お前仲々うまいぢやないか

憲 藤木の兄さんがお父様の弟子なら私はまたその弟子になりましたお父様私の政見を聞いて下さいませんか

仁 面白いことをいふ—うむお前も有權者になつたんだな

憲 お父様明日の選擧に出て下さい。

仁 なに

憲 選擧は候補者のものでなく有權者のものです。お父様は偉い政治家ぢやありませんか有權者としての御意見だつて持つてゐられるに違ひありません。なぜこれまで投票によつてそれを明かにされなかつたのです。

仁 お前達若造と一緒にされてたまるか

憲 若選になつて有權者は殖えましたしかしそれは生活を眞劍に考へなければならぬ階級が加はつたことになるのです。だから自分のために正しい選擧をしやうとする者ばかりです—お父様は一口に若造といひますがそれでは私はどうでせう投票を一束にしてブローカーに渡した昔の小金持より劣つた人間でせうかもつと命を生活を大事にしてゐるつもりですがお前藤木にたのまれたな

仁 いえ頼まれたのぢやありません。

憲 お父様を政治家として尊敬してゐるから申上げるのです。お父様 天皇陛下から賜はつた選擧權は國民の權利と義務とを含ませたものではありませんか。その權利を捨てるのは同時に義務をわすれることにならないでせうか。あなたは候補者として、正しい選擧を行つたやうに、どうして有權者として正しい義務を果して下さらないのです。

仁 さうだ、頼まれたんだな。

憲 誰に投票して下さいなどと御頼ひするのぢやありません。それはお父様の御意見にしたがつて候補者を選んで下さい。たゞこの正しい義務を果して、政治家として立派な態度を見せて下さればいいのです。

仁 うん。

憲 お父様、私は明日早く歸つて投票しますあなたもきつと出かけてくれますね。

仁 は、よろしい。わしも生れ變つて、新しい一票を投じよう。

第六章 婦人團體の運動

一、概 說

選擧肅正運動にとつて、婦人の協力が如何に必要であり且效果的であるかは、今更喋々する迄もない。それは過去數次の肅正運動の實績に徵しても明かである。併し從來の婦人の肅正運動は、所詮一つの「お手傳ひ」に過ぎなかつた。併し今やそれは單なる協力ではなく婦人自らの運動となつたのである。過去數次の肅正運動を通じて深められ强められた政治的關心によつて女性は玆に女性獨自の立場から肅正運動を自らの天職として「母心で選擧を育てませう」のスローガンの下に政治の淨化を叫んで起つたのである。斯くして淸く正しく選擧を育てて行かうといふ母心に燃ゆる婦人大衆の運動は、臺所から街頭から我々の運動と相呼應して活潑に續けられたのである。左にその概況を揭げやう。

二、婦人團體幹部協議會

總選擧も第二期戰に入り政戰愈々酣ならんとする時、都下各婦人團體を打つて一丸として組織されてゐる選擧肅正婦人聯合會では愛國婦人會、大日本聯合婦人會と共に、「選擧肅正は婦人の手で」の自覺の下に四月十二日午后二時から日比谷三信ビル內東洋軒に第一回の協議會を開催府よりは地方課長出席、種々具體的方策を協議、來る廿三日を「婦人强調日」と定め、各婦人團體主催の下に選擧肅正婦人大會を開催することと決議した外種々事項を申合せ散會した。出席者各婦人團體代表者約七十名。

三、選擧肅正婦人大會

女性獨自の立場から選擧の淨化を叫んで起つた都下各婦人團體は運動開始以來、臺所から街頭から活潑なる活動をなして來たのであるが、更に左の激を飛ばして四月廿三日の選擧肅正强調日を期し都下各婦人團體を打つて一丸とする大會を開催、府民は素より全國民に對し女性の立場から選擧の淨化を强調したのである。「女の黑髮は大象をも繫ぐと云はれてゐます。弱いやうに見えて强いのは女性の力です假令選擧に妾達は一票はありませんけれども母の心で選擧を育てて行き、廿三日、日比谷公會堂で高らかに揚げられる 妾達の選擧肅正の大合唱が、全國津々浦々に響き渡り、日本女性の心の琴線に觸れて、みんなが擧つて立ちあがり、こんどの選擧が理想的に行はれることを心から祈つてやみません同憂の婦人達よ……來り聽け……』

斯くて左のプログラムに依り、河原田內相の講演、館東京府知事牛塚東京市長の挨拶の外女性の大會にふさはしく小學兒童、女學生、女專生徒各一名、一般女性二名が演壇に立つてそれぞれ女性としての立場から選肅についての 意見發表を行ひ最後に次の如き申合せをなし盛會裡

に教會したのであつた。會する者二千その要項は次の通りである。

選擧肅正婦人大會次第

一、映畫「輝け日本の憲政」
一、開　會
一、國歌齊唱
一、憲法發布勅語拜讀
一、開會の挨拶　愛國婦人會會長　本野久子
一、挨　拶　東京府知事　館哲二閣下
　　東京市長　牛塚虎太郎閣下
一、講　演　内務大臣　河原田稼吉閣下
　　選擧肅正中央聯盟理事長　田澤義鋪閣下
　　子供の自治學校二年　飯田君江
　　板橋區志村第一尋常小學校六年　原田喜和子
　　小學生代表　品川區第四日野小學校五年　倉持トミ
　　大妻高等女學校四年　宮原富子
一、意見發表　洗足高等女學校五年　森野久代
　　女學生代表　津田英學塾本科二年　高田美津子
　　專門學校學生代表　豐島區選擧肅正實行委員　遠藤和子
　　一般婦人代表　愛國婦人會評議員　阿部操
一、申　合　せ
一、閉會の挨拶　選擧肅正聯合會委員長　吉岡彌生
一、萬歲三唱
一、合　唱「選ばうよ、みんな」「選擧肅正の歌」　大和學園生徒

選ばうよ、みんな（童謠）

北原白秋作歌

一

選ばうよ、みんな、
正しい人を。
いつ出て見ても
青空高い。
　そろつて、そろつて
　この道ゆけば、
　一重ざくらに日が光る

二

選ばうよ、みんな、
お國のために。
生れの鄕は
そよ風、小風。
　そろつて、そろつて
　この道ゆけば、
　一重ざくらに日が光る。

三

選ばうよ、みんな、
みんなのために。
よい人ひとり、
眞心こめて。
　そろつて、そろつて、
　この道行けば、
　一重ざくらに日が光る。

四

選ばうよ、みんな、
正しい人を。
日本の人は
櫻の花よ。
　そろつて、そろつて、
　この道行けば、
　一重ざくらに日が光る。

選擧肅正の歌

北原白秋作歌

一

仰げよ神明、誓へよ憲政。
皇國日本は齊しく立つべし。
選擧は人なり、徹せよ信念、
投ぜよ一票、いざわが赤心。

二

應へよ聖旨に、竭せよ忠誠。
昭和の日本は朗に行くべし。
選擧は人なり、思へよ奉公、
投ぜよ一票、いざ、わが赤心。

三

破れよ積弊、揭げよ「肅正」。
更正日本は斷じて爲すべし。
選擧は人なり、注げよ全力、
投ぜよ一票、いざ、我が赤心。

四

光れよ醇風、奮へよ國民。
憲政日本は自らゆくべし。
選擧は人なり、決せよ此の秋、
投ぜよ一票、いざ、我が赤心。

選擧肅正婦人大會當日役割

聯絡係　小松（府）平林（市）瀨尾（聯盟）金子（愛婦）尾崎（大日本聯婦）
司會者　大妻
式場及映畫係　瀨尾
會場整理係　東京府、市
議事係　平林、市川、大坪、杉原
　　内務大臣、田澤氏—横山
　　東京府知事—小松
　　東京市長—平林
出演者係　東京市長—村上、木内
　　意見發表者—平田
　　合唱者
接待係　金子、田島
受付係　尾崎、前原、萩野
會計係　市川

注意

△勅語に關する件は一切大日本聯合婦人會にてする事
△出演者の出演時及時間割宛、送迎等一切はそれぞれの係にてする事
△細い金錢の出納はそれぞれの掛にて立替え、後で會計係に請求する事
△當日迄の事務打合せは選擧肅正中央聯盟瀨尾と聯絡をとる事
△前記事務分擔者は當日午前十時迄會場に集る事
△受付にて配布物は、當日午前十時迄にそれぞれの團體に於て受付まで持參する事

當日受付にて配布するもの

△プログラム、時報、パンフレット、肅正の歌
△府知事の告辭、マッチ
△肅正カレンダー
△チラシ「女の選んでほしい代議士は」

講演　内務大臣　河原田稼吉

本日選擧肅正婦人大會をお開きになりまして、時節柄忙しい時であるにも拘らず、かくも多數お集りになりまして選擧肅正の爲に熱心に御協力下さいますことは、私共選擧に關する當局と致しましても洵に感謝に堪へない次第であります。

昔の人の言つたことでありますが、青年を見ればその國の將來の運命を知ることが出來る。慥かナポレオンでありますか、かう申したことがあるのであります。これは洵に至言でありまして、一國の青年が身心共に潑剌としてよく育てられて居りますればその國の將來は洋々たるものがあり、又一國の青年が卑屈な狀態であり、體位が劣惡でありますれば、窓らくその國の前途は憂ふべきものがあるのでありませう。實に一國の將來は懸つて第二の國民でありまする青少年の双肩にありと申して差支あるまいと存ずるのであります。この青少年の心身は何れの國に於きましても總て暖かい慈母の胸に抱かれ、母の愛に育まれるものでありまして、この意味から申しましても母親の力、婦人の力といふものは國家興亡の上に實に重大なる關係を有するものであります。隨ひまして我國は申すに及ばず、世界何れの國に於きましても家庭教育の振興といふことに非常な力を注いで居りますことは洵に當然のことであると申さなければならぬのであります。御婦人は結局この家庭教育の主宰者でありまして、昔から搖籠を動かす手は卽ち世界を動かす手となると申されて居ります通り、家庭教育の主宰者でありますし婦人に對して社會國家が期待致しまする所は極めて大なるものがあると考へられるのであります。それと同時に婦人の社會國家に對しまする責任も亦極めて重大であると申さなければなりません。所でこの家庭教育を振興致しまして青少年の健全なる心身の發達を遂げさせまする爲には、どうしても唯單に家庭の内部の改善ばかりでは十分でないのでありまして、進んでその環境全體の改善進歩を圖らなければ到底完全にその效果を擧げることが出來ないのであります。今日御婦人が自分の家庭の管理に付きまして色々と御心配になるばかりでなく、更に社會國家の進歩發展の爲にも各方面に於て御協力をなさるのも、その主なる理由の一つとしてはこの家庭教育を十分ならしむる爲の思召から出て居るのではないかと考へるのであります。

さてこの家庭の環境を改善致しますに付きまして最も深い關係を持ちますのは先づ第一に政治の善惡といふことであります。これは大に致しましては一國の政治から續いて手近な所では市町村の自治に關する政治に至る迄、政治の運用の如何が家庭生活に取りまして寔に重大なる影響を及ぼすものであります。教育のことから、經濟のこと、その他如何なる點から考へましても政治と家庭生活といふものは切り離すことの出來ない深い關係を持つて居るものであります。斯樣な次第でありまして今日に於きましては最早や婦人としても政治に付て昔のやうに吾れ關せず焉といふやうな恰好で居る譯には行かなくなつたといふことは、既に

皆様のよく御諒解に相成つて居る所と思ひます。又御諒解になつて居ればこそ、今日のやうなお催しにも皆さんが多數御自身の御家庭の爲に、又母親として、主婦として、我國立憲政治の向上發達の爲に熱心に力を盡しておいでになつて居るのであります。殊に最近に於きましては御承知の通りの我國の事情は國の內外を問はず寔に容易ならざるものがあるのでありまして、種々なる改革を施して難關を切拔けまして、東洋永遠の平和の責任者である所の我國の使命を果して行かなければならぬ。かういふことでありますが、これが爲には內國の政治の上にも、或は國際間の外交の上にも、或は軍備に、或は又經濟に、或は社會に、かういふ風な有ゆる方面に亘りまして一大刷新を加へなければならぬやうな時期に直面致して居るのであります。この大事業を達成致しまするの爲には文字通りの擧國一致、眞正の意味の擧國一致、卽ち官民の區別なく、又老若男女を問はず、國民の總てが一大決心を以て事に當るの覺悟が先づ第一に必要と考へるのであります。殊に國民の半數を占めまして、而も男子の活動の裏には常に御婦人の力が與つて大なるものがあることに鑑みましても、婦人の協力に俟つ所が頗る多いと申さなければならぬのであります。而して國運の發展を圖ります爲には先づ第一に政治を善くして行かなければならぬ。かういふことに相成るのでありますが、政治を善くして行きまするには、先づ第一に國政に當ります者が眞面目な心と聽度を以て國政に當ることが先づ第一に必要である。かういふ風に思ふのであります。我國は御承知の通り明治天皇陛下に於かせられまして、「萬機公論ニ決スヘシ」といふ有難い御聖旨に依つて立憲政治が行はれまして、政治の根本をなします議會と か法律とかいふものに付きましては必ずこの議會の協贊を經なければならぬ。かういふことに相成つて居るのであります。そこで陛下の御命令に依りましてこの國政の執行に當りまする政府も亦前申しました法律とか豫算とかいふやうな國政の根本をなします所のかういふ問題を審議を致し、協贊を致す所の議會も、寔に極めて眞面目な、所謂私を滅して公に奉ずる、かういふ心を以て當らなければならぬといふことが先づ第一に必要であるといふことは申す迄もないと存じます。而して御承知の通り兼議院は國民に依つて選擧せられるのでありますから、議會に於きまする議員諸君が眞面目な態度、至誠奉公の心組を以てこの國政の審議に當るといふことを國民が希望するならば、先づ第一に國民の方からこの心持にならなければならぬ、かういふ風に思ふのであります。他人に向つて正しいことを求めまするならば、先づ自分が正しくなければならぬ。自分が公明正大であります ならば、相手も亦自ら公明正大になる。これは私が申す迄もないと思ひます。

然るに實際に於きましては、例へばこの貴重なる選擧權を行使するに當りましても、或は下らない情實に依るとか、或は利害關係に依るとか、甚しきに至りましては僅かの金錢に換へてこの貴重なる一票を行使する、卽ち買收によつて投票權を行ふといふやうなことがありましては、どうしてそれに依つて選出されました議員諸君に對して眞面目な態度、私を滅し公に奉ずるの心を以て國政の審議に當るといふ熱心なる態度を求めることが出來ませうか。又さういふ態度がありました場合に國民の方がこれを責めることが出來ませうか。かういふ風にしたならばどうしても正しき國政の審議を求めることが出來るのでありませうか。卽ち正しい人の選出せられ、又議員の正しい行動、眞面目なる行動を求めまするならば、先づ選擧權を與へられて居りまする有權者、卽ち國民が正しき心を持ち、且つ又正しき態度に出るといふことが先づ第一に必要であると考へるのであります。選擧肅正運動の本旨といふものは全く玆にあるのでありまして、御婦人方は今日では選擧權をお持ちになりませんが、國運の進展といふことに付きましては國民として共同の責任をお持ちになつて居るのであります。又手近な所から申しますれば御家庭をよくし、お子さん方をよくお育てになりますには、どうしても先づ政治といふものをよくする、といふことに重大なる關係があるのであります。又御家庭に於きましては實際御婦人の方々が實權をお持ちになつて居るのでありますから、この現下重大なる難局を打開して、躍進日本の基礎を樹てゝ行きまする根本はどうしても國政の審議に當る者、卽ち行政官吏は固より、それに先程申しましたやうな國政の根本をなします豫算とか、法律を審議する方々に對しましても、總て眞面目でなければならぬといふことを常にお心にお持ちになりまして、只今申しましたやうな國政の重大なる術に當る議員の選擧といふものに付きましては、或は御主人なり、或はお子さんとか、或は御親類の方とか、或は御近所の方々とか、皆樣の手の屆く限りの投票權を持つて居る方々によくお話になりまして、眞面目な心を以てこの貴重な選擧權を行使して、この度の總選擧に於きましては、自他共に選擧法違反になるやうな行爲の絕對にないやうに御協力下さることをお願致す次第であります。暫ひ換へて申しますれば、卽ち選擧有權者が先づ正しい心を持つて、これに依つて正しい人を選出して、私を滅し公に奉ずるの心組を以て國政の審議に當り、國運の進展、庶政一新のスタートを切ることの出來まするやうにお骨折を願ふ次第であります。

意見發表

意見發表

小學生代表　子供の村自治學校二年　飯田君江

この問題級長のせんきよがありました。私は大場さんがいゝと思ひました。さうしたらそのとほりになりました。また大人のせんきよがあるさうです。子供の村には前とちがつた帝國議事堂を立がいてあるポスターがはつてあります。よい人をせんきよなさいといふたてかんばんも十字路にたててあります。こんどせんきよされるのは代議士といつて日本中のいろいろのだいじなことをそうだんする人だと先生がおつしやいました。私は正直者さんのやうな人か大黑さまのやうな人がいゝと思います。おいぢわるでは　天皇陛下がごしんぱいなさると思います。

意見發表

小學生代表　東京市第四日野尋常小學校　倉持とみ子

チン〳〵〳〵〳〵と號外の鈴の音が聞えて來ました。私は何かしらと思いながら急いで外へ飛び出しました。けれども號外屋さんの姿はもう見えませんでした。あちらこちらと見ましたがとう〳〵見つかりませんのでがつかりしながら家に歸つて來ました。すると家中の人が集つて何かを取まいてさわいでゐました。私がのぞいて見ますとさつきの號外でした。お母さんは私を見て「もう號外は來てゐますよ。」と言つて笑はれました。號外は議會解散の知らせでした。家中の人はそれを取りまいて、選擧の話で持ち切りです。今日は日本國中どこの家でもびつくりして、さわいだことでせう。私は此の時とても强く選擧は大へんな事だと思いました。それから毎日方々では大人が集ると選擧の話をしてゐます。學校でも先生から選擧肅正のお話をうかゞひました。そして級長選擧と同じやうに、心の正しい立派な人でお國の事を心から思つて骨を折つて下さる人を一生けんめいになつて、選ばなければならないのだと言ふ事がよくわかりました。其の總選擧と言ふのが四月三十日にあるのださうです。此の頃は通りを歩いても候補者の名前を書いた看板が幾つも並んで立ててあります。又方々でえんぜつもあります。私の家へも毎日色々な候補者から手紙が來ます。お湯屋の入口ののれんにも機の繪の上に選擧肅正と書いてあります。立派な議事堂を入れたポスターには、「今度こそ理想選擧」、「主張を選べ人物を選べ」などとむつかしい言葉でいゝ人を選んで下さいと書かれてあります。こんな物を見る度に私は心がひきしまります。選擧する人が皆此のポスターをお國の事を思つて眺めたらきつと〳〵よい人を選ばうと決心するだらうと思ひます。婦人會の人達や色々の女の會の人達も選擧肅正のお手つだいをしてゐます。私は子供ですから大人のやうには出來ませんが。こんなポスターを一つでも書いて出來るだけお手つだひをしたいなあと思ひます。先だつて私の學校の小川さんが東京市で選擧肅正の標語のぼしゆうをした時入選して東京市長さんから立派な賞狀とき記念品をいただきました。其の標語は「明るき一票樂しき我が市」と言ふのでした。其の時先生から前に出來てゐる標語には次のやうなのがあると聞かされました。

正しき一票　皇國の榮

もはん選擧は東京から

ちかつて肅正とぞつて投票

などと言ふのでした。こんなに皆が一生けんめいに選擧肅正に骨おつてゐるのですから、どうかよい人が立つてよいお國になるやうにして下さい。皆が肅正々々と言つてゐるのに、大切な議員さんをお金をもらつたり人にたのまれて選ぶ人が少しあると言ふ事ですがどうしてそんな心になるのでせうか。選擧は正しくなければいけません。それから雨が降つたり。忙しいからと言つて選擧に行かない人もあるのださうですが、今度こそ誰も一生けんめいですから、四月三十日にはぜひ行つてよい人を選んで下さるといゝと思ひます。

青空をつきぬくやうな立派な美しい議事堂にみんなから心をこめて選ばれた立派な議員さんが集つてお國の事を相談して下さると日本の美しい光がます〳〵輝いて世界からほめられる事になるでせう。

どうぞ〳〵よい日本になるやうによい議員さんを選んで下さい。

意見發表

小學生代表　板橋區志村第一尋常小學校　原田喜和子

いよ〳〵選擧も間近になりました。町の角々には肅正のポスターや候補者の立看板などが澤山立てられてゐます。どうぞこの中からお國の爲に正しい人を選んで載きたうございます。區會議員の時も市會議員の時も、私達は出來ない乍らも一生懸命になつてポスターを書いて貼つたり、綫り方書き方等を書いたり、お家ではお父樣やお兄樣に棄權をなさらないやうにどうぞ良い人を選んで載くやうにとお願ひ致しました。今度といふ今度はお國を擧げての大事です。この選擧位お國の發展に影響するものはないと思ひます。

日本は今は非常時です、この非常時に適した立派な方を選んで載き度いものです。善い人々が集まれば正しいことが相談され、お國は益々發展致します。どう

ぞ善い人を正しく選んで戴きたうございます。選擧の度毎に校長先生や受持の先生は「善い人を選んで下さい。明日はきつと投票していただくやうに」とおことづてになります。どうぞここの尊い一票を大御心にお答へ出來ますやう正しくお便ひ戴きたいとお願ひ致します。市會の時も女の方や子供達も一生懸命になつてゐましたのに、殘念なことに棄權も多いやうでした。私達の願つたことが充分に行はれなかつたとしても、私共小國民として日本人として御國の爲に何度も繰返してお願ひ致します。「正しい一票が力强く投票されるまで」。

意見發表

女學生代表　大妻高女　宮原富子

私達は學校へ通ひます途中、衆議院議員候補者の立看板が並んだり、選擧肅正の立札やそれに因んだ標語の塔とか旗や幕の類を澤山見受けます。我が國の立憲政治は　明治大帝に依つてお定め戴きましてから、既に五十年を經過致してをります。それにも拘らず、今日尙選擧肅正などと申しまして、婦人や學生までがこんな愛國運動に携らなければなりませぬことは洵にお恥しい次第です。國民の一大反省を要することゝ存じます。元來選擧權を行ふことは國民の一大義務でございまして、本當の代表となるべき方を選ばなければなりませぬ。是は當然なことでございますのに、人に頼まれたとか、買收したとかされたとか申しまして、選擧違反に問はれたり、不眞面目な人が當選したり、又大切な選擧權を拋棄したりすることは一體どういふ譯でございませうか。長い憲政の歷史を持つ我が國の國民としてこんな無責任極まることを致しますのは洵に歎かはしい次第であると申さなければなりませぬ。殊に東京市民は帝都の公民として全國民の模範となりますず爲に十分の覺悟を以てこの選擧に當つて戴きたいと思ひます。私共には選擧權はございませぬから、父なり兄なり親戚の者によくこの精神を認識して戴いて、私共が將來母となつた曉には正しく子供を養育して、選擧肅正運動などといふ言葉は過去の笑草と致したいものでございます。四月三十日餘す所僅かに一週間、本當に腕のある、お國の爲に働く人が當選されて、躍進日本の前途に光明を與へるやうな淸く正しい政治の行はれますやう望んで止みませぬ。最後に理想の選擧に依りまして、上は天皇陛下の大御心を安じ奉り、下は國民の期待に副ふやう實現を望んで私のお話を終ります。

意見發表

女學生代表　洗足高女　森野久代

この頃到る處四ツ角や町角に太い文字で候補者の氏名を書いた立看板が幾つも立並んでをります。三月三十一日第七十回議會の最後の日に衆議院の解散が行はれてから續々立候補し、數日に迫つた總選擧にゴールインしやうと多數の人が努力してゐることは新聞その他で誰もが既に知つてゐる事柄であります。それに就ては府、市、警視廳が違反のないやうにと最善の注意を拂ひ、或は色々の催し物をしたり或は議事堂を背景に大きな鐘の描かれたポスターを貼つたり又各大臣のラヂオ放送があつたりしてゐますこんなにまでして何時も何時も莫大な費用と勞力とを使つて、國家が理想選擧を行はせやうとしてをられるのに、選擧の度毎にまだ〳〵違反者が多く出るといふのは何といふ不思議なことでせうか。もう一つ不思議なことは學校の小使さん、それから出入してゐる大工さん、植木屋さん、御用聞きなどに與へられてゐる投票の權利が內の校長先生にはないといふやうな點であります。女性にはそれだけの能力がないのだといふお話でありますが、どんなものでせうか、私共だつてさういふ場合には選擧違反だとか棄權だのといふやうなことは恥しくて出來はしませぬ。私共は一學期に一度宛級長と副級長とを選擧することになつてをりますが、選擧せらるべき人は立派な人物で、學力もあり總て生徒の模範となるべき者でなければならないことは無論であります、その爲に私共は何時も何時も正しい目で人を見、又人の長所を認め得る人になりたいと願つてをります。與へられた一票を正しく用ひる爲には棄權をしないといふことも一つの大なる義務だと承知してをります。自治會の各部長を選びます時も同じ心得で致してをります。この正しい選擧といふことは申さば私共の常識上當然な理窟だと存じてゐるのでありますのにこの頃時々お上からのお達しだと仰しやつて、選擧肅正といふやうなお話を學校でも特に側ふやうになりました。その時校長先生は何時もお笑ひになつてゐらつしやいます。あなた方の間で立派に行はれてゐることだのに、大人でやつてゐない人があるといふことは不思議でもあり、又自分達としてあなた方に對して恥しくもある。併しあなた方を通して家庭に通じるやうにといふ仰せを默つてゐる譯にも行かないからと仰しやいます。大人の世界には私共には分らないやうな理由が色々おありのことは存じますが、選擧の範圍や方法が違つても、その精神は何處までも同じではございますまいか。本當に『聖旨奉答この一票』の標語は一つの警鐘となつて私共の念頭に鳴り響いてをります。この度の總選擧に依つて模範的の代議士、眞に國家を憂へ、國民の福利を圖り、さうして女性の力を認めて下さる方が續々御當選になるやうにと私共は蔭乍らお祈り申上げてをります。

意見發表

專門學校生徒代表　津田英學塾　高田美津子

今度衆議院が解散になりまして、來る四月三十日に國民を擧げての總選擧が行はれます。私共はこの時に當りましてもう一度選擧といふものを深く反省して見たいと思ひます。選擧を行ひますには先づ國民は自分の國の政治に關心を持つて、それを理解しなくてはなりませぬ。自分の國の政治に關心を持ちまするとき、人から勸められなくともその重大な議員選擧に當つては自ら慎重にならないではゐられませぬ。從來の選擧に於きまして候補者に立つた方が互に爭つて一人でも多く自分に投票數を增さうといふやうに努力するといふのでは一般國民に取りましては。選擧といふものは他人の爲にするやうに思はれてゐたやうな所がありはしなかつたかと思います。他人の爲にするのではない。選擧そのものの持つ重大な意義が一向に反省されてはゐなかつたのではないかと思ひます。その爲に色々買收だとか、選擧妨害だとかいふやうな弊害が伴つたのです。選擧とそ國民が國の政治に參加するといふ實證でありまして、自發的に自分の信念と意見とを以てその代表者を選ばなくてはなりませぬ。このやうな個人が集つて全體を構成してゐるのでございますから、各々その一員として十分に責任があり、それだけに自己に對して忠實でなくてはならないと思ひます。深い考もなくて選擧肅正のお祭り騷ぎを致しましても、さうして團體的行動を執つても、各個人の自覺のない限りは何の效果も擧げ得られないと思ひます。又或人々は選擧肅正の取締に對しまして、政治の理解と申しますよりも、先づ恐怖の念を起しまして、手を出しさへしなければいゝのだといふやうに棄權をしやうとします。このやうな人にも今迄の經驗から又無理のない所がございますので、この人達に對しましては特に警察當局のお方が先づ親切に彼等に理解の行くやうに選擧に就て敎へることがちよつとした心遣ひであつて而も非常に效果を擧げることではないかと存じます。一般に知識階級の人々は政治に關しても或る程度の理解を持つてゐるやうでございますが、その他の工場で働いてゐる人々、商店に雇はれてゐる方等廣く一般國民にも政治をもつと分り易くそれが理解されるやうにパンフレット等に依りまして公民敎育を施すことも選擧肅正を廣く徹底させる方法ではないかと存じます。又兒童や家庭を通して選擧肅正の精神を角を立てずに圓滿に和やかな氣持で普及をするのも效果が非常に大きいだらうと思ひます。このやうにして選擧に於きましては立候補する議員自身が自重して、國民の代表として恥しくないだけに良心的であるのも勿論ですが、彼等を選ぶ一般國民も自覺して責任を以て投票し、又私共女性は今こそまだ選擧の權利を與へられてゐませぬが、同じく國民として國の政治に一層の關心を持ち、一票こそ持たないが選擧の精神を理解して、先づ私共の周りの人から正しい一票を出させる準備を致しませう。さうして眞に吾々國民の輿論を反映した堅實な憲政の樹立を圖りたいと思ひます。この頃新興日本とか、躍進日本とかいふやうな言葉がよく聞かれますが、それは吾々國民は勿論のこと、諸外國も亦認めてゐる言葉でございます。而して文明の第一線に出た我が國に於きまして選擧に對する國民の理解がまだ徹底してゐない爲に色々の弊害を起すやうなことがございましては本當に恥しいことだと存じます。私共は兎角精神は理解してをりましても實行が伴はないことがよくございます。今度こそ本當に些細なことからでもこの私共の氣持を實行に現はし移して、選擧肅正の爲にお互に盡したいと存じます。皆樣どうぞお力添へ下さいませ。

意見發表

一般婦人代表　豐島區選擧肅正實行委員　遠藤和子

私はかういふ席で條りお話を致したこともございませぬのでございます。又官吏の家內でもございませぬし、代議士の家內でもございませぬのでございますから、失禮なことを申上げるかも分りませぬのでございます。私が以前洵にお世話樣になりました震災當時の市長でゐらしやいました後藤伯爵から親しく何ひましたことを皆樣に申上げて見たいと存じます、それは伯爵が御存命の頃に親しくお話がございましたのに、今の政黨はお家流のくづれたやうなものだといふことを仰しやつたのです。この位愛けば繪だか字だか判らなくなるといふお話を伺ひましたのでございますが、私は只今それを大變に深く自分では感じてをるのでございます。何うぞ今度の選擧にはなんとか繪とか字とかいふものになりましたならばたいへんに結構だらうと存じてゐるのでございます。そのことになりますのも皆やはり國民が失禮でございますが、私はお惡いのじやないかと存じます。國民がしつかりと自覺さへ致してをりましたならばどういふ黃金を山程積んで參りませうとも、取る人がなかつたならば必ず持つて來る者もなくなるのではないかと存じます。どうぞ國民が皆自覺を致しまして、私共にはまだ選擧權は戴けませぬでございますが、私共が若し選擧權が戴けたと致しましたらば、私は主義方針のしつかりした方、又人格の高い方、國家觀念の高い方、まあこの位の所は必ず條件の中に入つた方を選擧致したいと存じますのでございます。どんなに百の規則

が出來ましても、國民の自覺といふことの一點がなかつたらば何の役にも立たないことだと私は存じます。どうぞ皆樣がこのポスターや色々とお上でも澤山お金をおかけになりますが、切めてそのお金が他に廻りますやうになりまして、皆樣のお自覺が確かになりますれば、お金をかけませぬでも肅正が出來るのではないかと存じました。私はもう淘に失禮なことも申上げましたし一向に馴れませぬでございますから、淘に行屆きませぬでございますが、是で失禮さして戴きます。

意見發表

一般婦人代表

愛國婦人會
評議員　阿部操

本日の御催しに出まして、家庭の婦人の立場から選擧肅正に關して何か意見を申上げよといふことでございましたが、私がこの方面のことに就きまして殆んど無關心でをりましたことを大變お恥しく存じます。同時に愛國婦人會が婦人報國運動の一つの事項と致しまして、選擧肅正のことを早くから强調してお出でになりましたにも拘らずなほざりに致してをりましたことは何とも申譯ないと泌み泌み感じてをりますやうな譯でございます。併し一昨年來選擧肅正の聲が大變に喧しくなりまして、家庭の婦人もそれ相應のお手傳ひを申さなければならないといふことをお申付けになりましたので、私も出來るだけのお手傳ひは致して參りましたのでございますが、勿論皆樣そのお積りで遊ばしてゐらつしやいますけれども、本當に國家の一大事であるこの一大愛國運動に對してみんなが本當にその氣になつてをるかといふことを聊か疑ふやうな點も、是は大變口幅ったいことを申上げまして恐れ入りますけども考へますやうな譯でございます。で先程から田澤先生から懇々とお話がございましたやうに、政治と婦人の日常の生活といふものは切離すことは出來ないものゝお國を强く致しますのも、弱く致しますのもこれは男の方ばかりではなしに、婦人も充分その責任を負はなければならない。さう致しますると、今度のは男子の方にだけ選擧權が與へられ、さうして婦人に選擧權を與へられてをらないといふことが大變不合理のやうに考へられるのでございますが、併し今日の選擧界がこのやうに腐敗墮落の極に達した、で是非とも選擧界を覺醒しなければならぬ、議會政治にさへも疑を持つやうなことになりましたといふことは國民が本當に立憲政治の本當の意味を了解してゐない、選擧に對しての心構へが十分出來てゐなかつたからぢやないか知らんと思ひます。でこれは一般の御婦人方と申しますと大變恐れ入りますが、特に一部の御婦人方は勿論その方面のお力なり知識なりは十分お持ちでゐらつしやいますけれども、一般の婦人から申しますとまだ〳〵斯ういふ方面の用意とか心構へといふものが出來てゐないのぢやないか知らん、でさういふやうな所に更に選擧權が與へられました所で、十分御奉公を申上げることは出來ないと思ひます。でこの際は婦人の立場から私といふことを抜きにして、どうぞこの度の目前に迫りました選擧が十分理想的に立派に行はれますやうにお手傳ひを申上げなければならないと思ひます。男の方には男の方のお勤めなりお仕事なりがございますが、婦人には又婦人の仕事がございます。でこれは尋常一樣には參らない、イギリスの御婦人方に選擧權が與へられましたのも色々な道程がございまして初めて選擧權が與へられたといふお話でございます。この際は婦人が一生懸命にお手傳ひを致しまして、さうして婦人の本當の力を認めて戴く大切な時機じやないか知らんと思ひます。殊に日本の婦人は慣ましやかでなければならぬ。殊に家庭の婦人は晴々と街頭に飛出してお仕事を致しますよりも、陰でお仕事をして行くといふ所に美しさがあり、又力强さがあるのではないかと思ひます。で是は古いお話でありますが伊弉諾、伊弉冉尊樣の御結婚の時のお話を伺ひますと、御婦人の方が先に――御婦人の神樣であられます伊弉冉尊樣が先にお言葉をおかけになつて御結婚なさいました所が不具のお子樣がお出來になつた。所が是はどうも女が先に口をきいたのがよくなかつたといふので、今度は御結婚のやり直しを遊ばした。で今度は男子の神樣であられます伊弉諾尊樣がお言葉をおかけになつて、さうして御結婚遊ばしました、さうして御立派なお子供を淳山お拵へになつたといふことを伺つてをります。これも只今述んだ科學から考へてみますととても可笑しな話でございますが、是は日本の婦人に慣ましやかであれ、謙讓であれといふことをお敎へになつた尊いおさとしのお話だらうと存じます。で私共は家庭の婦人でございますから何處までも男子を押立てて、さうして陰にをりまして十分男子の方のお仕事を見守つて、さうして後から力添へをする、詰り御主人のお仕事をリードして行く所に婦人の喜びがあり力があるのではないかと思ひます。淘に私共は大切な子供を預つてをる、子供の敎育の任に當る大切なお勤めがございます。で小さい子供を自分の膝の上に置いてあやし育てまするその間に、桃太郎のお話をしたり、カチ〳〵山のお話をして聽かせまするその間に、何等かの方法に依りまして議會政治の大切であること、選擧に對しての心構へといふやうなことを噛碎いて子供の頭に植付ける、さう致しますると斯ういふ子供達が段々大きくなりまして、社會人となり、公民としてのお勤めを致します時に、迷はないやうなことになるのではないかと思ひます。先程から本當にお小さいお孃さんや女學生の方々が雄々しい御意見の發表をなさいまして私共本當に感激して伺ひました。斯ういふことが繰返されまして、さうして色々さういふ方面の知識が一般に行渡りますれば、自然に政治といふものが明朗になり、住みよい社會が出來て參ります。さうして結局それが議會政治に花を咲かせることになります。延いては誠に恐多いことでございますが、明治大帝の本當の御製慮に副ひ奉る所以ではないかと思ひます。

明治大帝の御製に

まつりごとよこしまならぬ國にこそ
さかしき人も多くいでけれ

と仰せられてをります。甚だ纏りませぬお話を申上げまして恐入りますが、私の心の一端を申上げましてお話を終ります。

× × ×

四、婦人團體街頭宣傳

選擧肅正運動が開始せられて以來、家庭から街路から母心で肅正運動を續けて來た都下各婦人團體では、總選擧前日四月二十九日天長の賀節を期し今回の總選擧こそ、眞に理想的選擧とするため、左記の諸事項を申合せ、極力その實現に努力致しませう。

一、一家團欒の談合に選擧肅正問題を取上げ家庭内に肅正の空氣を漲らせませう
二、家庭の中より違反者を出さざる事は勿論、絶對に棄權せぬやう努めませう
三、選擧日には國旗を揭揚し、お赤飯等の用意をして、神聖なる義務の自覺を强めませう

昭和十二年四月廿三日　　選擧肅正婦人大會

大會申合せ

私共は選擧に直接關與する事は許されてありませんが、一昨年來肅正運動には、母心を以て協力して參りました。

今回の總選擧こそ、眞に理想的選擧とするため、左の諸事項を申合せ、極力その實現に努力致しませう。

一、一家團欒の談合に選擧肅正問題を取上げ家庭内に肅正の空氣を漲らせませう
二、家庭の中より違反者を出さざる事は勿論、絶對に棄權せぬやう努めませう
三、選擧日には國旗を揭揚し、お赤飯等の用意をして、神聖なる義務の自覺を强めませう

昭和十二年四月廿三日　　選擧肅正婦人大會

婦人團體街頭宣傳出發ニ際シ總務部長挨拶

國民ノ總意ヲ決スベキ嚴肅ナル總選擧モ愈々明日ニ迫ッテ參ッタノデアリマスガ此ノ一箇月間明日ノ總選擧ヲ當面ノ目標トシテ官民一致ノ大努力ヲ以テ行ッテ參リマシタ選擧肅正運動ノ最後ノ仕上ゲヲ致シマス爲ニ御存知ノ通リ此ノ二十三日カラ本日マデヲ棄權防止强調週間ヲ行ッテ居ルノデアリマス。此ノ强調週間ノ最終日ニ當ッテ、府下各婦人團體ノ總動員ヲ以テ棄權防止ノ街頭宣傳ヲ自發的ニオヤリ下サイマスコトハ淘ニ意義深イコトデアリマシテ私ハ衷心感謝ニ堪ヘナイ所デアリマス。皆樣ガ御家庭ノ主婦トシテ色々御忙シイ日程ヲオ持チニナッテヰルニモ拘ハラズ、我ガ國現下ノ非常時局ニ直面シテ選擧界多年ノ積弊遂ニ默シ難ク技ニ敢然起ッテ選擧肅正運動ノタメニ積極的ナ御協力ヲオ與ヘ下サイマスコトハ邦家ノ爲實ニ慶ビニ堪ヘマセン。

先日ハ日比谷ノ公會堂ニ於キマシテ盛大ナル選擧肅正婦人大會ヲ開催セラレ、本日又技ニ街頭ニ立ッテ親シク一般府民ニ棄權防止ノ宣傳ヲオヤリ下サル等重ネ重ネ自主的運動ノ範ヲオ示シ下サイマスコトハ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマシテ、深ク御禮申上ゲマス。

婦人團體街頭宣傳要項

一、主催者
　府下各種婦人團體（府、市後援）
一、日　時
　四月二十九日午後〇時半集合
　　一時半出發（晴雨ニ不拘決行）
　　五時歸着

一、人員　一區五人乃至六人　二〇〇人ノ豫定

一、街頭行進順序

府廳舍ニ集合總務部長ノ挨拶ヲ受ケタル上府廳舍ヲ自動車ニテ出發、宮城前ニテ下車整列、宮城遙拜、全員乘車、田村町ヲ經テ尾張町ニ至リテ二班ニ分レ一班ハ上野公園ニ二班ハ品川公園ニ至リテ以後ナル丈幹線ヲ經テ遙次各受持區ニ至リ區內適當ノ箇所ニテ宣傳ヲ行ヒ適時歸着（一名以上ハ府廳ニ歸リ概況ヲ復命ス）

一、用意スヘキ器具其ノ他

(一)乘用自動車　四〇臺（府ニ於テ借上）
(二)自動車幕　四〇枚（府ニ於テ用意）
(三)鑑二〇〇本　（市ニ於テ用意）
(四)ビラ（宣傳用）　一八萬枚（婦人團體用意）
(五)撒布用告諭　三萬枚（府ニ於テ用意）
(六)宣傳マッチ　五萬個（〃　　）
(七)番茶及鹽煎餅　（〃　　）
(八)サンドウイッチ　（婦人團體用意）

一、其ノ他分擔事項

(一)各班長決定　（婦人團體分擔）
(二)婦人團員動員　（婦人團體擔任）
(三)寫眞撮影　（府擔任）
(四)自動車準備　（共同擔任）
(五)街頭行進ニ關スル警察方面ノ手續一切　（府擔任）

婦人團體街頭宣傳自動車分班竝散開箇所

分班

總務班（一臺）

上野方面（二三臺及指導車三臺計二六臺）

第一班　本郷、小石川、牛込、四谷、赤坂、神田、麴町、王子、瀧野川、豐島、板橋（一一臺）

第二班　日本橋、京橋、下谷、淺草、深川、本所、荒川（七臺）

第三班　葛飾、城東、向島、江戸川、足立（五臺）

品川方面（一二臺及指導車一臺）

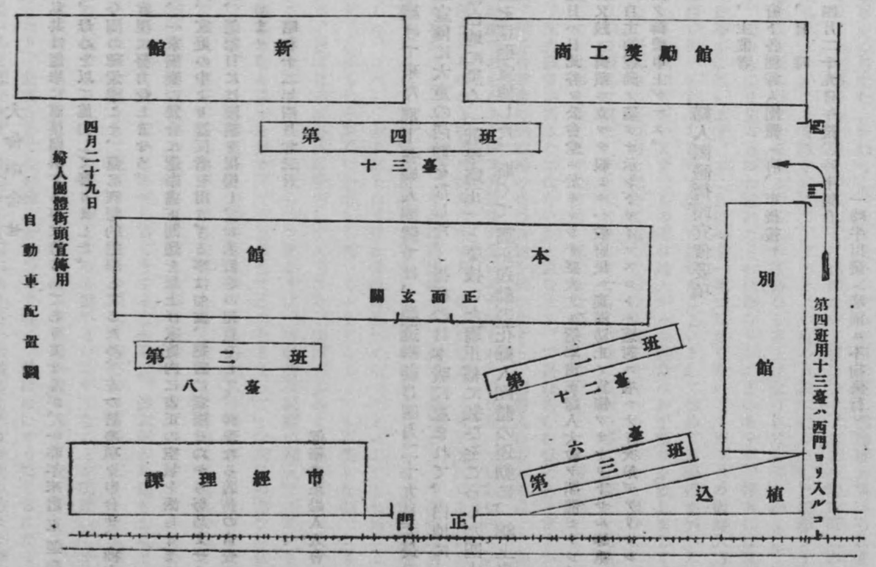

第四班　芝、世田ケ谷、蒲田、大森、荏原、目黑、品川、澁谷、麻布、杉並、中野、淀橋

合計　四〇臺

	散開箇所
第一班	上野公園ニテ散開
第二班	同上
第三班	隅田公園ニテ散開
第四班	品川公園ニテ散開

（以後ハナル丈環狀線ニ依リ行進ノコト）

街頭宣傳に關する注意

一、受持區內適當の人通り多き場所數ケ所に於て車を止めて下車し適當の時間（十分前後位宛）配布する事

一、大體四時半頃迄にて中止し、責任者（若しくはその代理）一名府正廳迄歸着、その情況を報告（報告紙添附しあり）する事

出來るだけ五時近に歸着するやうする事

一、印刷物マッチ等の配布物が殘つた場合は參加者各自が自宅に持ち歸り今日中に近所に配布する事

一、配布最中巡査から問はれた場合は警視廳と了解ある旨を告げる事若し面倒な事を生じた場合は、東京府選擧肅正部へ電話をかける事

街頭行進順序

全般

（乘車）府廳　宮城前（下車）遙拜

（乘車）尾張町

第一、二班

尾張町　上野公園　各分擔區　宣傳　府廳（責任者一名歸廳、他ハ任意歸宅）

第三班

尾張町　上野公園　隅田公園　各分擔區（以下同上）

第四班

尾張町　品川公園　各分擔區（ナル丈環狀線ニ依リ行進ノコト）（以下同上）

區報告

一、出動員氏名

住所	所屬團體	氏名

一、配布物配布地點

一、其ノ他狀況竝ニ感想

五、母心で選擧を育てませう

慈母の選擧の正しい發達を期し、政治の淨化を圖つて行からといふ婦人團體では、一般家庭婦人の選擧に對する母心を觸發するため左の如きパンフレットを發行全國の婦人に對し呼びかけたのである。

（一）

今度の衆議院議員總選擧は、來る四月卅日に行はれるので「お花見選擧」と新聞紙上などでは書かれてゐます。

さてこの春といふ季節は萬物みな育つ時で木草の花や芽が一齊に美しく咲き伸びる眺めこそは、まことに此上もなく樂しいものであります。然し乍らこの樂しい眺めもあの冬のきびしい霜や雪を凌いで來ればこそ、初めて得られるものであつて、あの日本精神を現はす萬象の櫻花も、もしこの冬の間しつかりと蕾を包み守つてくれる鱗片や莢がなかつたならばどうして爛漫の欣びがありえませう。

選擧肅正運動も今回は四度目、婦人側の協力も回を重ねる毎に手慣れて來て、今度も亦、選擧肅正中央聯盟加盟の愛國婦人會、大日本聯合婦人會、選擧肅正婦人聯合會の三團體間では逸早く共同運動の申合が成り、ポスター、立看板が全國津々浦々まで送られましたが、今回のこの運動の標語に、「母ごゝろで選擧を育てませう」といふのが選ばれた事は、決して偶然ではないのであります。

（二）

選擧肅正運動は、凡そ選擧界の惡弊の一掃せられるまで續けられるべき政治教育運動でありますが、一昨年初めてこの運動が起されるや早速婦人側の協力が求められたのです。そして婦人團體側でも喜んでこれに應じ進んで手傳つて來ました結果、今では肅正運動から女の協力を除く事は出來ないといふまでに重要な位置を占めるやうになりました。

ご承知の樣に我國では永い間政治は男の仕事と分業的に考へられて來ましたから、女の人には未だ參政權も與へられて居りません。從つて女自身も政治や選擧はむづかしい事だ、不必要な事だと考へてこれから遠ざかり住んで來た爲、この肅正についても「選擧界の腐敗に女は何等責任はない筈だ、男の有權者だけが潔らしたものを、女が手傳つて淨める事はをかしい」といふ考へ方が相當に强かつたのも無理はありません。

然し乍ら事實はこの一票をもたぬ無權者の女が、知らず〳〵の間に選擧にまき込まれ、その腐敗を手傳つて來てゐたのです。

たとへば山村僻地の炭燒きの家庭とか、海上はるかに漁りを業とする漁夫の家庭などには、有權者である夫の留守を預る主婦の上に買收や情實選擧の魔の手が主として下つたものであり、都會地でも無智なるが故にその誘惑に陷つたり、候補者夫人が夫を想ふ愛情から暗路に迷ひ込んだためしが少くなかつたのです。

玆に於て「私たちにも責任がない譯ではない」といふ自覺から、婦人側の運動は單なるお手傳ひでなく、眞に自發的な協力分擔を目指して展開されて行つたといへるのです。

（三）

日本の女の新しい自覺の下に芽生へた選肅運動への協力は、回を重ねる毎にその力を强めて行きました。府縣市町村當局から選擧肅正實行委員に任ぜられた婦人の數は全國で二千人に上り、愛國婦人會、大日本聯合婦人會、選擧肅正婦人聯合會の共同運動による網の目は全國津々浦々に行き亘り、或は神前に祈願し、或は巷にビラを配り、投票日には國旗を掲げお赤飯を炊いて家内の有權者を投票場に送り出し、いやしくもわが家から一人の違反なく、棄權なからしめんと總がかりになつて盡したのであります。

その結果は到る處で「婦人の力は强い、女は實にまじめで熱心である」と女の實力を漸く認められて來たのであります。

それにしても何が斯くまで女性を奮起せしめた原動力となつたのでせうか。

なる程今迄は事々に引込んで居るといはれて來たのに反して、今回は出て働らけ、手傳へ、といはれたといふ事も、女の力を伸ばして大きな原因の一つでせう。然し乍らこれと同時に、この選擧運動の根本義が、女の生れ乍ら有ち合せてゐる性能にぴつたりと適合したといふ事も、見逃すことは出來ますまい。

選擧肅正の理想は。「淸く正しく」であります。そしてこれは全く種族の保存に任ずる女性の爲に天が生れ乍らに賦與した女性の本能にも等しいものなのです。今迄も女は淸く正しく生きたいと何時も願つて來ました。然し世の中に一歩先驅である男の人たちによつて往々それは破られました。「そんな考へ方は甘いよ。世の中にはもつと〳〵裏も表もある複雜な所だ」といふ風にいはれると、女の人は「さうかしらん」とつひ迷つてしまふのでした。然し今度の肅正には全く裏も表もありません。「矢張これでよかつたのだ」と、女は今やこれによつて自信を得、勇氣を得たのです。

しかもこの選擧肅正運動は日本の國の建て直し運動の第一歩なのであつて、第二、第三の建て直し運動がその背後に控えてゐる事を知る時に國民半數の女は今や武者ぶるひし乍ら、この道をまつしぐらに往きつくさうといふ一念に燃えたつてゐる譯なのです。

（四）

「萬機公論ニ決スベシ」といふ　明治大帝の大御心の下に、日本に選擧制度布かれてより已に五十年、しかも殘念な事には政治教育がこれに伴はなかつた爲に、日本の選擧そのものは恰も野育ちの狀態にあるといふも過言ではないのです。遲蒔にせよ肅正運動の起された事は欣ばしい事であります。

然しこの道も決して平坦ではありません。悲觀論者も後を絶ちません。一面飽きも見えて來ました。玆に今回の運動の苦勞も存する事と思はれます。

それにつけても思ひ起すのは、昨春二月の青森市會議員選擧における青森婦人愛市同盟員の決意です。彼の人たちは「私たちは、母だ、萬一この一擧で青森市會の淨化が達成しないでも私たちは決して落膽、失望はしない。私たちは膝下の愛兒たちを將來の正しい公民に育て上げる事によつて十年後には必ず青森市會の

淨化を成し遂げて見せる」と誓つたのでありました。幸ひその選擧は好結果に了りましたが、この決意こそは國民半數を占める日本婦人の胸奥ふかくひとしく燃える想ひではないでせうか。

母ごころ、母ごころ、それは萬物を育てゝやまぬ力です。まだ若く稚い日本の選擧にも、この力が何にもまして必要なのではないでせうか。世の中には、何のこの自分の一票投じたとて棄てたとて選擧の結果に拘はりがあるものかといふ風な有權者が非常に多いのですが、これは生れた子に對し、器量がいゝから育てようとか、頭がいゝから可愛がらうといふのと同じ考へ方で、これでは選擧の成長はありません。どうしても必要なのはその胎兒を無條件に愛してやまぬ純一無雜の母ごころなのです。櫻花の蕾を守る鱗片や蓐の役割です。

私たちはこゝに肅正運動に對する婦人の新しき使命を感じます。「肅正は內助の力で」といはれましたが、この母ごころは夫を助ける妻の心から更ににじり歩を進めたものではないでせうか。

この心で私共は今回も國旗を掲げ、お赤飯を炊いて我家から一人の違反者を出さず、棄權者を出ぬやう力め、以て力ある正しき人物が選び出される爛漫の春をまたうではありませんか。

六、女から見た選擧肅正

婦人團體では一般家庭婦人に選擧を分り易く理解させるために次の如きリーフレットを作製一般に配布宣傳した。

一

（女中）　奥樣、又選擧で御座いますか。

（主婦）　さうですよ。衆議院議員の選擧は去年の二月あつた許りだが、議會が解散になつた爲に、今度又總選擧が行はれるのですよ。

（女中）　今度も肅正がやかましいの御座いますか。

（主婦）　さうとも、選擧に對する間違つた考へが改まり、今迄の弊害がなくなるぢゃこのお仕事は續くのですよ。

（女中）　選擧が惡いといふ事は私共子供の時から田舍でもきいてゐましたが、なぜもつと早くから肅正が叫ばれなかつたのでせう。

（主婦）　一部分では叫ばれてもゐたのですが一昨年以來は政府が先立ちになつて官民協力して組織的に行はれる樣になつたから、力づよい運動になつたのですよ。

（女中）　又肅正かなんて申す連中もありますが、奥樣方もまたお手傳ひにお出かけですか。

（主婦）　えゝ、婦人の選擧肅正運動も一昨年の秋以來、府縣會議會選擧、衆議院議員總選擧、市町村會議員選擧といふ風にもう三度も續けて行はれて來たゞけに、今回の第四次選擧肅正運動には、すぐ手順がついて、去年の總選擧の時の通り選擧肅正中央聯盟に加盟してゐる愛國婦人會、選擧肅正婦人聯合會、大日本聯合婦人會の三團體が共同で運動をする事になり、ポスターや立看板が出來ました。

（女中）　この前は選べ人物、いかせ一票といふ標語で御座いましたね、今度は何と申すのでせう。

（主婦）　今度は「人を選べ、主張を選べ」といふのと、「母ごころで選擧を育てませう」との二つです。つまり有權者に對してはこの前と同じ心持で、まづ候補者を選ぶには人物第一にして欲しい、次にその人の考へ、この二つを吟味してきめて貰ひたいといふのであり、自分たちの心構へとしては、母ごころで當らうといふのです。

（女中）　と申しますと？

（主婦）　お前たちはまだ若いからよく判るまいが、私たち子供を有つた經驗のある女の人なら誰でもこの母ごころといふものが、どんなに無條件で子供を愛し育てようとするものかを知つてゐます。その心持で私たち女はこの選擧といふものをも愛し育てゝ行こうといふのです。去年の二月、青森の市會が解散になつた時、青森の女の人たちが結束して愛市運動に參加された時、萬一今度の選擧が理想通りにゆかない場合に自分たちは落膽せず、十年計畫で今育てゝゐる子る供たちに眞の肅正精神をふき込んで將來の公民を作り上げやうと申合されました。全く今日の選擧を一足飛びに理想選擧に潛ぎつけようといふのは困難な事ですから、女の私達が丁度子供を育てるように氣長に一歩々々これを育てゝゆきたい、一度だけで行潛けぬからといつて、決して見棄てたり放り出したりはすまいといふ、この心持は何も青森のご婦人に限らず、私たち全日本の婦人の胸の奥に潛んでゐるものなのです。

（女中）　全くで御座いますね、男の方たちは、割に氣短かで俺の一票位入れたつ

てどうなるものかなどと、仰有る方が多い樣ですが、だから棄權が多いのでございますね。

（主婦）さうですとも、この一票は陛下から國民に下さつたものですから、そんな粗末には扱へないのだけれど、何分にも今迄政治教育といふものが殆ど行はれてゐなかつたから一票は有り乍らそれの正い用ひ方をしらない人たちが澤山にある譯だよ。

これでは生んだ子を、この子は器量がわるいから、この子は頭がよくないからといつて育てない樣なものですよ。子供は死んで了ふか不良になる他はありますまい。

そこで有權者になり代つて女が母ごころでこの選擧制度を育てゝみたいといふのですよ、

三

（女中）然し一票のある男さへさうですから、女の方の中にも判らない方が隨分御座いますのでせう。

（主婦）これは勿論ですが、選擧肅正運動のおかげで今日は女の人もずゐ分めざめて來ましたよ。何しろ今迄は女は引込んでゐろといはれ勝ちだつたのに、女も手傳へといふ事になつて來、各市町村で女で選擧肅正委員に命ぜられたものが二千人もある位ですから、今では女の人たちの働らきといふものは全國で素晴らしい成績をあげてゐます。

（女中）田舍でもそうで御座いますか。

（主婦）えゝ〜〜。全く日本中の津々浦々までこの運動は行き亘り、どこでも女の人たちが總立ちに起ち上つて、「婦人の力で內助の功をあげやう」といふことになり、自分の家からは一人も違反者は出さない、棄權者も出さない、そして投票日の當日は朝早くから起きて國旗を揭げ、お赤飯を炊いて夫を初め、家內中の有權者を機嫌よく投票場に送り出す樣に努力したのですよ。

（女中）昔は田舍にまゐると炭燒きや漁師のおかみさんなど夫のゐない處へは女の人に對して隨分買收が行はれてゐるのださうでございますね。

（主婦）さうだよ。所が今度の運動の結果では棄權率も減れば、違反も少くなり、肅正の氣分が世の中にみち〜〜て來たから、家庭の中も自然淨められて、また同時に女の實力といふものも社會的に認められて來ましたよ。

（女中）女の人にも段々政治が判つてまゐりましたのですね。

（主婦）さうだよ。何しろ今迄は政治は男のする仕事、女の仕事は家を治め、子供を育てる事と分業扱ひされてゐたのだけれど、今日の社會の成立ちや、政治のやり方では本當は女の仕事も亦ちかに政治に結びついてゐる事は澤山あるのですからね。

（女中）それは私もこの間婦人愛市展覽會でよく判らせて頂きました。一票はなくてもゴミの始末を一生懸命にやつて、一軒當り廿五匁づゝもへらし、一萬四千圓の市の費用を儉約された神戸市の婦人方の活動には驚きました。それから私も水道の栓もキッチリしめますし、ゴミの中へ石や土も掃きこまぬ樣氣をつけて居ります。

四

（主婦）それは感心ね。あの展覽會は市政と臺所、即ち婦人の生活のつながりを一目で判る樣に作つたものだつたが、市町村の政治があの通りであると同時に、府縣政にしても國政にしても大なり小なり女子供の生活につながりのないものはありません。

例へば今度生れ出た母子保護法といふ法律、これは國家が貧しい母と子を護る爲に父親に代り、その生活を扶けて下さる法律だが、これを作る迄にずゐ分女の人側の運動もあり、議會も政府も理解して出來た譯だが、いよ〜〜生れ出たとなると實際に運用するのには國政の力ばかりでなく地方自治政も共に協力しなければならないのです。つまりこれらの氣の毒な母と子をみつけ出してこの法律の恩澤に浴させる爲には、方面委員さんたちが活動するのだが、この人々は皆市町村の政治の中に織り込まれてゐるので、さていよ〜〜扱はれる場合のお金は市町村からも出るが、府縣、國庫から分けて出るといふ風になつてゐるのです。

（女中）皆つながつて居りますのですね。

（主婦）さうです。だからこの法律一つだけで考へても、よい市町村會議員だけで行かず、よい府縣會議員、よい代議士といふ風に揃はなくては、どこか一つ惡いと全體が調子よくは運ばなくなるのです。

（女中）ですから女からいへば、どの選擧にも肅正運動は大切なのでございますね。

（主婦）さうですとも。忙しい家事をくり合せて街頭に立ちビラをまいたり、「投票はおすみでしたか」のポスターを配つたりするのも決してものずきや見榮で出來る事ではありません。これも家を愛し子を愛すればこその動きですよ。

（女中）奥樣よく判りました。この次のビラまきには私もぜひお伴をさせて頂きます。

（主婦）演說會にも連れて行つて上げるよ。どういふ方が立派な候補者だか、お話をきいて覺える事も、すぐお前には役立たない事の樣だが、いづれ且那樣をもつのだもの。これも母ごころで選擧を育てる一つですよ。

第七章　各種職業組合の運動

一、概　說

過去一年半に亘る數次の選擧肅正運動に依つて一般民衆の政治的道義心が相當に喚起せられたことは、選擧肅正委員會の答申にも『一般府民ノ選擧ニ對スル觀念ハ從來實施シ來リタル選擧肅正運動ニ依リ相當啓蒙セラレ……』とある通り、從來の實績に徵するも疑ふべくもないことであらうと同時に又從來の肅正運動は役人が音頭取りの天降り的啓蒙運動であつたことも亦事實である。これは決して肅正運動本來の趣旨に副ふものではない、肅正運動の目的たる理想選擧の實現を期するには、何としても一般民衆の自主的積極的な運動に俟たねばならぬ。斯うした建前から委員會に於ても『……今次ノ衆議院議員選擧ヲ對象トスル肅正運動ニ迄發展セシメ眞ニ官民相携ヘテ理想選擧ノ實現ニ邁進シ以テ聲轂ノ下政治ノ中心地タルノ實ヲ顯揚セザルベカラズ……』の答申を爲し、これに基いて『一般府民ノ選擧肅正ニ對スル自覺ヲ促進シ之ヲ自主的運動ニ迄發展セシムル爲各方面ノ理解アル協力ヲ要望スルコト』なる基礎方針が決定せられたのである。この方針に從つて我々は社會の各方面の自主的な協力を求むる爲、先づ一般民衆の各層を縱橫に結ぶ各種職業組合に働きかけたのであつた。即ち四月十四日遲れ馳せ乍らも各種職業組合代表者との懇談會を開催、協力を求めたところ、各種職業組合の全幅的な支援を得たのであつて、之等組合の一般民衆に對する積極的活動は過去數次の肅正運動によつて著しく高められた一般民衆の政治的關心を一層觸發して、玆に今回の肅正運動に於て特筆大書すべき活潑なる自主的運動が展開されたのであつた。これは選擧肅正運動は一般民衆に對する恒久的政治教育運動でなければならぬといふ本來の趣旨から見ても、今次の運動に於ける最大の收獲であつたことを確信するのである。

例へば松旭齋天勝一座の肅正歌の合唱の如き、全くの自主的運動であつて、舞臺と觀客席とが渾然一體となつての選擧肅正謳歌は思ふだに快哉を禁じ得ないのである。その他各種職業組合の運動も非常に活潑なるものでありその概況は次の通りである。

二、常設映畫館に於ける宣傳

選擧肅正運動の方法として各層大衆を對象とする常設映畫館を利用することの有意義なことは過去數回の實績に徵し明かであつたので、本府は先づ都下五〇〇の大小各種映畫館、演藝館等を動員し、警視廳と協力して各組合を通じてその實施を依賴したのである。

而して今回の宣傳の主なるもので本府側より依賴した事項は「スライド」の映寫である。「スライド」は日の丸を配し、その下に「理想の選擧、理想の議會」の文字を挿入し、その兩端に四月三十日衆議院議員總選擧、東京府警視廳と言ふタイトルである。

映畫館側に於てはスライドの映寫以外自主的に每週發行の週報又はニュース等の紙面の一部を割愛して肅正の標語又は文字を印刷し宣傳した。その他特に懸垂幕を揭げることか、或る映畫館に在りては「チンドン屋」に肅正旗を押立てゝ町內を行進せしめたものもある、其の他映畫館獨自の方法に依り夫々適宜の方法を採つた。

市內主要地の映畫館（スピーカー設備のあるもの）等は投票日直前に際し大樣左の文案に依りスピーカー放送を行ひ棄權防止に又は投票の

必要なるを解き多大の感銘を與へ相當の效果を擧げ得たのである。

「スピーカー」に依る放送内容は次の通りである。

只今ヨリ其ノ筋カラノ御達シニ依リマシテオ客様方ニ選擧ニ就テノ御話ヲ申上ゲマス。

皆様モ既ニ御承知ノ通リ明三十日ハ衆議院議員總選擧投票日デゴザイマス。

從前ノ衆議院議員總選擧、府會議員總選擧又近クハ市會議員總選擧ニ於キマシテ色々ノ不正ガ多ク肅正選擧ノ高調セラルル今日誠ニ遺憾デ御座イマシタ。

選擧權ハ、至尊ヨリ下シ賜ハリマシタ尊イ權利デアリ、義務デアリマスコトヲ銘記下サイマシテ、殊ニ鞏殺ノ下ニ住ム吾ガ東京府民ハ「今度コソ肅正選擧」ノ行ハレル様明日ハ必ズ投票下サイマシテ全國ノ模範トナツテ頂キ度フ御座イマス。

尚奥様方モオ子様モオ宅ノ選擧權ヲ有タレル御主人様ヤオ父様ヤオ兄様方ニオ傳ヘ下サイマス様オ願ヒ申上ゲマス。

映畫館に於ける週報宣傳の一例を擧げれば次の通りである。

選擧●肅正　報國一票

廿二日より廿八日まで

朝日世界ニュース
發聲マンガ
大阪夏の陣

舊暦の五月とは云へ季節は恰も七月位の暑さで、ジリ〳〵と焦げつく様な炎天砂漠に滲み出る汗と熱砂に埋れた場所に後ろ暗い物語を始めから今の武者ひとりの深慮は矢張り譜代でなくして外様に薄く、

大坂夏の陣
脚本監督　撮影　出羽守影四郎
居崎源
鳥居四郎
徳川家忠
本多忠純
本多佐渡
柳川左衛門
大久保彦左衛門
豐臣秀頼
千姿守
淀君
大野治長
衣笠貞之助
杉山公平
林長二郎
新妻秀夫
藤野八郎
浅香新
薄田研二
高田浩吉
志賀靖
月形龍之助
坂東好太郎
山田五十鈴
東千榮子
松本泰輔

近日大公開!!
映畫御紹介!!

不加茂オールトーキー
林長二郎、北見禮子
旅の陽炎
阪東橘之助、志賀靖郎
井上久榮、共演
藍青…大塚珍

大船獨得明朗篇!!
女醫絹代先生
田中絹代、佐分利信
坂本武、吉川滿子
大山健二、阿部正二郎
巨匠野村浩將監督

御存知・好太郎の旅烏
長谷川伸の戯旗物!!
夕立銀五郎
坂東好太郎、光川京子
特別出演。葛木香一

下加茂獨得オワライ珍篇!!
實錄小笠原騒動
小笠原章二郎、最上米子
花房みどり、尾上榮五郎

（池袋武藏野館週報）

三、劇場に於ける宣傳

劇場に於ける宣傳も組合の自主的協力の下に各劇場に於て宣傳が實施せられたのであるが、映畫館とは異り映寫設備がない爲め、主として字幕、スピーカー又は番組表等にに依つたのである。即ち各劇場では觀覽者の目に映ずる様舞臺の兩側に肅正懸垂幕を掲げ、番組には肅正標語を印刷挿入、總選擧期日切迫と共に棄權防止を强調すべく之が懸垂幕と引換へて棄權防止懸垂幕を掲出する等自主的に宣傳した。又一部の劇場では特に肅正の爲めにチラシを作製して一日數千部を配付した所もあつた。

斯の如く自主的宣傳につとめた中にも特筆すべきは新橋演舞場に於ける天勝一座の開演興行中の宣傳である。即ち還肅の波も愈々最高潮に達した四月廿一日から八日間新橋演舞場に開演した松旭齋天勝一座では、舞臺から肅正を呼びかけやうと云ふので同座員が肅正の歌を作詞作曲し、歌詞を印刷、番組と共に觀客に配付すると共に又舞臺の緞帳に掲げて、この歌の合唱を番組の第十番に組入れ、晝夜二回の興業に際し可憐なる少女コーラス團をして合唱せしめると同時に觀客も亦指揮者のタクトにつれて唱和したのであつた。即ち少女コーラス團の合唱中、指揮者はその巧なるタクトを以て觀客に呼びかけ合唱を慫慂するうち、その快適なリズムにつれて讃ちず〳〵のうちに觀客は手を鳴らして舞臺の合唱に唱和、肅正を聲高らかに謳歌する有様で遂には滿堂只肅正の一聲、まことに舞臺と客席とが渾然一體一つの演者であつたギリシヤの劇場を思はせるものがあつた。その效果はさて措き斯の如き自主的運動は肅正運動の將來をト定して餘りあるものである。

その歌詞は左の通りである。

選擧肅正の歌

作詞　石川雅章
作曲　南部たかね
合唱指揮　南部邦彦

◇世紀の嵐湧きて
今ぞ沸き立つ全日本
生かせ一票一億の
ホープはかゝる總選擧

◇肅正の鐘高らかに
今ぞ生るゝ新日本
生かせ一票一億の
代表あだに選ぶまじ

◇初ゝ肅正の實擧り
力ある人選ばれて
昭和の日本夜は明ける
生かせ一票まごころに

I
II
III

◎誓つて肅正・擧つて投票へ　東京府・警視廳

プログラム

1 開幕バレー奇術祭　娘子連
2 タップダンス　中村弘高外娘子連
3 子供の奇術　天春、文子、雪子、八重子、繁子
「幼年倶樂部」所載・キングレコード録音　吉本三平氏原作・天勝文藝部脚色　小天勝と娘子連
4 マジック童話劇コグマのコロスケとフシギの國　竹本安次郎、奥野一郎
5 輕妙アックルバット　天勝
6 日本固有の奇術（裏名披露口上・不思議のビヤタンク）

休憩（お食事時間）

7 獨樂　松井信雄
8 バレー幻（日本夜光塗料裝置）　男　南部邦彦　白鳥の幻　高橋浪江
白鳥　望月佐和子　白鳥　上妻芳子他
9 スライハンドマジック　天旭
作詩　石川雅章・作曲　南部たかね
10 合唱　靈場靈正の歌　合唱指揮　南部邦彦
11 十八番　水藝　特別出演　初代天勝
12 滑稽種明し　大野太郎・早竹清
13 一九三七年度封切　初代天勝後見補導
大魔術　天勝・小天勝　他總出演

休憩

14 空中大冒險曲技　ヘンリー・松岡
15 天勝フラッシュ・ショウ　初代天勝と娘子連
司會者　天勝補導
選曲提供　コグマのコロスク（天春）
キングレコード

イ、日獨防共協定
ロ、イタリーとエチオピアニ、戰爭と平和
ハ、重工業
ホ、日本よい國「神風」萬歲
ヘ、勞働の
ト、獨唱　チ、華子　櫻

入場料

◇休憩時間にキングレコードを演奏致します◇

	夜の部	晝の部
一等	二圓五十錢	二圓廿錢
二等	一圓五十錢	一圓十錢
三等	一圓四十錢	一圓
階	三階	三階
等	五十錢	五十錢

四、演藝場（寄席）に於ける宣傳

演藝場に於ける宣傳は大體自主的に宣傳をなしたがその主なるものは

イ、演藝者をして肅正に因んだ臺白を口演せしめた―例へば肅正萬歲、肅正小歌、肅正舞踊等
ロ、案複防止肅正小旗を作製し各席二本宛舞臺の兩側に揭出
ハ、本府製作に係る肅正暖簾を各演藝場の入口に揭出
ニ、肅正レコードの演奏
ホ、番組に標語印刷挿入
ヘ、知事告諭「東京府民各位に告ぐ」揭出
ト、其の他のパンフレット、印刷物類を隨時配付宣傳したのである。

左に林首相のレコード演說內容と肅正漫才の臺白並に肅正標語を入れた演藝番組の一部を揭げる。

（上）

私ハ玆ニ此ノ度行ハレントスル總選擧ニ當リ、解散ノ意義ト吾々ノ信念トヲ述ベテ國民ノ覺悟ニ就イテ、所信ノ一端ヲ申述ベ度イト存ジマス。

私ハ大命ヲ拜シテ組閣匆々議會ニ臨ンダノデアリマスガ、今日ノ非常時局ニ鑑ミ、朝野一致、和衷協力ヲ衷心ヨリ深ク念願シ之ヲ自己ノ信念トシテ努力シテ參ツタノデアリマス。而シテ議會ニ提出セラレタル諸案ハ豫算案ヲ始メ今日ノ時局ニ鑑ミ、最モ重要ト認メラルル諸法律案デアリマシタノデ、政府ハ出來得ル限リ誠意ト努力トヲ盡シテ、其ノ協贊ヲ求メタノデアリマス。會期ノ盡クルニ及ンデモ尙ホ豫算案ハ未ダ議會ヲ通過セズ其他重要法律案ハ停滯シテ捗リマセンノデ、此等諸案ノ圓滑ナル通過ヲ圖ルタメ政府ハ三月末迄ト云フ前例ニモナイ會期ノ延長ヲ奏請シ、最大ノ誠意ヲ披瀝シテ議案ノ進捗ヲ翼ツタノデアリマス。

政府ハ最後迄、誠意ヲ以テ議會ノ協力ヲ眞ニ求メタコトハ此ニヨツテモ御諒解下サルコトト存ジマス。然ルニ衆議院ニ於ケル審議振リニ於テハ、兎角誠意ノ認メ難キモノガ少クナカツタノミナラズ、殊ニ其ノ貴重ナルベキ延長後ノ會期ニ於テハ、故ラニ或ハ開會ヲ遲延シ、或ハ流會ニ至ラシムル等全ク議案審議ニ對スル誠意ヲ缺キ、現下內外ノ情勢ニ對處シテ、緊要ナルベキ幾多ノ重要法案ノ進行ヲ阻碍シ、延長セラレタル會期モ將ニ盡キントシテ兩モ兩院通過ノ法案ハ漸ク提出案ノ半ヲ越シタルニ過ギズ、遂ニハ極メテ身勝手ナル衆議院議員選擧法中改正法律案ヲ提出シ、之ニ對シ政府ノ同意ヲ强要シテ、除ニ停滯セル政府提出ノ重要ナル法律案進捗ノ代償タラシメントスルモノナルヤノ印象ヲ與ヘ、世人ヲシテ疑惑セシムルガ如キ行動ニ出ヅルニ至ツタノデアリマス。

斯クノ如キ衆議院ノ態度ハ斷ジテ眞ニ此時局ヲ認識シ、立憲ノ洪猷翼贊ノ誠ヲ致セルモノニ非ザルコトハ明白デアルト思ヒマス、私ハ豫テ議院內ニ於ケル論議ノ狀況ヲ具サニ目擊シ私カニ我ガ欽定憲法ニ基ク憲政ノ健全ナル發達ノタメ、深ク憂慮シテオツタノデアリマスガ、事玆ニ至ツテハ到底今日ノ難局ノ打開ヲ俱ニ期シ難キモノアリト認メ、玆ニ重大決意ヲナスニ至ツタノデアリマス。

世間ニハ今回ノ解散ヲ以テ豫メ計畫セルモノナリトカ、又ハ外部ノ壓迫ニ出ルモノナリトカ、各種ノ流言誣說ガ行ハレテ居ル樣デアリマスガ、誓ツテソウ言フ樣ナ事デハナイノデアリマス。

（下）

私ハ議院內ニ於ケル論議ノ狀況ニ鑑ミ、慣思熟慮ノ結果止ナク、遂ニカクスル事ガ我皇國ノ爲メ尤モ必要ナリト感ジタ次第デアリマス、全ク他意ハ無カツタノデアリマス。

斯クノ如ク今回ノ解散ハ、決シテ單ナル政見政策ノ相違ヲ理由トシテ行ハレタモノデハナク、施政奉行ノ基礎タルベキ現下內外ノ時局ニ對スル認識ヨリ出發シタモノデアリマス。即チ從來ノ例ニ見ル如キ、政府ト議會トガ政見ノ對立ヲ來シ、其ノ結果是非ヲ國民ノ審判ニ問フトイフガタメニ行ハレタノデモナク、マタ政府ノ抱懷スル重大政策ヲ行ハントスルニ際シ、先ヅコレヲ國民ノ輿論ニ聽クト云フ形ニ於テ行ハレタノデモナイノデアリマス。此ノ意味ニ於テ、今回ノ選擧ハ歷史的意義ヲ有スルモノデアツテ、國民諸君ハ此ノ點ニ深甚ナル考慮ヲ拂ハレン事ヲ切望シテ已ミマセン。

惟フニ總選擧タルヤ申ス迄モナク、畏クモ　明治天皇ノ、國民ニ對シ大政ニ翼贊セシメ給フ深キ大御心ニヨリ賜ツタ有難キ責務デアリマス。國民ト致シマシテハ何時如何ナル總選擧ニ臨ム場合ニ於キマシテモ、其ノ一票ヲ投ズルニ當ツテハ御奉公ノ至誠ヲ籠メテコノ重大ナル責務ヲ果タスノ心掛ケガ無クテハナラヌノデアリマス。苟クモコノ總選擧ノ意義ヲ輕ンジタリ、自己ノ投票ヲ利害情實ニ依ツ

ヲ動カサレタリスルガ如キ事アツテハ相成ラヌノデアリマス。殊ニ今回ハ國家重大ノ時機ニ際會シ、國民ヲ擧ゲテ時局ノ打開ニ當ラナケレバナラナイ際ニ於ケル總選擧デアリマスルガ故ニ、此ノ點ニ一段ト留意シ私ヲ滅シ、公ニ奉ズル底ノ眞ニ國家的見識ヲ持ツタ立派ナ人々ヲ選出セラレンコトヲ希望シテ已マナイノデアリマス。

政府ハ今回ノ總選擧ヲ機トシ、從來ニ比シ一段ノ熱ト力トヲ加ヘマシテ選擧革正ノ實ヲ擧ゲン事ヲ期シテ居ルノデアリマス。希クバ國民諸君ニ於カレマシテハヨク今日ノ重大ナ時局ヲ認識セラレ、總選擧ノ意義ニ關シ深ク考慮ヲ加ヘラレ、一票ノ動ク所ハ畢竟一國政治ノ基調デアリ、其ノ一票ノ正シキ行使ガ結局國政ノ消長ニ至大ノ關係ヲ有ツモノデアル事ヲ篤ト考ヘラレマシテ、近ク來ルベキ選擧ニ當ツテハ、我々國民ノ胸底深ク流ル、義勇奉公ノ精神ヲ發揮スルニ、一段ト深タ思ヲ致サレン事ヲ切望シテ已ミマセヌ。

肅正萬歳

甲「おいヌ區は隨分激戰やね

乙「ゲキセン？何の？

甲「のん氣な男やあア、何がつて選擧やないか

乙「アゝ選擧か

甲「おつそろしくアツサリいふな

乙「それやつたらナ、あてもう考へんことにしてゐるわ

甲「全國民がハリキツてゐるちうにこりや又どないした男やナ

乙「そやかて昔かもいふやないか　他人のセンキヨを頭痛に病むのは阿呆や　と

甲「阿呆！それア病氣やがナ、大切な一億の我々國民の代表を選ぶ今度の總選擧にボヤ〳〵してゐたらアカンでほんまに…君みたやうなデクの坊が多いさかえに棄權が多うてどないならんのや

乙「そりやボヤ〳〵して居れば危險やがナ、交通事故防止の標語にも　注意一秒怪我一生　とある注意が肝要や

甲「手數のかゝる男やナ、そのキケンとキケンが違ふわ！

乙「左樣か、キケン話やナ……

四月下席

上野鈴本演藝番組　プログラム抜萃

出演順不同

落語	紅雀	●選擧
落語	文七	
落語	扇歌	●肅
百面相	鶴枝	
落語	むら	●正
色噺	く	
落語	春樂	
新内	圓歌	
落語	古妻太夫（鳴門）	
馬の助	本番方御組へ當廣席	
紙切り	正樂	
落語	芝樂	
音曲	つめ告	
舞踊	ばへ	
落語	五郎	
萬歳	左樂	
日出	日出夫	
落語	文治	
一ツまりノ曲	助丸	
講談	特別出演 伯鶴	
仲入		
落語	柳枝	
講談	山陽	
道樂	枝三郎（喜左之助）	
女		●肅
		●擧
		●選

二十一日ヨリ

落語	柳枝	●正
講談	陽松	
道樂	枝三郎（喜左之助）	●肅
女		●擧
		●選

四月中の出席デー　正午ヨリ

廿五日日曜　廿九日祭日

落語努力會　出演

五、デパートに於ける宣傳

大衆の蝟集するデパートに於ける宣傳は民衆の自主的協力を促すと云ふ點から最も有效と考へ本府は百貨店商業組合と連絡の上直接各デパートに協力を求めたのであつた。而して各デパートを通じ本府よりの依頼は大樣左の通りであるが殊に棄權防止の徹底をはかるため棄權防止强調週間に際して各デパート全店員に別載リボンを一齊に佩用せしめ宣傳したのであつた。

これは顧客に接する店員全部に佩用せしめたのであつて、各デパートを通じてその總人員一萬一千四百名、之れが延人員は實に九萬一千二百名に達する譯である。

又各デパートではその外解より長サ七〇尺—巾九尺「理想の選擧は東京から」の黑字染抜の大懸垂幕を掲出して宣傳に努めた。これら府から依頼した施設と相俟つて各デパート側に於ても一齊に起ち「ウキンドウ」を開放して肅正裝飾を爲し、道行く人々にその新な意匠を以て選擧肅正を呼びかけたのである。（別項寫眞所載）

左に各デパートを通じその施設宣傳物を擧げれば次の通りである。

イ、大懸垂幕の掲出

ロ、棄權防止强調週間マーク佩用

ハ、「ウキンドウ」の裝飾

二、店内要所に知事告諭及ポスター掲示

ホ、投票日直前に際し店内「スピーカー」の利用宣傳（宣傳内容は映畫館、劇場に於てなしたると同樣）

ヘ、店員に對し投票強勸の告示もなす

左に棄權防止强調週間リボン佩用數を擧げれば次の通りである。

デパート名	マーク佩用人員	延人員
◎三越本店	一、六〇〇名	一二、八〇〇名
◎同銀座支店	三〇〇	二、四〇〇
◎同新宿支店	四八〇	三、八四〇
◎高島屋	一、九九〇	一五、九二〇
◎松坂屋本店	一、三五〇	一〇、八〇〇
◎松坂屋銀座支店	四〇〇	三、二〇〇
◎松屋本店	一、一〇〇	八、八〇〇
◎同淺草支店	九〇〇	七、二〇〇
◎白木屋	一、五〇〇	一二、〇〇〇
◎東横百貨店	四三〇	三、四四〇
◎新宿伊勢丹	一、二〇〇	九、六〇〇
◎京濱デパート	一五〇	一、二〇〇
計十二ケ所	一一、四〇〇	九一、二〇〇

デパート店員佩用マーク

六、撞球業組合の運動

『祖國を明朗ならしむる模範選擧は東京撞球球業者から』の意氣に燐える府下の全撞球業組合では四月二十日午後二時から本府商工奬勵館談話室に於て市内各區の代表者の協議會を開催、府よりは地方課長も出席、種々具體的な實施方法について協議した結果、次の運動を實施したのであつた。即ち各撞球場では府より配布のポスターを掲出、ゲーム取りの少女は胸に棄權防止リボンを佩用、客には肅正マッチをサヴィス

する等全市に漲る肅正氣分にふさわしい肅正ビリヤードの現出を見たのであつたその他各組合では種々の方法を以て自主運動に邁進したのであつて、次に掲げるのは蒲谷區代々幡撞球業組合が民衆に呼びかけた肅正リーフレットである。

非常時局に直面して吾等の覺悟と「選擧」肅正の理想

現下の非常的内外時局に直面する我國の現相に直面して我等全東京府下二千餘の撞球業場主は常に先憂後樂的の一大信念に生きるものであります、殊に道回の總選擧に對しては一大關心を持たざるを得ないのであります。就ては東京府及び警視廳當局と協議の結果齎然起つて理想的なる選擧肅正の爲め眞摯なる運動を起したのであります、勿論それは從來の醜惡暗黑なる選擧の爲にどれ程我等の祖國日本を墮落に陷れ暗黑に導いたかは敢て一言を要せぬ次第であつて、唯だ官憲當局の肅正啓蒙運動にのみ御まかせして措くべきではないと信ずるからであります。

（一）祖國を明朗ならしむる模範選擧は東京撞球業者から。

（二）肅正明朗な選擧は我が組合の家から。

（三）陛下の赤子としての國民が聖旨奉答は此の光かる一票で。

（四）理想的な明朗の選擧で輝く議會を作れ。

（五）清き一票で光る憲政を樹立せよ。

以上五項の「スローガン」は我が代々幡撞球同業組合員一同の理想とし信念とする所のものであります。

就ては我が東京全府下二千の同業者及び家族並に其從業員一同は上敍の理想と信念とに燃へて道回の總選擧に當りては徹底的に清純肅正なる行動を爲すべきを御互に契盟して以て、仲間の者よりは一人と雖も恥づべき違反者を出さざるに努むると俱に、併せて大衆同胞諸子に向ふても俱に共に篤心戮力以て此度の總選擧を空前的なる清純にして肅正されたる選擧の模範たらしめ、是に依りて輝ける議會を光かる議事堂で開かしめ、斯くして　陛下の聖旨に奉答し、依て以て現下の内外非常時局に直面する國歩の艱難を打倒しやうではありませんか、敢て親愛する我が組合員一同諸子に警告すると共に、併せて大衆同胞兄姉諸子に敬白する所以であります。

昭和十二年四月二十五日

七、浴場に於ける宣傳

古來大衆の批判のまた輿論の坩堝であるところの錢湯に肅正施設をなすことは民衆の自主的協力を促す最善の方法であると考へ全市の浴湯業者に協力を依頼したところ全幅的の支持を得て玆に本府は府下三千軒の湯浴に、白地に櫻花を散らし黑く選擧に現はせ日本精神と染拔いた肅正暖簾（寫眞參照）を配布掲出したのであつた。かくて全市に現出した肅正風呂は浮世の垢をも洗ひ流したとのであつた。

八、美容術組合の運動

錢湯と伺じく古來街の輿論の坩堝であるところの床屋さん並に髮結さんに對しては次の如き協力を求めた。即ち選肅の波も愈最高潮に達せんとする際選擧肅正强調週間を期し、府下の九千の理髮業者、六千の結髮業者に對し夫々所轄警察署を通じて次に掲ぐる如き肅正櫻花マークを配布、從業者に佩用宣傳せしめた。

九、東京府魚商組合の運動

飲食店、各家庭の臺所密接な關係を有する築地中央市場に本據を有つ東京府魚商組合では『選擧肅正は我等の手で臺所から』と協力を申し出でたので、本府では肅正レコード、暖簾、ポスター その他の印刷物を配布協力を求めたところ、組合では新宿、淺草等の盛り場の飲食店に配布一般に宣傳したのであつた。

一〇、其の他の組合の運動

前述の他に各種の職業組合では夫々各種業態に適した方法で協力するところが多かつたのである。

例へば東京自動車業聯合會では 次の如きステツカーをバスタ、クシー等の窓に貼付宣傳又東京酒類商同業組合では 選擧肅正中央聯盟發行のリーフレツト「總選擧に際し全國民に愬ふ」、府の知事告諭等を各組合員を通じて一般に配布宣傳した外同組合發行の週報に肅正ニュースを掲げるなど活潑な協力を得たのである。

以上は大體全般的に實施された運動のみを擧げたに過ぎないのであつて、この他に各區役所或は町村役場等と協力又は自發的に爲された各種組合その他各種團體等の運動に至つては枚擧に遑ない有樣で「選擧肅正は畢竟民衆の自發的運動に俟たねばならぬ」といふ肅正運動最後の目標に、近づきつつあるものと謂へるであらう。

第八章　講　演　會

今度の選擧肅正運動は僅か一ケ月といふ短期間に選擧肅正趣旨の徹底に又棄權の防止にその實績を擧げねばならなかつたので從來の肅正運動に於ける如く町村單位等の講演會、講習會はこれを實施する遑もなく又過去一年有半に亘る肅正運動の結果その趣旨は一般に相當浸潤徹底せるに鑑み、今回はこれ等小單位の講演會はこれを實施せず、唯府民の選擧に對する關心を一層激成するため、府を一丸とする大講演會一回竝三多摩各郡、東京市舊區、新區の各一部を單位とする各一回の中講演會を開催、これに依つて肅正氣運を一氣に昂揚、運動の推進をはかつたのである左にその概況を掲げやう。

一、日比谷公會堂の大講演會

政戰第二旬、全國の候補者も殆んど出揃つて肅選運動も愈々酣ならんとするとき、本府では 選擧肅正中央聯盟、東京市、警視廳と共同主催で肅選の大旆をかざして日比谷公會堂に大講演會を開催「理想選擧」の第一聲を放つた。首相の登壇が人氣を呼んでか、午後一時半開會といふのに正午既に滿場立錐の餘地なしの有樣に市民の政治に對する熱意の程もさこそと窺はれたのであつた。

定刻藤岡總務部長の開會の辭についで全員君が代を齊唱、知事の憲法發布勅語捧讀の後滿場の拍手に迎へられて、林首相登壇別項の如き訓

話をなし、次いで河原田内相の「總選擧の意義と國民の覺悟」、泉二檢事總長の「選擧肅正と選擧事犯」と題する各講演あり、次に選擧肅正中央聯盟評議員前田多門氏が熱辯を揮ひ、牛塚東京市長の挨拶の後萬歲を三唱、トーキー「輝け日本の憲政」に選肅氣分を滿喫して四時大成功裡に閉會した、參會者凡そ四千人、其の要綱竝に各講演要旨次の通り。

選擧肅正大講演會開催要綱

一、日　時　四月十三日（火）午後一時半（開場午前十一時）
　　午後四時終了豫定
一、會　場　日比谷公會堂
一、參會者　一般府民
一、大會順序
　(イ)開　場　午前十一時
　(ロ)開　會　午後一時半　藤岡總務部長
　(ハ)君ガ代齊唱　（五分）
　(ニ)憲法發布勅語捧讀　館東京府知事（五分）
　(ホ)開會ノ挨拶　館東京府知事（五分）
　(ヘ)講　演
　　內閣總理大臣　林　銑十郎閣下（十分）
　　內務大臣　河原田稼吉閣下（十五分）
　　檢事總長　泉二新熊閣下（二十分）
　　選擧肅正中央聯盟理事長貴族院議員　田澤義鋪閣下（四十五分）
　(ト)萬歲三唱
　(チ)閉會ノ挨拶　牛塚東京市長
　(リ)閉　會　大久保東京市助役（三十分）
　映　畫　「輝け日本の憲政」
　　主催　東京府
　　東京市
　　選擧肅正中央聯盟

選擧肅正大講演會事務分擔事項竝處務心得

一、總務係
　凡テノ事務ヲ總括處理スルコト
一、會場係
　1 係員ハ當日午前八時マデニ會場ニ集合スルコト
　2 係員ハ午前十時マデニ全部ノ準備ヲ完了スルコト
　3 來賓席新聞記者席ノ準備ヲナスコト
　4 垂幕掲出
　5 立看板掲出
　6 會場內適當ノ個所ニポスター掲出ノコト
　7 式次第ノ掲出
　8 演題掲出、演壇ノ準備ヲナスコト
　9 旗擧袋、レコード、蓄音器ノ使用準備ヲナスコト
　10 演壇裏ニ裝飾國旗ノ掲出ヲナスコト
　11 憲法發布ノ勅語ノ用意ヲナスコト
一、受付係
　1 公會堂入口ニ受付ノ設備ヲナスコト
　2 入口ニ於テプログラム及印刷物ヲ配布スルコト
　3 入場者下駄ノ場合ハ下足預リニ邇ハル樣注意スルコト
　4 來賓受付ハ階上玄關ニ於テナスコト
　5 一般受付ハ階下入口ニ於テナスコト
一、接待係
　1 開會前ニ來賓控室ノ準備ヲナスコト
　2 誘導其ノ他ニ對シ茶菓ノ準備ヲナスコト
一、會場整理係
　1 空席ナキヤウ詰メシメ階下ヲ先ニ階上ヲ後ニスルコト
　2 來賓席、新聞記者席ハ區別シアルヲ以テ注意ヲ與フルコト
　3 席ノ不足ヲ告グル場合アルベキヲ以テ其ノ際ハ入場者ニ諒承ヲ求メ側面及後方ニ立タシムルコト
　4 喧騷ニ亘ラザル樣注意スルコト
備考　會場係及會場整理係ハ午前八時マデソノ他ノ係員ハ午前九時半マデニ會場ニ集合ノコト

選擧肅正大講演會係員（順序不同）

總務係
總務部長　藤岡長敏　學務部長　白戸半次郎
地方課長　廣橋眞光　人事課長　床次德二
學務課長　島村嘉兵衛　東京市區政課長　谷川昇
東京市行政係長　高村佐久治　中央聯盟幹事　松原一彥

受付係
利根川榮藏　平林廣人
吉原直彥　併藤博
有元正　茶谷茂
迫田道雄　加藤キイ
下條敏予　近藤好一
高橋易

接待係
板倉聰一　横山正一
塚澤貞夫　△片岡清一
小松仁　山中靜一
長澤則彥　三浦華子
森永香代　島屋貴美

會場係
△小松仁　福崎靜雄
田中令三　下條寬
常田昌夫　小田進
坂本健二　近藤龍一

會場整理係
丸山茂雄　飯塚節三
麻生均　佐伯條次
工藤寬　岩堀喜久男
小川完七

△印ハ警務

會演講大正肅擧選

堂會公谷公比於　日十三月四

次第

午後一時半開會

1. 開會　東京府總務部長　藤岡長敏
2. 君ガ代齊唱　全員
3. 憲法發布勅語捧讀　東京府知事　館哲二
4. 挨拶　同
5. 講演　內閣總理大臣　林銑十郎閣下
6. 同　內務大臣　河原田稼吉閣下
7. 同　檢事總長　泉二新熊閣下
8. 同　選擧肅正中央聯盟理事長貴族院議員　田澤義鋪閣下
9. 閉會ノ挨拶　東京市長　牛塚虎太郎
10. 萬歲三唱　全員
11. 閉會　東京市監査局長　前田賢次

政憲の本日け輝蜚映

午後四時終了豫定

主催
東京府・東京市・選擧肅正中央聯盟

會議の理想・擧選の理想

挨拶

東京府知事　舘　哲二

衆議院議員の總選擧はこの三十日に施行せられるのであります。これを當面の目標と致しまして、選擧肅正運動を開始して居るのでありますが、その趣旨を廣く一般の方々に徹底せしめます爲に、東京府、警視廳、東京市及選擧肅正中央聯盟と共同主催の下に、本日玆に選擧肅正大講演會を開催致しましたところ、多數皆さんの御來會を得ましたことは、本講演會を開催致しました吾々としまして洵に喜びに堪へない次第であります。特に林内閣總理大臣閣下を初めとしまして、河原田内務大臣閣下、泉二檢事總長閣下に於かれましては、時節柄殊の外御多端にも拘りませず、御臨席を辱ふし一場の御講演を御快諾下されましたことは、本講會に一段の光彩を添へることが出來ますので、それを深く喜びとし、玆に主催者一同に代りまして厚く御禮を申上げる次第であります。

選擧肅正は一昨年の秋全區に亘りまする府縣會議員の總選擧をきつかけと致しまして始められたのでありますが、兩來選擧界の腐敗を刷新すべきことの深刻なる國民全體の叫びと相呼應致しまして、國民的の一大倫理運動にまで展開して來たのであります。今日に於ては全國の津々浦々に至るまで選擧肅正の聲が侵潤して居ると存じて居ります。東京府に於きましても昨年二月の衆議院議員の總選擧を手始めと致しまして、引續いて行はれました府會議員の選擧、市區町村會議員の選擧に於きまして、それ〳〵時機に適應致しました方法を以て、一般府民の方方に對して選擧肅正の趣旨を徹底せしめる爲に、あらゆる方法を講じて居つたのであります。

選擧肅正運動の效果に就きましては色々な批評も聞かされるのでありますが、併し從來兎に角無自覺の間に歪められて來ました國民一般の選擧に對する觀念を次第に開發致しまして、立憲國民としての政治的自覺を漸次高めつゝ來りましたことは、何人も認めて疑はない所であらうと思ひます。併ながら今日のこの程度を以て未だ十分なりとは無論言ひ得ないのであります。そればかりでなく從來逐次行はれて參りました市區町村會議員の總選擧の結果に徴しますると、尙ほ遺憾の點が少くなかつたといふことは、殘念ではありますけれども承認せざるを得ないのではないかと思ふのであります。併しこれを以て選擧肅正は到底成功の望みがないものであるといふやうに斷定を下しますることは、これ又大なる誤りであることは皆さんと共に申上げたいと思ふのであります。五十年の久しい間漸次に馴致せられて來ましたこの選擧界の宿弊を一朝一夕にして打破するといふことは到底不可能なことであります。この積弊を拔本塞源的に掃蕩致します爲には、長年月に亘りまして國を擧げて絕えざる努力を要しますことは、これは言を俟たない所であります。眞にこの選擧界革正の完璧を期しますこと爲には、無論嚴正なる取締の必要なことは申すまでもないのでありますが、併し假に嚴正なる取締に依り、外部からの肅正だけであつては、到底その完璧を期し得ないと思ひます。どうしても國民の政治的道義心の中から逆り出ました自覺ある——自ら戒心をし、自ら肅正をするといふ域にまで到達致さなければならないと信じて居るのであります。他から强制せられました肅正、これは一時的な現象に過ぎないものでありまして、何時の時にか又馬脚を現はすことは明々白々な事柄であります。國民全體が眞に畏くも　明治天皇の有難き大御心に依つて戴きました選擧權の重大性を自覺しまして、自ら進んで選擧肅正の爲に協力致すといふ熱意を以て、全體の者が心を合せて努力を續けて行きますならば、選擧界の革正決して難事ではないと固く信じて居ります。

時恰も大時局に直面致しまして行はれます今回の衆議院議員の總選擧は最も意義の深いものがあり、又その結果影響する所も極めて甚大なるものゝあることを考へます。どうぞ一般府民の方々は、東京府民として、帝都の市民としての誇りを持せられまして、理想的な肅正選擧を行つて、これに依つて眞に國民の代表たるべき理想の人物を選擧せられまして、肅正運動の實績を擧げますやうに御協力をお願申上げたいと思ひます。開會に當りまして簡單ではありますが、一言御挨拶申上げます。（拍手）

講演

内閣總理大臣　林　銑十郎閣下

近く本月三十日を期しまして施行せられんとする衆議院議員總選擧に先立ちまして、これに臨むべき國民の覺悟に就て所信の一端を申述べたいと存じます。

今日審さに我が國情に就て考へまするに、現下内外の事情は極めて多事多難であります。能くこの重大なる時局に對處し、庶政の奉行その宜しきを制しまするとと共に、進んで國威の發揚と國力の伸張とを期するが爲には、今日我が國民たる者その朝にあると野にあるとを問はず、齊しく責務の重大なるを考へて、深く省察を加へる所がなければならぬと信ずるのであります。

而して、これが爲には全國民を打つて一丸と爲し、朝野の官民その何れの地位にある者たるを問はず、眞に一心一體となつて、一意御奉公の誠を致し、力を合せて時艱の克服に勇往邁進するの覺悟を固めますことが、最も肝要なことと信ずるのであります。その時に當りまして我々國民は近く衆議院議員總選擧に臨まんと致して居るのであります。惟ふにこの總選擧たるや申すまでもなく畏くも　明治天皇の國民に對し大政に翼贊せしめ給ふ深き大御心に依つて賜はつた有難き責務であります。國民と致しましては何時如何なる總選擧に臨む場合に於きましてもその一票を投ずるに當つては御奉公の至誠を盡めてこの重大なる責務を果すの心掛がなくてはならぬのであります。苟もこの總選擧の意義を輕んじたり、自己の投票を依頼、情實に依つて動かされたりするが如きことがあつては相成らぬのであります。殊に今回は國家重大の時機に際會し、國民を擧げて時局の打開に當らなければならない際に於きまする總選擧でありまするが故に、この點に一段と留意し、私を滅し公に奉ずる底の眞に國家的見識を持つ立派な人々を選擧せられんことを希望して已まないのであります。

由來我が國民は道義の觀念に於て世界何れの國民にも讓らないといふ强い矜持を持つて參つたのであります。萬代不易の國體の下に確固不拔の國民精神を堅持致しまして、無窮なる歴史を築いて參つたのでありまして、尙ほ將來も永遠にその歩を進めて居るのであります。この間に於て屢々忠君愛國の熱誠が溢れ、種々の機會に世界の人々をして驚嘆せしむる發展活躍を爲しましたことは、我々の常に誇りとする所であります。斯る國體に基く斯る國民精神を有する我が國民の選擧に當つての態度は、果してどうであつたでありませうか。洵に遺憾ながらこの點に關しましては、これを從前の事實に徴しまするのに、頗る滿足すべからざる狀況であつたのであります。一朝國家に事ある場合に於ては敢然身を挺して義勇率公の念慮に燃ゆる所の我が國民が、獨り選擧に臨む場合に於てのみは、進んで總選擧の本義を理解するに努めないばかりか、漸次選擧の公正を害するやうな行爲に出づる者が多きを加へて參りまして、遂には叡政布かれてから五十年を經過しました今日に於てすら、尙ほ選擧肅正必要を叫んで、國民の覺醒を喚び起さなければならないといふ事態を考へます時に、眞に遺憾に堪へざるものがあるのであります。一昨年以來行はれました選擧肅正運動は、國民一致の熱誠なる努力に依りまして、漸次國民の共鳴を得て、國民の政治道義心の涵養發揚に資する所少くなかつたのであります。君國の爲め洵に心强く感じて居る所ではありますが、國家の現狀より致しまして、尙ほ一段と國民の自覺を促して、選擧に伴ふ宿弊の一掃に努め、以て政治の根柢を淨め、議會の刷新を圖り我が國欽定憲法の本義を顯現し、健全なる立憲政治の發達を圖ることに向つて努力することは、頗る肝要なりと信ずるのであります。

政府は今回の總選擧を機と致しまして、選擧革正の實を擧げんことを期して居るのでありまするが、幸にして今や全國到る所に於て國民總動員の下に肅正運動が行はれつゝあるのを見ますることは、洵に欣快に堪へぬ所であります。着くは國民諸君に於かれましても、能く今日の重大なる時局を認識せられて、總選擧の意義に關し深く考慮を加へられて、一票の動く所は畢竟一國政治の基調であり、その一票の正しき行使が結局國政の消長に至大の關係を持つものであることを篤と考へられまして、近く來るべき選擧に當つては我々國民の胸底深く流るる義勇奉公の精神を發露するに一段と深く思を致されんことを切望して已まぬ次第であります。（四月十三日日比谷公會堂に於ける選擧肅正大講演會の速記）

内務大臣　河原田稼吉閣下

本日東京府、市、警視廳並に選擧肅正中央聯盟共同主催の下に選擧肅正講演會を開催せらるるに當りまして、所懷の一端を申述ぶる機會を得ましたことは、私の最も欣幸とする所であります。

御承知の通、今回衆議院が解散せられたのに就きまして、來る四月三十日を期して總選擧が行はれることになりました。諸君は既にこの問題に關しまして、重大なる關心を持つて居らるることと信じますが、この機會に私は選擧權の如何に尊ぶべく、又國民に與へられましたこの尊き選擧權が如何に眞劍なる心持を以て行使せられなければならぬかといふことに就て申述べて、諸君の御參考に供したいと思ふのであります。

玆に私から申上げるまでもなく、現在に於きまする我が國の地位に就て熟々考察致して見ますれば、國外の關係に於きましても、又國内の事情から申しましても、洵に容易ならざる時機であると存ぜられるのでありまして、例へて申しますれば、最近に於きまする國際政局の動きなり、或は東亞に於ける諸般の狀況に顧みましても、幾多の難問題が發生して居ることは御承知の通であります。而して又我が國情を見まするのに、明治以來我が皇室の御稜威と、我が先輩先人の非常なる努力に依りまして、國運は異常なる發展を來して居るのであります。一面又倫安に流れて往々自己一方の利害、或は又一階級一方面の利害のみを考へて、全體

を忘れんとするが如き現象を呈し來らんとして居るのであります。今や朝野を問はず、官民の別なく、眞に力を合せ、力を一つにして、擧つてこの弊風を打破し、國運の伸展を圖り、以て皇恩に酬ひ奉るの一大決心を要する時機に到達したと考へるのであります。而して本回の選擧に當りまして、諸君の公正なる投票に依つて新なる議會の成立を見て、我が國情に應ずる適當なる政策を實行し、漸次內外の難局を打開し、以て國運の伸展を期しますることが最も肝要と認められるであります。

斯の如くにして眞劍なる議會の構成せらるゝや否やといふことは、全く諸君の心一つにあると考へるのであります。卽ち衆議院議員は私が申すまでもなく、諸君——有權者に依つて選擧せられ、國民の信念を代表すべき立場に置かるるのでありますから、選擧民諸君が眞に眞心を以てこの貴重なる選擧權を行使せられまするならば、選擧民諸君の御心持といふものは、卽ち選出せられましたる議員の方々の心に反映をして、これを支配し、それが少くとも眞劍なる考を以て國政を審議せられるといふ態度に現はて來ると確信するのであります。

元來衆議院議員の總選擧は畏くも　明治天皇の深き大御心に依りまして、國民を大政に翼賛させ給ふといふ有難き御聖旨に基くものでありまして、國民の權利であると共に、又重大なる義務であります。若し諸君が萬一にも僅かの金錢に依つて買收せられ、或はその他不正行爲に依つて動かされてこの貴重なる投票を行ふといふが如きことがありましたならば、畏くも臣子として　陛下の御下問に應へ奉るの道に背くこととなるばかりでなくして、諸君の行動は又この議會に反映を致して、爲に國運の伸展を阻害する結果となりはしなかと思ふのであります。臣子として私共國民として不義實にこれより大なるものはないと言はなければならぬと思ふのであります。

顧みますれば我が國に憲政が布かれましてから今日まで五十年を經過致して居ります。總選擧の回を重ねること既に十九回でありまして、今回で二十四回目でありますが、今日まで果してどんな狀態であつたでありませうか、洵に遺憾ではないかと思ひます。選擧の回を重ぬるに從ひまして、競爭は次第に激しくなり、苟も當選せんが爲には、その手段と方法とを選ばないといふやうな風潮の段々激しく相成つて參りますと共に、一面に於きましてともすれば一般國民としても一票報國といふ本當の意義を忘れて、徒に利益の爲に動いたり、或は情實に惑はされたりして、遂に種々違反行爲を敢てするといふやうな狀態に立至りまして、選擧界腐敗の弊害は遂には國民全般の政治的德義心までも動かさうとする危險さへ感ぜしめるやうな事態にまで立至つたことがあるのであります。

そこで一昨年以來選擧肅正の聲が盛になりまして、相當の效果を擧げたのでありますが、尙ほ遺憾の點が少くないのであります。現に最近の東京市會議員の選擧に於きましても、尙ほ多くの違反者を出したといふことは、洵に遺憾の次第と存ぜられるのであります。就きましては、今日我が國內外に於きまする時局の重大性、今次の總選擧の意義をお考になりまして、諸君の正しい心と正しい態度が卽ち議會に反映するといふことをお考になりまして、買收その他の不正行爲を絕對に排擊して、更に諸君の一票が眞面目に行はるる否やといふことが直に議會に映るといふ眞劍なる氣持を以て、選擧に於て買收その他の不正行爲を絕無ならしむるといふ覺悟を以て、この貴重なる一票を行使せられ、今日の時難を克服し革新政治、躍進日本の基礎を固められんことを切望する次第であります。（四月十三日日比谷公會堂に於ける選擧肅正大講演會の速記）

檢事總長　泉二　新熊閣下

本講演會に於きまして所懷の一端を述ぶるの機會を得ましたことは、私の深く光榮とする所であります。私は選擧事犯といふことに就て簡單にお話を申上げたいと思ふのであります。

先程內務大臣閣下よりお話がありましたやうに、我が日本帝國は日淸日露の兩役を經まして、大に國威を發揚し、殊に滿洲事變以來國力大に發展致しまして、今や政治的にも經濟的にも、世界の國際大舞臺の上に躍進日本の勇ましい姿を現はすことになつたのであります。これは全く皇室の御稜威の然らしむる所でありまするが、一面に於きましては、國民協力一致の致す所であると考へて宜しいと思ふのであります。併ながら他の一面に於きましては、今や我が國は所謂非常時局に直面して居る次第であります。この時局を打開致しまするが爲には、國民の擧國一致の力を發揮するより外に導ないものであると私は信じて居る者であります。擧國一致——これは我が國體精神そのものであります。我が國の國體精神は申上げるまでもありません。君民一體にして兩も萬世不易の大義名分がその間に存して居ります。而して億兆その心を一にして天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにあるのであります。この精神の發揮致しまする所に擧國一致の力が發動するのであります。

帝國議會はこの日本帝國の國體精神を發揮する爲に最も必要なる國家機關の一つであります。これに議員たるべき者は能くこの帝國議會の職分を認識し、その機能を最も適正に發揮せしむる爲に、最善を盡すことの出來る有爲有能の士でなければならぬのであります。選擧は斯る人才を帝國議會に送りまして、その機能を十分に發揮せしむることを目的と致すのであります。この選擧に依りまして國民は日本の國體精神の實現に協力し、國運の發展に與るのであります。卽ち選擧權は日本帝國臣民に與へられましたる尊き參政權であります。この權利を行使するに就きましては何等の利慾に迷はさるる所なく、何等の勢力に掣肘せらるる所なく、公正に最も自主的にこれを行使しなければならぬことは言ふを俟たないことであると思ふのであります。國民が能くこの選擧權の神聖にして貴重なる價値ある我々國民の選擧權であるといふその本質を認識致しまして、理想的に選擧權を行使致しますことになりましたならば、所謂選擧事犯の如きはその跡を絕つに至るでありませう。又選擧肅正運動の如きものは無用の長物となることになるでありませう。その時こそは我々選擧民は立憲治下の帝國臣民たるの輝かしき誇りを持つことが出來るのであります。然るに過去を顧み、これを實驗に徵しますれば、選擧の行はれます度每に顚る選擧に關する犯罪が多數に發生するのでありまして、殊に追々とその數が增加する傾向を示して居るのであります。これは洵に國家の體面を汚す由々しき現象であると言はなければなりません。國民がその與へられたる尊き選擧の本質を認識することなく、その自覺なく、斯の如き不祥なる現象を起しますることは、洵に相濟まないことであると思ふのでありまするが併ながらこれは事實であります。如何とも致し難いのであります。是に於きましてか一面に於ては選擧肅正運動が行はれなければならないといふことになつて來たのであります。又一面に於きましては、事犯の檢擧勵行の必要に迫られたのであります。

試に簡單に選擧犯罪の統計を申上げて見ます。昭和七年の衆議院議員選擧に九千九百人餘の違反者が檢事局に於て受理されたのであります。その中六千八百五十四人といふものが起訴されたのであります。然るに昭和十一年卽ち昨年の衆議院議員選擧に於きましては、檢事局の受理人員は一萬八千人餘でありました。昭和七年に對して倍數に達せんとして居ります。さうしてその中の起訴人員は一萬二人百餘人であります。尙ほ昭和六年・七年に亘つて行はれました府縣會議員の選擧に於ける違反者の數は、一萬三千七百人ばかりであります。その中一萬一千人餘が起訴されました。昭和十年・十一年に亘る府縣會議員の選擧には、檢事局の受理人員が二萬六百八十四人に上つて居ります。その中起訴された者が一萬四千人近くであります。

尙ほ昨年の衆議院議員選擧に關する事犯に就きまして、少しくその內譯を申して見ますれば、元來この選擧法には取締に就て精密な規定があります。併しその目的はこれを詮じ詰めて見ますれば、選擧の公正と自由を保護するといふ目的の他にはないのであります。この選擧の公正と自由を害する所の行爲又は斯の如き結果を生ずるに至るべき危險ある行爲といふものに對して、精密な罰則が設けられて居るのであります。これをその主なるものに就て申しますると、選擧の公正を害する所の實質的の犯罪と致しましては、買收關係の犯罪であります。金錢の授受、要求、約束或は饗應或は利害關係に依る誘導等がそれであります。又買收等の非違が行はれる危險を防ぐが爲に設けられたる取締罰則といふものは、所謂戶別訪問、個々面接等であります。この二種類の犯罪だけを合せまして一萬一千人余になります。卽ち起訴人員一萬二千百四人に對しましては九割强に當つて居るのであります。選擧の自由を害する犯罪、暴行、威力等に依つて人を拐引するとか、或は交通、集會、演說等を妨害するとかいふ種類の自由妨害等のものは、極めて少數になつて居りまして、殆ど數を示すに足らない程度であります。その他に種々なる形式犯といふやうなものが幾分あります。これにも幾多の種類があります。例へば事務所の數を超過して居るとか、運動員、勞務者の數が超過して居るとか、休憩所を設けたとか、或は屆出を怠つたとか、帳簿が不備であるとかいふやうなのがその例でありまするが、それ等の犯罪も餘り數は多くないのであります。尙ほ如何なる人々がこの犯罪に就て起訴をせられて居るかと申しますると、昨年の衆議院選擧に就きましては、議員候補者が九十二人違反をして居るのであります。選擧事務長が百二十六人であります。選擧委員が一千七百五十二人選擧人が九千三百五十四人、その他が千人ばかりであります。私共から見ますると、この買收關係の犯罪といふものは、特に惡質のものであると見て居るのであります。就中この買收關係に與ることが常習的であり、又所謂ブローカー的のものので、買收の請負をするといふやうな者、斯ういふやうな種類の犯罪は最も惡むべき犯罪であり、國民の體面を汚すことの最も甚しきものであると考へるのであり、又社會一般に斯の如く考へて居るのであります。

このやうに多數の犯罪のありますることは、洵に遺憾千萬なことであります。これ等の犯罪に就きましては、輕き者は罰金で濟みまするが、重い者は懲役又は禁錮になる譯でありまして、殊に所謂ブローカー的の買收犯人、常習的の買收犯人等の如き者は、必ず懲役か又は禁錮であつて、その最長期は五年にも達するといふことになつて居るのであります。この罰則が發動致しました場合に如何なる

結果を齎すかと申しますれば、個人的には先づ自ら縲絏の辱めを受けなければならぬ。刑餘の人と致しまして尊き選擧權を一定の期間行使することが出來ない。その他社會的の地位體面を損することが夥しい。剩へ頑是ない自己の子弟家族にまでもその累を及ぼす、學校に行つて居る子供に「お前の親父は赤い着物を着たもの」といふやうなことになりますと、洵に純眞なる子供の精神上の苦痛といふものは、想像に余るものがあるのであります。一時の僅かなる利慾の爲に斯の如き個人的家族的に重大なる結果を發生するといふことに就て、どうして心ある者は考へずに居られるでありませうか。尙ほこれを國家的に申して見ますると、この選擧事犯、殊に買收關係の犯罪に至りましては、選擧界を腐敗墮落に導き、意政の健全なる發達を妨げ、國運の發展を阻害し、國家の面目を失はしむるといふやうな結果を齎すべきことは、敢て多言を要しないのであります。これ等の重大なる結果に考を及ぼしましたならば、選擧違反、殊に買收關係の犯罪を犯すといふか知きことは、我が帝國の臣民として、苟且にもこれなきやう深く注意しなければならぬことであらうと思ふのであります。斯の如き重大なる結果を齎すべきものに刑罰を加へますが爲に、檢擧を勵行致しますることは、決して當局者の望む所ではないのであります。併ながら國家の爲に、社會の爲に、選擧界の淨化の爲に洵に已むを得ざるものがあるのであります。涙を揮つて馬謖を斬る、已むを得ざればなりであります。併ながら斯の如き處置は、若も國民が能くその地位に就て自覺致しまして、この立憲治下の帝國臣民たる所の誇りを傷けることがないやうに、選擧界を腐敗せしむるが如き原因の一つたりとも自己の行動に依つて釀すことがなきやう、十分に心掛けましたならば、重き刑罰を課するよりも、より多く立派なる結果を齎すものであります。私共は始終このことを念願して居るのであります。斯の如き理想的な選擧が行はれるやうなことになりますれば、畢竟選擧肅正運動も無用に歸する譯であります。今日この選擧肅正運動が行はれますることは、將來に於て選擧肅正運動を無用たらしめん爲の努力に他ならないと思ふのであります。どうかこの點に就て國民が深き認識と自覺を以て、今回の選擧の淨化に協力一致せられんことを切望して已まないのであります。（四月十三日日比谷公會堂に於ける選擧肅正大講演會の速記）

挨拶

東京市長　牛塚虎太郎

本日は洵に御繁用のところ有力なる我が親愛なる市民諸君が、斯の如く多數御參會下さいましたことは、洵に感謝に堪へません。殊に總理大臣閣下を初め各講師の御演說に對しましては、洵に御行儀良く拜聽して下さいましたので、この點は厚く御禮を申上げます。

近來は實に選擧が多い。近く一年餘りの間に次から次へとあらゆる選擧をやつて參つたのであります。實に選擧々々で半年どころぢやない、もう一年半も私共苦勞して參つて來たのであります。さうして又近く衆議院議員選擧があるのであります。確か總理大臣でありましたが、一觸即發といふことを申されて、それが可なり流行つて居ります。選擧のことを考へて見ますると連續連發であります。そんならもう吾々お互が、選擧のことは大體もう心得て居る、大體承知して居る、選擧肅正のことなどはもう話も講釋も開かなくとも宜い程度になつて居るかと申しますと、事の實際は中々左樣に簡單には參らぬことは、これは甚だお互殘念なことであります。選擧に伴ふ犯罪檢擧の模樣でありますとか、又選擧の結果出て來られる人の顏觸などを考へて見ますると、やはり洵に殘念なことであるが選擧々々と騷ぐだけ選擧肅正の摩を立てなければならぬ現狀であることは、お互甚だ遺憾であります。併しそれなら、數回やつて見てさういふ狀況であるならもう悲觀をして、失望落膽して居るかと御尋になりますと、絕對に左樣ではありません。吾々日本人はどうしても進歩發達して止まざる國民でありますので、日本の心臟はこの點に就ては相當强いものがありますから（笑聲）決して悲觀は致さないのであります。

一體世の中は私の考へる所に依りますと、常に善惡の爭鬪であります。併ながら善人が少し油斷をすると、きつと惡黨にやられてしまふ。けれども苦しみながら努力をすれば必ず善人が勝つのであります。こゝに人生の光明があり、こゝに私は國家の進歩があると考へて居るのであります。私實は正直に申します、百姓の子供であります。隨つて百姓のことは相當知つて居ります。百姓は大事な作物を擁護してこれを作り上げる爲には、常に雜草を取つて居ります常に害蟲を驅除して居ります、決して一度やつたから宜しいとは言はない。二度やつたからこれで宜しいとは考へないのであります。年が年中やつて居る。さうして毎年これを繰返して居る。私共は我が千古の國體を擁護し、國家の繁榮民衆の福祉を增進するのは、現在に於て最も適切なる最も進歩した政治形式、政治樣式といふものは、即ち明治天皇の御制定になりました千古不磨の憲法に基く立憲政治であります。この立憲政治を擁護するが爲には年々歲々どうしても雜草を刈らなければならず、年々歲々害蟲の驅除をやらなければならぬから、憲政擁護に任じて憲政有終の美を濟さんとする吾々國民に取りましては、彼の勤勉にして忠實なる百姓の蔑度こそは、吾々の本當に學ぶべき實物材料であると考へるのであります（拍手）我國の立憲政治既に五十年の經驗を積んで參つて居るのでありますが、その初め國民の道德、國民の知識共に向上を致しまして、唯一身一家の爲に計ることを爲すばかりではなく、進んで國家公共のことにも任じ得る資格があると御認になりまして我國の立憲政治を創始せられたのが、即ち明治二十二年欽定憲法、二十三年に帝國議會が開かれて立憲政治が實施せられて今日に至つたのであります。隨つてお互今日政治の實情を見まして、我が立憲政治に缺陷があり、又不滿があるとするならば、これは吾々が作り成して居る國民に缺陷があり、國民に不滿があるのでありますからして決して人を責める問題ではありません。自ら責め自ら愼まなければならぬ問題であると考へるのであります。昔の憲制、官僚、封建の政治の下に於きましては、現實の政治の問題に就て不平不滿があれば、どうしてもこれは人に訴へ、人を責めなければならぬのでありますが、今日の立憲政治の下に於て、今日の自治制の政治に於ては、政治の不平不滿は結局國民各自、市民各自がお互を顧みて、お互を責めなければならぬ立前になつて居るのであります。隨て今回の選擧の機會に於て國民は從來の政治に不平があり、不滿があるならば、自ら顧みて今度の選擧こそはこの過ちを再びすまいといふ覺悟の下に、先程段々お話のありましたやうに、選擧肅正の實を十分お擧げになりまして、さうして吾々國民から選擧したる衆議院議員といふもの――帝國議會といふものは、どうしても先程お話の出たイギリスの議會のやうに、國の政治の判斷をする十分なる能力を以て、國民の生活安定の對策を樹立するに十分の熱意を持つて居る議會を構成せしむることに努力しなければならないのであります。先程のお話の如く決してこれは人事ではない。さうしてこれは決して人に依賴すべき問題でない。國民市民各自が自分の力に愬へてこの目的を達し、この問題の解決に當らなければならぬ譯であります。これをやつて初めて明治天皇がお前達と共に憲政を運用するに足る、さうして最早十分その資格があると御認みになりました聖旨に應へ奉る所以であります。吾々は決してこの恩寵を汚してはならぬ。斯樣なことを考へて見ますと、どうしてもこの機會に於て皆さんに愬へ、皆さんの力に依つて、我が憲法政治に懸つて居る雲があり、懸つて居る汚點がありまするならば、これを除き去つて、眞に明朗なる憲政、明朗なる政治を實現するやうに御努力を願ひたい、斯樣な考より今日この講演會を催し、さうして同志諸君のお集まりを願つたやうな次第でありますから、この場合一層の御援助を願ひたいと思ふのであります。

二、其の他の講演會

(一)北多摩郡講演會

期　日　四月十七日午後一時

會　場　北多摩郡府中小學校

講　演

講　師　集田釼次郎氏

餘　興　兵隊漫才（大勝　岩勝　昌利　介）　高級漫才（加納　廼葉　月春　木すや　子）

講　談　邑井貞吉

參會者　府中町其ノ他三百名

(二)、西多摩郡講演會

期　日　四月十九日午後一時

會　場　西多摩郡青梅町初音座

講　演

講　師　松原一彦氏

餘　興　兵隊漫才（大勝　岩勝　昌利　介）　高級漫才（加納　廼葉　月春　木すや　子）

講　談　邑井貞吉

參會者　青梅町其ノ他約四百名

(三)、南多摩郡講演會

期　日　四月二十日午後一時

會　場　八王子市第一小學校

講　演

講　師　石井豐七郎氏

餘　興　兵隊漫才（大勝　岩勝　昌利　介）　高級漫才（加納　廼葉　月春　木すや　子）

講　談　邑井貞吉

參會者　八王子市、南多摩町村約六百名

(四)、淀橋區講演會

期　日　四月二十日午後七時

會　場　淀橋區府立第五高等女學校
講　演
講師　樂田釟次郎氏
餘　興　兵隊漫才（勝　昌　介　大岩勝利）　高級漫才（加納廼葉月　春木すや子）
講談　邑井貞吉
參會者　淀橋區民ヲ中心トスル隣接區民約四百名
(五)、京橋區講演會

第九章　關係通牒類

丑地發第二一七號
昭和十二年三月三十一日

東京府　總務部長

各市區町村長殿

衆議院議員總選擧入場券ニ關スル件通牒

選擧肅正ノ實ヲ一層徹底セシムル爲今回行ハルベキ衆議院議員選擧ノ入場券ヲ發行スル向ニ於テハ欄外ニ左記標語ヲ記入ノ上交付スル樣致度

記

聖旨奉答この一票

丑地發第二二二號
昭和十二年四月一日

東京府　總務部長

各市區町村長殿
大島・八丈島支廳長殿

選擧肅正ビラ配布方ニ關スル件

選擧肅正ノ趣旨普及宣傳ニ付テハ各種ノ方法ヲ以テ其ノ實ヲ擧グルニ努メツヽアルモ小學校兒童ヲ通シ一般父兄ノ憲政竝ニ選擧ニ對スル關心ヲ深カラシムルコトハ最モ效果大ナルモノアリト被認ヲ以テ本府ニ於テハ今回府下全小學校兒童ヲ通シ各家庭ニ選擧肅正ビラヲ配布スルコトト相成別途夫々送附候條貴區町村各小學校ニ配布方可然御取計相成度候

追テ本件ビラハ急遽配布スル方效果多シト被認候條至急取運ヒ相成度申添候

丑地第二二六號

東京府　總務部長
東京府　學務部長

各公立中等學校長殿
各公立小學校長殿
各青年學校長殿

選擧肅正運動ニ關スル件

選擧肅正運動ニ關シテハ豫テ御配意中ノ處第七十議會ハ解散セラレ來ル三十日衆議院議員總選擧ヲ執行セラルルコト相成候ニ付テハ本運動本來ノ性質竝從來ノ實績ニ徴シ其ノ家庭化ヲ圖ルコトハ須要ノコトト認メラルルヲ以テ今次ノ總選擧ニ於テモ兒童生徒ヲ通シ一般父兄ノ國政ニ對スル關心ヲ深カラシメ以テ各家庭ニ一層選擧肅正ノ氣運ヲ醸成セシムルト共ニ他面兒童生徒ノ公民的訓練ノ機會タラシムルコトハ最モ肝要ノコトニ有之苟モ教育教化ニ從フ學校職員ハ率先範ヲ示シ之カ趣旨ノ徹底ヲ圖リ夫々有效適切ナル方法ニ依リテ肅正運動ニ協力セシメ以テ公民的訓練ニ力ヲ致シ我國立憲政治ノ健全ナル發達ニ寄與相成度本運動ニ關シテハ右ノ趣旨ニ依リ部下職員ヲ充分督勵ノ上一段ノ努力ヲ拂ハレ度尚左記事項特ニ御留意相成度此段及依命通牒候也

記

一、職員ハ選擧ノ重要性ヲ了得シ眞ニ一票報國ノ至誠ヲ竭シ府民ノ師表タル實ヲ示スコト特ニ棄權ヲ厳ニ戒ムルコト
二、肅正ニ關スル諸種ノ方法ヲ講スル場合ニ於テハ兒童生徒ヲシテ肅正運動ニ利用セラルルカ如キ心境ヲ懷カシムルコトナク眞ニ其ノ趣旨ヲ了得セシメ自發的積極的態度ヲ以テ進テ協力スル樣公民的訓練トシテノ指導ヲ施サレタキコト
三、肅正運動ニ付テハ國並府ノ施設計劃ニ呼應シ且各方面ト協力提携セラレタキコト

丑地發第二五四號
昭和十二年四月十日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村長殿
大島・八丈島支廳長殿

選擧肅正大講演會開催ニ關スル件

衆議院議員總選擧肅正運動趣旨ノ普及徹底ヲ期スルト共ニ一般府民ノ憲政竝ニ選擧ニ對スル自覺ヲ促スノ要緊衆ナルモノアル現狀ニ鑑ミ別紙要綱ノ通選擧肅正大講演會開催可致候條貴管內選擧肅正實行委員、肅正員、各種團體長其ノ他出席方格別ノ配意相成度及御依頼候也（要綱省略）

昭和十二年四月十日

東京府　總務部長

各種團體代表者殿
各種組合代表者殿

選擧肅正懇談會ニ出席方依頼ノ件

選擧肅正運動ノ趣旨普及徹底ニ關シテハ各位ノ熱誠ナル御援助ニ依リ數次ノ選擧ニ着々實效ヲ收メツヽアル候處今般衆議院議員總選擧執行セラルルニ付テハ本府ニ於テモ一層肅正ノ實ヲ擧ゲ以テ理想選擧ニ依リ理想議會ノ建設ヲ目指シテ邁進致シ居ル次第ニ御座候就テハ選擧肅正運動本來ノ趣旨ヨリスルモ亦從來ノ實績ニ徴スルモ大衆ト最モ密接ナル關係ヲ有セラルル各位ノ御協力ニ依リ本運動ヲシテ民衆ノ自主的運動タラシムルコト最モ效果的且理想的ナルモノト被存候條肅正趣旨宣傳方法ニ付キ各位ノ忌憚ナキ御高見ヲ拜聽シ併セテ御協力方御依頼申上度候條御多忙中誠ニ乍恐縮萬障御繰合ノ上左記ヘ御出席相煩度御願ヒ申上候

記

一、日時　昭和十二年四月十四日午後二時
一、場所　於日比谷公園內　松本樓
一、懇談事項　肅正趣旨宣傳方法
　追テ同封ノ葉書ニヨリ御手數乍ラ出欠ノ御都合折返ヘシ御通知願ヒ度

浴場業者ニ發シタル依頼狀

拜啓時下春暖ノ砌益々御隆昌ノ段奉慶賀候陳者今般衆議院議員總選擧執行セラルルニ付テハ本府ニ於テモ一層選擧肅正ノ實ヲ擧ゲ以テ理想選擧ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目指シテ邁進シ居ル次第ニ有之候
就テハ選擧肅正運動ハ本來民衆的運動ナルヲ思ヒ凡ユル方面ノ御援助ニ依リ一層本運動ノ效果ヲ擧グル樣致度存居リ候就中大衆ト最モ密接ナル關係ヲ有セラルル各位ノ熱誠ナル御援助ニ俟ツコトガ最モ效果的ナルヲ確信シ標記肅正暖簾ヲ作製御送附申上候甚勝手乍ラ左記ニ依リ適當ニ掲出宣傳相成度願上候
追テ本件ニ付テハ警視廳トモ協議濟ニツキ所轄警察署ヨリモ何分ノ通知有之筈ニ御座候

記

一、掲出期間　四月十六日ヨリ三十日マデ
一、貴湯名ハ適當ニ記入セラレタシ

期日　四月二十二日
會場　京橋區公會堂
講演
講師　樂田釟次郎氏
餘興　兵隊漫才（勝　昌　介　大岩勝利）　高級漫才（加納廼葉月　春木すや子）
講談　邑井貞吉
參會者　京橋區民ヲ中心トスル隣接區民約七百名

昭和十二年四月二日

東京府　總務部長

各市區町村長殿
大島・八丈島支廳殿

衆議院議員選擧ヲ目標トスル選擧肅正運動ニ關スル件

選擧肅正運動ニ付テハ豫テ御盡力相煩居候今次ノ衆議院議員總選擧ニ付テハ此ノ機會ニ於テ一層其ノ趣旨ノ徹底ヲ期シ其ノ實ヲ擧ゲル樣努力相成度旨內務省ヨリ通牒ノ次第モ有之候條右御了知ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度實施方策ニ付テハ追テ通牒可致候モ從來ノ實績竝ニ管內ノ實情ニ徴シ最モ適當ト被認方法ニ依リ實施相成候樣致度此段依命及通牒候也

發地第四二號（電報）
（參考）昭和十二年四月一日

內務省地方局長
同警保局長

各地方長官殿
警視總監殿

選擧肅正運動ニ付テハ豫テ努力セラレツヽアル處ナルモ今次衆議院議員總選擧行ハルルニ付テハ此ノ機會ニ於テハ一層其ノ趣旨ヲ徹底シ克ク其ノ實ヲ擧グル樣力ヲ致サレ度尚其ノ實施ノ時期ニ付テハ從來ニ於ケル選擧ノ例モ有之ヲ以テ運動ノ種類方法等ニ應ジ適當ナル考慮ヲ加ヘラルル樣致度

丑地發第二三二號
昭和十二年四月六日

昭和十二年四月十三日

東京府選擧肅正實行部長

東京府總務部長　藤岡長敏

浴場主各位

丑地發第二六六號

昭和十二年四月十二日

各市區町村長殿

東京府選擧肅正實行部長

選擧肅正ポスター配布ニ關スル件

表ニ配布シタル選擧肅正ポスターノ配布ニ就キテハ夫々適當ニ配意中ノコトト被存候處今次ノ選擧肅正運動ニ於テハ道義ノ選擧肅正委員會ノ答申ニモ特ニ基礎方針トシテ掲ゲラレタル通リ第二ノ國民タルベキ青少年ニ之ガ趣旨ノ普及徹底ヲ圖ルコトニ格段ノ努力ヲ拂フ方針ナルニ付該ポスターハ學校方面ニハ洩ナク配布セラルル樣配意相煩度候

丑地發第二六三號

昭和十二年四月十二日

警視廳

保安部長殿

東京府總務部長

選擧肅正暖簾送附ニ付依頼ノ件

選擧肅正運動ニ關シテハ毎回御厚配相煩ハシ居リ候處今次ノ衆議院議員總選擧ヲ對象トスル本運動ノ一トシテ趣旨ノ宣傳ヲ圖ル爲浴場利用ニ依ル標記暖簾作製左記ノ通配布致度候ニ付テハ本件趣旨御諒承ノ上業者ヲシテ掲出セシメ充分活用方所轄署長ヨリ業者ニ示達相成候樣管下各警察署長ニ對シ御通牒相煩度此段及御依頼候也

追而今後隨時ポスター其他施設物送附致度候條同樣可然御取計相煩度候

記

一、本暖簾ハ四月十四月午後八時マデニ本府ヨリ直接浴場營業者ニ送附ス

二、本暖簾ハ四月三十日前掲出セラレタシ

丑地發第二六七號

昭和十二年四月十二日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村長殿

選擧肅正趣旨宣傳ニ關スル件

衆議院議員總選擧期日モ二旬ノ後ニ切迫致候コトトテ選擧肅正運動ニ付テモ夫々適當ニ御手配中ノコトト被存候處時恰モ陽春ノ好季ニ有之市ノ内外ニ人ノ出歩キ非常ニ多キヲ以テ遊園地、公園、花見場所等ノ處場ヲ利用宣傳スルコトハ最モ效果的ト被認候條時ト所ニ應ジ夫々適當ナル方法ニ依リ宣傳ヲ實施セラルル樣御配意相煩度候

丑地發第二六九號

昭和十二年四月十三日

東京府總務部長

各區町村長殿

八王子市長殿

選擧肅正棄權防止趣旨宣傳ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ夫々適當ノ方法ニ依リ之ガ徹底ニ努力中ノ事ト存候處天長節當日ハ恰モ投票日前日ニ相當候ニ付テハ當日學童ニ對シ祝菓等ヲ給與スル向ニアリテハ選擧肅正棄權防止ニ關スル適切ナル標語又ハ選擧肅正ノ文字ヲ搜入シ選擧肅正棄權防止趣旨ノ徹底ヲ圖ル樣御配意相煩度

丑地發第二五四號

東京府知事

選擧肅正委員會委員殿

同幹事、書記、事務囑託殿

選擧肅正大講演會臨席方ノ件

表ニ御配意相煩候本府選擧肅正運動ノ方策ニ基キ別紙要綱ニ依リ選擧肅正大講演會ヲ開催廣ク一般ノ輿論ヲ喚起致度存候ニ付テハ本運動ノ目的達成ノ爲萬障御繰合セ御臨席相煩度候（要綱省略）

丑地發第二八八號

昭和十二年四月十五日

東京府總務部長

各警察署長殿

理容業者ニ胸間マーク配布方依頼ノ件

選擧肅正ニ關シテハ予テ御配意中ノコトト被存候處衆議院議員總選擧期日モ愈々切迫致スコトトテ本府ニ於テモ一層肅正ノ徹底ヲ圖リ以テ理想選擧ニ依ル理想議

會ノ建設ヲ目指シテ邁進致シ居ル次第ニ御座候就テハ選擧肅正運動ハ本來民衆ノ自主的運動ナルベキコトニ鑑ミ今般標記胸間マークヲ作製英容業者ニ佩用宣傳セシムルコトト致度候ニ付テハ甚ダ乍御手數之ガ配布方御斡旋相煩度貴署管内分取纏メ別途送附候條御多忙中乍恐縮左記ニ依リ適當ニ御手配相煩度此段及御依頼候也

記

貴署管内分　理髮業者　何　人　營業者　何　人　從業員人

結髮業者　〃　〃

佩用宣傳期間　現品到着即日ヨリ四月三十日マデ

丑地發第二九六號

昭和十二年四月十六日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村長殿

選擧肅正實行委員大會開催ノ件

衆議院議員總選擧期日モ切迫シ之ヲ對象トスル選擧肅正運動モ亦高潮期ニ入リ候機會ニ於テ別紙要綱ニ依リ東京府選擧肅正實行委員大會ヲ開催仕候條左記ニ依リ參會方取計相成度候

記

一、總會參會者

(一)市町村選擧肅正實行委員會長

(二)實行委員全員

二、明治神宮代表參拜者（禮服着用ノコト）

(一)各市區町村選擧肅正實行委員會長

(二)實行委員代表者　一名（市區町村長ニ於テ選擇スルコト）

三、參會者實費

(一)東京市各區　參會者一名ニ付一圓ノ割合ヲ以テ實費ヲ支出ス

(二)三多摩郡各町村參會者一名ニ付一圓五十錢同上

四、參會者ニ對スル通知書

參會者ニ對スル通知書及封筒ハ實行部ニ於テ印刷所要數ヲ送附スベキニ付各市區町村ニ於テ宛名等ヲ記入シ發送セラレタシ（一般參會者ト明治神宮代表參拜者トハ通知書區別シアリ注意ノコト）

五、參會票

實行部ニ於テ印刷シ通知書ト共ニ送附スベキニ付參會者ヲシテ所要事項ヲ記入セシメ總會受付ニ必ズ提出セシメラレタシ

(一)一般參會票　赤色

(二)明治神宮代表參拜者　綠色

丑地發第二九六號

昭和十二年四月十六日

東京府選擧肅正實行部長

大島支廳長殿

選擧肅正實行委員大會開催ノ件

衆議院議員總選擧期日モ切迫シ之ヲ對象トスル選擧肅正運動モ亦高潮期ニ入リ候機會ニ於テ別紙要綱ニ依リ東京府選擧肅正實行委員大會ヲ開催仕候條左記ニ依リ參會方取計相成度候

記

一、總會參會者

(一)各市區町村選擧肅正實行委員會長

(二)實行委員　一村ニ付一名

二、以下前案ニ同シ（次第書省略）

昭和十二年四月十七日

東京府選擧肅正實行部長

各デパート常務取締役殿

拜啓　時下春暖ノ砌益々御隆昌ノ段奉慶賀候

陳者今般衆議院議員總選擧執行セラルヽニ付テハ本府ニ於テモ一層選擧肅正ノ實ヲ擧ケ以テ理想選擧ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目指シテ邁進致シ居ル次第ニ有之候就テハ選擧正肅運動ハ本來民衆的自主的運動ナルヲ思ヒ凡ユル方面ノ御援助ニ依リ一層本運動ノ效果ヲ擧グル樣致度存居候筭中大衆ト最モ密接ナル關係ヲ有セラルル各位ノ熱誠ナル御援助ニ俟ツコトカ最モ效果的ナルヲ確信シ肅正リボン作製別途御送附可申上候條甚乍勝手左記ニ依リ從業員ノ胸間ニ佩用宣傳相成樣可然御取計ノ程願上候

記

一、佩用期間　四月二十三日ヨリ三十日マデ八日間

丑地發第二九八號

昭和十二年四月十八日

東京府　總務部長
東京府　學務部長

公私立小學校長　殿

棄權防止鉛筆配布ニ關スル件

選擧肅正ニ關シテハ衆議院議員總選擧期日モ愈々切迫シ各位ニ於カレテモ鋭意御配意中ノコトト存被候國民ノ總意ヲ反映スル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ何ヨリモ棄權ノ防止ヲ圖ルコト肝要ト存シ標記棄權防止宣傳鉛筆ヲ作製配布候條全兒童ニ對シ趣旨ノ徹底ニ努力相成度尙之カ交付ニ當リテハ夫々擔任教師ヨリ兒童ニ左記要旨ニ依リ棄權防止ノ重要ナル所以ヲ調話セシメ之カ徹底ヲ圖ラルル樣御配意相煩度

記

選擧肅正運動ハ國民的道義心ヲ喚起シ以テ理想選擧ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカ斯ル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選擧權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヲ國民ニ自覺セシメ棄權ノ絶無ヲハカルコトカ何ヨリモ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ俟ツコトニ深ク思ヒヲ致シ長クモ　陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス所以ヲ平易ニ調話シ其ノ趣旨ヲヨク兒童ニ了解納得セシメ以テ棄權防止ノ徹底ニ努メラルルト共ニ公民教育ノ擴充ニ努力致サレタキコト

備考　鉛筆ハ區役所（町村役場）宛送附致置候條貴校　分　本出頭受領相成度

棄權防止鉛筆配布ニ關スル注意

鉛筆ヲ兒童ニ手交スルニ際シテハ大要次ノ如キ要旨ニヨリ選擧肅正ニツキ極メテ平易ニ調話セラレタシ

選擧肅正運動ハ國民的道義心ヲ喚起シ以テ理想選擧ニ依ル理想議會ノ建設ヲ目的トスルモノナルカ斯ル國民ノ總意ヲ反映セシムルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲ニハ選擧權ハ立憲國民ノ義務ナル所以ヲ國民ニ自覺セシメ棄權ノ絶無ヲ圖ルコトカ何ヨリ肝要ノコトニシテ國民ノ自覺ハ畢竟教育ニ俟ツコトニ深ク思ヒヲ致シ長クモ　陛下ヨリ賜リタル尊キ一票ヲ行使スルコトハ報國ノ至誠ヲ盡ス道ナル所以ヲ了解納得シ棄權防止ニ寄與スル樣努ムベシ

昭和十二年四月

東京府選擧肅正實行部

◎皇國のために必ず投票致しませう
◎清き一票我が家の誇り

丑地發第三〇七號
昭和十二年四月十九日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村　殿

肅正戶票配布ニ關スル件

衆議院議員總選擧期日モ愈旬日ノ後ニ切迫致ニ付テハ此ノ際肅正ノ徹底ニ更ニ一段ノ拍車ヲカケ以テ理想選擧ノ達成ヲ期スル爲「理想選擧は我が家から」ノ戶票ヲ各戶ニ掲ゲテ府民ノ自覺ヲ喚起致度貴區（町村）管內分取纏メ別途送附可致候條至急各戶ニ配布ノ上門戶ニ貼付セシムル樣御取計相煩度候

丑地發第三一六號
昭和十二年四月二十日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村長　殿

棄權防止鉛筆配布ニ關スル件

衆議院議員總選擧期日モ愈々旬日ノ後ニ切迫致候コトト各位ニ於カレテモ肅正趣旨徹底ノタメ鋭意御配意中ノコトト被存候處國民ノ總意ヲ反映スルニ足ル理想議會ノ建設ヲ期スル爲メニハ棄權防止ノ徹底ヲ圖ルコトガ最モ肝要ノコトト存ジ標記棄權防止鉛筆ヲ全小學校兒童ニ配布宣傳致度配布ニ關スル注意書共貴區（町村）分取纏メ別途送附候條鉛筆ハ兒童數注意書ハ學級數宛夫々各學校ニ配布方御取計相煩度候

追而各小學校長ニ對シテハ區役所（町村役場）ニ出頭受領相成樣通牒致置候條爲念

丑地發第三一四號
昭和十二年四月二十日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村長　殿

選擧肅正强調週間並婦人强調日實施ニ關スル件

四月二十三日ヲ期シ全國一齊ニ選擧肅正强調日並ニ婦人强調日ヲ同時ニ實施致度旨選擧肅正中央聯盟ヨリ依賴越ノ次第モ有之當日ハ本府管內ニ於テハ恰モ棄權防止强調週間ノ第一日ニ該當シ且選擧肅正婦人大會ノ開催日ニ有之候條各市區町村ニ於テモ管下ノ實情ニ應ジ適當ナル方法ニ依リ特ニ選擧肅正並棄權防止ヲ强調相成度候

丑地發第三二六號
昭和十二年四月二十一日

東京府總務部長

各廳長　殿

選擧肅正運動ニ協力ノ件

今次ノ衆議院議員總選擧ヲ對象トスル選擧肅正運動付ニテハ其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モアリ一層之ガ趣旨徹底ニ努力スルコトト相成リ別冊東京府選擧肅正委員會ノ答申ニ基キ實施方策ヲ確立着々實施中ニ有之候處選擧期日モ旬餘ノ後ニ切迫仕候コトトテ此ノ際特ニ各方面ノ協力ニ依リ最後ノ猛運動ヲ實施シ理想選擧ニ依ル理想議會ノ顯現ニ努力致度ト存ジ居苟モ職ヲ官公署ニ奉ズル者ハ率先シテ一票報國ノ赤誠ヲ致シ進ンデ本運動ノ實施ニ協力シ以テ我國憲政ノ確立ニ寄與スベキモノト被存候條此ノ點篤ト御諒承ノ上部下ヲ指導相成候樣致度特ニ左記各項ヲ實施相成度依命及通牒候也

記

一、全職員ヲ一堂ニ集メ（成ルベク全國選擧肅正强調日タル四月二十三日ニ）特ニ選擧肅正ノ必要ナル所以ヲ力說高調シテ率先肅正運動ニ協力援助スベキ旨訓示スルコト
二、成ル可ク懸垂幕、氣球、ポスター等ニ依リ宣傳スルコト
三、國民ノ總意ヲ遺憾ナク反映セル完璧ナル選擧ノ實現ヲ期スル爲貴職員ハ當對ニ棄權セザル樣投票前日頃特ニ訓示ヲ與ヘ當日ハ有權者ニ對シテハ出勤時刻ヲ猶豫スルコト

丑地發第三三七號
昭和十二年四月二十三日

東京府總務部長
東京府學務部長

八王子市長　殿
各町村長　殿

選擧肅正兒童自書ビラ配布ノ件

衆議院議員總選擧期日モ目睫ノ間ニ切迫致候ニ付テハ此ノ際棄權防止ニ一段ノ努力ヲ拂フト共ニ公民教育ノ一助トモ致度標記「選擧肅正兒童自書ビラ」別途送附候條左記ニ依リ各學校ニ配布有效適切ニ利用方御取計相成度

記

一、各小學校等常科三年以上ノ全兒童ニ各一枚宛交付スルコト
二、貼付ニ關スル注意
　イ、空欄ニ「必ず投票して下さい」ノ文字ヲ兒童ニ自書セシメ電柱塀等目ニ付キ易キ箇所ニ貼付セシムルコト
　ロ、三十日早朝貼付シタ刻必ズ一齊ニ撤去セシムルコト
　ハ、各市區町村ニ於テ既ニ本件ト同樣ノ投票懸垂ビラヲ計畫セル向ニ在リテハ本件ビラノ空欄ニ記入スル文句ハ「棄權防止」「選擧肅正」等適當ノモノト爲スコト

丑地發第三三三號
昭和十二年四月二十三日

東京府選擧肅正實行部長

市區町村長　殿
大島、八丈支廳長　殿

棄權防止ニ關スル件

衆議院議員總選擧ヲ目標トスル選擧肅正運動ニ付テハ夫々適當ナル方法ヲ以テ其ノ實ヲ擧グルニ鋭意御配意中ノコトト被認候處選擧期日切迫ニ伴ヒ特ニ棄權防止ニ努力スルノ必要大ナルモノ有之候ニ付左記事項ヲ實施相成度

記

一、投票當日ハ投票所附近ニ立看板、垂幕、ポスター等ヲ集中スルコト
一、投票所ニ肅正施設ヲナスコト
一、投票當日ハ國旗ヲ揭揚セシムルコト
一、寺鐘、サイレン、警鐘、花火等ニヨリ投票懸懸ヲナスコト（警察署ト連絡スルコト）
一、投票當日ハ成ルベク青年團及婦人團體等ノ街頭宣傳ヲ實施シテ注意喚起ヲナスコト
一、其ノ他適當ト認ムル事項

丑地發第三三四號
昭和十二年四月二十三日

東京府選擧選正實行部長

各市區町村長　殿

棄權防止小票配布ニ關スル件

衆議院議員總選擧期日モ愈目前ニ切迫致候ニ付テハ此ノ際理想選擧ノ達成ヲ期スル爲標記棄權防止小票ヲ作製シ各戸ニ配布シ以テ府民ノ自覺ヲ喚起シ棄權ノ徹底的防止ヲ圖リ度貴區（町村）分取纏メ別途送附可致候條到着ノ上ハ左記ニ依リ適當ノ方法ヲ以テ至急各戸ニ配布門戸等ニ貼付セシムル樣御取計ヒ相煩度候

記

配布先　全戸

配布期間　二十七日ヨリ二十九日マデ

貼付期間　配布セラレタル日ヨリ三十日マデ

丑地第一五四二號

昭和十二年四月二十四日

東京府總務部長

八王子市長殿

各町村長殿

大島支廳長殿

會社工場等使用人ノ選擧權行使ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ既ニ夫々御配意中ノコトトハ被存候得共貴管内ノ會社、工場商店等多數使用人ヲ有スル向ニ對シ（左記）文言ノ依頼狀ヲ發送シテ棄權防止ニ協力方要望相成度候

記

拜啓　時下陽春の候愈々御清榮奉慶賀候

陳者昨春來數次の選擧に際しては特に投票の便宜に關し御配慮を相煩し御蔭を以て相當の效果を收め候段邦家の爲御同慶の至に存候

扨て今次の衆議院議員總選擧に付ては現下時局の重大性に鑑み今回こそは首府の面目にかけ理想選擧の實現を期し度存候間業務御多忙の折柄誠に恐縮に候へ共貴社（工場）員中の有權者各位に對し來る三十日の投票當日には特に投票の便宜を御供與被下度尙又調示其他の方法を以て漏れなく投票致す樣親しく御慫慂方御配意相煩度此段及御依頼候

敬具

年月日

東京府知事　館哲二

市町村長氏名

支廳長氏名

（銀行、會社、大商店宛）

（各デパート常務取締役ニ對スル依頼狀）

拜啓　陳者選擧選正趣旨宣傳ニ關シテハ豫テ格段ノ御協力ヲ辱フシ候處愈總選擧期日モ切迫シ候ニ就テハ此ノ際一層選擧肅正棄權防止ヲ高調致度存候條誠ニ恐縮乍ラ別紙原稿ヲ以テスピーカー放送相煩度及御依頼候也

昭和十二年四月二十六日

東京府選擧肅正實行部長

東京府總務部長藤岡長敏

殿

（別紙）

只今ヨリ其ノ筋カラノ御達シニ依リマシテオ客樣方ニ選擧ニ就テノ御話ヲ申上マス。

皆樣モ既ニ御承知ノ通リ明三十日ハ衆議院議員ノ總選擧投票日デ御座イマス。

從前ノ衆議院議員總選擧、府會議員總選擧又ハ近クハ市會議員總選擧ニ於キマシテモ色々ノ不正ガ多ク肅正選擧ノ高調セラルル今日誠ニ遺憾デ御座イマシタ。

選擧權ハ　至尊ヨリ下シ賜ハリマシタ尊イ權利デアリ、義務デアリマスコトヲ銘記下サイマシテ殊ニ聖戰ノ下ニ住ム吾ガ東京府民ハ今度コソ肅正選擧ノ行ハレル樣明日ハ必ズ投票下サイマシテ全國ノ模範トナッテ頂キ度フ御座イマス。

尙奥樣方モオ子樣モオ宅ノ選擧權ヲ持ツ御主人樣ヤ、オ父樣ヤオ兄樣方ニ御傳ヒ下サイマス樣オ願ヒ申上ゲマス。

丑地發第三五一號

昭和十二年四月二十六日

東京府總務部長

警視廳保安部長殿

興行場ニ於ケル「スピーカー」放送方依頼ノ件

來ル四月三十日ヲ期シテ施行セラルル衆議院議員總選擧ニ當リ標記ノ件ニ關シ選擧肅正並棄權防止ノ宣傳ヲ一層高調宣傳致度存候ニ就テハ貴下興行場ニ於ケル「スピーカー」設備可能ノ各館ニ對シ左記ノ通リ放送方御取計ヒ相煩度及御依頼候也

記

一、放送月日　四月二十九日　興行休憩時間中

一、放送原稿　別紙ノ通リ

（放送文言ハデパート同樣ニ付省略）

丑地發第三四八號

昭和十二年四月二十六日

東京府知事

各部課長殿

官房主事殿

棄權防止ニ關スル件

今次ノ選擧肅正運動ニ付テハ過般調示セシ處ニ依リ廳員一同協力一致趣旨ノ徹底ニ努力致居コトト信ズルモ本月二十三日ヨリ向フ一週間棄權防止週間實施中ニ付棄權防止ノ爲一層盡力セラルベク尙來ル三十日選擧當日ニ於テハ絶對ニ棄權スル者ナク擧テ報國ノ一票ヲ投ジ率先職ヲ公ニ奉ズル者ノ本分ヲ完フスル樣部下一般ニ示達セラルベシ

丑地發第三四五號

昭和十二年四月二十六日

東京府選擧肅正實行部長

各市區町村長殿

大島、八丈島支廳長殿

選擧肅正運動ニ使用シタル印刷物、寫眞等送附ニ關スル件

衆議院議員總選擧ヲ目標トスル選擧肅正運動經過概要作製上參考ニ供シ度候條本運動ニ使用シタル印刷物及施設物ノ寫眞等本實行部宛送附相成度

丑地發第三八七號

昭和十二年五月十三日

東京府選擧肅正實行部長

各市區村長殿

各廳長殿

肅正美談等調査ニ關スル件

衆議院議員總選擧ヲ目標トスル選擧肅正運動概要作製ニ當リ參考記錄トシテ載錄ノ見込ニ有之候ニ就テハ貴部内ニ於ケル左記事項詳細調査ノ上報告相煩度候

記

一、選擧肅正美談ニ關スル件

(イ)肅正運動關係者ニシテ特ニ他ノ模範トスルモノアラバ其事實

(ロ)一般府民ノ篤行アラバ其ノ事實

二、肅正運動ヲ主題トシタル感想文及歌謠（詩、和歌、俳句、都々逸、小唄、民謠替歌等）

三、講演會、懇談會及其他ノ會合ニ於テナシタル各長ノ挨拶（代表的ナルモノ一）

丑地發第三八七號

昭和十二年五月十三日

東京府選擧肅正實行部長

各種團體、組合長殿

各種婦人團體長殿

肅正美談等調査ニ關スル件

衆議院議員總選擧ヲ目標トスル選擧肅正運動概要作製上ノ參考資料ニ供度候條貴部内ニ於テ左記事項ニ該當スルモノ有之候ハバ至急御取纏メノ上御回報相煩度候

記

一、選擧肅正美談

二、肅正運動ニ因メル感想文及歌謠（詩、和歌、俳句、民謠替歌、其ノ他）

昭和十二年五月十三日

東京府選擧肅正實行部長

東京府選擧肅正委員殿

選擧肅正中央聯盟各役員殿

各婦人團體幹部殿

謹啓　貴衆益々御清榮の段奉慶賀候

陳者今次の衆議院議員總選擧を目標とする選擧肅正運動に付ては公私御繁忙中にも不拘絶大なる御協力を辱うし以御蔭相當の成績を擧げ得たるは偏へに貴臺御盡力の賜と存し篤く御禮申上候　就ては肅正運動の記錄として經過概要作製の見込に有之右に載錄致度候間御多忙中甚だ乍恐縮今回の衆議院議員總選擧を目標とする選擧肅正運動に對する貴臺の御感想御漏し被下度此段御願申上候

追而編輯上の都合も有之候間甚だ乍御勝手六月初旬迄に御回報相煩度存候

丑地發第四一五號

昭和十二年五月十九日

東京府總務部長

各市區町村長殿

選擧肅正運動施設物保存ニ關スル件

今次ノ衆議院議員總選擧其ノ他ノ選擧ヲ目標トシタル選擧肅正運動ノ用ニ供シタル立看板、幕其ノ他ノ施設物ニシテ再用シ得ルモノハ適當ニ保存相成度候

丑地發第四一五號
昭和十二年五月十九日

東京府總務部長

大島支廳長殿
八丈支廳長殿

選擧肅正運動施設物保存ニ關スル件

今次ノ衆議員總選擧其ノ他ノ選擧ヲ目標トシタル選擧肅正運動ノ用ニ供シタル立看板幕等ノ施設物ニシテ再用シ得ルモノ有之候ハバ適當ノ方法ニ依リ保存セシムル樣各村ニ御配慮相成度候

第四編　警視廳に於ける運動

衆議院議員選擧を目標とする選擧肅正運動に對しては府、市と連絡協調を保ち擧廳一體となり選擧肅正の徹底を期したり。

(一) 警察署長會議

四月八日衆議院議員選擧取締に關する警察署長會議を開きて眞に公平妥當なる取締を爲し非難を受くるが如きことなき樣訓示竝指示せり。

(二) 選擧肅正運動に對する協力方指示

四月十一日東京府より衆議院議員總選擧肅正運動實施要綱其他關係印刷物の送付を受くるや直に各警察署長に對し連絡協調を保ちて選擧肅正運動の實績を擧ぐべき旨を指示して目的の達成に努力せり。

(三) 選擧肅正大會

四月二十一日日比谷公會堂に於て開催せられたる府市共同主催の選擧肅正實行委員大會には當廳より横山警視總監、今松官房主事、高野刑事部長、堀捜査第二課長、鈴木情報課長等出席し横山總監は選擧肅正に關する講演を爲したり。

(四) ポスターの配布

「選擧は公正、不正排撃」と題し議事堂に太陽を配せる當廳考案のポスター四萬枚を作成し各警察署長を通じて管下料理店、飲食店、浴場其の他適當の場所に掲示したり。

(五) 警察署に於ける選擧肅正運動の概要

管下各警察署に於ては府、市、區、町村其の他各種團體と連絡協調を保ちて選擧肅正の實績を擧揚することに選努め凡ゆる擧肅正講演會、懇談會、座談會其の他各種ポスターの配布或は自動車に依る街頭宣傳等には孰れも署長又は代理者出席して其の目的達成に努力せり。

各警察署單獨主催のものを擧ぐれば別記の通なり。

選擧肅正運動ノ經過

月日	行事	摘要
四月五日	下谷坂本警察署ニ於テ開催サレタル聯合町會席上ニテ選擧肅正ノ講話ヲ爲ス	下谷坂本警察署長講話
〃七日	谷中慈愛幼稚園ニ於テ開催サレタル谷中町會役員會席上ニテ選擧肅正講話ヲ爲ス	下谷谷中警察署長講話
〃八日	本所區厩橋四丁目町會事務所ニ於テ選擧肅正座談會ヲ開催	本所厩橋警察署情報係主任警部補講話
〃九日	神田西神田警察署ニ於テ聯合町會員ヲ集メ選擧肅正講演會ヲ開催	神田西神田警察署長講話
〃〃	南千住警察署ニ於テ菓子商同業組合員ヲ集メ選擧肅正講演會ヲ開催	南千住警察署長講演
〃十五日	東調布警察署ニ於テ理容術營業者ヲ集メ選擧肅正講演會ヲ開催	東調布警察署長講演
〃十六日	三河島警察署ニ於テ事業主工場主ヲ集メ選擧肅正講演會ヲ開催	三河島警察署長講演

月日	行事	摘要
四月十七日	東調布警察署ニ於テ菓子商組合員ヲ集メ選擧肅正講演會ヲ開催	東調布警察署長講演
〃	五日市町役場ニ於テ選擧肅正實行委員會開開其ノ席上ニテ選擧肅正講演會ヲ開催	五日市警察署長講演
〃 十九日	東調布警察署ニ於テ古物商及藥劑師組合員ヲ集メ選擧肅正講演會ヲ開催	東調布警察署長講演
〃 〃	東調布警察署ニ於テ飲食店、旅館、下宿、浴場等ノ各組合員ヲ集メ懇談會ヲ開催	東調布警察署長講演
〃 〃	武藏野町役場ニ於テ武藏野町選擧肅正實行委員會ヲ開催其ノ席上ニ於テ選擧肅正講演ヲ爲ス	田無警察署長講演
〃 二十日	牛込區役所ニ於テ牛込區公務員選擧肅正懇談會ヲ開催其ノ席上ニテ選擧肅正講演ヲ爲ス	牛込神樂坂警察署長講演
〃 〃	向島區第一寺島小學校ニ於テ選擧肅正申合會ヲ開催其ノ席上選擧肅正講演ヲ爲ス	寺島警察署長講演
〃 〃	調布尋常小學校ニ於テ選擧肅正實行委員會ヲ開催其ノ席上ニ於テ選擧肅正講話ヲ爲ス	青梅警察署情報係主任警部補講話
〃 二十二日	向島區役所ニ於テ選擧肅正大會ヲ開催其ノ席上ニ於テ選擧肅正ニ關スル講話ヲ爲ス	寺島警察署長講話
〃 〃	青梅町役場樓上ニ於テ開催ノ選擧肅正實行委員會ノ席上ニテ選擧肅正講話ヲ爲ス	青梅警察署情報係主任警部補講話
〃 〃	小河内村東小學校ニ於テ小河内村選擧肅正實行委員會ヲ開催其ノ席上ニ於テ選擧肅正講話ヲ爲ス	青梅警察署長講話
〃 二十三日	荒川區役所ニ於テ婦人團體選擧肅正祈願式ヲ開催其ノ席上ニ於テ選擧肅正講演ヲ爲ス	三河島警察署長講演
〃 〃	小河内村東小學校ニ於テ選擧肅正講演會ヲ開催其ノ席上ニ於テ選擧肅正講話ヲ爲ス	青梅警察署情報係主任警部補講話
〃 二十六日	四谷區役所ニ於テ肅正婦人懇談會ヲ開催其ノ席上ニテ選擧肅正講演ヲ爲ス	四谷警察署長講演
〃 二十七日	藥師公園劇場ニ於テ映畫ノ幕間ヲ利用シ肅正講演ヲ爲ス	野方警察署長講演
〃 〃	中野本町城西館ニ於テ活動寫眞ノ幕間ヲ利用シ肅正講演ヲ爲ス	中野警察署長講演
〃 二十九日	中野本町中野館ニ於テ活動寫眞ノ幕間ヲ利用シ肅正講演ヲ爲ス	中野警察署長講演

第五編　運動の成果

第一章　知事の聲明

四月三十日午後八時館東京府知事は次の如き所感を發表した。

總選擧終了に當り知事の所感

本日は絶好の日和に惠まれまして、玆に無事總選擧が終了致しましたことは誠に慶びに堪へません。府民各位は必ずや此の時局の重大性を深く認識し、至誠奉公の眞心を以て、淸き一票を投ぜられ、理想選擧の實を示し擊轂の下に於ける府民たるの面目を發揚せられたことと深く信じて居る次第であります。

本府全管内に於ける棄權率は、前回の總選擧の結果に比し、幾分增加して居りますことは洵に遺憾に堪へない所でありますが、然し當初の豫想に比較すれば必ずしも悲觀すべき結果ではないと思ひます。選擧違反の件數も今日迄の所從來に比して著しく激減致して居りますことは府民各位が重大時局に直面し、克く選擧肅正の趣旨を理解せられ、所期の目的貫徹の爲に愛國的赤誠を披瀝せられて本運動に協力せられた結果に外ならぬものと深く感銘致して居る次第であります。今後に於ても彌々此の國家的大倫理運動に協力せられ選擧界多年の宿弊を打破し健全なる立憲政治確立の爲に一般の盡力あらん事を切望して止みません。

最後に今日まで肅正運動の爲に種々協力された各位に對し衷心感謝の意を表する次第であります。

第二章　總選擧投票結果

短かい期間ではあつたが以上申述べた樣な眞に官民一致白熱的努力の運動裡に四月三十日の總選擧當日を迎へたのである。

血みどろな三旬の運動、夫れに酬ひらるゝものは果して何？　先づ之を棄權率に見やう、府全體としての棄權率は三割七分七厘を示し前回に比べて一割强の增加となつて居る事は誠に遺憾の次第であるが之は今次運動の失敗を意味するものであらうか。

議會解散當初は選擧に對する一般府民の氣乘薄が傳へられ低調が懸念せらるゝ實況であつたが縱橫無盡に張られた、選肅運動網の强化擴充に從て漸次高調を持ち來したのであつて選擧當日が生憎月末に相當した爲め商工業者の多忙であつた事及東京市内の入場券交付不能のものが十一萬四千人（有權者の九分五厘）にも達した點から見て季節的異動の後を受けた事等を考慮する時は最初の懸念に反し相當の成果を收め得たものと云て差支へないのであるまいか。更に之を全國各府縣の成績と比較考察すると棄權率增加は今次選擧に於ける全國的の傾向であり特に大都市に此の傾向が著しいのを知る事が出來る、全國府縣中前回に比較して棄權率の減少したのは僅に山形、島根の二縣に過ぎず前回の減少縣九縣との比較並に東京、大阪、名古屋、神戸の各大都市が枕を並べて一割以上の增加となつて居る點等を見る時は一層其の感を深くするのである。次に今次の總選擧に關する數種の統計を左に揭げることゝした。

一、東京府管内投票狀況（其ノ一　開票區別）

選挙区名	開票区名	選挙人名簿登載者数	選挙当日有権者数	投票人数	棄権者数	棄権率	昭和十一年(前回)棄権率	比較増減(△)
第一区	麹町	一、二一三	一〇、九一七	五、九四〇	四、九七七	〇・四五五	〇・二九五	〇・一六〇
	芝	三六、二五五	三五、七八七	二〇、三二六	一五、四六一	〇・四三一	〇・一八八	〇・一四三
	麻布	一七、八五七	一七、五八一	一〇、五四一	七、〇四〇	〇・四〇〇	〇・一七二	〇・一二八
	赤坂	一〇、七六〇	一〇、六二六	六、二二九	四、三九七	〇・四一三	〇・一七一	〇・一四二
	四谷	一五、二二五	一四、九七四	一〇、〇三〇	四、九四四	〇・三三〇	〇・二二七	〇・一〇三
	牛込	二五、三一七	二四、九二〇	一五、〇七八	九、八四二	〇・三九四	〇・二五一	〇・一四三
計		一一六、六二七	一一四、八〇五	六八、一四四	四六、六六一	〇・四〇六	〇・二六九	〇・一三七
第二区	神田	二三、九一〇	二三、六一五	一四、二九一	九、三二四	〇・三九五	〇・二二九	〇・一六六
	小石川	二九、八四四	二九、四三九	一八、九八五	一〇、四五四	〇・三五五	〇・二四一	〇・一一四
	本郷	二六、三六三	二六、〇〇一	一六、三三四	九、六六七	〇・三七一	〇・二四八	〇・一二三
	下谷	三六、七六二	三六、二〇九	二二、〇〇七	一四、二〇二	〇・三九二	〇・二八一	〇・一一一
計		一一六、八七九	一一五、二六四	七一、六一七	四三、六四七	〇・三七八	〇・二五三	〇・一二五
第三区	日本橋	二一、四〇三	二一、一二六	一三、四九〇	七、六三六	〇・三六一	〇・二四一	〇・一二〇
	京橋	二九、一七一	二八、五六三	一八、四九三	一〇、〇七〇	〇・三五二	〇・二六一	〇・〇九一
	浅草	五六、九五三	五六、一一三	三四、二〇八	二一、九〇五	〇・三九〇	〇・三一六	〇・〇七四
計		一〇七、五二七	一〇五、八〇二	六六、一九一	三九、六一一	〇・三七四	〇・二八六	〇・一三六
第四区	本所	五五、六四四	五五、〇三六	三九、六四六	一五、三九〇	〇・二七九	〇・二三九	〇・一一〇
	深川	四九、一七七	四八、四八一	三四、五九五	一三、八六六	〇・二八六	〇・二三四	〇・〇五二
計		一〇四、八二一	一〇三、五一七	七四、二四一	二九、二七六	〇・二八二	〇・二三七・	〇・〇四五
第五区	品川	四〇、九五九	四〇、二九五	二四、七三六	一五、五五九	〇・三八六	〇・二七六	〇・一一〇
	目黒	三二、六五五	三二、三一二	一八、七五六	一三、五五六	〇・四一九	〇・二六五	〇・一五四
	荏原	三五、五六一	三五、一二〇	二一、三五一	一三、七六九	〇・三七九	〇・二三七	〇・一五五
	大森	四三、六五七	四三、〇八五	二四、二三四	一八、八五一	〇・四三七	〇・二七八	〇・一五九
	蒲田	三三、四一九	三三、〇一六	一九、五七二	一三、四四四	〇・四〇七	〇・二七五	〇・一三二
	世田谷	四二、六三三	四二、〇七四	二二、五六六	一九、五〇八	〇・四六三	〇・三二三	〇・一四〇
	澁谷	四五、五七四	四五、〇〇七	二五、八四〇	一九、一六七	〇・四二五	〇・二七八	〇・一四七

区		選挙人名簿登載者数	選挙当日有権者数	投票人数	棄権者数	棄権率	昭和十一年(前回)棄権率	比較増減(△)
淀橋		三四、四九二	三四、〇四八	一八、七六二	一五、二八六	〇・四四八	〇・三〇八	〇・一四〇
中野		三六、四七一	三六、〇一六	二〇、六一八	一五、三九八	〇・四二七	〇・二九九	〇・一二八
杉並		四〇、一五一	三九、六六三	二三、七三九	一五、九二四	〇・四〇一	〇・二七二	〇・一二九
大島支廳管内		五、〇二八	四、九六五	三、五五七	一、四〇八	〇・二八三	〇・二九二	△〇・〇〇九
八丈支廳管内		一、九五七	一、九三三	一、二九〇	六四三	〇・三三二	〇・三〇三	〇・〇二九
計		三九二、五五七	三八七、五三四	二二五、〇二一	一六二、五一三	〇・四一九	〇・二八三	〇・一三六
第六区	豐島	五四、六六一	五三、九六五	三一、〇五三	二二、九一二	〇・四二四	〇・二六八	〇・一五六
	澁谷	二五、〇三六	二四、六三四	一四、五八八	一〇、〇四六	〇・四〇七	〇・二九七	〇・一一〇
	荒川	七一、三二九	七〇、一六九	四〇、六〇六	二九、五六三	〇・四二一	〇・三〇八	〇・一一三
	王子	三八、八〇九	三八、二四〇	二四、五八一	一三、六五九	〇・三五七	〇・二五一	〇・一〇六
	板橋	三二、九一六	三二、三七九	一七、九五七	一四、四二二	〇・四四五	〇・二六一	〇・一八四
	足立	四〇、〇六九	三九、五六八	二二、七九三	一六、七七五	〇・四二三	〇・三二一	〇・二〇二
	向島	三八、九九三	三八、五三七	二四、五〇一	一四、〇三六	〇・三六四	〇・三一五	〇・二〇九
	城東	三六、四七〇	三五、九六二	二五、五三八	一〇、四二四	〇・二八九	〇・二六三	〇・〇二六
	葛飾	二三、七三七	二三、四六〇	一三、五一五	九、九四五	〇・四二三	〇・二九四	〇・〇二九
	江戸川	二九、八七六	二九、五六〇	一八、九〇〇	一〇、六六〇	〇・三六〇	〇・二四一	〇・一一九
計		三九一、八九六	三八六、四七四	二三四、〇二二	一五二、四四二	〇・三九四	〇・二八四	〇・一一〇
第七区	八王子	一一、五八一	一一、四三四	九、四〇九	二、〇二五	〇・一七七	〇・一三一	〇・一三一
	西多摩	二一、九九七	二一、七〇八	一八、八四六	二、八六二	〇・一三一	〇・一一八	〇・一一八
	南多摩	二〇、〇九六	一九、八四三	一五、九〇六	三、九三七	〇・一九八	〇・一七六	〇・一七六
	北多摩	三五、五六四	三五、一三一	二六、二一四	八、九一七	〇・二五三	〇・二一七	〇・〇三六
計		八九、二三八	八八、一一六	七〇、三七五	一七、七四一	〇・二〇一	〇・一七三	〇・〇二八
含計		一、三一九、五四五	一、三〇一、五一二	八〇九、六二一	四九一、八九一	〇・三七七	〇・二六八	〇・一〇九
佛	東京市	一、二二三、三二二	一、二〇六、四九八	七三四、三九九	四七二、〇九九	〇・三九一	〇・二七五	〇・一一六
考	郡部	一、二三四、九〇三	一、二一七、九三二	七四三、八〇八	四七四、一二四	〇・三八九	〇・二七四	〇・一一五
	島嶼	七七、六五七	七六、六八二	六〇、九六六	一五、七一六	〇・二〇五	〇・一六五	〇・〇三九
		六、九八五	六、八九八	四、八四七	二、〇五一	〇・二九七	〇・二五八	〇・一一六

郡別	町村名	選舉人名簿登載者數	選舉當日有權者數	投票人數	棄權者數	棄權率	昭和十一年（前回）ノ棄權率	比較增減率（△）
西多摩郡	福生、熊川村組合	一、二六一	一、二四二	一、一〇〇	一四二	〇・〇一一四	〇・〇七三	〇・〇一〇四
	西多摩村	一、〇九八	一、〇八五	九六六	一一九	〇・〇一〇九	〇・〇八五	〇・〇二四
	箱根ヶ崎村	一、三二八	一、三一七	一、二〇一	一一六	〇・〇八八	〇・〇七一	〇・〇一七
	外三ヶ村組合							
	多西村	七九九	七八七	六七一	一一六	〇・一四七	〇・一五三	△〇・〇〇六
	平井村	五四六	五三七	四四一	九六	〇・一七四	〇・一二七	〇・〇四七
	東秋留村	八二五	八一九	六九九	一二〇	〇・一四六	〇・一一〇	〇・〇三六
	西秋留村	五六二	五六九	四七〇	九九	〇・一七三	〇・〇六九	〇・一〇四
	增戸村	六二三	六一七	五五一	六六	〇・一〇六	〇・一〇〇	〇・〇〇〇
	大久野村	九八八	九七六	八五四	一二二	〇・一二五	〇・一一七	〇・〇〇八
	戸倉村	二九八	二九八	二六三	二九	〇・〇九九	〇・一五二	△〇・〇五三
	小宮村	四四二	四三四	三六二	七二	〇・一六五	〇・一一一	〇・〇五四
	五日市町	一、二一〇	一、一九二	一、〇三五	一五七	〇・一三一	〇・〇九九	〇・〇三二
	檜原村	一、二七三	一、二六〇	九六三	二九七	〇・二三五	〇・二一〇	〇・〇二五
	霞村	一、五六四	一、五四三	一、三七四	一六〇	〇・一〇三	〇・一八四	△〇・〇八一
	小曾木村	六七三	六六八	六〇一	六七	〇・一〇〇	〇・〇八九	〇・〇一一
	成木村	七二三	七一五	六三〇	八五	〇・一一八	〇・一三〇	△〇・〇一二
	青梅町	二、二〇〇	二、一七六	一、九七三	二〇三	〇・〇九三	〇・〇八六	〇・〇〇七
	調布村	一、四二五	一、四一五	一、二九〇	一二五	〇・〇八八	〇・一一七	△〇・〇二九
	吉野村	八一八	八〇一	六七五	一二六	〇・一五七	〇・一一二	△〇・〇一五
	三田村	八八七	七七九	七六五	一一二	〇・一二七	〇・〇九九	〇・〇二八
	古里村	七九二	七七九	六一五	一六四	〇・一四四	〇・一二〇	〇・〇三六
	永川村	九二八	九一八	七八五	一三三	〇・一二五	〇・一一五	〇・〇一九
	小河內村	七一四	六八九	五六二	一二七	〇・一八四	〇・一三五	〇・〇四九
南多摩郡	横山村	八二六	八一二	六九七	一一五	〇・一二六	〇・一三二	△〇・〇一〇
	浅川町	九九三	九八一	八一六	一一六	〇・一六八	〇・一三二	〇・〇三六
	元八王子村	一、〇七七	一、〇六四	九二四	一四〇	〇・一八一	〇・一六八	△〇・〇三七
	恩方村	九六六	九五七	七八三	一七四	〇・一一八	〇・一一五	〇・〇六六
	計	二一、九九七	二一、七〇八	一八、八四六	二、八六二	〇・一三一	〇・一一八	〇・〇一三

郡別	町村名	選舉人名簿登載者數	選舉當日有權者數	投票人數	棄權者數	棄權率	昭和十一年（前回）ノ棄權率	比較增減率（△）
北多摩郡	川口村	九三二	九一四	七八一	一三三	〇・一四五	〇・一三五	〇・〇一〇
	加住村	七〇五	六九八	六一〇	八八	〇・一二六	〇・一四七	△〇・〇二一
	小宮町	二、一七四	二、一五〇	一、六九一	四五九	〇・二一三	〇・一七〇	〇・〇四三
	日野町	一、三一四	一、二九四	一、〇五九	二三七	〇・一八三	〇・一七三	〇・〇一〇
	七生村	八五七	八四四	七一二	一三二	〇・一五六	〇・一七一	△〇・〇一五
	由木村	一、二〇二	一、一九三	八八八	三八一	〇・三一九	〇・二七五	〇・〇四四
	鶴川村	一、〇六九	一、〇五〇	七四九	一六二	〇・一五四	〇・一九一	△〇・〇三七
	稻城村	九八六	〇七一	九〇一	二二二	〇・二二八	〇・二〇六	〇・〇二二
	多摩村	一、一六七	一、一五〇	六六三	二四九	〇・二一六	〇・一七二	〇・〇四四
	南村	九五八	九四八	一、一七九	二八五	〇・三〇〇	〇・二四四	〇・〇五六
	町田町	一、五七六	一、五六二	一、二六七	二九四	〇・一八八	〇・一四九	〇・〇三九
	忠生村	一、二四四	一、二二二	九三四	二八八	〇・二三五	〇・二〇七	〇・〇二八
	堺村	九七五	九六四	七五六	二〇八	〇・二一五	〇・一五八	〇・〇五七
	由井村	一、〇七五	一、〇六八	八六三	二〇五	〇・一九一	〇・一八九	〇・〇〇二
	計	二〇、〇九六	一九、八四四	一五、九〇六	三、九三七	〇・一九八	〇・一七六	〇・〇二二
	立川町	三、八八一	三、八三八	三、三一二	五二六	〇・一三七	〇・一三七	〇・〇〇
	谷保村	八三三	八二〇	五九六	二二四	〇・二七三	〇・二四八	〇・〇二四
	西府村	五六六	五五七	四三二	一二五	〇・二二四	〇・一九二	〇・〇三二
	府中町	二、三一五	二、二八六	一、七一八	五六八	〇・二四八	〇・一六八	△〇・〇八〇
	多磨村	一、二九一	一、二六三	九二一	三五二	〇・二七六	〇・二七五	△〇・〇二五
	調布町	一、七〇九	一、六八三	一、〇九一	五九二	〇・三五一	〇・三〇一	〇・〇五〇
	神代村	一、一二八	一、一一七	六七九	四三八	〇・三九二	〇・三三〇	〇・〇六二
	狛江村	八九八	八八九	五五九	三三〇	〇・三七一	〇・二三一	△〇・〇一四
	三鷹村	二、一五九	二、一三四	一、三二二	八一二	〇・三八〇	〇・二七四	〇・〇七三
	武藏野町	四、七五五	四、七二四	二、九六七	一、七五七	〇・三七一	〇・二〇九	〇・〇九六
	小金井町	一、六七九	一、六五九	一、一九八	四六一	〇・二七七	〇・二〇九	〇・〇六八
	國分寺村	一、四六七	一、四三九	一、〇五五	三八四	〇・二六六	〇・二〇〇	〇・〇六六
	砂川村	一、二二〇	一、一九七	一、〇二一	一七六	〇・一四七	〇・一四四	〇・〇四四
	昭和村	一、一五四	一、一四三	九七三	一七〇	〇・一五四	〇・一一三	〇・〇一一
	拜島村	四〇二	三九九	三七五	二四	〇・〇六一	〇・〇六八	△〇・〇〇七
	村山村	一、七二二	一、六八九	一、四七一	二一八	〇・一二九	〇・一一八	〇・〇一一

郡	町村名	選挙人名簿登載者號	選挙當日有權者數	投票人數	棄權者數	棄權率	昭和十一年(前回)棄權率(△)比較增減率
計		三五、五六四	三五、一三一	二六、二一四	八、九一七	〇・二五三	〇・二一七
	大和村	一、二七九	一、二五六	九三六	三二〇	〇・一五四	△〇・〇八二
	東村山村	一、八七六	一、八五六	一、四六六	三九〇	〇・二一三	〇・〇四四
	清瀬村	八〇〇	七九一	六六八	一二三	〇・一五五	〇・〇一〇
	久留米村	一、一〇五	一、〇九四	九一一	一八三	〇・一六七	〇・〇二八
	保谷村	一、一二七	一、一一九	七五八	三六一	〇・三二二	〇・一二二
	田無町	八一二	八〇三	六七九	一二四	〇・一五四	〇・〇九五
	小平村	一、三八六	一、三六五	一、一〇六	二五九	〇・一八九	〇・一五七
大島支廳	元町村	八〇四	七九六	五四三	二五三	〇・三一七	△〇・〇五八
	岡田村	三〇三	二五九	一九三	一〇二	〇・三四五	〇・〇二七
	泉津村	一二九	一二七	八八	三九	〇・三〇七	〇・〇九三
	野增村	三〇三	三〇〇	一九四	一〇六	〇・三五三	〇・一六七
	波浮港村	二九七	二九五	一八五	一一〇	〇・二七二	〇・一六三
	利島村	六六	六四	五九	五	〇・〇七八	△〇・〇一一
	差木地村	四五四	四四九	三一二	一三七	〇・三〇五	〇・二六八
	新島本村第一	七五〇	七四三	一五八三	一六〇	〇・二二五	〇・三〇一
	新島本村第二	一六二	一六〇	一二二	一三八	〇・二三七	〇・二九九
	神津島村	四七八	四七二	二九四	一七八	〇・三七七	△〇・一五九
	若郷村	九七	九五	八七	八	〇・〇八四	△〇・一八一
	神着村	二三四	二三二	一九八	三四	〇・一四六	△〇・〇七五
	伊豆村	一七二	一六九	一一九	五〇	〇・二九五	△〇・一〇九
	伊ケ谷村	一七七	一七五	一三五	四〇	〇・二二八	△〇・〇四五
	阿古村	二八五	二八〇	一八九	一九一	〇・三二五	△〇・一二五
	坪田村	二四五	二四一	一九一	五〇	〇・二〇七	△〇・一〇〇
	御藏島村	七二	七二	六五	七	〇・〇九七	△〇・〇三三
計		五、〇二八	四、九六五	三、五五七	一、四〇八	〇・二八三	〇・二九二
	大賀郷村	五五四	五四四	三七四	一七〇	〇・三一二	〇・二二七
	三根村	六四九	六四四	三五六	二八八	〇・四四七	〇・一八七
	立根村	一六六	一六三	一四四	一九	〇・一一六	〇・一二五
	中ノ郷村	二五六	二五一	一九七	五四	〇・二一五	〇・二五〇
	末吉村	二〇五	二〇四	一七〇	三四	〇・一六六	△〇・〇五六

郡	町村名	選挙人名簿登載者號	選挙當日有權者數	投票人數	棄權者數	棄權率	昭和十一年(前回)棄權率(△)比較增減率
廳管内	字津木村	二五	二五	二五			
	鳥打村	二七	二七	二四			
	青ヶ島	七五	七五				
計		一、九五七	一、九三三	一、二九〇	六四三	〇・三三二	〇・三〇三
山梨縣		一三三、七三三	一一五、五四三	一一八、〇二四	〇・一三六	〇・一二一	〇・〇一五
群馬縣		二五二、六五六	二一八、〇二四	二一一、四二八	〇・一三七	〇・〇九四	〇・〇四三
佐賀縣		一三七、〇五二	一一七、四二八	一九二、三〇二	〇・一四三	〇・一二二	〇・〇二一
山形縣		二二五、七一二	一九二、三〇二	一四七、三八四	〇・一四八	〇・一六〇	△〇・〇一二
富山縣		一七三、六四二	一四七、三八四	二六〇、四二〇	〇・一五一	〇・一四九	〇・〇〇二
福島縣		三〇七、七七七	二六〇、四二〇	一四四、六三〇	〇・一五四	〇・一五二	〇・〇〇二
島根縣		一七二、二一七	一四四、六三〇	八七、九二三	〇・一五九	〇・一六二	△〇・〇〇三
鳥取縣		一〇四、九四八	八七、九二三	三一七、七一〇	〇・一七六	〇・一四二	〇・〇一二
廣島縣		三八五、六八五	三一七、七一〇	二一〇、五三三	〇・一八八	〇・一四三	〇・〇四五
三重縣		二五九、三七八	二一〇、五三三	四五〇、八九一	〇・一九一	〇・一四九	〇・〇四二
福岡縣		五五七、六〇〇	四五〇、八九一	二一三、四三〇	〇・一五七	〇・一一九	〇・〇三六
岐阜縣		二六四、六一一	二一三、四三〇	二六〇、四五四	〇・一九四	〇・一五〇	〇・〇四四
埼玉縣		三二三、一一〇	二六〇、四五四	一三三、七〇二	〇・一八六	〇・一一〇	〇・〇一一
石川縣		一六六、四三九	一三三、七〇二	一八九、八五八	〇・一九九	〇・一〇九	△〇・〇一八
栃木縣		二三七、二一九	一八九、八五八	一八七、二二〇	〇・一五九	〇・一〇〇	〇・〇四一
宮城縣		二三三、九四七	一八七、二二〇	二六九、二九一	〇・一八七	〇・〇二〇	〇・〇一五
新潟縣		三三七、三四一	二六九、二九一	二五九、〇〇三	〇・一七五	〇・〇二〇	〇・〇〇三
茨城縣		三二五、七五四	二五九、〇〇三	一三〇、三六九	〇・一五五	〇・〇二〇	〇・〇〇二
香川縣		一六四、四九七	一三〇、三六九	一六二、六六二	〇・一一七	〇・〇二〇	〇・〇〇二
秋田縣		二〇七、七九二	一六二、六六二	一〇九、五八一	〇・二二〇	〇・〇二〇	〇・〇〇二
福井縣		一四〇、四九四	一〇九、五八一	一二三、二六四	〇・二三二	〇・〇五六	〇・〇五六
愛媛縣		一六〇、五二九	一二三、二六四	一四三、一四七	〇・二三三	〇・一七六	〇・〇三四
青森縣		一八六、六一八	一四三、一四七	二一五、八四三	〇・二三四	〇・一九九	〇・〇二五
熊本縣		二八一、六八八	二一五、八四三				

二、全國投票狀況（其ノ一　總括）

全國投票狀況（其ノ二　市部）

道府縣別	有權者數	投票者數	棄權率	前回棄權率	比較	備考
滋賀縣	一五八、二二五	一二一、一五七	〇・二三四	〇・一六三	〇・〇七一	
岡山縣	二九九、五二五	二二九、一七六	〇・二三五	〇・一九一	〇・〇四四	
愛知縣	五八六、二八九	四四四、六一九	〇・二四二	〇・一九二	〇・〇五〇	
靜岡縣	三九八、六五六	三〇二、三〇〇	〇・二四二	〇・一九二	〇・〇五〇	
岩手縣	二一一、〇二七	一五九、七三七	〇・二四三	〇・二三〇	〇・〇一三	
奈良縣	一三五、六九六	一〇二、〇二一	〇・二四八	〇・二一五	〇・〇三三	
大分縣	一二七、三五二	九五、一四九	〇・二五三	〇・一八四	〇・〇六九	
長野縣	三六五、九一六	二七〇、三九三	〇・二五一	〇・二六一	〇・〇七七	
千葉縣	三三七、三一〇	二四六、〇六一	〇・二七〇	〇・二六九	〇・〇〇一	
鹿兒島縣	三〇九、四二〇	二二〇、六一一	〇・二八七	〇・二二八	〇・〇五九	
長崎縣	二五二、五四八	一八〇、一一〇	〇・二八七	〇・二一三	〇・〇六四	
兵庫縣	六三二、九九一	四五〇、二五八	〇・二八八	〇・二三三	〇・〇五五	
神奈川縣	三七一、三四四	二五七、〇二二	〇・三〇七	〇・二五六	〇・〇五一	
北海道	五六九、九一五	三九二、二二一	〇・三一一	〇・二一八	〇・〇九三	
山口縣	二六〇、〇三二	一七八、六四三	〇・三一三	〇・二二九	〇・〇〇四	
高知縣	一六一、八七四	一一〇、〇四八	〇・三二〇	〇・二〇九	〇・一一一	
宮崎縣	一六六、四五八	一二七、八三七	〇・三四〇	〇・二五六	〇・〇七五	
和歌山縣	一九三、八九五	一八三、九五七	〇・三四〇	〇・二四二	〇・〇九八	
京都府	二八八、〇二一	八〇九、六二一	〇・三七七	〇・二六八	〇・〇三七	
東京府	一、三〇一、五一二	八〇、六三八	〇・三九八	〇・三七三	〇・〇二五	
沖縄縣	一三四、一〇五	九五、六五三	〇・四一〇	〇・三〇一	〇・一〇九	
新潟縣	一六二、一二三	四八八、五一〇	〇・四六三	〇・三五六	〇・一〇七	
合計	一四〇、〇七五、〇一〇	一〇、三一七、七五六	〇・二六七	〇・二一三	〇・〇五四	

道府縣別	有權者數	投票者數	棄權率	前回棄權率	備考
山梨縣	一六、〇六四	一三、九一二	〇・一三三	〇・一二五	
群馬縣	四三、〇五三	三六、八六四	〇・一四四	〇・一一〇	
栃木縣	三一、一九八	二六、五〇九	〇・一五〇	〇・一二〇	
山形縣	三六、〇四二	三〇、四八五	〇・一五四	〇・一三九	

道府縣別	有權者數	投票者數	棄權率	前回棄權率	比較	備考
秋田縣	一〇、六三四	八、九三九	〇・一五九	〇・一五一		
鳥根縣	一〇、二四九	八、五〇八	〇・一六九	〇・一五八		
福島縣	二六、八七四	二二、一八八	〇・一七四	〇・一五〇		
富山縣	二九、九八四	二四、七三九	〇・一七五	〇・一六五		
鳥取縣	一七、二五八	一四、二〇六	〇・一七七	〇・一四三		
三重縣	五〇、七〇八	四一、六二四	〇・一七九	〇・一五一		
佐賀縣	一四、二四三	一一、六〇七	〇・一八五	〇・一七三		
岩手縣	一一、九二	九、七七七	〇・一八五	〇・一六七		
新潟縣	二四、三三	一九、六八一	〇・一九一	〇・一三三		
埼玉縣	三三、九一一	二七、〇二八	〇・二〇三	〇・一五四		
廣島縣	一三三、二三七	一〇六、〇九一	〇・二〇四	〇・一五〇		
石川縣	三七、四三八	二九、六三三	〇・二〇八	〇・一五九		
岐阜縣	四一、〇二七	三二、三五七	〇・二一一	〇・一六〇		
福井縣	二四、六九六	一九、三一九	〇・二一八	〇・一三五		
奈良縣	一一、二九八	八、七八八	〇・二二二	〇・一六一		
福岡縣	二二八、三九三	一七五、三〇一	〇・二三三	〇・一六五		
滋賀縣	二〇、一六一	一五、二三九	〇・二四四	〇・一四四		
香川縣	二三、四五六	一七、六三九	〇・二四八	〇・一七七		
長野縣	四八、七一八	三六、九九九	〇・二五八	〇・一七四		
宮城縣	四五、七七七	二七、三七八	〇・二六〇	〇・一八七		
沖縄縣	一五、〇六一	六九、九〇一	〇・二六一	〇・二〇二		
靜岡縣	九四、五九九	三四、二五七	〇・二五二	〇・一九五		
愛媛縣	二六、六一三	一九、四九〇	〇・二六八	〇・二一一		
茨城縣	一一、九七三	八、六五〇	〇・二七八	〇・二三九		
愛知縣	二八〇、五三三	二〇一、九五一	〇・二八〇	〇・一六八		
長崎縣	六七、三八五	四八、〇二三	〇・二八七	〇・一九〇		
大分縣	一〇、四八二	七、四四三	〇・二九〇	〇・二〇七		
熊本縣	三四、六一六	二四、〇五五	〇・三〇五	〇・二六七		
神奈川縣	二二一、三四四	一五三、二六七	〇・三〇七	〇・二八五		
山口縣	七五、八一四	五〇、三七四	〇・三六三	〇・二二七		
北海道	一五〇、三八八	九八、七〇三	〇・三四三	〇・二一四		

全國投票狀況（其ノ三　郡部）

道府縣別	有權者數	投票者數	棄權率	前回棄權率	備考
山梨縣	一一七、六六九	一〇一、六三一	〇・一三六	〇・一二〇	
群馬縣	二〇九、六〇三	一八一、一六〇	〇・一三六	〇・〇九一	
佐賀縣	一二二、八〇九	一〇五、八二一	〇・一三八	〇・一一六	
富山縣	一四三、六五八	一二二、六四五	〇・一四六	〇・一四六	
福島縣	一八九、六七〇	一六一、八一七	〇・一四七	〇・一六四	
鳥取縣	二八〇、九〇三	二三八、二三二	〇・一五二	〇・一五二	
島根縣	八七、六九〇	七三、七一七	〇・一五九	〇・一四二	
廣島縣	一六一、八六八	一三六、一二二	〇・一六二	〇・一六三	
福岡縣	二五二、四四八	二一一、六一九	〇・一六三	〇・一九六	
佐賀縣	三二九、二〇七	二七五、五九〇	〇・一六三	〇・一八八	
熊本縣	六二、七五八	五一、八八〇	〇・一八二	〇・一九五	
宮城縣	一八八、一七〇	一五二、九六三	〇・一八七	〇・一六七	
鳥取縣	二二三、五八四	一八一、〇七三	〇・一九〇	〇・一九一	
岐阜縣	二〇八、六七〇	一六八、九〇九	〇・一九〇	〇・一四一	
埼玉縣	二八九、一九九	二三三、四二六	〇・一九三	〇・一五〇	
石川縣	一二九、〇〇一	一〇四、〇六九	〇・一九三	〇・一九三	
山口縣	四五、三一一	二九、七二九	〇・三四四	〇・二四七	
岡山縣	三六、八〇八	二三、九五二	〇・三四九	〇・二五九	
宮崎縣	二一、四八六	一三、八八五	〇・三五四	〇・二二六	
高知縣	四六、二九九	二九、七三四	〇・三五七	〇・三〇〇	
千葉縣	三一、六二一	二〇、一二七	〇・三六三	〇・二七〇	
鹿兒島縣	二六〇、九五四	一六三、六〇六	〇・三七三	〇・二八〇	
兵庫縣	五一、〇九九	三一、六〇八	〇・三八一	〇・二八二	
和歌山縣		七四三、八〇八	〇・三八九	〇・二七四	
東京府	一、二一七、九三二	一三二、〇七七	〇・四一四	〇・四二〇	
京都府	二二五、二六三	一二、〇九四	〇・四九四	〇・三四二	
德島縣	二三、九一九	三四二、六八五	〇・五一〇	〇・四〇三	
大阪府	六九九、七三一				
合計	**四、六五六、九三四**	**三、〇三四、六六〇**	**〇・三四八**	**〇・二六四**	

道府縣別	有權者數	投票者數	棄權率	前回棄權率	備考
香川縣	一四一、〇四一	一一二、七三〇	〇・二〇一	〇・一五一	
茨城縣	三一三、七八一	二五〇、三五三	〇・二〇二	〇・一七二	
新潟縣	三一三、〇〇八	二四九、六一〇	〇・二〇三	〇・一九五	
愛知縣	三〇五、七五六	二四二、六六八	〇・二〇六	〇・一九六	
栃木縣	二〇六、二〇一	一六三、三四九	〇・二〇七	〇・一八八	
東京府	八三、五八〇	六五、八一三	〇・二一三	〇・一八八	
岡山縣	二五四、二一四	一九九、四四七	〇・二一五	〇・二一二	
秋田縣	一九七、一五八	一五三、七二三	〇・二二〇	〇・二一一	
福井縣	一一五、七九八	九〇、二六二	〇・二二一	〇・二二六	
熊本縣	二四七、〇七二	一九一、七八八	〇・二二四	〇・二二四	
愛媛縣	一三三、九一六	一〇三、七七四	〇・二二五	〇・二二五	
青森縣	一四九、六一九	一一五、七六九	〇・二二六	〇・二二六	
兵庫縣	三七二、〇三七	二八六、六五二	〇・二二九	〇・二二九	
滋賀縣	一三八、〇六四	一〇五、九一八	〇・二三三	〇・二三三	
靜岡縣	三〇四、〇九七	二三二、三九九	〇・二三六	〇・二三六	
岩手縣	一九九、〇三五	一四九、九六〇	〇・二四七	〇・二四七	
大分縣	一一六、八七〇	八七、七〇六	〇・二五〇	〇・二五〇	
奈良縣	一二四、三九八	九三、二三三	〇・二五一	〇・二五一	
千葉縣	二九一、〇一一	二一六、三二七	〇・二五六	〇・二五六	
長野縣	三一七、一九八	二三四、二六四	〇・二六一	〇・一八五	
鹿兒島縣	二七七、七九九	二〇〇、四八四	〇・二七八	〇・二二二	
長崎縣	一八五、一六三	一三二、〇八七	〇・二八七	〇・二二一	
北海道	四一九、五二七	二九三、五一八	〇・三〇〇	〇・二二〇	
山口縣	一八四、二一八	一二八、二六九	〇・三〇四	〇・二二〇	
神奈川縣	一五〇、〇〇〇	一〇三、七五五	〇・三〇八	〇・二一七	
大阪府	二一〇、七〇六	一四五、八二五	〇・三〇八	〇・二二三	
高知縣	一四〇、三八八	九六、一六三	〇・三一五	〇・二〇七	
和歌山縣	一四二、七九六	九六、二二九	〇・三二五	〇・二二八	
宮崎縣	一二九、六五〇	八七、四五〇	〇・三二五	〇・二二五	
德島縣	一三八、二〇四	八三、五五九	〇・三九五	〇・二九四	
沖繩縣	一一九、〇四四	六九、三三四	〇・四一七	〇・三九三	
合計	**九、四一八、〇七六**	**七、二八三、〇九六**	**〇・二二七**	**〇・一九〇**	

全國投票狀況（其ノ四）

一、選擧當日ニ於ケル有權者數

內	市部	四、六五六、九三四人
	郡部	九、四一八、〇七六人
計		一四、〇七五、〇一〇人
一、投票者數		
內	市部	三、〇三四、六六〇人
	郡部	七、二八三、〇九六人
計		一〇、三一七、七五六人
一、棄權者數		
內	市部	一、六二二、二七四人
	郡部	二、一三四、九八〇人
計		三、七五七、二五四人
一、棄權者ノ有權者總數ニ對スル割分		
內	市部	三割四分八厘（前回 二割六分三厘）
	郡部	二割二分七厘（前回 一割九分）
平均		二割六分七厘（前回 二割一分三厘）

三、六大都市投票狀況

市別	選擧當日ノ有權者數	投票者數	棄權者數	棄權率	前回ノ棄權率	棄權率比較增減△
東京市	一、二二三、三二二	七三四、三九五	四七二、〇九八	〇・三九一	〇・二七五	〇・一一六
大阪市	六三五、三三八	三〇八、〇七七	三二七、二六一	〇・五一五	〇・四〇九	〇・一〇六
京都市	二二五、二六三	一三二、〇七七	九三、一八六	〇・四一四	〇・四二〇	△〇・〇〇六
名古屋市	二一九、七一九	一五四、〇四一	六五、六七八	〇・二九八	〇・一八三	〇・一一五
神戸市	一八八、五八三	一一三、二三五	七五、三四八	〇・三九九	〇・三〇一	〇・〇九八
横濱市	一五〇、四六九	一〇〇、三一三	五〇、一五六	〇・三三三	〇・三二九	〇・〇〇四
計（平均）	二、六四二、六九四	一、五四二、一三八	一、〇八三、七二七	〇・四一〇	〇・三一七	〇・〇九三

四、累年別棄權者數並棄權率

選擧區名		昭和三年二月執行 棄權者數	棄權率	昭和五年二月執行 棄權者數	棄權率	昭和七年二月執行 棄權者數	棄權率	昭和十一年二月執行 棄權者數	棄權率	昭和十二年四月執行 棄權者數	棄權率
第一區	麹町	一二、九一一	〇・二二二	二二、二七五	〇・二四八	三、二二三	〇・二九五	一五、四六七	〇・四五五
	芝	七、四八六	〇・二四七	六、八五六	〇・二二六	一〇、三二七	〇・二八八	一〇、四六一	〇・四三一
	麻布	三、五九八	〇・二二七	三、二二〇	〇・二一一	四、八一五	〇・二七二	七、〇四〇	〇・四〇〇
	赤坂	一、九六六	〇・二一〇	二、三一二	〇・二四六	二、九一〇	〇・二七一	四、三九七	〇・四一三
	四谷	二、九一八	〇・二一一	二、四五五	〇・一八六	三、四四六	〇・二二七	四、九四四	〇・三三〇
	牛込	四、二二二	〇・一八八	四、五四五	〇・二〇五	六、三二七	〇・二五一	九、八四二	〇・三九四
計		二二、一〇一	〇・二二〇	二一、六六三	〇・二一七	三一、〇四八	〇・二六九	四六、六六一	〇・四〇六
第二區	神田	五、二三一	〇・二四三	三、八七一	〇・一八四	五、四六五	〇・二二九	九、三二四	〇・三九五
	小石川	五、四九三	〇・二〇三	四、七四四	〇・一七四	七、〇九九	〇・二四一	一〇、四五四	〇・三五五
	本郷	五、〇一〇	〇・二二〇	四、六八一	〇・二〇五	六、四〇五	〇・二四八	九、六六七	〇・三七一
	下谷	八、二三〇	〇・二五九	六、六三三	〇・二一四	一〇、一四〇	〇・二八一	一四、二〇二	〇・三九二
計		二三、九六四	〇・二三二	一九、〇一三	〇・一九六	二九、一〇九	〇・二五三	四三、六四七	〇・三七八
第三區	日本橋	四、一〇七	〇・二二八	三、三七一	〇・一九七	五、一四五	〇・二四一	七、六三六	〇・三六一
	京橋	五、四九五	〇・二四六	四、七一五	〇・二一八	七、七一三	〇・二六一	一〇、〇七〇	〇・三五二
	淺草	一一、〇三八	〇・二四七	八、一六三	〇・一九三	一八、〇〇三	〇・三一六	二一、九〇五	〇・三九〇
計		二〇、六四〇	〇・二四三	一六、二四九	〇・二〇〇	三〇、八六一	〇・二八六	三九、六一一	〇・三七四
第四區	本所	一〇、六〇八	〇・二四五	七、九三四	〇・一九九	七、八六二	〇・一六九	一五、三九〇	〇・二七九
	深川	八、四三五	〇・二四六	五、六八〇	〇・一八二	六、〇二八	〇・一六四	一三、八八六	〇・二八六
計		一九、〇四三	〇・二四六	一三、六一四	〇・一九二	一三、八九〇	〇・一六七	二九、二七六	〇・二八二
第五區	品川								
	目黑								
	荏原	二四、七二二	〇・二三九	二七、一四五	〇・二〇八	三五、二五一	〇・二四二	一九、五〇八	〇・四六三
	大森								
	蒲田								
	世田谷								

五、投票所入場券交付不能者數竝ニ純棄權率（其ノ一　總括）

郡市區名	昭和三年二月執行 棄權者數	昭和三年二月執行 棄權率	昭和五年二月執行 棄權者數	昭和五年二月執行 棄權率	昭和七年二月執行 棄權者數	昭和七年二月執行 棄權率	昭和十一年二月執行 棄權者數	昭和十一年二月執行 棄權率	昭和十二年四月執行 棄權者數	昭和十二年四月執行 棄權率
第五區										
舊澁谷郡										
澁谷	二一、五〇九	〇・二四三	二一、九四一	〇・二一七	二八、三二一	〇・二六〇	一二、三九九	〇・二七八	一九、一六七	〇・四二五
橋							一〇、二一八	〇・三〇八	一五、二八六	〇・四四八
豐							一〇、二七三	〇・二九九	一五、三九八	〇・四二七
中野							一〇、〇二二	〇・二七二	一五、九二四	〇・四〇一
杉並										
舊豐多摩郡										
豐島							一、四四五	〇・二九二	一、四〇八	〇・二八三
北豐島							五七六	〇・三〇三	六四三	〇・三三二
瀧野川										
荒川	三五、二六〇	〇・二六七	三六、三五一	〇・二三〇	四〇、〇八一	〇・二四六	一二、〇七二	〇・二八八	一、四〇八	〇・二八三
王子							一〇、四〇七	〇・二九七	一〇、〇四六	〇・四〇七
島							二一、四〇七	〇・三〇八	二九、五六三	〇・四二一
板橋							九、二二五	〇・二五一	一三、六五九	〇・三五七
							八、〇四〇	〇・二六一	一四、四二二	〇・四四五
第六區										
舊豐島郡										
足立	四、九一四	〇・二六二	四、八一一	〇・二〇八	六、〇二四	〇・二三二	一二、一〇四	〇・三二一	一六、七七五	〇・四二三
第七區										
舊葛飾郡										
向島							一二、〇七二	〇・三一五	一四、〇三六	〇・三六四
南葛飾郡							一、三八一	〇・二六三	一〇、四二四	〇・二八九
城東	一六、一七四	〇・二三〇	一九、八六七	〇・二一六	二一、四七二	〇・二二六	六、五三九	〇・二九四	九、九四五	〇・四二三
葛飾							六、七七九	〇・二四一	一〇、六六〇	〇・三六〇
江戸川										
第八區										
舊豐多摩郡										
王子	一、三五〇	〇・一五四	一、〇六一	〇・一一二	一、二二三	〇・一二五	一、四九七	〇・一一八	二、〇二五	〇・一七一
西多摩	二、九五五	〇・一四六	二、〇一八	〇・〇九八	二、三九一	〇・一一五	二、五七六	〇・一一八	二、八六二	〇・二九二
南多摩	二、七八八	〇・一五五	二、六九一	〇・一四六	三、〇四八	〇・一六五	三、四六〇	〇・一七六	三、五九〇	〇・三九〇
北多摩	三、九九四	〇・一五一	四、三八〇	〇・一五三	六、六二一	〇・二一四	八、一六二	〇・二一七	五、一六五	〇・二七九
大島支廳管內										
八丈支廳管內	七七七	〇・四四八	六三〇	〇・三七四	六九九	〇・三九七	五七六	〇・三〇三	六四三	〇・三三二
計	四八、四六九	〇・二四九	五一、二〇七	〇・二一六	六五、八五六	〇・二五三	一〇四、七八六	〇・二八三	一六二、五一三	〇・四一九
第一區										
舊麹町區										
神田區										
日本橋區										
京橋區										
芝區										
麻布區										
赤坂區										
四谷區										
牛込區										
小石川區										
本郷區										
下谷區										
淺草區										
本所區										
深川區										
品川區										
目黑區										
荏原區										
計	二〇一、六五二	〇・二三六	一九一、九一九	〇・二〇五	二二二、五五〇	〇・二二三	三四三、四〇五	〇・二六八	四九一、八九一	〇・三七七

六、投票所入場券交付不能者數竝ニ純棄權率（其ノ二　市部）

郡市區名	選擧當日ノ有權者數	棄權率	入場券交付者數	入場券交付不能者數	入場券交付者中ノ棄權者數	同上ノ棄權率（純棄權率）
東京市						
八王子市						
西多摩郡						
南多摩郡						
北多摩郡						
大島支廳						
八丈支廳						
計	一、三〇一、四九一	〇・三七七	一、一九〇、二三四	一〇八、〇六二	三七二、二四三	〇・三一二
東京市						
麹町區	一〇、九一七	〇・四五五	一〇、四七七	四四〇	四、五三七	〇・四三三
神田區	二三、六一五	〇・三九四	二一、三三三	一、九八七	七、〇四二	〇・三三〇
日本橋區	二一、一二六	〇・三六一	二〇、六八七	四三九	七、一九七	〇・三四八
京橋區	二八、五六三	〇・三五二	二六、三八五	二、一七八	二、八九二	〇・二九九
芝區	三五、七八二	〇・四三一	三二、八五五	二、九二七	三二、九二九	〇・二七二
麻布區	一七、五八一	〇・四〇〇	一六、三一五	一、二六六	一、二八六	〇・二七九
赤坂區	一〇、六二六	〇・四一三	九、五九七	一、〇二九	一、〇六六	〇・三八六
四谷區	一四、九七四	〇・三三〇	一三、六〇一	一、三七三	一、三八〇	〇・四一九
牛込區	二四、九二〇	〇・三九〇	二三、九六四	九五六	二、四二〇	〇・三五二
小石川區	二九、四三九	〇・三五五	二七、〇一一	二、四二八	二、〇三三	〇・三四〇
本郷區	二六、〇〇一	〇・三七一	二三、一九八	二、八〇三	二、八一七	〇・三七一
下谷區	三六、二〇九	〇・三九二	三二、五九二	一、三七八	三、六一七	〇・三九二
淺草區	五六、一一三	〇・三九〇	四九、三七三	一、三六二	六、七四〇	〇・三九〇
本所區	五五、〇三六	〇・二七九	五一、二八六	九、五九七	二、二七九	〇・二七九
深川區	四八、四八一	〇・二八六	四三、七九二	一、六八九	四、六八九	〇・二八六
品川區	四〇、二九五	〇・三八六	三八、〇〇八	一、三一二	二、二八七	〇・三八六
目黑區	三二、三一二	〇・四一九	二八、五六二	一、二四八	三、七七〇	〇・四一九
荏原區	三五、一二〇	〇・三九二	三一、二四八	一、二四八	三、八七二	〇・三九二

投票所入場券交付不能者數竝ニ純棄權率（其ノ三　郡部）

市區別	選擧當日ノ有權者數	棄權率	入場券交付者數	入場券交付不能者數	入場券交付者中ノ棄權者數	同上ノ棄權率（純棄權率）
八王子市	一一、四三四	〇・一七七	一一、〇二二	四〇六	一、六一九	〇・一四六
合計	一、二〇六、四九三	〇・三九一	一、一〇〇、三一五	一〇五、九〇三	三五五、九〇七	〇・三二三
各區						
大森區	四三、〇八五	〇・四三七	三九、八五九	三、二二六	一五、六二五	〇・三九二
蒲田區	三三、〇一六	〇・四〇七	二九、一八三	三、八三三	九、六一一	〇・三二九
世田谷區	四二、〇七四	〇・四六三	三九、二六九	二、八〇五	一六、七〇三	〇・四二五
澁谷區	四五、〇〇七	〇・四二六	四〇、四九五	四、五一二	一四、六五五	〇・三六二
淀橋區	三四、〇四八	〇・四四八	二九、四五七	四、五九一	一〇、六九五	〇・三六三
中野區	三六、〇一六	〇・四二八	三四、二〇四	一、八一二	一三、五七六	〇・三七七
杉並區	三九、六六三	〇・四〇一	三五、七七八	三、八八五	一二、〇三九	〇・二九六
豐島區	五三、九六五	〇・四二五	四九、六七九	四、二八六	八、六二六	〇・三七五
瀧野川區	二四、六三四	〇・四〇八	二一、八四〇	二、七九四	七、二五二	〇・三三〇
荒川區	七〇、一六九	〇・四二一	六三、六四九	六、五二〇	二三、〇四三	〇・三六二
王子區	三八、二四〇	〇・三五七	三五、〇二六	三、二一四	一〇、四四五	〇・二九八
板橋區	三二、三七九	〇・四四五	二九、一三七	三、二四二	一一、一八〇	〇・三八四
足立區	三九、五六八	〇・四二三	三六、三四四	三、二二四	一三、五五一	〇・三四二
向島區	三八、五三七	〇・三六四	三四、六四〇	三、八九七	一〇、一三九	〇・二九三
城東區	三五、九六二	〇・二八九	三三、一四八	二、八一四	七、六一〇	〇・二二〇
葛飾區	二三、四六〇	〇・四二三	二一、二九七	二、一六三	七、七八二	〇・三六五
江戸川區	二九、五六〇	〇・三六一	二七、〇二六	二、五三四	八、一二六	〇・二七五
西多摩郡						
東秋留村	八一九	〇・一四六	八一四	五	一一五	〇・一四〇
西秋留村	五六九	〇・一七二	四七〇			
増戸村	六一七	〇・一〇七	六一七		六六	〇・一〇七
大久野村	九七六	〇・一二五	九七〇	六	一一六	〇・一二〇
戸倉村	二九二	〇・〇九九	二九二		二九	〇・〇九九
小宮村	四三四	〇・一六五	四三四		七二	〇・一六五
五日市町	一、一九二	〇・一〇三	一、一八三	九	一五七	〇・一三二
檜原村	一、二六〇	〇・二三五	一、二六〇		二九七	〇・二三五
霞村	一、五四三	〇・一〇九	一、五四〇	三	一六六	〇・一〇八
小曾木村	六六八	〇・一〇〇	六六七		六六	〇・〇九八
成木村	七一五	〇・一一八	七一五	一	八五	〇・一一八
青梅村	二、一七六	〇・〇九三	二、一四二	三四	一六九	〇・〇七八
調布村	一、四一五	〇・八八三	一、四〇五	一〇	一一五	〇・八一八
吉野村	八〇一	〇・一五七	七八七	一四	一一二	〇・一三九
三田村	八七七	〇・一二七	八七七		一一二	〇・一二七
古里村	七七九	〇・二〇一	七七四	五	一五九	〇・二〇五
氷川村	九一八	〇・一四三	九一一		一二六	〇・一三七
小河内村	六九一	〇・一二三				
計	二一、七一〇	〇・一三一	二〇、七七五	一四五	二、三七六	〇・一一四
南多摩郡						
横山村	八一三	〇・一一六	六九七	一三	一一六	〇・一一四
淺川町	九八一	〇・一六八	九五二	二九	一三六	〇・一三七
元八王子村	一、〇六四	〇・一三二	一、〇五二	一二	一二八	〇・一二一
恩方村	九五七	〇・一八一	九五七		一七四	〇・一八一
川口村	九一四	〇・一四五	九一四		一三三	〇・一四五
加住村	六九八	〇・一二四	六九八		八八	〇・一二四
宮町	二、一五〇	〇・二七一	二、〇六七	八三	三七六	〇・二五五
小野町	一、二九六	〇・一八二	一、二九一	五	二三二	〇・一七九
日生村	八四四	〇・一五六	八四四			
七木村	一、一九三	〇・三一九	一、一九二	一	三八〇	〇・三一九
由村	一、〇五〇	〇・一五四	一、〇五〇		一六二	〇・一五四
多摩村						
稲城村	九七一	〇・二二六	九七一			

郡	町村別	選擧當日ノ有權者數	棄權率	入場券交付者數	入場者交付不能者數	入場券交付者中ノ棄權者數	同上ノ棄權率（純棄權率）
計		一、九八八一	〇・一九八	一、九二八四	二三〇	三、一四〇	〇・一四九
鶴川郡	鶴川村	一、一五〇	〇・二一六	九〇一	一二	二七三	〇・二九一
	南多摩郡	九四八	〇・三〇〇	九三六	三九	二五五	〇・一六七
	町田町	一、五七六	〇・一八八	一、五二二		三一〇	〇・二三六
	忠生村	一、二四四	〇・二五六	一二四四		二〇三	〇・二一一
	堺村	九六四	〇・二一五	九五九	五	一七四	〇・一六二
	由井村	一、〇六八	〇・一九一	一、〇三七	三一		
北多摩郡	立川町	三、八三八	〇・一三七	三、七五三	八五	四四一	〇・一一七
	谷保村	八二〇	〇・二七三	八〇五	一五	二二四	〇・二七八
	西府村	五五七	〇・二二四	五五一	六	一一九	〇・二一五
	府中町	二、二八六	〇・二四八	二、二五九	二七	五四一	〇・二三九
	多磨村	一、二七三	〇・二七六	一、二六一	一二	三四〇	〇・二六七
	調布町	一、六八三	〇・三五〇	一、六二五	五八	五三四	〇・三二九
	神代村	一、〇五八	〇・三五七	一、〇五八		三七九	〇・三五七
	狛江村	八八九	〇・三七一	八八九		三三〇	〇・三七一
	三鷹村	二、一三四	〇・三八〇	二、〇八九	四五	七六七	〇・三五九
	武蔵野町	四、七二四	〇・三七二	四、六三二	一二三	一、六三四	〇・三五五
	小金井町	一、六五九	〇・二七七	一、五八九	七〇	三九一	〇・二四六
	國分寺村	一、四三九	〇・二六六	一、三八四	五五	三三四	〇・二四一
	砂川村	一、一九七	〇・一四七	一、一八九	八	一六八	〇・一四一
	昭和村	一、一四三	〇・一四八	一、一三二	一一	一五九	〇・一四〇
	拜島村	三九九	〇・〇六〇	三九九			
	村山村	一、六八九	〇・一二九	一、六八九		二一八	〇・一二九
	大和村	一、二五六	〇・二五四				
	東村山村	一、八五六	〇・二一〇	一、八三三	二三	三六七	〇・一九七
	清瀬村	七九二	〇・一四五	七九〇	二	一二二	〇・一五四
	久留米村	一、〇九四	〇・一六七	一、〇八八	六	一七七	〇・一六二
	保谷村	一、一一九	〇・三二三	一、一〇四	一五	三四六	〇・三一三
	田無町	八〇三	〇・一五四	八〇三		一二四	〇・一五四

郡	町村別	選擧當日ノ有權者數	棄權率	入場券交付者數	入場券交付不能者數	入場券交付者中ノ棄權者數	同上ノ棄權率（純棄權率）
計		三五、〇七三	〇・二五三	三三、二五六	五六一	七、九七四	〇・二三九
小平村		一、三六五	〇・一八九	一、三六五		二五九	〇・一八九
大島	元町村	七九六	〇・三一七	六七七	一一九	一三四	〇・一九七
	大島岡田村	二九五	〇・三四五	二九五		一〇二	〇・三四五
	泉津村	一二七	〇・三〇七	一二七		三九	〇・三〇七
	支廳野増村	三〇〇	〇・三五三	二九二	八	九八	〇・三三五
	直浮港村	二九五	〇・三七二	二七八	一七	一〇	〇・三九六
	波利島村	六四	〇・〇七八	六〇	四	一	〇・〇一五
	差木地村	四四九	〇・三〇五	四二〇	二九	一〇八	〇・二二五
	新島本村	九〇三	〇・二一九	八三五	六八	一二九	〇・一五三
	出張所神津島村	四七二	〇・三七七	四七二		一七八	〇・三七七
	三宅島支廳所管若郷村	九五	〇・〇八四	九五		八	〇・〇八四
	神着村	二三二	〇・一四六				
	伊豆村	一六九	〇・二九五	一六一	八	四二	〇・二九八
	出張所伊ケ谷村	一七七	〇・二二八	一六五	一二	三〇	〇・一八一
	阿古村	二八〇	〇・三二五				
	坪田村	二四一	〇・二〇七	二二六	一五	三五	〇・一五五
	管所御藏島村	七二	〇・〇九七	六五	七		〇・〇九七
計		四、九六七	〇・二八三	四、一六八	二八七	一、〇一四	〇・二四三
大賀郷村		五四四	〇・三一三	五三四	一〇	一六〇	〇・二九九
八丈 三根村		六四四	〇・四四七	六二八	二一	二六七	〇・四二五
樫立村		一六三	〇・一一六	一六〇	三	一六	〇・一〇〇
中ノ郷村		二五一	〇・二一五	二四四	七	四七	〇・一九二
末吉村		二〇四	〇・一六六	二〇三	一	三三	〇・一六二
宇津木村		二五		二五			
鳥打村		二七	〇・一一一	二四	三		
青ヶ島		七五	〇・一〇〇				

六、選擧肅正運動關係者棄權率（其ノ一　總括）

| 市郡支廳別 | 棄權率 | | |

選擧肅正運動關係者棄權率（其ノ三　郡部）

郡	町村	町村選擧肅正 有權者數	棄權者數	棄權率	一般棄權率比較	府町村會議員 有權者數	棄權者數	棄權率	一般棄權率比較
東京府選擧肅正委員									
東京市中央選擧肅正實行委員會委員									
東京市各區選擧肅正實行委員會委員									
東京市各區選擧肅正									
府市區會議員									
東京市各區選擧肅正									
東京市各區選擧肅正									
東京市各區選擧肅正

町村別	選挙権者数	選挙権者数	選挙権率	選挙権率	選挙権率比較	選挙権率比較	町村議員有権者数	町村議員選挙権者数	町村議員選挙権率	町村議員選挙権率	町村議員選挙権率比較	町村議員選挙権率比較	府町村会議員有権者数	府町村会議員選挙権者数	府町村会議員選挙権率	府町村会議員選挙権率	府町村会議員選挙権率比較	府町村会議員選挙権率比較
北多摩郡																		
立川村	三〇						一四〇						二四					
谷保村	二八						六五						一三					
西府村	三〇	一	〇・〇三三	〇・二七三	△〇・一九一		五九	七	〇・一八	〇・〇三〇	△〇・一〇六		二					
府中町	一六						二〇三	九	〇・〇四四	〇・〇二九	△〇・一〇四		二四	一	〇・〇四一	〇・〇三四	△〇・一〇七	
多磨村	二九	一	〇・〇三四	〇・二六八	△〇・二四三		三四	一	〇・〇五五	〇・二七八	△〇・二四七		一八	一	〇・〇五五	〇・二七八	△〇・二四七	
調布村	三〇			〇・三五〇	△〇・三五七		三八	三五	一・〇四〇	〇・二一〇	△〇・三五〇		一三			〇・二一〇	△〇・三五〇	
神代村	三〇			〇・三五七	△〇・三五一		三〇〇	一三	〇・〇四〇	〇・二一〇	△〇・三五〇		一〇			〇・二一〇	△〇・三五〇	
狛江村	三〇	二	〇・〇六〇	〇・二七一	△〇・三五一		一三三	一〇	〇・〇六〇	〇・二七一	△〇・三五一		一三	一	〇・〇六〇	〇・二七一	△〇・三五一	
三鷹村	二七	三	〇・一一二	〇・二八一	△〇・三七〇		一九〇	一三	〇・〇六三	〇・二七〇	△〇・三五八		一〇	一	〇・〇六三	〇・二七〇	△〇・三五八	
武蔵野町	三〇	二	〇・〇六六	〇・二七〇	△〇・三七〇		二三〇	一七	〇・〇六四	〇・二七〇	△〇・三五八		一七	六	〇・〇六四	〇・二七〇	△〇・三五八	
小金井村	二八		〇・〇七一	〇・二七七	△〇・二一一		九三			〇・二六六	△〇・二一一		二三			〇・二六六	△〇・二一一	
國分寺村	二九			〇・二六六	△〇・二一七		二四			〇・二六六	△〇・二一七		一七			〇・二六六	△〇・二一七	
砂川村	二九			〇・二四七	△〇・二一七		九七			〇・二四七	△〇・二一七		一六			〇・二四七	△〇・二一七	
昭和村	三〇	一	〇・〇三三	〇・二四八	△〇・二一五		二四	一三	〇・〇九六	〇・二四八	△〇・二一五		一七	一	〇・〇九六	〇・二四八	△〇・二一五	
拝島村	三〇			〇・〇六〇	△〇・二九		三三			〇・〇八九	△〇・二五		一八			〇・〇八九	△〇・二五	
村山村	二八			〇・二五四	△〇・二一		一九八			〇・二五四	△〇・二一		一七			〇・二五四	△〇・二一	
大和村	二六			〇・二二〇	△〇・一四七		二二			〇・二二〇	△〇・一四七		一八			〇・二二〇	△〇・一四七	
東村山村	二八	一	〇・〇三五	〇・二二〇	△〇・一四五		九〇			〇・二二〇	△〇・一四五		一八			〇・二二〇	△〇・一四五	
清瀬村	二七			〇・一四五	△〇・一二九		六三			〇・一四五	△〇・一二九		一〇			〇・一四五	△〇・一二九	
留米村	二九			〇・一六七	△〇・一四二		二〇			〇・一六七	△〇・一四二		一八			〇・一六七	△〇・一四二	
久保谷村	二七	七	〇・二五九	〇・二七七	△〇・二四八		四〇			〇・二五九	△〇・二四八		一八			〇・二五九	△〇・二四八	
田無町	二八			〇・二五四	△〇・二四		六四			〇・二五四	△〇・二四		一七			〇・二五四	△〇・二四	
小平村	二六			〇・一八九			七三			〇・一八九			一二			〇・一八九		
大島郡																		
元村	三〇						一〇						一〇					
岡田村	二五	三	〇・一〇	〇・二四五	△〇・三三〇		八			〇・二四五	△〇・三三〇		八			〇・二四五	△〇・三三〇	
泉津村	一九			〇・二〇七	△〇・二〇七		六			〇・二〇七	△〇・二〇七		六			〇・二〇七	△〇・二〇七	
野増村	一三			〇・二五三	△〇・二五三		八			〇・二五三	△〇・二五三		八			〇・二五三	△〇・二五三	
波浮港村	二〇	二	〇・一〇〇	〇・二七二	△〇・二七二		八			〇・二七二	△〇・二七二		八			〇・二七二	△〇・二七二	
利島村	一二	一	〇・〇九〇	〇・二七八	△〇・二〇二		一			〇・二七八	△〇・二〇二		一			〇・二七八	△〇・二〇二	
差木地村	二六	三	〇・一〇七	〇・二〇五	△〇・一九八		二			〇・二〇五	△〇・一九八		二			〇・二〇五	△〇・一九八	
計	六四五	二〇	〇・〇三二	〇・二三五	△〇・二二三		三、二四六	二〇	〇・〇八〇	〇・二三五	△〇・二二三		三五八	四	〇・〇一〇	〇・二三五	△〇・二二三	

市郡島嶼別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラサルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得サルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
東京市	一五、七七六		一八、二六四	二一、九〇七	一、八〇四	三、一二四	五一、二四五	三六五、七四六	四五九、六〇二
八王子市								二、〇二五	二、〇二五
西多摩郡	七三〇	四一	二一一	二五二	五六	三三二	一一九	二、七三八	三、九四七
南多摩郡	四一六	四一	一七四	二一五	二六	三四七	四七一	二、四七二	二、四七二
北多摩郡	六三七	一五	一三七	一五二	一四	二四三	四一二	七、三五六	七、三五六
大島支廳	一一三	六〇	二四三	三〇三	三六	一六八	七六	五八六	五八六
八丈支廳	二六	二六	四五	七一	七五	一九〇		二八一	二八一
計	一七、六九八	三、八二六	一九、〇七四	二二、九〇〇	二、〇一一	四、四〇四	五二、三二三	三七九、七一五	四七九、〇五一

七、棄權原因（其ノ一 總括）

郡島	計	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラサルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得サルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
大島										
新島本村	二九	二三	一	〇・〇四五	△〇・二一九			一〇	一	〇・〇〇
出張所 神津島村										
支所 野增村										
三宅島 伊豆村	二		三	〇・一四二	△〇・一五三			六	六	〇・一〇〇
出張所 伊ヶ谷村	二三			〇・二九五	△〇・二九五			六	六	〇・一〇〇
出張所 阿古村										
出張所 坪田村	一八		三	〇・一六八	△〇・二〇七			八	二	〇・二五〇
出張所 御藏島村	二九	二六	一	〇・〇七七	△〇・二六八			六	九	〇・〇五五
大島										
大賀郷村	二七	一	〇・〇七七	〇・二三一	△〇・一九四			一〇	一	〇・一〇〇
三根村	二九	三	〇・一〇三	〇・二四九	△〇・二六六			六	一	〇・一〇〇
樫立村	八			〇・一二七	△〇・一二七			八		
中ノ郷村	一五	一	〇・〇六六	〇・二三三	△〇・一六六			八		
末吉村	八			〇・一八〇	△〇・一八〇			四		
字津木村								四		
打島村								六	一	〇・一〇〇
青ヶ島村								四		
島										
計	八七	三	〇・〇七七	〇・二四六	△〇・一六九			五六	八	〇・一四二

市區別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラサルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得サルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
東京市 麹町區	一二〇	四一	七八	一一九	四五〇	二四	九八六	三、二七八	四、九七七
神田區	八八	一〇	六四	七四		六	九	九、一四七	九、三二四
日本橋區	一六二		一、五二七	二、八六三		一〇	九六	四、五〇五	七、六三六
京橋區	一、六〇一	九六	二、〇一八	二、一一四		一一	一、四一〇	四、九三四	一〇、一七〇
芝區		三〇		三〇				一、四三一	一五、四六一
麻布區								七、〇四〇	七、〇四〇
赤坂區	九二	二九	四四	七三			六九二	三、七一七	四、二二三
四谷區	八三		四五二	四五二				四、九四四	四、三八八
牛込區	四八	三〇	一三七	一六七				九、八四二	九、八四二
小石川區	六五	八	七二	八〇			六九	九、五五八	一〇、四五四
本郷區							三、二〇〇	七、一〇九	一〇、四五四
下谷區	一六五	二四五	四八九	七三四				九、六六七	九、六六七
浅草區	二五〇	三八二	九六八	一、三五〇				一一、七一三	一一、七一三
本所區	三〇〇	三六〇	一、一七〇	一、五三〇				一六、四四五	一六、四四五
深川區	三、一五〇	三〇	二、七五〇	二、七八〇				一一、七六〇	一一、七六〇
計	六、一二四	二、五九七	九、七六九	一二、三六六	四五〇	七〇三	一六、二一〇	一二三、三三三	一五九、一八六
品川區	九〇	五	三五	四〇			二三〇	一五、一九九	一五、五五九
目黒區	五四〇	一〇	二六〇	二七〇			四、五九〇	八、一五六	一三、五五六
荏原區	二三四		三一二	三一二		二一六	三八〇	一二、五一七	一三、七六九
大森區	二、六八一	六三	九四二	一、〇〇五		一九〇	七六〇	一三、九五五	一八、八五一
蒲田區	一〇〇	二〇	二三〇	三〇〇		六〇	一、五〇〇	二二、九三四	一三、八九四
世田谷區	一六〇	五〇	一五〇	二〇〇		二〇〇	二〇〇	一五、九一三	一六、七〇三
澁谷區	三六	四二	一一七	一五九			三〇〇	一八、六七二	一九、一六七
淀橋區	五一九	一九八	三八九	五八七		七七九		八、九三二	一四、六九九
中野區	三二		八六	九二			二九〇	一三三	一五、三九八
杉並區	二、二一四	二五〇	三、七四六	三、九九六			一四四	一二六	一五、九二四
豐島區	三〇五	一五	一二七	一四二			一二九	二、八六六	二二、八一二
八王子市								二、〇二五	二、〇二五
合計	一五、七七六	三、六四三	一八、二六四	二一、九〇七	一、八〇四	三、一二四	五一、二四五	三六五、一四六	四五九、六〇二
瀧野川區	二〇〇	五〇	一五〇	二〇〇		五〇	四〇〇	九、一九六	一〇、〇四六
荒川區	二五三		二〇一	二〇一		六一	六、〇四八	二三、〇〇〇	二九、五六三
王子區	二九〇	二六	一〇七	一三三		一〇〇	一、六九五	一一、三〇八	一三、五二六
板橋區								一四、四二二	一四、四二二
足立區	七七〇	二四	七七七	八〇一		六八一	八、〇一四	六、五〇九	一六、七七五
向島區	三九〇	一八〇	二五〇	四三〇		四八	二三二	一二、九三六	一四、〇三六
城東區	七九一	一〇二	五四	六五六		三四九	四、九〇一	三、七三一	一〇、四二八
葛飾區	四七	五	一二	一七	五	七〇	四六九	二〇	六二八
江戸川區								一〇、六六〇	一〇、六六〇
計	九、六五二	一、〇四六	八、四九五	九、五四一	一、三五四	二、四二一	三五、〇三五	二四二、四一三	三〇〇、四一六
多摩郡 西多摩村	二〇		一	二一		一二		二二	一一九
箱根ヶ崎村	三六	三	三九	四二		八	八	四八	一四二
石畑村	四四	一四	一五	二九		二一		二二	一一六
殿ヶ谷村									
長岡村	三一		六	六		一四	三九	三二	一一六
多西村	二七			六		一五	一〇	四八	九六
平井村	三二		三	三		六		六九	一二〇
東秋留村	一							九八	九九
西秋留村	三〇		二	五		一四	四	一八	六六
増戸村	三五	三	九	九		二	一五	五二	一二二
大久野村	一八								二九
戸倉村									

郡	町村別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラザルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得ザルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
摩	小宮村	三三								
	五日市町	一八								
	檜原村	四五		一四	一四	一	一二		一二	七二
	霞村	六二	八		二〇		四五	四〇	九二	七九
	小曾木村	二〇		一三	一三		一〇		四三	一六
	成木村	四三		二	二		三三		三五	六七
	青梅町	四三	三	一一	二九				九	八五
	調布村	五五			二二		一二		一二〇	一八九
	吉野村	六七			二二		一〇		三一	一二五
	三田村	一一		七	七		五		七八	一二六
	古里村	四五	五	一〇	一五		二五		七六	一六四
	氷川村	一四		二	七		五		一〇六	一三二
	小河内村	該當ナシ								
計		七三〇	二	八五	八五	八五	五二	一一	一七六	二五九
南	横山村	五								
	浅川町	四〇	一六	一八	三四		六	三	一〇五	一一六
	元八王子村	三六		一	一		二二	三七	八六	一六五
	恩方村	三八	一七	一三	三〇		九		三二	一四〇
	川口村	四五					四	四	八六	一七四
	加住村	一九					八		七六	一三三
	小宮町	一一		一七	一七		三		六六	八八
	日野町	二五					五八	四五	四七	四五九
	七生村	九		二八	二八		一〇	一五	二二	一三二
	由木村	三五		一四	一四		一二		八六	一六二
	多摩村	四三		一四	一四		一二		一〇	一六二
	稲城村	五					一二		一九六	一七三
	鶴川村	一六					三〇		一七六	二五九
	南村	三七					五二		一七六	二八五
郡	町村別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラザルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得ザルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計

郡	町村別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラザルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得ザルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
北多摩	立川町	五	一〇	一五	二五		二〇	四一	四二	四七一
	谷保村	一五		一二	一二		二八	七	一七二	二三四
	西府村	二〇					五	三	九七	五六八
	府中町	一三		一八	一八		一九	一四八	四〇五	一二五
	多摩村	五七					二		二四七	三五二
	調布町	八					三		五八四	五九二
	神代村	七		三	三		三		三六六	三七九
	狛江村	三六		六	六		五〇	三七	二〇一	三三〇
	三鷹村	五		四	四	八	一五	五一	七二九	八一二
	武蔵野町	二四							一、七三三	一、七五七
	小金井村	八九		一二	一二		一四	七	三三九	四六一
	国分寺村	五		七	七		一三	三五	三二四	三八四
	砂川村	四七					六		一二三	一七六
	昭和村	三三		二四	二四		一〇	一五	八八	一七〇
	拜島村	一三							一一	二四
	村山村	一〇					一五	九	一八四	二一八
	大和村	二〇		五	五		一〇	三〇	二五五	三二〇
	東村山村	一〇〇		三〇	三〇		七	三〇	三九〇	三六一
	清瀬村	二〇					一二	六	一二四	一八三
	久留米村	三九		一	一		二	二三	一一二	三四三
	保谷村	一三	五		五				一一九	三六一
	田無町	五							一九二	一二四
	小平村	五三							一九二	二五九
郡	町村別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラザルモノ	旅行不在 計	投票所不便	自署シ得ザルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
南多摩	田町村	二三	三	三五	三七		一三	三二	一八九	二九四
	堺村	一五	三	二	五		二八	二〇	一一二	二〇八
	生村	五		一四	一七		二八	二三〇	二〇	二八八
	忠村	三		一	一四	一六				一七五
	由井村	九					五	一四	二〇六	二九七
計		六三七	一五	一三七	一五二	一四	二四三	四一二	七、三五六	八、八一四

八、有效無效投票比較（其ノ一　總括）

町村別	病氣	旅行不在 不在投票ヲ爲シ得ルモノ	旅行不在 然ラサルモノ	旅行不在 計	投票不便	自署シ得ザルモノ	生活ノ餘裕ナキ爲	其ノ他	計
大島									
元村	八	一五	七	二二	三一	一一	三	一七八	二五三
岡田村	一七	八	二八	三六		一二	九	二八	一〇二
泉津村	五		一〇	一〇		三		二一	三九
支廳野增村	一〇	二	五	七	五	三〇	一〇	四四	一〇六
直廳波浮港村	七	四	六八	七二		一四		一七	一一〇
藉利島		一	三	四		一			五
差木地村	一〇	九	四五	六六		一七	一六	五〇	一七〇
新島出張所 木村	三三	二一				五七	二四	一八	一九八
神津島村出張所	二							一七六	一七八
神津島村出張所 若郷村	一		六	六		一			八
三宅島 神着村									
伊豆村	八		八	八		一一	一四	九	五〇
伊ケ谷村	五		一二	一二		六		一七	四〇
阿古村									
坪田村	四		一五	一五				二六	五〇
御藏島村	三		二	二				二	七
計	一一三	六〇	二四三	三〇三	三六	一六八	七六	五八六	一、二八二
八丈島									
大賀郷村	一三	四	二三	二七		六八		六二	一七〇
三根村	六	二一	五	二六		七二		一八四	二八八
樫立村	三		三	三		一二		一	一九
中ノ郷村		一	六	七		二九	一	一八	五四
末吉村	四		五	五		九		一六	三四
宇津木村									
鳥打村			三	三					
青ヶ島									七
計	二六	二六	四五	七一	七五	一九〇	一	二八一	六四三

有效無效投票比較（其ノ二　市部）

市郡島嶼別	前回（昭和十一年二月二十日執行） 投票者數	有效投票 投票數	有效投票 投票率	無效投票 投票數	無效投票 投票率	今回（昭和十二年四月三十日執行） 投票者數	有效投票 投票數	有效投票 投票率	無效投票 投票數	無效投票 投票率	比較增減 有效投票率增減△	比較增減 無效投票率增減△
東京市	八五六、三五〇	八四七、一八四	〇・九八九	九、七四	〇・〇〇一	八〇三、三九九	七三七、〇九六	〇・九一〇	七、三三	〇・〇〇七	〇・〇一五	〇・〇〇八
八王子市	九、八五三	九、七七八	〇・九八三	七四	〇・〇〇一	九、三三一	九、〇四〇	〇・九一一	七八	〇・〇〇七	△〇・〇一二	△〇・〇〇一
西多摩郡	一九、二〇〇	一九、一二三	〇・九九五	七七	〇・〇〇四	一八、七八五	一八、八四六	〇・九九五	八一	〇・〇〇四	—	—
南多摩郡	一六、一七一	一六、〇九一	〇・九九五	八〇	〇・〇〇五	一五、八二三	一五、九〇六	〇・九九四	八三	〇・〇〇五	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
北多摩郡	二九、四四九	二九、二三七	〇・九九二	二一二	〇・〇〇七	二六、〇一三	二六、二一四	〇・九九三	一九二	〇・〇〇七	—	—
大島支廳	三、四八九	三、四四三	〇・九八六	四三	〇・〇一〇	三、五五七	三、四八三	〇・九七九	七四	〇・〇一〇	△〇・〇〇七	△〇・〇〇八
八丈支廳	一、三二三	一、二八三	〇・九六六	四〇	〇・〇一五	一、二九〇	一、二七七	〇・九七四	三	〇・〇一五	△〇・〇〇五	△〇・〇〇五
計	九三三、八四三	九二六、二三九	〇・九九九	九、七二	〇・〇一〇	八八九、六二一	八〇一、三三七	〇・九九〇	七、八三三	〇・〇〇九	〇・〇一五	〇・〇〇一

市區別	前回（昭和十二年二月二十日執行） 投票者數	有效投票 投票數	有效投票 投票率	無效投票 投票數	無效投票 投票率	今回（昭和十二年四月三十日執行） 投票者數	有效投票 投票數	有效投票 投票率	無效投票 投票數	無效投票 投票率	比較增減 有效投票率增減△	比較增減 無效投票率增減△
市												
麹町區	七、九〇	七、六〇三	〇・九一	七七	〇・〇一〇	五、九四〇	五、八九七	〇・九九三	四三	〇・〇〇七	增	減
神田區	一八、三二一	一八、一七八	〇・九二二	一四三	〇・〇〇七	一四、二九一	一四、二二九	〇・九八八	一六二	〇・〇一一	△〇・〇〇三五	〇・〇〇三五
東日本橋區	一六、一七八	一六、五四六	〇・九六六	二三二	〇・〇一四	一三、四九〇	一八、三五一	〇・九九三	一〇九	〇・〇〇八	△〇・〇〇六	△〇・〇〇六
京橋區	二一、七三二	二一、四二九	〇・九八三	三五三	〇・〇一六	一八、四九三	一八、三三八	〇・九九三	一一五	〇・〇〇七	〇・〇一〇	〇・〇〇七
芝區	二五、四〇八	二五、一八二	〇・九九一	二二六	〇・〇〇八	二〇、三二六	二〇、一四九	〇・九九一	一七	〇・〇〇八	—	—
麻布區	二二、八五〇	二二、七二六	〇・九九〇	一二四	〇・〇〇九	一〇、五四一	一〇、四五三	〇・九九一	八八	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	△〇・〇〇一
赤坂區	七、八〇七	七、七四一	〇・九九一	六六	〇・〇〇八	六、二三九	六、一八八	〇・九八三	四一	〇・〇〇八	△〇・〇〇二	△〇・〇〇二
四谷區	二一、七二〇	二一、五九五	〇・九九〇	一二五	〇・〇〇九	一〇、〇三〇	九、九六一	〇・九九二	七〇	〇・〇〇九	△〇・〇〇三	△〇・〇〇三
牛込區	一八、八七五	一八、七七六	〇・九九一	一五九	〇・〇〇八	一五、〇七八	一四、九六四	〇・九九〇	一四	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	△〇・〇〇一
小石川區	二二、二三四	二二、九一七	〇・九八六	三七	〇・〇一四	一八、八八五	一八、七六六	〇・九八〇	一九	〇・〇〇九	△〇・〇〇六	△〇・〇〇六
本郷區	一九、五九八	一九、二七八	〇・九八四	二〇	〇・〇〇九	一六、三三四	一六、一八九	〇・九九二	一四五	〇・〇〇九	△〇・〇〇三	△〇・〇〇三
下谷區	二五、八六五	二五、六六三	〇・九九一	二三	〇・〇〇九	二二、〇〇七	二二、八二三	〇・九九一	一九四	〇・〇〇九	—	—
淺草區	三八、九六七	三七、九八九	〇・九六四	九七八	〇・〇一五	三四、二〇八	三四、九一八	〇・九六一	二九〇	〇・〇〇七	△〇・〇一八	△〇・〇〇七
本所區	四二、八七八	四二、五五七	〇・九九二	三二	〇・〇一五	三九、六四六	三九、二九二	〇・九九一	三五四	〇・〇〇九	△〇・〇一五	△〇・〇〇九
深川區	三六、八〇〇	三六、四五四	〇・九九一	三四六	〇・〇一三	三四、五九五	三四、四五五	〇・九八七	四五〇	〇・〇一三	△〇・〇〇四	△〇・〇〇四
計	三三六、七〇三	三三一、九八四	〇・九八八	三、七七七	〇・〇一〇	二六〇、一九三	二五七、〇三三	〇・九八三	二、三三一	〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇一

有効無効投票比較（其ノ三　島嶼）

市区町村別	前回（昭和十一年二月二十日執行）投票者数	前回 有効投票 投票数	前回 有効投票 投票率	前回 無効投票 投票数	前回 無効投票 投票率	今回（昭和十二年四月三十日執行）投票者数	今回 有効投票 投票数	今回 有効投票 投票率	今回 無効投票 投票数	今回 無効投票 投票率	比較増減 有効投票率増減△	比較増減 無効投票率増減△
八王子市	九、八三二	九、七七八	〇・九二一	七五	〇・〇〇七	九、四〇九	九、三二三	〇・九二一	七八	〇・〇〇八	△〇・〇〇〇	〇・〇〇一
合計	八六、三五〇	八四、一二〇	〇・九六九	六、一四四	〇・〇七一	八七、四〇九	八四、一四〇	〇・九六九	七、三六九	〇・〇八一	△〇・〇〇〇	〇・〇一二
計	三五、三七七	三四、一二〇	〇・九六九	五、二五七	〇・〇一四	三六、四〇九	三五、一四〇	〇・九六九	四、七三九	〇・〇一一	△〇・〇〇〇	〇・〇一二
品川区	二九、二四五	二九、二三八	〇・七〇九	一八六	〇・〇〇五	二四、七三六	二四、五六〇	〇・六〇九	一六六	〇・〇〇四	△〇・一〇五	△〇・〇〇五
目黒区	三三、八〇七	三三、七〇三	〇・九九一	一八四	〇・〇〇五	一八、七三六	一八、六二二	〇・九九二	一四四	〇・〇〇七	△〇・〇〇四	△〇・〇〇三
荏原区	二五、七〇九	二五、五三三	〇・九九二	一七七	〇・〇〇七	二一、一八六	二一、一八六	〇・九九二	一六五	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
大森区	二九、八七〇	二九、六五四	〇・九九二	二一六	〇・〇〇七	二四、一三四	二四、〇五一	〇・九九二	一八三	〇・〇〇七		〇・〇〇五
蒲田区	三三、〇一〇	三一、八〇一	〇・九八〇	二〇九	〇・〇〇六	一九、五七三	一九、四〇六	〇・九九一	一六六	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	△〇・〇〇一
世田谷区	二四、六五九	二四、五〇四	〇・九九三	一五五	〇・〇〇六	二三、三六六	二三、三六六	〇・九九一	一九七	〇・〇〇九	△〇・〇〇一	△〇・〇〇一
澁谷区	三三、一〇八	三一、九六八	〇・九八〇	二〇五	〇・〇一〇	二五、八四〇	二五、五六六	〇・九八七	二〇三	〇・〇一〇	△〇・〇一〇	△〇・〇〇一
淀橋区	三三、九〇四	三三、八〇三	〇・九八〇	二〇六	〇・〇一〇	二八、八六二	二八、五二七	〇・九八〇	二〇五	〇・〇一〇	△〇・〇〇九	△〇・〇〇一
中野区	二六、七七八	二六、五五八	〇・九九三	一七〇	〇・〇〇八	二六、〇四八	二五、七二七	〇・九八二	一七〇	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
杉並区	三六、八九五	三六、四七四	〇・九九一	四二一	〇・〇一一	三〇、七〇二	二五、二二一	〇・八九〇	三五二	〇・〇一〇	△〇・〇〇五	△〇・〇〇一
豐島区	一七、二四六	一七、一一九	〇・九九一	一四五	〇・〇〇七	一四、四八四	一四、〇五一	〇・九九一	一〇四	〇・〇〇七	△〇・〇一一	△〇・〇〇五
瀧野川区	四七、〇六八	四七、五一七	〇・九九八	五五一	〇・〇一一	三八、四八九	三八、三九二	〇・九九二	一〇四	〇・〇〇七	△〇・〇一三	△〇・〇〇五
荒川区	二七、四九九	二七、三四五	〇・九九七	三五四	〇・〇一〇	二四、三八〇	二四、〇二三	〇・九九九	四〇	〇・〇〇一	△〇・〇〇一	△〇・〇〇一
王子区	三三、七三〇	三三、五〇〇	〇・九九一	二〇三	〇・〇〇八	二四、三八一	二四、〇二一	〇・九九一	一六〇	〇・〇〇七	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
板橋区	三三、七二三	三三、五〇〇	〇・九九一	二二三	〇・〇〇八	一七、九七七	一七、八〇六	〇・九九一	一七一	〇・〇〇九	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
足立区	二五、五九三	二五、二七九	〇・九九七	三一四	〇・〇一二	三三、七九三	三三、五五〇	〇・九九一	二〇三	〇・〇一〇	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
向島区	二六、一三三	二五、九六三	〇・九九九	一七〇	〇・〇〇七	二四、〇三三	二四、〇二一	〇・九九一	一九一	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
城東区	二六、二一七	二五、八四〇	〇・九八六	二七七	〇・〇一一	二四、七〇二	二四、〇〇一	〇・九九一	一九八	〇・〇〇八	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
葛飾区	一五、六三三	一五、四一八	〇・九八八	二一五	〇・〇一四	二五、八四〇	二五、五六六	〇・九八八	二七五	〇・〇一〇	△〇・〇〇一	〇・〇〇一
江戸川区	二一、二七一	二一、〇七七	〇・九九一	一九四	〇・〇〇九	一八、七〇〇	一八、五二七	〇・九八二	二〇三	〇・〇一〇	△〇・〇〇九	〇・〇〇一
大島支庁												
元村	四七四	四七三	〇・九九九	一	〇・〇〇一	五四三	五四三	〇・九九一	一〇	〇・〇〇一	△〇・〇一六	△〇・〇〇一
岡田村	一八〇	一八三	〇・九九三	七	〇・〇〇六	一八五	一八五	〇・九九八	八	〇・〇〇四	△〇・〇〇五	△〇・〇〇五
泉津村	九九	九七	〇・九七九	二	〇・〇一〇	八六	八六	〇・九七七	二	〇・〇一三	△〇・〇〇三	〇・〇〇二

九、無効投票類別

選挙区	郡区別	成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ	議員候補者ニ非ザル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	一人ノ候補者ニ二人以上ノ氏名ヲ記載シタルモノ	被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	議員候補者ノ何人ヲ記載シタルモノ	議員候補者ノ何人ヲ確認シ難キモノ	丸點又ハ線ヲ記セルモノ	白紙ノ儘投函セルモノ	名刺紙片ヲ貼附セルモノ	印鑑ヲ押捺セルモノ	單ニ雑事ヲ記セルモノ	其他	計
麹町区	麹町区															

選挙区	郡区別	成規ノ用紙ヲ用ヒザルモノ	議員候補者ノ名ヲ記スルモノ	議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	一般投票人ノ中上候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	被選挙権ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	議員候補者ノ氏名ヲ記載シタルモノ	議員候補者ノ氏名ヲ自書セザルモノ	議員候補者ノ何人ヲ記載シタルカ確認シ難キモノ	丸点又ハ線ヲ記セルモノ	白紙ノ儘投函セルモノ	名刺紙片ヲ貼附セルモノ	印鑑ヲ押捺セルモノ	単ニ雑事ヲ記セルモノ	其他	計
第一区	芝区															
	麻布区		一		三	二	三	二				一		五		一七
	赤坂区				四	一		八				四		二		八八
	四谷区		一		四	八	三	五		七		七		一		七七
	牛込区				二	六	六	二		二		一		一		一四
計		一			三	九	一	一		一		一		一		一五三
第二区	神田区	二			五	三	一	二		一		二		一		一六二
	小石川区				三	九	八	八		一		一		一		一九九
	本郷区				二	八	四	一		一		一		一		一八〇
	下谷区	一			六	四	〇	三		三		一		一		一九四
計		三			一八	四	七	九		一二		三		一		七〇〇
第三区	日本橋区	二			一八	二	一	一		一		一				一〇九
	京橋区				四	二	一	七		四		一				一一五
	浅草区	二			二	七	二	六		六						二九〇
計		四			八七	四	一	七		五		一				五一四
第四区	本所区				九	四	一	七		一		一				一八六
	深川区	一			三	三	五	五		一		一				四五〇
計		五			一八四	七	六	一二		一		一				八〇四
第五区	品川区				五	四	八	八								一九七
	目黒区				四	四	五	一								一六六
	荏原区				七	〇	一	七								一八三
	大森区				四	三	一	七								一六五
	蒲田区				四	六	三	六								一九二
	世田谷区				七	四	九	四								二二四
計		一			二二四	七	四	三								八二、四三四
第一区	麹町区				二	一	一	二								一五七、八六四
合計		二八	一、九三八		八六	一、一二一	一四	九六三	三四七	八一〇	九六	八二、四三八	一五七、八六四			

二〇、點字投票、羅馬字投票、諺文投票數

選挙区	郡区別	點字投票			羅馬字投票			諺文投票		
		總數	内訳 有效	内訳 無效	總數	内訳 有效	内訳 無效	總數	内訳 有效	内訳 無效
第一区	麹町区	二	二		二	二				
第一区	芝区	三			二	二				
第二区	神田区									
第三区	日本橋区									
第四区	本所区									
第五区	品川区									
第六区	荏原区									
第七区	北多摩郡									
第八区	王子市									
第六区	足立区									
第六区	葛飾区									
第六区	江戸川区									
第七区	南多摩郡									
第七区	西多摩郡

選擧區別	郡區別	點字投票 總數	點字投票 內 有效	點字投票 內 無效	羅馬字投票 總數	羅馬字投票 內 有效	羅馬字投票 內 無效	諺文投票 總數	諺文投票 內 有效	諺文投票 內 無效
第一區	芝區	九	九		一〇	一〇		一	一	
	麻布區	四	四		九	八	一			
	赤坂區	九	九		一	一				
	四谷區	七	七		六	六		四	四	
	牛込區	一三	一三		八	八		六	六	
第二區	神田區	三	三		四八	四八				
	小石川區	二一	二一		一二	一二				
	本郷區	一五	一五		一一	一一				
	下谷區	八	八		八	八		四	四	
第三區	日本橋區	三	三		五二	五二		九五	九五	
	京橋區	一二	一一	一	四	三	一	八	八	
	淺草區	二〇	一九	一						
第四區	本所區	一九	一九		八	八		六七	六七	
	深川區	一四	一四		七	七				
第五區	品川區	一一	一一		八	八		二二	二二	
	目黑區	四	四		一九	一五		四	四	
	荏原區	一〇	一〇		七	七		三七	三五	
	大森區	七	七		二三	二三		二八	二七	
	蒲田區	四	三		七	七		一九	一八	
	世田谷區	七	七		二七	二七		一一	一一	
	澁谷區	一五	一五		一五	一五		三六	三五	
	淀橋區	七	七		一九	一九		一	一	
	中野區	九	八		八	八		四	四	
	杉並區	一二	一二		一〇	一〇				
	大島支廳管內	一	一							
	八丈支廳管內									

一二、不在投票ニ關スル調

選擧區別	郡區別	合第二十六條第一號該當者	合第二十六條第二號該當者	合第二十六條第三號該當者	合第二十六條第四號該當者	合第二十六條第五號該當者	合第二十六條第六號該當者	合第二十六條第七號該當者	合第二十六條第八號該當者	計
第一區	麹町區	一								一四
	芝區	三			九					二八
	麻布區									一七
	赤坂區				一〇					一一
	四谷區				一九					一九
	牛込區	二			二〇					二八
第二區	神田區			一	四六			二	一	五三
	小石川區			三	三二			一一		四五
	本郷區			二	三五					四〇
	下谷區									
第七區	八王子市	一五	一五		二			二六		二三
	西多摩郡	三	三		九					一三
	南多摩郡	三	三		二					一一
	北多摩郡	四	四		一八					一〇
第六區	豐島區	二二	二〇	二	一三					一三
	瀧野川區	六	六							
	荒川區	一三	一二		四			四七		四七
	王子區	五	五		七					
	板橋區	八	八		一			一一		一一
	足立區	三	三		一			二九		二四
	向島區	六	六		九			五四		五一
	城東區	八	八		三五			一〇		一〇
	葛飾區				一〇					
	江戸川區	三	三		三五			九		九
第七區	八王子市	一五	一五		二			二六		二三
	西多摩郡	三	三		九					一三
	南多摩郡	三	三		二					一一
	北多摩郡	四	四		一八					一〇
合計		三四五	三三七	八	三五二	三二七	二五	七六八	七三七	三一

選擧區別	郡區別	令第二十六號第一條當該者	令第二十六號第二條當者	令第二十六號第三條當者	令第二十六號第四條當者	令第二十六號第五條當者	令第二十六號第六條當者	令第二十六號第七條當者	令第二十六號第八條當者	計
第三區	日本橋區									
	京橋區	五								
	淺草區	二		三						
第四區	本所區	五		一	四二					六二
	深川區	一			六七					六九
第五區	品川區	四		五	六七					七七
	目黑區	三	一	三	八〇					八八
	荏原區	一二		六	四七					六六
	大森區	六		二	七六					八七
	蒲田區	四		六	六二	一〇九				七三
	世田谷區	一	三	五	九二	一二五				一〇六
	澁谷區	七		三	五九	九二				六六
	淀橋區	二		二	八〇	一〇六				六六
	中野區									
	杉並區	一	一	六	一三六					一〇〇
	大島支廳管內									
	八丈支廳管內									
第六區	豐島區	四		六	一〇六					一一七
	瀧野川區	一		一〇	四三					五七
	荒川區	一		一七	八八	一〇八				八八
	王子區			三三	七一	一二三				七六
	板橋區	一		四	八八					七六
	足立區			五	六三					七二
	向島區	四		四	二五					三七
	城東區			二	一七					三〇
	葛飾區			一	五四					五五
	江戸川區				八四					九七
第七區	西多摩郡									
	南多摩郡									
	北多摩郡									
八王子市				三						六八
合計		四		六	一〇〇					一一七
七四		一		一	一、八七一	二		一一四		二、二四二
六										
一五三		五		一	一二					二四
一、八七一				二三	七					九
二				四	二三					二四
一一四		一		一						六八
二三					七					二四
二、二四二										

二二、立候補者並ニ當選者調

（一）立候補者調（其ノ一 立候補屆出並ニ辭退ノ狀況）

選擧區別	屆出月日	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	計	累計	前回ノ狀況
	四月一日	五	五	五	一一	五	三		三五	三五	四七
	四月二日	二		一		二	三	一	九	四四	五六
	四月三日			一		一			三	四七	六九
	四月四日					辭一			辭一	四七	七三
	四月五日	二	一	一		二	一		九	五六	七六
	四月六日						一	一	二	五八	八一
	四月七日			一			一		二	六〇	八四
	四月八日				一				一	六一	八五
	四月九日			一		一			二	六三	八五
	四月十日					辭一	辭		辭一	六三	八四
	四月十一日									六三	八二
	四月十二日		一				一		二	六五	八三
	四月十三日					辭	辭		辭二	六六	八四
	四月十四日					辭	辭	辭	辭一	六六	八二
	四月十五日									六六	八二
	四月十六日			辭					辭一	六五	八二
	四月十九日			辭					辭一	六四	八二
	四月二十三日									六四	八二
	四月二十九日									六四	八二
	計	辭一	辭一	辭一	辭一	辭一	辭七	辭一	辭七〇	六四	八二
	備考	定員五	五	四	四	五	五	三	三一		

立候補者調（立候補者職業別）

選擧區別 / 職業別	第一區	第二區	辯護士	著述業	教授	醫師	會社員	商業	農業	無職	其他	計
	六											
		一	二		一							
						一	一					
								一				
										二		
											一	
												一〇七

立候補者調（立候補者職業別）

選擧區別 / 職業別	辯護士	著述業	教授	醫師	會社員	商業	農業	無	其他	計
第三區	一	三			四					一
第四區	二	二	一			四				一
第五區	三	三	二		一					一
第六區	一	三		一						一
第七區	三									三
計	一六	一四	六	二	九	七	二	一	一	四六

立候補者調（立候補者年齡別）

選擧區別 / 年齡別	三一—四〇	四一—五〇	五一—六〇	六一—七〇	七一—八〇	計
第一區		五	四	一		一〇
第二區		二	四		一	七
第三區	三	一	二	二	二	一〇
第四區	四	二	一	五		一二
第五區		八	一	二		一二
第六區	一	四	三	一		九
第七區		四	二			六
計	四	二九	二一	七	三	六四

立候補者所屬黨派別）

選擧區別 / 政黨別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	計
民政黨	四	四	三	四	三	三	三	二二
政友會	二	二	二	二	二	二	一	一五
社會大衆黨	一	一	一	一	一	一	三	八
國民同盟								三
昭和會	一		一		一		一	四
日本無產黨				二				二
中立	一		四	三				一〇
其他	一			一				四
計	一〇	七	一〇	一二	一二	九	六	六四

立候補者調（立候補者新前元ノ別）

選擧區別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	第六區	第七區	計
前	五	五	四	三	五	五	三	三〇
元	二		一	二	一	一		八
新	三	二	五	六	五	三	二	二六
計	一〇	七	一〇	一二	一二	九	六	六四

立候補者調（立候補者辭退調）

辭退月日	選擧區	氏名	屆出月日	住所	生年月日	年齡
四月四日	第五區	東舞英	四月一日	世田谷大原町一、一〇九	明治二九年一二月一五日	四二
四月十日	第六區	田中源	四月六日	江戸川區字喜田町三八	〃 九・一〇・一八	六二
四月十三日	第四區	山口恭右コト清	四月八日	本所區龜澤町一ノ三	〃 二七・六・八	四四
四月十四日	第一區	川上由己雄	四月二日	本郷區湯島天神町一ノ一二	〃 二四・五・一	四七
四月十六日	第六區	百々己之助	四月十三日	杉並區高圓寺七ノ一、〇二六	〃 三一・一二・四	四〇
四月十九日	第五區	本多重穗	四月十三日	荏原區小山町一一五	〃 二〇・二・五	五一

立候補者調（其ノ七　選擧當日現在候補者一覽）

第一區（定員五名）麴町、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込

屆出月日	屆出順位	黨派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齡	住所	推薦屆出者
四・一一	1	社大	前	辯護士	河野密	明治三〇年一二月一八日	四一	淀橋區東大久保二ノ一	
四・一一	2	民政	元	辯護士	高橋義次	同 一五・八・二三	五六	芝區西大久保八幡町八	
四・一一	3	民政	前	著述業	橋本祐寺	同 二三・一・一〇	四八	四谷區荒木町二七	
四・一一	4	民政	前	辯護士	玉重原	同 二九・七・二五	四二	麻布區森元町二ノ二七	
四・一一	5	中立	新	專修大學教授	道家齊一郎	同 二一・六・一三	五〇	四谷區三光町二四	
四・二	6	政友	前	辯護士	川太郎	同 一七・四・一四	五四	牛込區矢來町九六	
四・五	7	政友	元	會社員	本田義成	同 四・九・二四	六七	四谷區內藤町一	
四・五	8	民政	前	著述業	渡邊銕藏	同 一八・一〇・一四	五三	赤坂區青山南町一ノ二七	
四・一二	9	昭和	新	辯護士	伊集院彛清	同 二五・一〇・三〇	四六	芝區田町六ノ一四	
四・一四	10	中立	新	著述業	空閑知鶴治	同 一六・五・六	五五	京橋區銀座二ノ二ノ四	

第二區（定員五名）神田、小石川、本郷、下谷

当選月日	当選順位	党派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一一	1	政友	前	自轉車業	長野高一	明治二六・三・一九	四五	下谷區御徒町一ノ六一	
四・一一	2	民政	無	職	塙山一郎	同 一六・一・一	五五	小石川區晉羽町七ノ一〇	
四・一一	3	民政	前	無職	中島彌閑次	同 一九・六・一三	五二	本郷區向ケ岡彌生町三	
四・一一	4	民政	新	日本羊毛普及會會長	森富太	同 一六・一〇・二〇	五五	下谷區上野櫻木町三八	
四・一一	5	民政	前	計理士	駒井重次	同 二八・二・二三	四三	小石川區金富町五六	久保島伸一
四・一一	6	社大	前	著述業	安部磯雄	慶應元・二・四	七三	牛込區新小川町二ノ一〇 江戸川アパート内	
四・一一	7	政友	新	醫師	長野長廣	明治一六・一〇・二〇	五五	神田區神保町二ノ三六ノ二	

第三區（定員四名）日本橋、京橋、淺草

当選月日	当選順位	党派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一一	1	政友	元	著述業	伊藤仁太郎	慶應三・二・一五	七一	淀橋區下落合二ノ八一〇	
四・一一	2	民政	新	辯護士	家入經晴	明治一六・三・一三	五五	京橋區鍛座西五ノ四ノ一	
四・一一	3	民政	前	會社員	頼母木桂吉	慶應三・一〇・一〇	七一	淺草區東三筋町一三	
四・一一	4	政友	前	無職	安藤正純	明治九・九・二五	六二	同 區松葉町三九	
四・一一	5	民政	新	國際聯合通信社長	茂木太市	同 二五・六・九	四六	同 區北清島町七五	
四・二	6	中立	前	著述業	田川大吉郎	同 二・一〇・二六	六九	小石川區小日向臺町二ノ二五	
四・三	7	社大	前	著述業	淺沼稻次郎	同 三一・一二・二七	四〇	深川區白河町四ノ六ノ一	
四・五	8	中立	新	會社員	木崎宏	同 三二・一〇・一八	三九	北多摩郡武藏野町吉祥寺二六九一	
四・七	9	中立	新	計理士	宮下學	同 三四・三・一五	三七	日本橋區箱崎町二ノ二六	
四・九	10	中立	新	會社員	黑田保次	同 一九・三・二〇	五二	京橋區築地一ノ七ノ五	石井忠次

第四區（定員四名）本所、深川

当選月日	当選順位	党派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一一	1	社大	新	教師	阿部茂夫	明治二五・一・三	四六	本所區緣町一ノ九	
四・一一	2	民政	新	自動車車庫貸業	山田竹治	同 一八・三・二七	五三	同 區石原町一ノ一八	菅沼房一
四・一一	3	民政	前	著述業	眞鍋儀十	二四・九・一六	四七	深川區住吉町二ノ二七ノ一	
四・一一	4	政友	元	辯護士	中野勇治郎	同 一二・一・一〇	五九	本所區東兩國四ノ二〇	
四・一一	5	中立	新	俳優	福島卯三郎（通稱梅島昇）	同 二〇・五・二二	五一	同 區向島三ノ九	

第五區（定員五名）品川、目黑、荏原、大森、蒲田、世田谷、澁谷、淀橋、中野、杉並、大島、八丈島

当選月日	当選順位	党派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一	6	義正	新	文房具販賣業	野々村寛止	同 二八・一・一六	四三	深川區高橋一ノ六	
四・一一	7	民政	前	辯護士	森鬱道	同 二〇・一二・一一	五一	本所區東兩國四ノ八	
四・一一	8	中立	元	鑛山業	朴春琴	同 二四・四・一七	四七	同 區藏橋一ノ二四	
四・一一	9	政友	新	鑄造業	澁澤七郎	同 一一・一・二	六〇	同 區江東橋一ノ九	
四・一一	10	民政	前	村木商	太田信治郎	同 六・二・五	六五	深川區平野町四ノ一四	
四・一一	11	中立	新	著述業	本多市郎	同 二八・一・一一	四三	同 區臺下町二ノ一八	鈴木辰藏
四・一一	1	民政	前	貨地業	鏑木忠正	明治二一・八・五	五〇	荏原區中延町一〇二七	
四・一一	2	民政	前	著述業	斯波貞吉	同 二・八・一一	六九	澁谷區代々木山谷町一六六	
四・一一	3	日本無產	前	著述業	加藤勘十	明治二五・二・二五	四六	目黑區大岡山三八	
四・一一	4	社大	新	辯護士	三輪壽壯	二七・一二・一五	四四	中野區住吉町三	
四・二	5	社大	前	著述業 辯護士	麻生久	同 二四・五・二二	四七	本郷區駒込林町二〇二	
四・二	6	政友	元	辯護士	三上英雄	同 二六・三・二九	四五	杉並區高圓寺五ノ八五八	
四・三	7	政友	前	辯護士	牧野賤男	同 八・二・二六	六三	澁谷區鉢山町三	
四・四	8	民政	新	村木商	大橋清太郎	同 一五・一・三	五六	品川區北品川一ノ五四	
四・五	9	新黨	新	電氣鐵道學校理事長總長	伊藤千代藏	同 二五・一・二六	四六	横濱市神奈川松ケ丘町五三	
四・五	10	昭和	新	滿蒙高等學院長	菊池義郎	同 二三・四・一〇	四八	蒲田區羽田町一ノ一一八六	
四・九	11	中立	新	會社員	庄司彥男	同 二九・一〇・九	四二	中野區本町通リ五ノ二二	

第六區（定員五名）豐島、瀧野川、荒川、王子、板橋、足立、向島、城東、葛飾、江戸川

当選月日	当選順位	党派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一一	1	民政	新	醫師	山田清	明治二三・八・一五	四八	城東區大島町二ノ八一九	
四・一一	2	政友	前	無職	田米藏	同 一五・二・一七	五六	麻布區三河臺町二三	
四・一一	3	民政	前	辯護士	中村梅吉	同 三四・三・一九	三七	豐島區西巢鴨一ノ三、四八四	
四・一一	4	民政	前	協會理事	佐藤正	同 一七・九・八	五四	淀橋區諫訪町九五	
四・二	5	日本無產	新	著述業	鈴木茂三郎	同 二六・二・七	四五	杉並區阿佐ケ谷一ノ六八九	
四・五	7	社大	前	著述業	鈴木文治	同 二一・一〇・二五	五〇	瀧野川區西ケ原町二四二	
四・三	6	國同	元	會社員	中村繼男	同 一八・九・四	五三	神奈川縣鎌倉郡鎌倉町大町一四七	

届出月日	届出順位	黨派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一〇	8	勤勞本	新	著述業	深田吟治郎	同二八・二・八	四三	足立區千住一ノ一九〇	
四・一二	9	政友	前	農業	田中源	同九・一〇・一八	六二	江戸川區字喜田町三八	

第七區（定員三名）八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡

届出月日	届出順位	黨派	新前元別	職業	氏名	生年月日	年齢	住所	推薦届出者
四・一	1	社大	新	辯護士	中村高一	明治三〇・七・三一	四一	神田區金澤町五	
四・二	2	政友	元	東京高等拓殖學校長	坂本一角	同三〇・一〇・一〇	四一	本所區向島請地町六九	
四・五	3	昭和	前	辯護士醫師	山口久吉	同二五・五・二四	四六	小石川區高田老松町四八	
四・五	4	民政	前	辯護士	八並武治	同一二・一二・四	五九	麻布區霞町一	
四・六	5	政友	前	會社員	津雲國利	同二六・一〇・一八	四五	西多摩郡青梅町青梅七四	
四・七	6	政友	新	農業	小川孝喜	同二〇・一・三一	五一	北多摩郡立川町一、六〇三	

（二）候補者得票調 其ノ一（開票區別）

第一區（定員五名）法定得票數（當選三、三八一以上 沒收一、三五三未滿）

譯

當落ノ別	候補者氏名	得票數	内 麹町區	内 芝區	内 麻布區	内 赤坂區	内 四谷區	内 牛込區	計
當	河野密	一四、七九八	一、三九七	四、四六七	二、四四五	一、一三七	一、四八七	三、八六五	六七、六一二
當	高橋義次	七、六六三	二五三	六、一一六	七四七	二三〇	七九	二三八	
	橋本祐幸	六、一一三	一、〇二四	一、一二一	三〇九	四一一	二、七九八	四五〇	
當	原玉重	八、〇八六	二三八	一、四三一	二、三二一	七〇八	一一四	三、二七四	五、八九七
當	道家齊一郎	七、五三九	八九二	一、六五四	一、一〇〇	九六八	一、四九九	一、四二六	二〇、一四九
次	立川太郎	六、六三二	三八六	一、五三一	一、一二〇	三六六	一四二	三、〇八七	一〇、四五三
當	本田義成	七、二七九	六九七	一、一七二	七〇五	七七八	三、一九三	七三四	六、一八八
	渡邊銕藏	六、五二六	六九六	一、五七四	一、二四一	一、二七六	四〇一	一、三三八	九、九六一
	伊集院兼清	二、三八八	二四六	九五一	三六一	二五二	一四五	四三三	一四、九六四
	空閑知雲治	五八八	六八	一三二	一〇四	六二	一〇三	一一九	

第二區（定員五名）法定得票數（當選三、五四六以上 沒收一、四一九未滿）

譯

當落ノ別	候補者氏名	得票數	内 神田區	内 小石川區	内 本郷區	内 下谷區	計
當	長野高一	八、八六三	一、四二三	九〇四	一、三五七	五、一七九	七〇、九一七
當	鳩山一郎	一二、一〇一	七〇八	五、七五六	二、七二四	二、九一三	
當	中島彌團次	一一、七五七	二、二二八	一、八六七	四、六九三	二、九六九	
	森富次	二、六八八	二四六	二一六	二三一	一、九九五	一四、一二九
當	駒井重次	八、八六四	一、八五二	三、九五八	一、三七六	一、六七八	
當	安部磯雄	一九、二五一	四、〇一〇	五、三二八	四、七九六	五、一一七	
次	長濱繁一	七、三九三	三、六六二	七五七	一、〇一二	一、九六二	
				一八、七八六	一六、一八九	二一、八一三	

第三區（定員四名）法定得票數（當選四、一〇五以上 沒收一、六四二未滿）

譯

當落ノ別	候補者氏名	得票數	内 日本橋區	内 京橋區	内 淺草區	計
次	伊藤仁太郎	六、二五三	一、二四〇	一、〇五三	三、九六〇	六五、六七七
	家入經晴	二、〇八九	二六九	一、四三一	三八九	
當	額母木桂吉	一三、九二三	二、九七四	二、〇七一	八、八七八	
	安藤正純	一一、一三三	二、一七二	一、八七七	七、〇八四	
當	茂木太市	三、四九〇	三四二	二九九	二、八四九	
當	田川大吉郎	一一、七〇一	二、六三三	五、四八四	三、五八四	
	淺沼稻次郎	一二、五九〇	二、七二一	三、八五六	六、〇一三	
	木崎宏	七一二	二一八	一六一	三三三	
	宮下學	一、二三〇	六三九	二二〇	三七一	
	黑田保次	二、五五六	一七三	一、九二六	四五七	
			一三、三八一	一八、三七八	三三、九一八	

第四區（定員四名）法定得票數（當選四、五九〇以上 沒收一、八三六未滿）

第五區（定員五名）法定得票數（當選 一一、一四七以上 四、四五九未滿）

| 當落ノ別 | 候補者氏名 | 得票數 | 内訳 | | |

郡名	町村名	中村高一	坂本一角	山口久吉	八並武治	津雲國利	小川孝喜	計
西多摩郡	福生町	二七一	一一五	三九	二四七	三五四	七一	一、〇九七
	熊川村	二六五	四六	四三	二八八	二七七	四三	九六二
	西多摩村	一五七	一〇四	四五	一〇六	七六五	二二	一一九、九
	箱根ヶ崎外三村組合	二六五	六〇	一六	六三	二四九	一六	六六九
	多摩村	四四	二三	二	四七	二一三	二四	四三九
	東秋留村	二五一	五六	一七	二〇	二二五	一三	六九三
	西秋留村	三二九	一三	八	二〇	八四	五	四六四
	増戸村	二五六	二一	三一	一六九	二二一	一六	五四五
	大久野村	三二四	五四	一〇	三八	二五五	二	八四九
	小戸倉村	一〇四	二〇	一	四七	一一七	八	二六二
	五日市町	二八六	四七	二五	一一三	五四八	一五	三六一
	檜原村	二一六	二三三	一六	一〇六	三七四	一五	一、〇三四
	霞村	一七五	一一六	四三	三〇〇	六八七	四三	九六〇
北多摩郡	小曾木村	四八	三五	一三	一〇〇	三九九	三	五九八
	成木村	五五	七二	四	五九	四三一	六	五二七
	青梅町	二四三	八四	三二	三二八	一、二四七	三五	一、九六九
	調布村	二〇五	四一二	一六	一三三	四七六	四二	六七二
	吉野村	一一二	五三	二六	一四五	三八四	二三	七六二
	三田村	一〇一	五一	二四	一八二	三一三	二〇	六一三
	古里村	一八四	四二	一五	九三	二六八	一一	七八一
	川村	一五三	七一	二七	三七五	一四〇	一五	六一八
	氷内村	一〇〇	八五	一三	一三〇	二二一	一二	一、〇四九
	浅川町	一〇八	四六七	九五	一〇五	五七	一八	八一四
南多摩郡	元八王子村	一四六	三六六	八八	一三二	一四五	四二	九二〇
	恩方村	一四九	二〇五	七九九	一八六	一二八	三六	七八三
	川口村	二九一	一九五	七九	四九	一四二	二一	七七七
	加住村	二〇四	一四九	三六	八二	一〇八	二九	六〇八

郡名	町村名	二、九九一	五、四九八	一、五四四	二、一二九	二、〇三七	一、六二四	一五、八二二
西多摩郡	小宮町	三四五	五六六	一二三	三四七	一五三	一四五	一、六七九
	日野町	一四四	二二四	一二四	一二〇	一〇九	三二八	一、〇四九
	谷保村	九九	一三	七二	五一	四四	一六八	七一一
	府中村	六四	一七	一四	九八	九〇	一一九	八〇九
	西府村	一五二	二六六	六四	九三	一〇二	一〇七	八八〇
	多摩村	一八九	三二二	三三八	五三	一三〇	一〇七	七四五
	府中町	一二二	二九四	一四三	六七	一〇〇	一〇九	八九七
	磨村	一七一	三九九	三六	七三	一五三	一〇九	八六一
	多摩町	一二一	二一七	一三	四二	九七	八七	一二九
	調布村	一八四	四一八	一八二	九二	二六	一二七	一二五九
	神代村	七八	六三	二八	二一七	二三一	一二九	九二五
	狛江村	九五	五二	二五	一〇七	四九	一四八	七五二
	三鷹村	二七五	八二	六二	一四五	二〇五	二八九	八五九
	武蔵野町	九二一	四九九	一六〇	一一四	二〇〇	四一二	九三四
	小金井町	三〇四	七六	二四	四九九	五三	七〇	一一八一
	国分寺村	一四八	三七	三一	四四七	六八	二六九	二五九
	川村	一三一	二三	三四	二四六	七三	一八一	一八四五
	砂川村	一七七	三二	三〇	一四四	八一	五〇五	九三四
	昭和村	一三	一三	一二	一七	三一	二一	三一一
	拜島村	六八	二五	二七	二七	三一	四一	一、〇一四
	山村	一四六	四八	八二	五三六	一八九	四一	二二九
	大和村	一四六	八九	五九	二三四	二五	三八〇	三一一
	東村山村	一六四	二一七	一二三	五七八	六二	三一一	一、四五五

候補者得票數調 其ノ三（第五區ニ於ケル候補者得票調）

郡名	町村名	中村高一	坂本一角	山口久吉	八並武治	津雲國利	小川孝喜	計
合計		一四、一三三	一二、五七一	四、一六八	一四、六六四	一二、八六一	一一、五四四	六九、九四一
八王子市		一、九四六	三、一三六	七一五	二、六三二	六六二	二四〇	九、三三一
郡	計	四、八六九	二、一〇九	一、四三八	六、六六〇	一、七三三	九、二一三	二六、〇二二
清瀬村		五二	六一	七〇	二二二	五〇	二〇九	六六四
久留米村		一二〇	五八	一一六	二三〇	五四	三二四	九〇二
保谷村		一三一	六二	八四	二五二	四六	一七六	七五一
田無町		九二	八二	四五	一五二	七五	二二六	六七二
小平村		一七二	一五一	三四	三二七	四七	三七二	一、一〇三
大	岡田村	二七	一四	七	二二	三八	二	一
泉津村		一六	一四	一三	二	一八	一	一八
野火止村		一三	一七	二七	二四	三	七	二九
烏	利島	二	一三	七	九	一四	一	一
波浮港村		六	二〇	一五	五〇	一四	二	一八
支	差木地村	二〇	四七	一四	一九	一五	一	一
新島	田原所管	三三	五三	五五	五八	一五	一	一
神本村		三	九八	一三	一四	二四	一	一
神津島村		七	七	三	一	一	一	一
若郷村		二	一六	二三	八二	一	一	一
三宅島	田原所管	六	一三	一四	三	一	一	一
伊豆村		二	一二	一三	一九	一二	一	一
伊ヶ谷村		二	二九	一三	八	一三	一	一
阿古村		八	一三	二	一三	一四	一	一
坪田村		四	八	一七	五	八六	一	一
御蔵島村		四	一〇	三	七	三	一	一
計		一八四	四三	一六八	三六	二六	一四	一、三四
錦木忠正		一三	五五	六五	八四	二三	一	一
斯波貞吉		一四	一四	七	一七	二	一	一
加藤勘十		六五	一〇	一四	一三	一	一	一
三輪壽壯		七	一四	一	一	一	一	一
麻生久		九五	三七	一三	二七	一五	一	一
三上英雄		八四	二三	二	二四	五〇	一	一
牧野賤男		二三	三	二	三	七	一	一
大橋清太郎		三八	二八	一〇	二三	一四	一	一
伊藤千代		二	一	一	七五	二	一	一
菊地義郎		二一〇	三九	二七	一九	一八	一	一
庄司彦男		三一	二	一	五	二	一	一
計		三五八	一八八	八六	一九一	一八五	一	一

一三、投票區調

衆議院議員選擧投區數調（其ノ一）

合計	計	品川區	目黒區	荏原區	大森區	蒲田區	世田谷區	澁谷區	淀橋區	中野區	杉並區	計	麻布區	芝區	麹町區	第一區	選擧區、郡市區別	投票區數	同上ノ内今回增設數	備考
八、四四一	八、三六	九三三	一、八〇九	四、二四四	一、八〇一	一、四一〇	一、七三四	二、八五五	一、六四六	一、二六	一、〇〇〇	二九	一	一	一	一二	衆議院議員選擧投票區數調（其ノ一）	一二、投票區調	二	
六、五九九	二、七四一	一、三九九	二、二八七	一、二九七	二、三四七	一、六二六	三、四〇八	五、〇一六	二、九三一	三、一四〇	三、三五一	二六、六三六	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
三、九一四	三、六五五	三、五〇七	三、七四九	四、七三一	三、四〇八	三、九〇七	三、〇四一	三、三八一	二、五四四	二、五八五	二、六八二	二七、八四七	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
二七、八四七	二七、八二九	四三五	六〇五	四四二	七五〇	三四九	五〇〇一	四、四七一	三、三九四	五、八五七	六、一三	二三、六六八	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
二四、一四三	二三、六六八	五、〇七三	四、九九五	四、八二一	六、七六二	五、七四二	一、三八四	一、三二七	一、〇八七	九四三	一、一七三	一六、七四四	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
一六、七四四	一六、四四三	一九	一、二一九	七四七	一、二四一	八六〇	一、四二一	一、六八四	一、六一五	一、三四二	四、四二九	二三、七七〇	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
二五、〇三三	二四、七七〇	二、一五一	一、九七七	一、八二二	二、五〇二	一、四〇四	三、三七一	四、二六六	二、〇七七	二、五七七	二、九六〇	二三、七七七	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
二四、二六五	二三、九四三	二、六二	一、三二七	二、〇〇九	三、六六〇	三、三八七	一、七八一	一、〇四二	四七三	五三三	五七〇	二三、三五〇	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
一、七七	一、七六二	一、三八	一、三八	二一	二〇九	二七	一〇三	一〇四	一〇九	一〇〇	二七	二、九四二	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
二一、六四〇	九、八一九	七〇四	七二四	六八五	一〇七二	一、五六二	一、一三二	一、〇九一	一〇三	八三	九六	一〇、〇三一	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
一、三九九	一、三四六	八〇	八二	九六	一〇三	五六	一二八	一八〇	一八	一二九	一六三	一八、四〇八	一	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	一	
二三、三五七	二八、一四三	二四、五五〇	一八、六二二	二一、一八八	二四、〇五一	一九、四〇八	二二、三五九	一八、三三七	一〇、四四八	二〇、四四八	二三、四八七	二三八、一九二	二	一	一	一	同上ノ内今回增設數	同上ノ内今回增設數	二	

選擧區、郡市區別	投票區數	同上ノ内今回增設數△印ハ減	備考
四谷區			
牛込區	二	—	
第二區			
神田區	一四	一	
小石川區	三	—	
本郷區	四	—	
下谷區	四	—	
第三區			
日本橋區	一三	一	
京橋區	四	—	
淺草區	五	—	
第四區			
本所區	九	—	
深川區	五	—	
第五區			
品川區	一七	三	砧、千歲兩村ヲ合併シタルニ依ル
目黑區	六		
荏原區	九		
大森區	四		
蒲田區	五		
世田谷區	一三	三	
澁谷區	九		
淀橋區	五		
中野區	五		
杉並區	一〇		
大島本村	二		
新島各村	一五		
支廳管內其他各村	一七		
八丈支廳管內計	八		
第六區			
豐島區	九		
瀧野川區	三		
荒川區	九	—	
王子區	六		
板橋區	九		
足立區	一一		
向島區	四		
城東區	四		
葛飾區	九		
江戸川區	七		
第七			
八王子市	七四	△三	
西多摩郡			
氷川村	一		
檜原村	三		
他各町村	三		
計	二七		
南多摩郡			
横山村	二一		
恩方村	三		
多摩川村	三		
口村	二		
他各町村	二		
計	二一		
北多摩郡			
三鷹村	一五		
武藏野町	二		
他各町村	二		
計	二一		
合計	二九三	五	

區分	市區町村數	備考
市區町村ノ區域ヲ一投票區トナセルモノ	八三	
同　二投票區ニ分チタルモノ	八	
同　三投票區ニ分チタルモノ	七	
同　四投票區ニ分チタルモノ	八	
同　五投票區ニ分チタルモノ	五	
同　六投票區ニ分チタルモノ	二	
同　七投票區ニ分チタルモノ	一	
同　八投票區ニ分チタルモノ	一	
同　九投票區ニ分チタルモノ	一	
同　十投票區ニ分チタルモノ	一	
同　十一投票區ニ分チタルモノ	七	
同　十二投票區ニ分チタルモノ	一	
同　十三投票區ニ分チタルモノ	一	
合計	二二四	

第六編　餘錄

第一章　感想文

選擧肅正の運動は、數次に亘る試練を經て今や愛國的敎化運動となり、關係各方面の熱心なる協力を得、着々その實績を擧げつつある時、今次の衆議院議員總選擧を目ざした大運動につき、各方面の鋭い批判感想を聽くことは、洵に意義の有ることで將來に於ける本運動に重要なる示唆を與ふるものと思はれる。

尙可憐な小學生の純眞な僞らぬ感じや、中學生の胸裡に刻みつけられた該運動に關する率直な考方も夫々に捨て難いものがあると思はれる。

（順不同）

一、感想

市川房枝

一、府の方々、特に地方課長さん初め肅正部の方々の御熱心、御努力に敬服いたしました。上に立つてなすつて下さる方々が御役目でやつて居られるといふ感じを一般に與へたら、こうした運動は駄目だと思ひます。

一、大衆に呼びかくる方法として映画、幻燈、氣芝居等をもつと利用するといゝと思ひます、尙その內容にはもつと檢討を加へ、生活と結びついたものを作製してほしいと思ひます。

現在あるものは、あまりに抽象的で、精神的道德的色彩が多過ぎて、大衆にはぴつたり來ないと思ひます。

一、立候補者の立會演說會といつたものがもつと開かれるといゝと思ひます。

當局が御主催になる課には行かないでせうか、立會演說會では、最初に當局の方が選擧の意義等について御話を願ひ、後各候補者から――順序はくぢ引、時間は平等――政見等を話すことにする。

こうした會合を選擧區で一回乃至は地區別に何回かする事にしたら、有權者はどんなに喜ぶか知れないと思ひます。

一、婦人に對しての乃至は婦人を通じての肅正運動を最も效果的ならしむるためには、各小學校の母の會乃至は兒童達の母姉を中心としたらよくはないかと思ひます。

最近岡山市では、市內の十五の全小學校の母の會――學區婦人會――を中心に坐談會を開き、更に東京から婦人講師を招いて全小學校で講演をさせましたが、少いところで六、七十名、多い所は千名から集り、總計的五千人の一般家庭婦人によびかけたのでした。

一、一般民衆――男女とも――に對しての平常の政治敎育乃至は公民敎育を府でもつとやつていたゞけますまいか。

或は社會敎育課ではおやりになつてゐらつしやるでせうが、選擧肅正運動との聯絡がないやうに感ぜられます。

折角選擧の際、肅正運動でよび起された關心が消えないやうにしていたゞき度いといふか――少くともこの次の選擧の時まで續くやうに御考慮願度と存じます。

二、所感

岩浪光二郎

今次の衆議院議員選擧を目標とする肅正運動に關し聊か所感の一端を申述べましよう。

肅正運動は前回より前々回より成績の向上した事は事實ですが、此の運動は一回や二回の努力で理想的な效果を實現することを期待するは全く無理な注文であると考へます。即ち我が國選擧界多年の積弊を除去するには、他の社會改善と同樣に漸進的方法を採るに如かないのであります、故に國民の道義的觀念により選擧民の自覺を基調として、之れに適切なる公民敎育政治敎育を施し我が國憲定憲法の　聖旨に應へ奉るべく、眞に選擧權は國民の與へられたる大なる權利なると共に一大義務なる精神を涵養することは、急務中の急務なりと信じます。然れども現代國民の多數は公民敎育政治的訓練の未だ充分ならざるものあるは、誠に遺

憾とする所であります。然かも國民大多數は現在の學校教育を以て教育の全部なりと考へて居りますが、學校教育は實に教育の一部分であります。學校外に於ける人生は社會其のものが教場であり、日常我々の業務は即ち其の教材でなければなりません、學校教育が教育の一部なるが故に其の僅かなる教育をしてより以上の目的達成を計るには、公民教育が最も必要であります。即ち學校教育の延長が公民教育なるを以て兩者相俟て初めて完全なる國民を創ることが出來るのであります。斯くして創られたる國民に於て初めて理想の選擧をなし得ることは言を俟ちません、此の意味に於ても此の運動は將來繼續實行すべきものなることを痛感致します。

前述の如く普選實施後の今日に於ても國民の政治的訓練充分ならずして、大切なる選擧權を棄る者の多數ある現狀に鑑み、今回各市町村に於て之れが防止に全力を傾注し、小學校兒童をして選擧に關する繪畫作文等を考案製作せしめ展覽會を開催して一般に縱覽せしめ、又は投票を記念すべき揚呑、投票濟を證する門標等を與へ、有權者の自覺を促したること等は相當大なる效果を擧げ得たりと信じます。

要するに現在有權者の多數は、議員候補者の演說會に出席するもの僅少且つ選擧公報、其の他の選擧に關する文書等に對しても、關心を持たざる關係か候補者の人格識見等を自ら判知し得ざるものあるが如きが故に、之が適當なる對策を講ずる方法を研究することが最も必要なることと存じます。

三、肅正運動を主題としたる感想文

品川區役所　磯部孫治

最近に於ける選擧肅正運動ほど大きな國民運動は未だ曾て無い事であらう、全く國を擧げての一大國民運動であつた。其の運動方法に至つては實に至れり盡せりであらゆる手段を講じ或は印刷物或は講演乃至は映畫立看板ポスター等々内に外にこれでもかこれでもかと許りに大衆に呼びかけた。

選擧間際になるにつれ國を擧げて只選擧肅正一色に塗り込められた有樣であつた、淘に壯なる極みと云はねばならぬ。

肅正運動が斯迄も國を擧げての大運動となつたに就ては岡田内閣が其の政綱中の重要なる一項目として之を提唱導き實行に努力したに起因する事は勿論であるが又國民一般が現下選擧界の腐敗に漸く覺醒し之が厳正の必要を求めつゝあつた時流に適合した運動にも因ると云はねばならぬ。

斯うした運動と併行して二回の衆議院議員總選擧と數回の地方議會の改選とが執行された。其の結果に就ては國民等しく刮目して待つた處であつた。然るに内務省、東京府、或は東京市又は新聞紙等に依つて報ぜらるゝ處の資料を綜合して見るに果して幾何の效果が齎らされたとも具體的には認められない。抽象的に論ずるならば甲者の觀る處と乙者の觀る處と必ずしも一致するものでなく隨つて幾多の異論も生ずる譯である。

さり乍ら本運動に依り從來政治に無關心であつた國民に政治の何物であるかを理解せしめ議會政治の進むべき道を指示し國民政治教育の度を渺からず向上せしめた事は否めない事實であらう、同時に今や肅正運動は一般國民の常識となり國民道德となりつゝ有る事は本運動が齎した最大の效果として何人も認める處であらう。

然るに最近の新聞紙の報ずる處に依れば「選擧違反の爲失格する議員の數は二十名を越すであらう」との事である、關係當局の發表ではないから此の一事のみを以て事を斷ずるは早計ではあらうけれども愕然たらざるもの果して幾人かある日暮れて途遠しの感を一層深うするのである。

蓋政布かれて既に五十年選擧界の腐敗も決して短期ではなかつた從つて之か廓正も三年五年の歲月を以て容易に達成し得るものではない二十年三十年の將來を目標として國民に根本より完全なる政治教育を施すと共に臨床對應策として絶へず選擧肅正運動を繼續して國民の猛省を促しつゞけねばならぬであらう。

選擧入場券の表に黑々記された「聖旨奉答この一票」の一語に慚じざる選擧の行はれん事を切望して已まぬ。

四、更に戰線を進ましむべし

石井豐七郎

(一)、官民の協力による選擧肅正の共同戰線を破つて、尙全國的に選擧違反を出したばかりでなく、範を地方に示すべき我が東京府に於ても、相當惡質の犯罪被疑者が檢擧せらるゝに至つたことは、まことに遺憾至極であります。併し、私共多少なりと選肅運動にたづさはつた者から見れば、該運動は、斷じて徒勞ではなかつた。そして、將來も亦徒勞ではないと、思ひます。從來選擧に關する犯罪を一種の政治犯のやうに心得てゐた考へが、近頃は變つて來て、一般市民も此種の犯罪を指彈する傾向を有するに至り、關係者も、勢の乘ずる所から、過つて法に觸れるに至つたことを悔いてる向も尠くありません。之は確かに革正の曙光でありませう。此邊で匙を投げて、今後の行進を思ひ止まるやうなことがあつてはならない。モツと〳〵持續的に。戰線を進むべきものと思ひます。

(二)、さなきだに、選肅運動は、官憲の手先きの仕事と誤解され易いのでありますが、殊に這次の總選擧に際しては、現政府の御用運動にしか過ぎない、としてゐた向が相當多かつたと思ひます。私は、今後も選肅運動は繼續すべきものと主張するものでありますが、選肅は、必ずしも官閥の御用でもなく、政黨の後援でもなく、公正にして明朗なる立憲的の運動を以て國家に貢獻せんとする誠衷に出でたるものなることを、ハツキリと、大衆に認識させることが必要だと思ひます。

(三)、棄權は、立憲國民の義務違反に相違ないのでありますから、選肅運動が政治教育の一部を成す意味に於て、棄權防止に努力すべきは當然でありますが、肅正の直接なる對象は不正なる選擧運動の所產たる「棄權」の防止であらねばなりません。ですから、單に棄權の多少を以て、選肅運動の效果を評するのは適當でないと、思ひます。むしろ其の棄權增率の主なる原因を檢討して、若し法制の缺陷に在りとすれば、其の缺陷補正の促進が必要だと思ひます。でなければ、他の都市に其の例を見るやうに棄權率は減少したが、無效投票が多くなつたり、不眞面目な投票が多くなつたりすることになつて、其の實質は却つて低下したことになりませう。

(四)、肅正講演會等の場合に、選擧に關係ある映畫、紙芝居等を聽衆に示すのも、惡いことではない、と思ひますが、唯聽衆狩り集めに苦心して、下劣な餘興を加へることは面白くない思ひます。街頭に、十字路に、何かの趣向で注意を惹起することも、固よりふさはしいことですが、あまりに低級ないろ〳〵なものを飾り立てゝ、選肅を御祭り化することも、考へものであらうと思ひます。恐れ多くも、勅語又は上諭を捧讀し、又は國歌を合唱し、厳肅な氣分で、眞劍に語り合はうとする人達は、必ず眉をひそめて、席に在るを喜ばないでありませうし、一般をして、選肅を化粧品の廣告や、カフエーの開業祝と同視せしむるに至りはしまいか、と憂へざるを得ません。

(五)、選擧後の情勞を一般に周知せしむることは、極めて時宜に適したものと思ひます。けれども數字の統計等は篤志の人以外に顧みられないものですから、成るべく大衆に判り易いやうに、簡明な色摺りの圖解でも作つて頒布することにでもされたいと思ひます。之には勿論、有權者棄權者の割合、候補者の別、選擧違反として檢擧されたものゝ種別、(判決確定を待つと可なり時日を要しますから)圖解作成までに檢擧者を見なかつた區、町、村、候補者關係の類を一見して頭に這入るやうに示されたら必ず相當な效果があらうと考へます。或る時期にはさうしたものをポスターにして隨所に揭げるのも妙でありませう。

五、選擧肅正運動に對する感想

大妻コタカ

一、今回の衆議院議員總選擧には官民及び諸團體の一致協力した肅正運動のために、ある程度までの成果を敢めて居るものと思ひます、尤も私共の期待して居ます點までは、未だ遺憾ながら達してゐませんけれど、この運動は今後とも機會ある毎に力說高唱して、百尺竿頭一歩を進める氣もちで初期の理想實現のために努力して戴きたいものと存じます。

一、但し地方的には未だ相當の選擧違反や、醜くい事實も伺ひますから、先づ帝都が總ゆる點の模範であると云ふことを率先して示したいものと存じます、この點より考へましても、府當局及府民たる誇りを持つ私共は益々この運動に誠意を捧げて理想の實現に邁進したいものと思ひます。

一、府當局の活動は、宣傳にポスターにパンフレットに相當に府民の良心を肅正し、激勵し指導したことを信じ感謝してゐます。

六、肅正運動を省みて

河口愛子

今度の衆議院總選擧を目標とする選擧肅正については、大に興味と誠意とを以つて運動いたしましたが、矢張り前回よりも多かつたことと察しては居りますが、一度より二度、二度より三度と今後も尙ほ運動を續けることによつて、最も效果の大なることと信じます。

私は小石川高等女學校々長として、生徒を通じ又婦人參政同盟理事長及婦人市政研究會長として會員を通じて、各父兄及び其親戚緣者友人知人使用人並に出入の商人に至るまで肅正選擧並に棄權防止の運動を、極力實行いたしました、體驗上常に怠らず此運動の氣持を生徒、會員は勿論各家庭及び各方面に至るまで、普及宣傳する必要があると認めますので、今後益々此氣持と運動とを忘れぬ覺悟であります。右は簡單ではありますが、感想の一端を申述べます。

七、衆議院議員總選擧を顧みて

警視總監　横山助成

兼に施行せられました衆議院議員總選擧は肅正運動の效果が現れましてブローカー其他の惡質犯罪が減少したことは國家の爲め洵に慶賀に堪へないのであります。然しながら未だ惡質犯の跡を絕たざるものあるは更に引續いて選擧肅正の緊切なることを思はしむるものであります。

從來に比しまして棄權率の多かつたことは最も遺憾とする所であります殊に全國的に見ましても大都市に棄權が多かつたのであります。併し之れは一概には申されないのでありまして已むを得ざる事故に依るものも少くはないと思はれますが都市の所謂インテリ階級と稱せらるゝ人々若い人々或は工場或は會社に勤めてゐる人々の政治運動に對する認識を深むるの必要も亦あることを感ずるものであります。

今回選擧取締の任に當りました私達の立場に就きまして申上げ御參考に供したいと思ひます。

選擧が自由公正に行はれますことは政治の公明に行はるゝことでありましてその公明を缺く根源は不正なる選擧運動に因由することは今更申上ぐるまでもなく明らかなる事實であります。

故に選擧の自由公正に行はれます樣惡質犯の檢擧に就きましてはその徹底を期したのであります。從つて形式犯に對しましてはこれを論示して再び繰返さしめざることに努めたのであります。

然しながら形式犯と雖も注意したにも拘らず之を繰返して自己のみ有利ならしめむとする者に對しましては選擧の公正を保ちまする上に於きまして放任することが出來ませんので檢擧したものも少くなかつたのは遺憾であります。

選擧の切迫に伴ひまして興奮狀態に在りますことは免れないのでこれに適應する合理的取締を爲したのでありますが不正なる行爲は決して默過することは許されないのであります。然るに選擧運動の實際を顧みますると甲が買收したから乙も買收したといふ話の樣な事實があつたことは如何に競爭して勝たねばならぬとは云へ寒心に堪えないのであります。希くは來るべき選擧に於きましては斯の如き謬れる觀念を抱くものなきを希ふものであります。

多忙なる職業に在りまするにも拘らず選擧肅正委員の方々を始め市民諸君の熱心なる選擧肅正運動は漸を逐ふてその成果を擧げつゝありますることは洵に感謝に堪へないのであります。

何卒邦家の爲め將來の選擧に際しましても御努力あらんことを切に望むものであります。

八、肅正運動に參加した感想

東京婦人美容協會　高橋里子

四月廿九日は私達婦人團體として總選擧肅正運動の最終の日であります。我協會は營業團體である爲、編輯員が代表として參加致しますので、定刻迄に市廳舍に參集、樓上で注意條項を說明され、「棄てるな一票、選べ人物」と染めた襷を左方からかけ、受持の部署を定め、四十臺の自動車に約五名宛分乘し、宮城前廣場へ行列を進行した。此日は一天萬乘の大君の天長節、大禮服に威儀を正した顯官、は自動車を驅つて二重橋より參內する、天壽萬歲を祈念し奉る民草は、廣場の此處彼處に三々伍々、物々しい我々の自動車行列に驚異の眼を向ける。新聞社のカメラ班はパチリ〳〵とやる。大變な見物ね、ほんとに壯觀ですわね。などゝ大得意の連中もある。自分はこんなに物々しくデモンストレーションをやらなければならぬ程、肅正の必要のある事が先づ恥辱の樣にも感じた。だが曉春の輝く太陽の下を同志の人達と歩む事には快よい興奮を覺へた。銀座四丁目から左右に別れ、自分共は大森區、先づ大森驛、洗足、玉川を目標として行く、大妻高女の方々と同車である、大森驛で降ねて用意の印刷物、マッチなどを手早く、リレー式に一まとめにして、よろしく御願ひ申ます。の簡單な言葉、態度は飽く迄丁寧に一種の後援す事にしたが、何れも思つたより眞面目に默禮して受取り、中には御苦勞樣ですね。と挨拶きへして行く人も多かつた。殊に氣持よく感じたのは、驛の出札口に近い所へ荷物を持ち込んだが、驛員は微笑して邪魔にならねばよろしいでせう、と便利を與へて呉れた。こちらでも此驛に勤務する人の數をきゝ、窓口からどうぞ無駄になさらぬ樣充分に目的を達せしめて下さい、とマッチや印刷物を入れたが、一寸頭がよかつた、と自分で感じた。此驛前に居る車夫二十五名これも立派な有權者、此人達にも、又裏驛に陣を替へて一しきり、此附近丈で殆んど時間が來た、自分は五時迄に行く約束があるので、躊躇大妻高女の先生に頼んで置たので後を御願ひして歸つた。

自分として感じた事は、最初から手頃よくする事、受持ちを定め全員一致協力に依る效果の大切なる事を今更ながら體驗した事。

こうした婦人の運動に對し割合に理解のある事等である。

九、名譽職に違反嫌疑者の多かりしはか何故

城東區選擧肅正委員　下河原金平

肅正選擧を實施致しまして當城東區としては第五回目の肅正選擧であります。第一回の肅正選擧は一般民の自覺の足りない所と我々肅正實行委員の至らざる所でありまして非常な選擧違反を出しましたがこれは選擧肅正實行委員でありますが私共にもその幾分責任があるものと思ひます。第二回目より選擧違反は少なくなりましたが棄權率が多くなりましたので我々肅正委員は主として選擧肅正に努めたことは勿論でありますが棄權防止にも奔走したものであります。今回の第五回目の選擧棄權率は比較的少なくなりましたがこゝに驚くべき違反嫌疑者を出しましたことは私共選擧肅正實行委員の立場から申しますと實に殘念なことゝ思ひます。選擧違反の嫌疑者はその罪にあるとなしとはこと裁判に屬することでありますからこれは別と致しまして國家國民が總動員にて實行致します肅正選擧を五回も執行致しまして尙五回目に當り違反嫌疑者を多く出すといふことは第一に國家の恥辱と思ひます。この嫌疑者の大半が名譽職の現職にあられるといふことが私は實行委員として甚だ面白くないのであります。何が爲に名譽職から多くの違反者若くは嫌疑者を出すといふにこれは候補者自體が眞に自分の力のみにて選擧を行はんとする決心が少なく多くの選擧委員そのまゝ得票を自己の得票にせしめて當選以外は何物も省ずその局に當るからであると思ひます。名譽職の現職にあるものは必ずその者の得票があるのであります。

眞實の選擧肅正を候補者が考へてその局に當りますれば選擧違反は勿論出ないのでありますがその代り他人の得票を得ることが出來ないのであります。

私共城東區としては前回の選擧第一回の選擧以外には名譽職の現職にあられる方の違反嫌疑者が少ないことを非常によろこんで居りましたのであります。少なくとも小さくば區民市民府民等の代表者たる名譽職が違反嫌疑になることは餘程考へなければならん問題と思ひます肅正選擧の選擧實施に當りまして今回の衆議院議員選擧に甲の候補者は演說會の開催について引き札を一般演說會場附近に配布致す者あり乙の候補者は演說會場より三區もはなれて里程になほすと三里もさきに何千枚といふ演說會の引き札を配布したる如きは演說會の引き札に制限なく區域に制限がないといふ所からかゝる選擧を執行するのであります。演說會の張り札が一會場について三十枚と制限致しましたる以上は引き札も枚數を制限すべきのが當然と思ひます。假に引き札に枚數の制限がなくとも張り札が制限してある以上は候補者なり事務長なりが肅正選擧といふ事と考へて居られたら田舍ならばいざ知らず一候補者が何十回と開會する演說會の引き札を三里も先までまくといふことは法規にはありませんが肅正選擧としては面白くないと思ひます。第一に肅正選擧は候補者の肅正に對する自覺と第二には名譽職が自己の得票を其の候補者に與へんとして其の違反嫌疑者となることを避けべき自覺が急務と思ひます。肅正選擧の本旨とする所は眞に力のある眞に得票を有したる者を選ぶのが目的と思ひます。私は第五回目の肅正選擧に當りまして實行委員として違反嫌疑者の多かりしことは私共の力足らざることゝ思ひ益々肅正の實を擧ぐべく慾さなければならぬと思ひます。今回の選擧に當りましていさゝか感想を申し述べます。

一〇、選擧肅正の事

豐山中學校第四學年A組　西山喜代志

僕等四、五年生は先日、衆議院の選擧の行はれる前日、小石川區役所の投票所を見學に行つた。

古びた階段を上り切ると、いかにも選擧を行ふのに、適當する樣な、落付いた薄暗い室が有り投票する人を調べる所が設けられてゐた。側には改札口に似た樣な仕切がしてあり、向側の候補者の氏名を書く所に通じて居た。其の前には投票箱が如何にも嚴重さうにどつしりと置かれて居て、周圍には立會人の椅子があつた。

說明して下さつた方の云ふには記載箱で候補者の氏名を書き投票箱に投函するさうだ、盲目の人も點字によつて書くさうである。盲目者ですら此の樣にするのに、況や常人に於て棄權すると云ふ事は良くないと思ふ。盲目者は不自由な身を以つてわざ〳〵投票場迄出かけて來て投票をする、其の心程尊い物はない。苟も立候補した者が選擧違反をすると云ふ事は、其の尊い心掛を疵つける樣な物であると思ふ。

此の間の市會議員の選擧の際、豐島區の投票場である母校の前を通つた時、丁度其處へ六、七十がらみの病氣上りらしひ、ひよろひよろした老人が、老人の妻らしい人に手を取つてもらひ杖を頼りによぼ〳〵とやつて來た、僕は思はず立止つて、其の光景を見て居た。すると老人は、よぼ〳〵と手を引かれながら母校の投票場へ入つて行くではないか、其の時僕は目頭が熱くなるのを覺へた。

此の樣な思ひをして迄も投票をすると云ふ人がある、選擧違反等は考へられる問題ではない。まだ〳〵此の他に此の樣な例はいくらも有ると思ふ。

此の間の市會議員の選擧から、候補者がただ、地位、名聲を得んが爲に立候補して居る樣な事を僕は時々考へて見る。

四月三十日に行はれた衆議院の選擧の違反が續々と上げられて居る、今日の新聞を見ても「選擧違反日記」と大きく見出しが出て居た。

僕は早く此の違反の續出しない樣な選擧方法の考へ出されん事を望んで居る。

一一、選擧肅正に就いて

豐山中學校第四學年C組　猪川久郎

四月二十八日午後、我等四五學年一同は、選擧日を眼前に控へて、用意萬端整つた、小石川區役所の投票所を見學したのであるが、投票所へ入つて第一に眼に映じたのは、「選擧肅正」「清き一票を投ぜよ」のポスターであつた。近年我が國に於て、選擧の行はれる毎に、選擧肅正の聲が全國津々浦々に起り、官民協力して肅正選擧を强張し、東奔西走、日また足らざるの狀、未だ選擧權を有せず、日夜、孜々として、刺苦蟄驚せる吾人と雖も、聲援を禁じ得ない。一體、選擧とは正しき人を選出することである。そして、參政權を有する國民の意志を代行する候補者を、帝國議會に送り、天皇御統治の下に、政府と協力して、御輔翼奉り、國家の福利增進を圖らねばならぬ。かるが故に、民意を代表する候補者、即ち、代議士を選擧する、つまり　畏くも　天皇陛下より賜はつた、一票を行使するに當つては、極力、其の適否を確め、博識淸廉の士を選ぶべきで、私利私慾に左右せらるべきではないのである。この事が有權者の自覺に依つて正しく、行はれて居たならば、何の肅正の必要があらうか。然るに近年往々にして、私利私慾に眩惑せられ、尊き一票を買收し、或は買收せらるゝ者、多々あるのは、世界一等國民として恥づべきではあるまいか。自己の誠意を、金品に代ふるのは、はや、人間の行爲ではあるまい。尊き一票を淸く行使してこそ、國民としての義務であり、陛下への御奉公である。あらゆる不法行爲を以て、尊き一票を得た代議士は、はや、民意を代表して、國政に參與するの資格無き者ではないか、若し、かゝる代議士が議會の多數を占めたならば、邦家の前途は火を見るより明かである。そは自滅である。

又紅白の幕で張り廻らされた投票所に入つた有權者は、正面の國旗に何を感ずるのであらうか。否投票日に於て、目拔の通りに建てられた肅正塔、軒並に揭げられた國旗、町の隅々に貼られたポスター、或は、いたいけな兒童の書いた選擧肅正に關する習字等々、是等を見た時、有權者は、自己の行使する一票は重大にして、且つ責任の重大なる事を感ぜざるを得まい。然るに其の效もむなしく、この度の選擧に於て、違反數は、はや七百六十何件、如何に國民の肅正に關する無關心さと愚かさを、如實に暴露して居るかゞ解り、實に國辱である。現に今我が國は非常時である。外に、日支、日露等の外交上の種々な問題、或はスペイン動亂に於ける列强の微妙な動き、又は、尨大なる軍事費に依る列强の軍擴熱、それに依り、ヨーロッパは噴火山上にあり、何時爆發するやも計り難い危機に瀕しつゝある等、內に於ては、數度の政變、政府と政黨の對立、それに依る政治の澁滯、物價の騰貴、それに依る國民生活の不安、或は思想界の混亂等々、實に我が國は內外共に、多事多難明治維新を雰霧せしめるものがある。見よ、太平洋の波は碎けよとばかりに島帝國に押寄せ、極東の風雲は急にして、嵐の前の無氣味さがある。故に此の時に當り、先づ內政を充實一致團結し、多事多難な時局に處する。故に國民は益々自覺して、私利私慾に眩惑される事なく、正しき選擧を行ひ、良き議員を議會に送らなければならない。

一二、選擧肅正

蒲田尋高小學校第四學年三組　石橋久代

選擧のある頃には、町の角々や、區役所、學校、停車場など目につく所はどこにも選擧肅正のポスターやかんばん等かけてあります。

私は一二年の頃は選擧肅正とはどんなことだかさつぱり分りませんでしたが、此の頃そのわけがやうやく分つて來ました。

私たちのお國を立派にするには、正しい政治をとる人がなくてはなりません。この人ならほんとにお國のためによく働いて下さる立派な方だと思ふ人を、大ぜいの男の人が選擧する事で、お國のためには一番大切な事です。この選擧の時に選擧しないことを「きけん」といふのださうです。

東京府の方もみんなが正しい選擧をする樣に、色々と御心配なさつていらつしやいます。去年も府會議員の選擧がありました。其の時など私たち學校の生徒に、選擧双六を下さいました。選擧に行つた人が日の丸の旗をいたゞいて來て、双六の上りの所へその旗をはつて學校へ持つて行つたのです。此の時もお父さんは

「正しい選擧をきけんのない樣に、東京府でもなか〳〵よく考へて双六をこしらへたね。」

と感心していらつしやいました。此の間は衆議院議員の選擧がありました。學校からポスターを、いたゞいて來て、「明日は投票日です。」と書いて私は前の電信柱

にはりました。

選擧の日お父さんに

「選擧に行つて來た。」

と尋ねたら、

「今行く所だ。」

とおつしやつたので安心しました。しばらくするとかへつていらつしやいました。

「だれを選擧したのですか。」

と聞きますと、

「名前は言はれない。國のために働いて下さるえらい人を投票したのだ。」

とおつしやいました。

翌日學校でお畫のニュースの時今度の選擧はきけんをした人が多かつた事を聞きました。お父さんも新聞をごらんになつて、

「衆議院議員の選擧は大阪と東京が一番きけんが多かつた。これはどうも困つた事だ。」

とおつしやつていらつしやいました。天皇陛下のおそばに居る東京の人たちがこんなにきけんがあつてはほんとに申わけのないことだと思ひました。これから選擧の時には、皆立派な人を正しく選擧する樣に一人もきけんしない樣に、私たちも力を合はせてお手傳ひしたいと思つて居ります。

一三、選擧肅正

同校高等科第一學年二組　佐藤一男

いよいよ投票だ。

家の前を通る、計器の社員がいつもと違つて少ない出勤前に投票に出かけた爲であらう。

しかし出勤を急ぐ人の列で絕えない。

男が行く女が行く、青年が行く年よりが行く。皆高聲で選擧の事や其の他色々のことを話しながらにぎやかに通つて行く。と薄青いレインコートに茶色のソフト帽をかぶつて黑い細手のステッキを持つた四十歲前後の人が電柱にはつた「必ず投票」のびらに氣づいたのであらう。感がい深い目つきで隣の人に「子供がこれまで熱心なのだから其の心も少しは買つてやるさ。」と云ひながら僕の顏を見て「につこり」笑つた。僕もはつと思つて笑ひかへした、其の瞬間相手の高い品格に氣づいたと突拍子もなく「小父さんきつと投票してよ、會社へ行つたら皆にさう云つてね」と口から出てしまつた。

胸はどき〳〵して、うれしいんだが、恥しいんだか何とも云へぬ異樣な感じにしばらくぼんやり、今の人の後姿を見送つた、今の言葉普通に考へたらとても恥しくて口から出ない、それがあの瞬間何のちゆうちよもなく口から出たのはまさに心の底から湧き出た眞實の言葉なのだ僕の云つた事ほんたうに實行してくれるかしら、お金持らしかつたが家は何處なんだらう、子供があるのかなあ、遊びに行きたいなあ、等種々の事を考へながら店をはいてゐると、果して今朝の人が來た五六人でかたをも組まんばかりに、元氣よく高聲で話しながら行く、彼の人は見も知らぬ、僕の云ふ事實行してくれたのだと思ふとなつかしさが增した、今行つた、人達は東京を、日本を立派に世界の模範ともすべく、理想に燃えて投票所へ急ぐ人なのだ、僕はうれしくてたまらなかつた。

然るに其の役票成積は何と云ふことだ。

僕達兒童が世人が役人があれ程驅命になつて戰つたが遂に無智な人の爲に敗けてしまつたのだ。

翌朝の新聞を見た瞬間選擧戰はたう〳〵敗れたのだと思ふと、かつと顏が熱くなつたそれは何に對しての委であらう。

一四、選　擧

同校高等科第二學年八組　羽切光子

「皆さんも知つて居るやうに、又選擧が始まりますね。此の紙を上げますから投票日の前の日に『明日は投票日です』『必ず投票願ひます』と書いて人目につく樣な所にはつて下さい。」

青くふち取られた紙を先生からいたゞいた。

「よく選擧があるのね——」

友達と話しながら、紙と先生の顏を代る〳〵見くらべた。

「プ——」

と、サイレンが暮れかけた夕モヤを破ぶつて、けたゝましくひゞいた。

「左樣なら」

友達と門の所で別れて、ほこりまみれになつた自分の靴を見て歩いてゐると不意にどんとぶつかつた。ぶつかつたけれどもいたくない、見ると布ばりの看板で選擧の候補者の名前が書いてあるのだ。

「もう出て居る。今朝くる時はまだなかつた。これら看板に書いてある人の中でどの人が一番よい人かな」

五六枚太く、細く、或は漢字假名文字。樣々に書いてある、名前を見ると、何だか其の人の性質が、わかる樣だ。

いつも登校する時に、時計を見る弘喜屋の車屋さんの時計を、ちらりと、のぞいて、又すた〳〵と、曲り角まで來た。

見ると川の淵の電信柱に、やつぱり學校の門の所で見た、看板が立つてゐた。

「お前又選擧だね」

「そうですね――議會がうまくいかないのでせう」

五十位の品のある、おばあさんと、其の息子らしい大學の角ぼうをかぶつてゐる學生さんが私の前を通り過ぎた。

「只今」

元氣よく玄關に入ると、候補者の推薦狀が來てゐた。何から何まで選擧づくめだ。

なぜこんなに、選擧々々と、さわいでゐるか、これは今更言ふまでもない事だと思ふ。

天皇陛下から、いたゞいた名譽ある權利を無にする事は、國民の恥だ、大きく言へば、國の恥である。けれども中には、

「やれ面倒だ」

「やれうるさい」

と言つて、多い區では半分以上も棄權する人がある。この前の選擧では蒲田區等は特に多かつた。かういふ事は實に殘念なことである。

「自分は日本人である」と言ふ人はとぞつて日本のためならば命もいらぬと言ふやうに國を愛する心掛が強くなければならない。

其の心が日本全國の人々に皆あつたから此の上もないよい國になりませう。

「大海の水も一滴から成る」

と言ふ諺にあるやうに、一人がよくなれば皆がよくなる。

そうして爭のない平和な國にしたいものである。

そして私達も尙一層よい人となつて、お父さんお兄さん、つまり選擧權のある方によい選擧をしていたゞきたいと思ふ。

一五、感　想　文

相生尋常小學校第六學年二組　鈴木一夫

去月三十日は投票日であつた。

僕の家のへいのそばの電信柱には蒲田區の候補者の立看板が立てあり又「模範選擧は東京から」などと書てある紙がはりつけてあつた。

僕等は學校からもらつた紙に「明日は投票日です」とか「必ず投票ねがひます」などと書いてはる事になつてゐる。僕はこれも日本のお手傳ひであると思つて一生懸命になつて書きそれを人目につきやすい所にはつてをきました。父に聞くと蒲田區は非常に棄權をする人が多いといふがそんな事では區の名譽をけがす事になる、僕等が大きくなつたらきつと棄權をする人がいなくなるやうにしてやると思つた。

一六、感　想　文

同校第六學年二組　宇佐美久雄

町も村も市も日本中選擧で大さわぎだつた。立こうほした人の名が新聞によく出た。

選擧違反が時々新聞に出て。選擧しゆくせいと書いたアドバルンや「理想選擧は帝都から」等と書いたポスターが其所此所で見受けられた。違反は其の當時は少くて今頃になつて多くなつたのはどう言ふわけだらう。僕たちは選擧のことには何の關心も持つてゐなかつたが僕たちが選擧のことを書いたポスターをはつたりして大きわぎをしたのにまだ違反があるのはどういふわけだか大人の氣持は僕にはさつぱりわからない。當選するのはうれしいだらう、けれど不正なことをやつてまでも當選したいといふのは間違つてはゐないかと僕は思ふ。何にしてもこれから後の選擧の時は皆正々堂々と戰つて當選してもらひたい、これが僕の大人に對する願ひである。

一七、選　擧　場

小石川黑田尋常小學校第六學年二組　水島保子

私は四月二十九日、天長節の式がすんでから先生と區役所の選擧場を見にいきました。

選擧場の階段を上りながら、うれしいやうな、又自分が選擧するんじやあないかしらかどと考へたりしてゐる中に選擧場の入口まで來ました。私はもう胸の中がどきどきして來ました。床にはむしろが敷いてありました。選擧場の中に入ると机がたくさんならんでゐて向ふの左右のはじに兩方のかこひのしてある机がたくさんならべてありました。あんなかこひのしてあるのをどうするのかしらと思つてゐると說明をして下さる方が「これは選擧をする人が書く机でこのかこひはとなりの人が見えないひやうにするためのかこひです」と申しました。私は日本の女の人は外國の女の人は選擧が出來るのだなどと話してをりました。選擧が出來ない、だから自分がいくらあの人がよいと思つても其の通り出來ないなどと考へてゐる中に說明人は目くらの人が選擧する事をお話になりました。目くらの人は字が書けないからてん字でいたします。私は目の見えない人にまで選擧させて下さることを、ほんとうにうれしく思ひました。それから投票用紙も見せていたゞきました。選擧場の中央には大きた箱がありました。それはきつと投票用紙を入れるのだなと、思つてゐると、說明の人が「これは投票函と言つて投票用紙を入れる函です。」とおつしやいました。やつぱりそうだわと思つてゐると、「選擧が終つて其の日の夜は夜どうしおまわりさんが五六人で守つてゐるのです」と申した時私はおどろいてしまひました。なんでそんなに大事なのかしらと思ひました。私は選擧する人が書く机をいたづらしながら、目の見えない人や、病氣の人まで、たすけけられながら來ることを考へて、丈夫な人は決して棄權してはいけないと思ひました。

一八、選擧場參觀

小石川關口臺町尋常小學校第六學年二組　天野欣一

衆議院總選擧の日も近づいた四月廿八日小石川第一投票場の小石川區役所に第二の國民の我等が心得ておかねばならぬ選擧のことについて、選擧場を實地に參觀に行きました。

廊下を通つて二階に上ると机がならべてあつて一から十二までの番號が記してありました。此處は受付で選擧人の事柄を名簿と照合せる所です。一應係の方に說明して載いて選擧場に這入りました。

正面に大國旗があり大きな投票函が置いてある。

一段高い所に投票管理者等の机が置いてある。

機の方には筆を一つ〳〵くぎつた所が幾つもあつて筆と墨つぼがある。これは選擧人が投票用紙へ候補者の名前を書き入れる所であると係の方に教へて載きました、それから投票用紙について話し下さいました。投票用紙は折疊んだ時被選擧人の氏名の透視出來無い紙を用ひるのでどんなに選擧が正しく行はれなければならぬかといふことがはつきりわかりました。又盲目の方の爲に點字器がそなはつてある。其の外いろ〳〵係の方からのお話があつて最後にではこの「記載所の中へ顏を入れてごらんなさい」

とおつしやたので私たちは首を入れて見ましたら成程兩脇が少しも見えず、天井だけが見えるばかりです、すると誰かゞ「こんな所で試驗をするとほんとうの實力の試驗が出來る」といつて皆を笑はせました。

投票函の穴を見るとこの中に投入れる一票々々によつてよい候補者がなるか惡い候補者がなるかゞ極り又日本の政治のよい惡いがわかると想ふと知らず知らず僕の心はひきしまつて來ました。

今日選擧場を參觀したのは僕達が將來議員を選擧する時正しい考へを以て投票しなければならないことを心掛る爲であらう。

僕達が級長や副級長を選擧することも大人になつて候補者を選擧するのと同じであるから級長の選擧だからといつて輕々しく行つてはならない。級長の選擧を不眞面目にする樣になるから僕達は今から選擧といふことを充分注意して第二の國民として恥かしくない選擧をいたしませう。

一九、選擧場を見て

小石川明化尋常小學校第六學年三組　植草民惠

明日はいよ〳〵衆議院員の總選擧だと言ふので私達は前の日、先生方に連れられて小石川區役所の選擧場を見學に行きました。

學校を出かけると、道の兩側には、「鳩山一郎」「安部磯雄」などゝあちこちに、候補者の名前を書いてある立看板が點在してゐます。學校を出發して大分歩いたので、もう區役所に到着した時は足が棒のやうになつてしまひました。

中へ入つて見ると私達の歩く廊下、階段にはむしろが敷いてあつて、兩側には赤と白とでよつた布がてすりにまいてありました。其のてすりに沿つて進んで行くと五米平方位の大きさの講堂のやうな廣い場所に出ました。其所には區役所の人がゐてあれこれと說明してくれました。そして眞前には投票箱といふ大きな箱があつて、候補者の中、適當な人をえらび、其の名前を書いて箱の中に入れるのださうです。名前を書く所は他の人に見えないやうに一人々々仕切がしてあります。又向つて左のすみには目の見えない人が書くやうになつてゐる機械も備へ

つけてありました。色々むづかしくて私達にわからない言葉で書いてあるので、一々細かく説明してくれました。

私はこんなに色々な設備までして下さつてあるのに、棄權してはすまないと、つくづく思ひました。さうしてうちに歸つて早速お父さんに、棄權は決してしないで下さいとお願致しました。

二〇、選擧場參觀

小石川礫川尋常小學校尋常六年　藤本三幸

天長節の日のことだ、僕等六年生一同は四人の先生につれられて、小石川區役所の選擧場を參觀した。

赤と白との幕がはりわたされてゐる階段をのぼりきると、そこは二つにしきられてゐる少し進むと高い所にでた。上の方には一番二番と番號が大きくはつてある。そこへ事務を取あつかふ人が出てきて、一番二番とはつてある所を指さして「あすこは選擧をする人が選擧の紙とひきかへに投票紙をわたす所ともう一つは選擧をする人々をとりしらべる所です。」といつた。みんな口々にいろ〳〵のことをいひながら次の室に入つた。入ると眞正面には國旗があつてその前に投票箱があつた。横を見ると投票紙のかく大したものがあつた。そこには赤インクでいろいろの注意することが書いてある。そこでいろ〳〵のお話をしてもらつた。つぎにめくらの人のかく字の所へきた。係の人の說明によれば。めくらの人が投票紙をへんな金の板の下に置いて先のとがつた、きりのやうなものでこの紙をつきさすとそこへあとがつく、そのてん〳〵を見て誰々さんだといふことがわかるのだそうです。投票箱を前にして、横の方を見るとそこにはたくさんの札があつてみんな兩がはには高い板が立ててありました。こういふやり方をひみつ投票といふのだそうです。それから。立會人の話や投票の話をうかがつて、田口の方からかへりました。其の時僕はこんなしんせいな場所で惡いことをたくらんだり、たのまれ選擧をしたりするのはよくないことだと思ひました。そして、僕も大きくなつてから、僕は考の正しい、よい心をもつてゐる人を選擧しようと思ひました。

第二章　新聞記事拔萃

今回の選擧肅正運動の經過は詳細なる調査に基き、前記各篇に掲げられた通りであるが、又一方各新聞社が一齊に筆陣を張つて逐一報道せられた選肅の記事により次々と矢繼早に起された猛運動の經過を辿ることも亦興味あり且好個の資料たり得るものと考へ、主なる記事を拔萃編纂を試みた。

一、選肅本部の布陣

『明澄』の旗掲げて
六區の選擧長決る

府と市準備に大童

都下選擧の總元締の府地方課では三十一日解散と共に直に「總選擧への準備」に着手、全課員總動員で準備を進めてゐる、この選擧準備に並行して警視廳、市と協力して選擧陣のスタートを切るなど緊張した空氣が漲つてゐる、この中にあつて不在役票のための一區二百枚宛の役票用紙を發送、一方會議を開いて各區選擧長投票管理者を決定、又千四百萬枚の封筒書きに四十名を傭ひ入れるなど目まぐるしいばかりの大繁忙だ、決定した全市各區選擧長は左の通り

▽第一區　仲屋麹町區長
▽第二區　宮尾神田區長
▽第三區　川口日本橋區長
▽第四區　穴澤本所區長
▽第五區　馬場溢谷區長
▽第六區　田潤荒川區長

早くも『肅正』飛行

模範選擧は帝都から

府の準備

選擧肅正陣として警視廳と府では早くも三十一日午後四時半から一時間に亘つて花曇りの洲崎飛行場から田中一等飛行士操縱の飛行機を飛ばした、爆音を以て六百萬市民に解散を宣議させ選肅のスタートを知らせるためで、ネットには

聖旨奉答この一票、東京府、警視廳

と書いてあり、選擧對策に右往左往する前代議士連の頭上に示威運動を續けた。

更に三十一日から一週間東京府廳舍屋上に「模範選擧は東京から」警視廳屋上には「聖旨奉答この一票」のアドバルーンを揚擧し選擧肅正立看板三千二百本を街頭に立て小學生の手を通じてビラ百十萬枚を各家庭に配布することゝなつた。

あゝ忙しい市の準備

市の選擧本部の區政課では、谷川課長が直に府の虞橋地方課長と打合せを行ひ、來る五日の市會に間に合ふやうに選擧執行費約十萬圓肅正費約二萬六千圓の追加豫算を組その他各區長、庶務課長との事務打合せ、選擧長との打合せ、投票場、開票場の準備、更に各區へ直通の特設電話を一本づつ引くなどこゝも府地方課に劣らぬ忙しさである。

『肅選』家庭化

裏切る本據の力痴

一方選擧肅正本部も過去一年有半に亘る各種選擧を通じて選擧淨化に努め漸次實效ををさめてゐる際更に拍車をかけて理想的肅選を行はんとハリキツてゐる。まづ百五十萬枚のビラを兒童に通じて各家庭に配布したのを皮切りに六日には幹事會を開き翌七日には委員會を開いて知事諮問の肅正方策の具體案を答申、これに基いて八日からは一斉に肅正の街頭進出を開始する。

今回の肅正陣の目標は從來の如き上からの肅正を廢して下から即ち個人の發動的態度、自覺による肅正を求め家庭化運動に主眼をおき併せて、青年の公民教育の徹底を期し、極力立憲國民の義務を强調、棄權防止運動を行ふ。

これが達成のため警視廳、各種團體の協力を求め方法としては、館知事を陣頭に立てる肅選大講演會の開催知事告諭をはじめ目と耳に訴へて飛行機による宣傳アドバルーン、ビラ、立看板、大懸垂幕や風呂屋、理髮店にまで進出する嚮態、ポスター、マーク、映畫ラヂオ等が計畫されて居りなほ徹底を期するため市町村會議、選擧事務主任者會議、實行委員大會等を開催する等全機能總動員による活潑な活動を開始することになり準備は急速に進展してゐる。

青少年と婦人へ
肅選の協力を望む

府委員會の諮問答申

『理想選擧は東京から』をモットーとし解散と同時に肅正運動を開始した府選擧肅正委員會では今後の運動方針を確立するため七日府廳で委員會を開き、館知事の諮問『有效適切なる運動方策』に對し基礎方針として次の如く答申した。

(一)一般府民の選擧肅正に對する自覺を促進しこれを自主的運動にまで發展せしむるため各方面の理解ある協力を要望すること

(二)第二の國民たるべき青少年に對し公民教育を一層普及せしむるため今次の總選擧において進んでこれが運動に協力せしむること

(三)肅正運動の家庭化を一層徹底せしむるため婦人の積極的協力を要望すること

(四)府民の總意を遺憾なく反映せしめ得る選擧の實現を期するとゝもに選擧權は立憲國民としての義務なる所以の自覺を促進するため極力棄權防止につとむること

以上の方針に基いて次の如く實施する豫定である。

大講演會の開催△都市單位の講演會開催△選擧肅正實行委員大會の開催△新聞社、放送局、興行場との連絡宣傳△各種團體、同業組合などとの協力△生徒、兒童との協力△婦人團體との協力

このほか展覽會の開催、アドバルーン懸揭、飛行機による宣傳、肅正塔の建設など盛澤山である。

いそがしい館府知事

選肅本陣から

『理想選擧は東京から』と、全國に垂範の實を示さなければならン——と、館東京府知事、毎日のやうに會議を開いて、『一般府民の意敬並に選擧に關する觀念を啓發しよう』と大變な活動振りだ、七日は府選擧肅正委員會と參事會八日は別項の如く警視廳管下の署長を帝國ホテルのお茶の會に招待、九日は市區町村長會告示等々館さんのメモは餘白がない。

黑サージの洋服の胸には「肅選」のマークが輝いてゐる、鉛筆を倒りながらの話。

「何しろ、百三十萬以上の有權者だから公報送りの封筒書きだけでも大變さ——」と蓋夜參行の職員の仕事ぶりを述べた」

「肅正選擧は始めてだ、この前僕が選擧にたづさはつたのは鳥根縣知事の時だつたがその時は肅正選擧ぢやなかつたがネ、政友內閣だつた」

と今度も忙しいが政黨內閣下の選擧でないだけそれだけは氣苦勞ぢやといはんばかりの口吻だ。

「肅正選擧といふと、何かかう坐りなほすやうな感じを與へるがもつと氣が樂な感じを府民に與へる言葉がないもんかネ」

「選擧！　これが府民から搾き上つて來るもんでなければいかんネどうも官僚に引ずられて來てゐたやうぢやないか、この邊で自分で選擧をやるといふ氣持を持つて貰ひたいなア、つまり官民一致でこの肅正選擧をやるやうにネ、いゝ人を選ばなければな政黨もいゝ人物を出すことが得ぢやないか、それが國家のためになることだと思ふ」

と選擧の本質論を一くさり。

そしてお花見選擧の棄權率を心配さうに——

「どうだらう、今度の解散の趣旨が選擧民によく徹底してゐるだらうか……市會議員のはあまり芳ばしくなかつたさうだネ」

と續く選擧に對しての「市民の熱」の程度をどう測定していゝのかといふ顏である。

一般物價の値上りでこの肅正選擧費用もまた三四割方もかさんだ、約二十五萬圓の豫算だ、メモを出しては

「えゝ投票用紙は一枚五厘のが七厘五毛に値上で、それから……立看板なども數が多いんでネ」

といつたやうな細かいところも見せ、古びた府廳舍の窓から春空アドバルーンを眺めて靜寂の間を吐いた。

署長を招いて取締の懇談

八日午前九時から警視廳で開かれる選擧取締についての署長會議終了後、館府知事が全署長を午後三時帝國ホテルに招待してお茶の會を催し同問題について懇談を重ねることになつた。

淨化の鐘は鳴る

十二日から『肅正强調週間』

空からも呼びかく

漸く白熱して來た東京都下の逐鹿戰に對して府、市、警視廳では協力して肅正選擧の實をあげるべく來る十二日から一週間を選擧肅正强調週間として三機編隊の宣傳飛行、都下全湯屋へ選肅のれん、各デパートへ大懸垂幕を揭げる等大大的な宣傳を行ひ肅正の徹底を期してゐる、主なる運動は次の通り

府の肅正實行部　▽宣傳飛行　三機編隊の飛行機を一時間に亘つて飛ばす　▽肅正のれん　都下三千軒の浴場全部に、幅三尺五寸長さ六尺、櫻花に選擧にあらはせ日本精神と書いたのれんを十二日から一齊に揭げさせる　▽デパート宣傳　各デパート屋上から長さ六十尺に及ぶ肅正懸垂幕を揭げ、飾窓には肅正裝飾を施す　▽その他　理髮、結髮業者に肅正マーク、大講演會（六ケ所各團體の街頭宣傳、ポスター等々

市の選擧肅正部　▽市長のレコード吹込　牛塚市長が選肅に就いて市民の自覺を促したレコード約五百枚を各所に配布する　▽ポスター　肅正ポスター約五萬枚を配布する　▽ビラ「投票はもう濟みましたか」と書いたビラ七十萬枚を作成投票日に全市の小學兒童を通じて配布する　▽その他　自動車により街頭宣傳講演會、映畫會等々

模範選擧は東京から

府の肅正運動

「模範選擧は東京から」と選肅運動に大童の東京府では八日午前十時から府廳內商工奬勵館に各部課長以下職員七百名が參集、館知事から

「選擧の中心が東京にある以上東京は他府縣に範を垂れねばならぬ、殊に職員は一般選擧民に對しても正しい選擧の自覺を促さしめる立場にある故、他から疑惑の眼を向けられるやうなことのないやう……」

との訓示があり模範選擧は先づ府吏員からと選擧運動に一層努力することゝなつた、なほ府の選肅實行部では選肅ポスター三萬枚が出來上つたので八日府下全般に配布した。

選肅のれん

錢湯に配る

府の選肅實行部ではさくら模樣に『選擧に現はせ日本精神』と染めぬいた選肅のれん三千枚を作り市內の錢湯の入口に吊下げて選肅をお湯の中まで持込ませやうと各錢湯へ配布した。

肅選の大評定

きのふ開かれた市町村長會議

館知事から訓示

總選擧に關する府下の市町村、區長會議は九日午前十時から府新館會議室で開かれ館知事から

「貴下にわたる選擧肅正運動の效果を見るに未だ十分認め難いものがあるから警察機關の嚴正なる取締による一方自肅自戒、進んで至誠を披瀝し立憲國民としての責務を全うするやうな信念を府民の間に發はなければならぬまた選擧事務の執行についても遺憾なきを期しかりそめにも世の非難を招くことなきやう留意されたい」

と訓示し藤岡總務部長、廣橋地方課長からもそれ〴〵所管事務につき打合せがあつた。

肅選の徹底へ

府立中等學校長に注意

府では十二日午前十時から府立各中等學校長九名を招き藤岡總務部長、白戸學務部長、廣橋地方課長らが出席、選擧肅正運動について協議したが選擧公會施設として各學校の人夫、小使らの勞務提供及び立札看板類の取扱ひに關し注意ありなほ朝會時または修身公民の時間には適當に教壇から生徒に肅正の意義をつたへるなど中等學校生徒の協力を得て一層肅正の家庭化を强調されたき旨を述べて正午散會。

街に湧る『肅選踊』

職業團體を動員

府選擧肅正實行部では選肅の徹底を期すため、さきに市議戰に際し愛市聯盟が各種職業團體を動員して愛市運動に偉效をあげたのに鑑み、今次總選擧にもこの運動戰法をとることになり、今十四日午後二時から日比谷公園內松本樓に各種職業團體幹部及び組合代表者を招いて、其の自主的協力方を懇請、運動方法について協議することになつた、動員される主なる組合は左の通りで

ドライクリーニング組合、料理飲食業組合、菓子同業組合、小間物商同業組合、浴場組合、デパート組合、商店街聯盟、美容術組合、東京瓦球業組合等

この職業團體選肅陣の放列は各組合の名案祕策の發揮だけに多彩でスケールが大きい、大體豫定されてゐる運動方法はデパート大商店が飾窓を利用して選肅店頭裝飾、デパート屋上から選肅大垂幕、美容理髮業者は一齊に胸間に選肅マークをつけて接客、浴場は選肅のれんを揭げることになつてゐるが、この外街頭宣傳隊組織、自動車講演等も計畫されてゐる。

理想選擧の第一聲

首相、內相街頭に起つ

政戰第二旬、全國の候補者も殆ど出揃つて戰況漸く酣ならんとするとき、肅選の大旗を揭げる選擧肅正中央聯盟では林首相を陣頭に肅選のポスター陣を總動員、東京府、市、警視廳と共同主催で十三日午後一時半から日比谷公會堂に大講演會を開催『理想の選擧』の第一聲をはなつた。首相の登場が人氣を呼んで正午には場內立錐の余地もない盛況、定刻藤岡東京府總務部長の開會の辭についで全員君が代を齊唱、館東京府知事の憲法發布勅語捧讀の後滿場の拍手に迎へられて林首相登壇、別項の如き講演、次いで河原田內相の『總選擧の意義と國民の覺悟』桑二檢事總長の『選擧肅正と選擧事犯』と題する各講演あり聯盟評議員前田多門氏が熱辯を揮ひ、牛塚市長の挨拶の後萬歲を三唱、トーキー映畫『躍げ日本の憲政』に選擧氣分を滿喫して同四時閉會した。

誠私奉公

首相演說要旨

今日我さきに我が國情に就いて考へるに、現下內外の事情は極めて多事多難である、克く此の重大なる時局に對處し庶政の奉行其の宜しきを制すると同時に、進んで國威の發揚と國力の伸張とを期するが爲には、今日我が國民たる者其の朝に在ると、野に在ると問はず齊しく責務の重大なるを考へて深く省察を加ふる所がなければ相成らぬと信ずる。

而して之が爲には全國民を打つて一丸と爲し、朝野の官民其の何れの地位に在る者たるを問はず、眞に一心一體と成つて一意率公の誠を致し、力を合せて時艱の克服に勇往邁進する覺悟を堅めることが最も肝要である、惟ふにこの總選擧たるや申す迄もなく長くも明治天皇の國民に對し大政に翼贊せしめ給ふ深き大御心により賜つた有難き責務である、殊に今回は國家重大の時機に際會し、國民を擧げて時局の打開に當らなければならない際に於ける總選擧であるが故に、此の點に一段と留意し、私を滅じ公に奉ずる底の眞に國家的見識を持つ立派な人々を

選出せられんことを希望して已まない。

一朝國家に事有る場合に於ては斃然身を斃して義勇奉公の念慮に燃ゆる所の我が國民が、獨り選擧に臨む場合に於てのみは過んで總選擧の本義を理解するに努めないばかりか、漸次選擧の公正を害する樣な行爲に出る者が多きを加へ憲政布かれて五十年の今日ですら、尙選擧肅正の必要を叫んで、國民の覺醒を喚び起さなければならないのは眞に遺憾に堪へぬ、國民の自覺を促して選擧に伴ふ弊害の一掃に努め、以て政治の根柢を淨め議會の刷新を圖り我が國欽定憲法の本義を顯現し健全なる立憲政治の發達を圖ることに向つて努力する事を頗る肝要と認むる。

政府は今回の總選擧を機とし從來に比し一段の熱と力とを加へ選擧革正の實を擧げん事を期して居るが、幸にして今や全國到る所に於て國民總動員の下に肅正運動が行はれつつあるのを見るのは誠に欣快に堪へない、希くは國民諸君は、よく今日の重大な時局を認識し、總選擧の意義に關し深く考慮を加へられ一票の動く所は畢竟一國の政治の基調であり、其の正しき行使が結局國政の消長に至大の關係を有つ所以を篤と考へられ、來るべき選擧に我々國民の則底深く流るゝ義勇奉公の精神を發揮するに一段と深く思を致されん事を切望する。

今次の總選擧こそ

府民、試練の重大時

けふ館府知事の告示

立候補者も一通り出揃つて總選擧も漸く高潮に達したので十三日館府知事から六百萬府民に對し左の告示を發し日比谷公會堂の林首相、河原田內相、泉二檢事總長動員の演說會と相呼應して各デパート、町村告示板、電車、バス內に貼り出して肅正效果をあげることゝなつた。

衆議院議員の總選擧に際し府民各位に告ぐ、議會の刷新を目標として衆議員は解散されました憲政の本義を發揚すべき嚴肅なる總選擧は來る三十日を期して執行せられます、今次の總選擧こそ更に一層肅正の實を擧げ、眞に醇正公明なる民意の暢達を圖り以て健全なる立憲政治の確立を期すべき重大なる機會であります、過去數次の選擧を經て選擧の肅正は漸くその緒に就き憲政刷新の曙光も次第に現はれて來たのでありますが、この際府民各位は深く時局に思ひを致し情實因緣に囚はれることなく高踏退嬰に墮することなく、益々選擧肅正の徹底を期し理想の人物を選出して國政に參與せしめ、以て翼贊の誠を竭し立憲治下の國民としてその責務を全うするの自覺と興奮とを振起しなければなりません、殊に各位は擧國の下に於ける府民たるの光榮に深く省みて眞に理想的なる選擧を行ひ全國の模範を示し、以て鴻恩に報へ奉らんことを切望して已まない次第であります。

昭和十二年四月

東京府知事　館　哲二

『眞心こめてこの一票』

府選擧肅正週間は昨十六日から開始された、府實行部ではあらゆる智慧を絞出して强調につとめるが、決定したプログラムは――――

小金井のお花見にアドバルーンを揭げていはく『眞心こめてこの一票』――花見客よろこぶまい事か『眞心こめてこの一票』と東京府、警視廳が空にはけふもアドバルーンをあげての奬勵にはテヘツ、醉はざるべからず』地元小金井町は御役人の頭のよさに有難涙をこぼしてゐる。

――艶つぽいところでは風呂屋の選肅のれん、これも十六日から府下一齊にかけられ、選肅マッチ五萬その他『子供の力で棄權防止』と字をいれた鉛筆百萬本が近く全兒童にくばられて、からめ手戰術も遺憾なく、更に明十八日の日曜日には三機編隊の選肅ネットを曳行した飛行機が大江戸の上空を市中から井の頭、小金井、立川方面まで飛來し空陸呼應し豪華な選肅强調を行ふ

肅正委員を動員し

棄權防止の第一聲

廿五日日比谷の集り

今度の總選擧は一般に氣乘薄で從つて棄權率の增大を豫想されるので府、市、警視廳では協力して選肅と共に棄權防止に全力を盡すこととなり、二十五日午後一時から日比谷公會堂に三千人の選肅實行委員會を開催、その席上特に棄權防止を强調することになつた、當日は河原田內相、鹽野法相も出席し一場の選肅と棄權防止に關する講演をする、同日午後三時からは宮城前に行進、恭々しく選肅を誓つて宮城を遙拜し更にこの中から二百五十名の代表が明治神宮に參拜して、選肅と棄權防止につき祈願することになつた、一般の防止運動としては、二十九日に六十萬の小學生を動員して生徒の自作の棄權防止ビラを街頭に撒布、更に投票當日の三十日には女學生十萬を街頭に動員「投票はお濟みですか」のビラを通行人に配つたり、貼出すさうである。

棄權增加の惧れ

館知事と選肅問答

早くも總選擧は第三期戰に入り言論、文書南戰に各候補者は白熱戰酣と云つた嚴然たる有樣を示してゐるが此の政戰三多摩に突如肅正の御大館府知事が乗込んだ、これは南郡元八王子村教化村開設宣誓式列席の爲だが樓も散り去つた府下の政戰を自動車の窓からどう推察豫想したらう？…デ右式の終了後館知事と一問一答を試みる。

【問】自動車の窓から見た三多摩の政情は如何

【答】相當激戰を豫想されてゐるがそれだけ肅正も大事だ特に特殊な戰地と見られる三多摩は一層選肅運動に力を傾注してゐる譯だ

【問】肅正も程度問題と思ふが度を超へると棄權增加の憂慮はないか

【答】肅正の結果棄權增加等叫ぶものがあるが認識不足も甚しい理想的な人を選ぶ基礎工事として肅正が大いに役立つ譯なのだ

【問】現在府下の肅正運動の活動振りは

【答】既に準備完了右運動も前回より竿頭一歩を進めてゐる

【問】今度の選擧には熱が乏しいのか

【答】今度の如き特殊情勢に依る政變からと見られてゐるが此點熱のない事は棄權增加の杞憂なしとは云へないから大いに棄權防止の運動を行つてゐる譯である。

デパート總參加

街の棄權防止運動

府では既報の如く二十一日午後一時から日比谷公會堂に三千五百人の選肅實行委員を招いて選肅と棄權防止を强調するのを始め、十三日から三十日迄を「棄權防止强調週間」として、棄權防止に最後の宣傳を行ふが街々でも亦各種團體が一齊に肅正、棄權防止運動に乗出すことになつた、その主な運動は次の通り

◇…まづその中で華々しいのは市內全デパートのショブガール一萬余名をこの運動に動員することでこれは各デパートが一齊に二十三日から投票日まで全賣子に棄權防止强調週間と書いた胸間マークを佩用させ、商品と一緒に棄權防止も賣り付けようといふのだ。

◇…鮮魚買出人組合では、二十二日から投票日迄、全組合員が「理想の選擧は東京から」と書いた胸間マークを附し、更に目ぬきの通りにある同業者の店では、浪曲に仕込んだ選肅レコードをかけ續ける。

◇…撞球業組合でも二十日代表者會議を開いた結果、二十二日から二千名の業者の動員、ゲーム取りに肅正マークを附けさせゲーム取る間にやんわり棄權防止を宣傳する。

◇…寄席の選肅、市內三十ケ所の寄席に既報の選肅のれんをかけ高座からはえゝ棄權は甚だ危險でありまして…

と笑ひと棄權防止のカクテルを一席やるはず

その他理髮業組合、飲食業組合でそれ〴〵全組合員を動員してマークを付けたり店頭にポスターを貼り出したり街の選肅宣傳に一役買ふはずである。

各區の趨向

內外に大宣傳

親父達に選擧肅正、棄權防止を深く感銘せしむるには純眞なる子供達を利用するに限ると云ふ所から、神田區では廿四日青年團の鼓隊を先頭に立て高等小學の生徒三百名には自製の手旗を持たせ一日中區內を行進させたが、淺草區では廿九日區內全小學校の生徒に「明日は投票です、必ず投票しませう」と淸書を書かせそれを各自の門戸に貼らせる。

また下谷區では「父の一票無言の敎へ」と出るクロス・ワードを色刷にして各家庭に配り子供を中心として「選肅親父敎育」をするといふなか〳〵手のこんだ趣向。

肅正から棄權防止へ

府、警視廳の力點移動

府及警視廳では子供の手から大人の頭へ…青年團や婦人會の街頭宣傳から垂幕、ポスター等により必死の棄權防止に努めてゐるが廿四日八王子をはじめ府下町村に對し左の指令を發して來た。

【選肅兒童自書ビラ】尋常三年以上の兒童に府配布のビラを渡し「必ず投票して下さい」と自書せしめ世日の朝一齊に電柱及塀に貼らせ大いに防止を圖ること

【棄權防止】△投票所付近に垂幕、立看板、ポスターを集め注意を促すこと△

投票所付近に肅正施設をなすこと△投票當日各戸に國旗を揭出させること△寺鐘、燈火、サイレン、警鐘等により投票を促すこと△投票前に成るべく青年團、婦人團體の街頭宣傳をなすこと

【棄權防止票配付】 廿七日から府下一齊に防止票を配布し有權者の注意を喚起すること

空から、街頭から
必死の棄權防止

水も漏らさぬ布陣

目標がはつきりしないためか至極氣乘薄の總選擧期日も余すところ僅に四日、言論戰も今がクライマックスであるが府下百三十一萬の有權者が如何なる投票成績を示すか。

昭和三年が二割三分六厘、昭和五年が三割五厘と好轉し選擧肅正第一年の昭和七年二月が二割二分三厘昭和十一年二月が二割六分八厘と成績逆轉して來た棄權率が今度は如何なる成績を見せるかは各方面の注視の的である。

必死棄權の防禦陣を布く府選擧肅正實行部では最後の布陣として二十七日は飛行機二臺の編隊飛行でビラ十五萬枚を撒き多摩川園で子供たちにマークと鉛筆を頒布する、廿九日は午後一時半から婦人團體の自主的選擧デモ、自動車四十臺に分乘して府廳舍前を出發宮城を遙拜の後田村町から尾張町に出て一方は上野公園、他方は品川に行進し十八萬枚のビラ、五萬個のマッチを撒く、また都下小學校の三年生以上の兒童七十萬人を動員して「明日は投票して下さい」の自署ビラを撒布して童心による棄權防止運動を行ふ投票日の三十日は女學生七萬人を動員して「投票はお濟みですか」のビラを撒き、棄權防止陣の完璧を期する豫定である。

選肅取締り

肅選徹底を期す警視廳では二十六日朝十時薄田警務、高野刑事兩部長等が指令通信機を通じて各署に嚴正取締方を督勵するなど全機能を擧げて活動を開始した。

『決勝線』いよ〳〵迫り
ここを先途と空でも宣傳

剩すところ四日にせまつた總選擧はゴール間近になつて愈々白熱化してゐるが、廿六日には八丈島八重根港西方の小島で繰上投票が行はれ府最初の一票が投ぜられてこゝに白熱選擧戰の幕が切つて落された、なほ八丈島、大島兩支廳管下の各島嶼は廿七日御蔵島、廿八日三宅、式根、新島、神津、利島の各島の繰上投票が行はれる…

總選擧を四日の後に控へ廿六日、府、市兩肅選本部では婦人團體と協力し最後の肅選運動に入つた、先づ廿七日は午後一時から飛行機二臺で棄權防止宣傳ビラ約十五枚を空から撒布し、同時に廿七日から三日間各戸ごとにカレンダー式ビラ百卅萬枚を配布する、市内の大選肅塔も目抜の場所七ケ所に立てられ、ことに上野山下の斬新を誇るネオン・サンイの大塔、五反田驛前の日本一の肅正大燈籠、九段の肅正塔はこゝを最後に眼から棄權防止を宣傳、廿九日の天長節には郷下婦人團體代表約二百名が午後一時府廳に集合、肅選の幔幕で飾つた自動車四十臺に分乘し宮城遙拜後一旦は上野、一旦は品川に向ひビラ廿萬枚、マッチ五萬個を配布、また都下三年以上の小學生約七十萬人は市議選と同じく「あすの投票を忘れぬやう」と各自の自書したポスターを各所に掲示することになつてをり、選擧當日の卅日は女學生七萬人が午前七時から各班に分れ「投票はお濟みですか」といふビラを撒布する、一方麹町區は廿六日夕平河天神境内で選肅映畫會、淀田區愛婦、國婦會員は肅選ビラを配布、赤坂區では郷軍は會報により青年團は廿九日喇叭鼓隊、萬燈の行進を行ふ等各區ともそれ〴〵ビラ、マッチ、船簞、玩具、クロスワード等のあらゆる方法により棄權防止に努力し氣乘薄を傳へられてゐる今回の選擧に棄權率を低減せしめんと努力してゐる。

この一戰を目前に
府市棄權防止に大童

けふ空から呼かく

大島、御蔵島その他の府下各島の繰上げ投票も非常な好成績裡に濟んで、愈一般の投票日も明後三十日に迫つたので、棄權防止に最後の努力を拂ふべく府では二十八日午後一時から二時間に亘つて「御國のために必ず投票」「三十日は必ず投票」のネットを下げた飛行機三臺を飛ばせ、棄權防止ビラ十五萬枚を撒布した、その他にも肅正戸票、棄權防止戸票各百三十萬枚を府下全戸に洩れなく配布した、更に二十九日は既報の如く婦人團體の自動車宣傳、小學兒童七十萬の街頭宣傳、三十日は女學生七萬人の街頭宣傳等最後の肅正大宣傳に完璧を期してゐる。

『正しき一票』に
その至誠を示せ

館府知事から府民へ

國民の總意を反映すべき投票日を明日に控へて民意顧る昂ちず棄權率の增大を憂慮される折柄、館府知事は府民に宛て二十八日左の如き談話を發表した。

國民の總意を決すべき嚴肅な總選擧も愈々二日の後に迫りました、この選擧が眞に正しく明るく行はれるか否かによつて我が國憲政の將來がトせられるのであります、過去一年有半に亘り文字通り官民總動員の熱誠ある努力を以て繼續して來た選擧肅正運動も玆に三度その成果を試練すべき絶好の機に際會したのであります、府民各位は輝かしい立憲政治下國民としての實を示されんことを希望致します、現下の國情は眞に全國民協力一致して困難打開に邁進すべき秋であります、各位は聖戰の下府民たるの重責に深く省みて至誠率公の赤心を披瀝し自ら進んで翼賛の誠を揚すため信ずる正しい一票を投じて戴きたいのであります、殊に選擧權は我が國憲政治下においては大政を補翼し奉る重大なる臣民の義務なる所以を深く省察して一人の棄權者もなき樣切望して止まない次第であります。

街頭宣傳と
肅正祈願

板橋愛婦分會

愛婦會板橋區分會では二十九日午前八時から自動車三臺に分乘、區内を疾驅して棄權防止街頭宣傳を行ひ正午代表者が明治神宮に參拜肅正祈願を行ふ。

小・女學生八十五萬人
けふ投票勢出しに動員

棄權防止に最後の努力

第五回の普選第廿回の總選擧はいよ〳〵今三十日行はれる、過去二十九日間六十四戰士によつて戰はれた都下逐鹿の死闘はこゝに矛を收め、五月の風と共に靜かに府民の審判を待つのである、午前七時既に繰上投票の行はれた大島、八丈島を除く二百六十八投票所は一齊に開場清き一票を待つが、午後六時閉場までの正味十一時間立憲治下の國民として全國に範たるべき帝都百三十一萬有權者の示すべき選擧の實績こそ、正に全國の觀聽の的になつてゐる。

殊に今次の解散による總選擧はつとに低調を傳へられてゐるので、棄權率增大に對する府市の憂慮は特に深甚なものを見せてゐる、即ちけふの投票日は早朝より市内小學校兒童七十五萬人、女學生十萬餘人を動員して投票驅り出しを行ひ、棄權防止に最後の努力を傾倒するか。

若しこれにも拘はらず選擧實績のいちじるしき低下を見た場合は、從來の選擧肅正運動の重點を移して、町内會の整備に專念、不斷の政治教育に進むことになり、市では監査局區政課の擬充、府では學務課社會教育掛の擴充の意圖を堅め、府市相呼應して早くも選擧陣二段構へを計畫するに至つた。

芝聯合少年團奉祝國旗行進

芝區聯合少年團員二百名の天長節奉祝國旗大行進は廿九日午後一時半から行はれた、大目章旗を先頭に普通國旗、海軍旗、萬國旗、ペナント數十本を五月風になびかせて芝區役所前廣場を出發。

同團ブラスバンドの行進曲に足並も輕く大門くぐつて電車通りを左折、新橋芝口より田村町、日比谷交叉點、馬場先門を經て、二重橋前に整列皇居遙拜、内濠を北へ廻つて靖國神社に參拜解散したが、遺憾なく國旗尊重の觀念と愛國心を强調した。

小學生が作つた
棄權防止の門標

小學生の肅選協力も度重なつてすつかり板についた、市内各小學校で兒童達に清書させた選擧肅正、棄權防止の門標は二十九日可愛い手で一齊に門口にはられた。

喇叭鼓隊の奉祝行進

天長の佳節を奉祝する市幕合青年團ラッパ鼓の奏樂行進、第一隊第二隊各三百名は廿九日午後七時半それ〴〵小石川駕籠町小學校、芝高輪小學校出發、勇壯な行進曲を道筋にひゞかせて宮城前に至り、君が代を奉奏した。

二、選肅地方色
天地に滿つ選肅譜

選舉、選舉！　何處を向いても肅正選舉の色に塗りつぶされた府下は政戰以上の活潑な肅正運動を起し殊に三多摩の中心都市八王子は十八日からアドバルーンが蒼空を衝いて肅正を呼びかけ宣傳飛行機また爆音高く全三多摩を翔け巡り選肅チンドン隊に呼應して空陸併せての肅正强調に努めてゐるがけふ廿日午後一時八王子第一小學校で「八王子南郡聯合選肅大講演會」を開く。

△講演　元長崎控訴院長石井豐七郎　△講談　邑井貞吉　△高級漫才　加納廼葉月春木やす子　△兵隊漫才　勝昌介、大岩勝利

空にアド・バルーン

地に肅正チンドン屋

八王子地方の選舉肅正運動は十八、九日兩日頃から馬力を掛け始め「貴き一票貫け誠」「正しい選舉明るい日本」と大書したアーチも府立二商前道路に出來、市役所廣場からアド・バルーンも浮かんだ。

十八日は午時から例の肅正チンドン屋行進をやつて市民の目を瞠らせた、二十日は午後一時から第一小學校で府市合同主催の肅正講演會を開き前長崎控訴院長石井豐七郎氏の講演の後講演、漫才等の餘興を繰り込み聽衆吸收に大童。

旗行列

立川町で決定

立川町選舉肅正實行委員會は十九日午前十時から町役場で開會、肅選運動として小學兒童として小學兒童各種團體約一千名の旗行列と棄權防止運動を行ふことに決定した、日取りは追つて決定する。

選肅飛行

知事から通信筒へ通信筒

「空から呼び掛ける選舉肅正」――昨春に次いで二番煎じの選肅に何かと新味を盛らうと頭を絞つた選肅實行部が考へ着いた飛行機宣傳は十八日午後「選舉肅正」の長い尾を引きながら府下を空から一巡して、ビラを撒きちらした。

特に小金井、小平、田無、立川等では各町村長宛、八王子市では本社通信部宛に通信筒を投下「御協力を乞ふ」と添書きした館府知事のメッセージを傳達して引揚げたがこの「空の選肅」は府民の心を捉へ沈滯肅選に活を入れた。

選肅異風景

鯉幟と立看板

櫻もチラホラ散りそめたもう五月も近い、空には新綠の薫風に鯉幟が勇ましくはためいてゐる。その前景に肅正選舉の立看板といつた所は風呂屋の「選舉に現はせ日本魂」の啖籠よりはズツと爽々しい肅選風景ではある。

女性も交つて

肅選講演會大盛況

きのふ八市第一小學校

政戰白熱とともに肅選一色に塗つぶされた府下にさらに肅正を徹底、理想選舉の實現を目指す府では廿日午後一時から八市第一小學校講堂で前長崎控訴院長石井豐七郎氏の大講演會を開いたがさすがに廣い講堂も珍しくも立錐の餘地なく歪代市長の肅選運動とその目的についての挨拶あり石井氏は鄕里栃木縣下における往年の選舉で太刀、竹槍を擁しての寃然戰爭のやうであつた選舉と政爭の醜態から說き立憲治下の選舉即ち尊き一票の行使が如何に大切であるかを力說し聽衆に多大の感銘を與へ續いて邑井貞吉師の「肅選講話」加納廼家葉月、青木やす子、勝昌や、大岩勝利の漫才の餘興があり盛會を極め、婦人の聽衆の意外に多かつたのは注目された。

名刹藥王院で

肅選の大護摩

廿一日大掛りで修行

府の選舉肅正運動も最高潮に達してゐるが名刹高尾藥王院では春季大祭を機として地元淺川町選舉肅正期成同盟會が主催となり十一日午後一時から藥王院本堂で肅選大護摩厳修をなすことになつた、當日の大護摩修行は住職保知大僧正以下卅數名の僧侶によつて行はれ稚兒行列、山伏行者の火渡りなどの莊嚴極まりなき神秘な行事もあつて大掛りなものである。

選肅變り種

「記念コツプ」や「お菓子」を呈上

運動漸〳〵本軌道へ

氣乘薄だといはれるので各市町村共今度の選舉は相當棄權が多からうと目下その防止策に腐心してゐる、こゝに御紹介する妙案はこれこそ天下一品――

【A】西多摩增戸村では三十日役場で一票を投じた者には記念の選舉コツプをくれるさうでこれぢや選舉違反にもなるまいと早くも村民の大好評

【B】これも同村の珍案であるが、二十九日の天長節には「模範選舉は增戸から」「明日は投票日」と印刷した包紙にお菓子を包んで生徒に配るさうで「お菓子だけ食べて役票せぬ譯にもゆくまい」と物堅い村人は恐縮

【C】南多摩郡忠生村では前回選舉の棄權率表といふ各部落毎の一覽表を作り「今度はどの部落が一番になるか」等と競爭心に訴へて棄權を防止しようとしてゐる

この他二十二日は午後一時から五日市小學校で兒童の選舉旗行列があり、沈滯の農村にも漸次肅正運動が盛んとなつて來た。

選肅旗行列

五日市町で

「明朗選舉」は五日市からと五日市校七百名の兒童の選肅旗行列は二十三日午後一時から手に手に日の丸の國旗を持ち「選舉肅正」の幟旗を押し立て校門を出發蜿蜒町内を行進後鄕社阿技留神社に肅正新願祭を行ひ萬歲を三唱して散會した。

南部の催し

南多摩郡鶴川村では二十六日午前九時から、又忠生村では同日午後一時から棄權防止の兒童旗行列を行ふ。

住吉祭りは

選肅祭

新願式執行

青梅町住吉神社の祭典は二十八日だが本年は景氣直しに例年より盛大に執行されるが折惡しく選舉の最中とて町役場では違反防止喚起のためお祭を利用して「選舉肅正」を宣傳することになり日の丸に選舉肅正と朱で書入れた祭禮用白扇千本を寄附するほか山車六臺に選舉肅正の布を三方に吊して練り歩かせることに決定、住吉祭は選肅祭になりさうである。

なほ青梅町の選舉肅正新願式は二十五日午前十時鄕社住吉神社境内に町有志、肅正實行委員等三百餘名が集つて非常時選舉の肅正を神明に誓ふことになつた。

チンドン屋

總動員して

府中の催し

府中町の肅正委員會で協議の結果二十六日の午後一時から大國魂神社で盛大なる選肅新願祭を行ひ又二十九日にはチンドン屋を總動員して全町内を練つて廻り棄權防止の街頭デモを行ひ「皇國のため必ず投票致しませう」と記したビラ五千枚を撒布し肅正の徹底を期する外既報の如く選肅ノート二千五百冊を特製し今明日中に出來上るので小學校及び青年學校生徒に漏れなく配布することとなつた。

『誓つて投票』

八市防止運動

政戰のゴール愈迫つて二十三日から棄權防止週間に入り各地に防止運動が開始されたが八王子ではこの日から市役所のアド・バルーンが「誓つて投票いたしませう」に變り市内六校八千五百の兒童に一本宛棄權防止鈴等を配付した。

この日各町世話人に對しては市から投票當日各戸に國旗揭揚方を依囑して官報號外共に挨拶狀を發するなどあらゆる手段をつくして居る。

立川の旗行列

立川町の選舉肅正旗行列は二十八日午後一時から鄕社諏訪神社に集合行ふことに決定した。

參加は小學校三校三千六百五十名の大勢で中島町長の選肅講話の後各學校區内に分れて賑かに練り歩くが二十九日は天長節式後學校五年以上の學童が投票場を見學することに決定した。

父兄達へ呼掛ける

無垢な此童心

棄てるな一票！

府、警視廳の選舉運動は期日の切迫につれ棄權防止運動に轉じあらゆる方法を以て「擧つて投票」を呼びかけてゐるが更に小學兒童を通じ家庭への自覺を促すべく「擧選肅正、小學兒童自書、卅日は投票日」の用紙を配付し兒童の手に成る淸き一票其他の標語を全有權者に配付することゝなつた、また南郡忠生村では機

絶選擧は忠生からと村内に肅正アーチや肅正塔數ケ所を設け肅正運動に大童となつてゐたが愈々選擧も切迫して廿六日肅正から棄權防止を强調、全校兒童一千二百名を動員し午後一時から選擧肅正棄權防止と記した本社寄贈の小旗や兒童たちの作つた小旗を手に手にふりながら村内をくまなく行進各部落の神社に參拜解散した。

またこの日同村では飯田助役以下村議區長、役場吏員四十名が午後二時村社八幡宮社前に參集池田神官司祭のもとに神前に肅正祈願をこめた。

最終の肅正運動

八王子　「棄てるな一票我等のつとめ」の旗を先頭に投票日を控へて八市では二十九日肅正チンドン行進をやつた、この朝九時頃選肅舞をリーダーに「皇國のために必ず投票」「投票日は三十日午前七時から午後六時まで」と墨痕鮮かに記した旗竿に小型アドバルーンを結び付け參妙な足取りで市役所を出發目抜き通りから横丁を肅正氣分を街々に撒いて午頃引上げた。

南多摩　町田署管内各町村では戸毎に國旗を揭揚し各神社や寺院では朝、晝、夕の三回梵鐘を打ち鳴らし町田の日電出張所を始め各工場でもサイレンや汽笛を鳴らして落き一票の正しき行使を全管内有權者に一齊に知らせることになつた。

【町田町】　では二十九日朝各社新開配達員を總動員し「あすは投票日必ず投票して下さい」と刷つたビラを鈴の音も賑やかに各戸に配布したが今三十日も同樣「まだ投票しない方はありませんか」といふビラを矢繼ぎ早やに配布、朝からを火を打ち上げ棄權防止に最後の五分間を頑張ることになつた。

西多摩　【五日市町】「棄てるな一票」「出すな違反」五日市町外西郡九ケ村の棄權防止運動は二十九日行はれた警察署町、小學校、家政女學校等合同肅正旗行列は午後一時から、新願祭は同三時から鄕社阿技留神社で行はれた。

【增戸村】　では學童旗行列は午後一時、愛婦、女青、處女會員總動員の棄權防止行進は同二時から行はれた。

【その他】　小宮、戸倉、西秋留、平井各村でも村を擧げて肅正旗行列を行ひ終つて各村共村長以下肅正實行委員、小學校兒童、婦人團體合同の新願祭を村社で執行、天長節祝賀お墓子の包紙には各町村とも一齊に肅正標語を揭げて家庭からの選肅徹底を圖る等思ひ〳〵の趣向を凝らした。

北多摩　【府中町】　では二十九日から投票所たる役場入口の橋に肅正立看板を臨間なく立て列ペチンドン屋を動員し選肅數へ歌を高唱しつゝ町内を練り歩かせ街頭大宣傳を行つた、チンドン屋の愛犬も一役買つて背中に選肅の旗を押立てご主人顔の人氣であつた。

【武藏野町】　では二十九日各小學校兒童に選擧肅正、棄權防止と書いた紙に包んだ菓子を配つた尙女子青年學校生徒が吉祥寺驛前、武藏境驛前等街頭で通行人に肅正マッチを配布した。

各地の棄權防止

青梅町　棄權防止運動は廿九日午前十一時から小學校男女全兒童が「この一票皇國の榮え」の長旗を先頭に日の丸旗を手に全町を行進、「子供の力で模範選擧」と宣傳、町役場では棄權防止のビラをチンドン屋によつて配布、日向和田區では村社和田乃神社で肅選祈願祭を執行、けふ投票日には勝沼神社で午前七時、西分神社で午前八時に曉天祈願祭を行ふ。

町田地方　町田署管内四ケ町村では正しき選擧と明るい政治の前途を祈願するため各戸に國旗を揭揚し各投票所に神棚を備へて神々しい神前投票を行ふ、また町田町では小學校高二男生徒を動員忠生村では花火を打ち揭げ棄權防止を行ふ。

五日市　最後の運動を廿九日擧行、午後一時小學校庭に集合した男女各種團體代表は一千餘名の小學生、家政女學生を中心に棄權防止標語を書き拔いた大小手旗を押し立てゝ本町通りに行進、横合から順次目拔きの大通りを巡展、終つて秋留神社で棄權防止の新願を行つた。

三、選肅女性陣

母の心で選擧を唱育

總選擧も第二期戰に入り各地とも本格的な戰ひを展開して來たが、これとゝもに都下各婦人團體を打つて一丸として組織されてゐる選擧肅正婦人聯合會でもいよ〳〵肅選運動の實行に入ることゝなり、十二日午後二時から都下各婦人團體代表八十餘名は丸の内三信ビル内東洋軒に集合し第一回の打合せ會を開いた、聯合委員長吉岡彌生、常任委員市川房枝兩女史はじめ愛國婦人會幹事、大日本聯合婦人會幹事その他の婦人團體のお歷々に東京府から廣橋地方課長が出席し常選運動の具體的協議をしたその結果來る廿三日を『選擧肅正婦人の日』と定め肅正婦人聯合會、愛國婦人會、大日本婦人聯合會の三團體が中心となり『母心で選擧を育てませう』のスローガンのもとに全國各地の婦人團體を總動員し肅選の旋風をまき起さうといふのである。

當日は午前十時半聯合委員會長吉岡女史のラヂオ放送を皮切りに各地でそれぞれ講演會、街頭宣傳をなし東京では午後一時から日比谷公會堂に都下一萬數千名の各團體代表が集合し大講演會を開き更に各班に分れて街頭宣傳に乘り出す筈である。

女性の立場から

肅正に紅い氣焰

あす『選肅婦人大會』

「母の心で選擧を育てませう」の標語の下に選擧肅正運動に大童の選肅婦人聯合會では大日本聯合婦人會、愛國婦人會と共同主催で二十三日午後一時から日比谷公會堂に各種婦人團員約三千名を動員して華々しく催される。

當日は河原田内相の選肅講演、館知事、牛塚市長の挨拶の外、オール女性の大會にふさはしく小學兒童、女學生、女專生徒各一名、一般女性二名が演壇に立つてそれ〴〵女性としての立場から選肅に就いての意見發表を行ひ最後に選肅徹底に就いての申し合せをするはずである。

三千の聽衆大喝采

君枝ちゃん・肅選の叫び

二十三日午後一時から日比谷公會堂で開かれた選擧肅正婦人大會で小學生代表として今年八つの子供の村自治學校二年生飯田君枝ちゃんが壇上から大人に呼びかけた、二十二日付本紙既報の『コンドハオトナノセンキョガアルサウデス…』といふ子供らしい草稿をハツキリした聲で堂々と讀みあげ、三千の聽衆から大喝采を受け河原田内相以下大人のお歷々の講演を完全に食つて、童心選肅に凱歌があがつた。

婦人も街頭へ

各地選肅智慧比べ

「聖旨率答この一票」を目指して肅正强調に努めてゐる府は廿三日から「棄權防止週間」に併せて「婦人週間」を催し街頭に進出せしめ、けふ日比谷公會堂に開く「婦人選肅大會」を皮切りとして左の行事により一般家庭に呼びかけ徹底を期することゝなつた。

一、兒童、學生に肅正を强調しビラを家庭に持ち歸らしめ肅選の徹底を期す

一、有權者の自覺を促すため政治教育を施す一、肅正行進をはじめメッセージ、マッチ、ビラ、チラシの街頭宣傳をなす一、講演、座談、映畫、紙芝居等を婦人中心に行ひ普及を圖る一、肅正の申合せ、新願祭宣誓式を適宜に行ふ一、投票日に全戸において赤飯を炊き肅正の强調をなす一、投票日には國旗揭揚す

尙一般肅正運動振りを見ると

△日野町女子青年團では廿二日午後一時同町青年學校に肅正大會を開き男顔負けの怪氣焰を擧げ餘興として肅正紙芝居を上演した、尙全町兒童の肅正旗行列があつた△加住村では廿二日肅正强調日として全小學兒童を通じ肅正ビラ千枚を全戸に配付更に各小學校に肅正展覽會を開催した、次いで廿三日から廿九日迄棄權防止の徹底を見る事となつた△恩方村婦人會では投票日の前日第一、第二兩投票所に於て投票者全部に日の丸の肅正マークをつけてやる事となつた△南郡横山村では投票日の前日全戸に亙つて「選擧肅正落き一票捨てるな」と記した肅正手拭を配布する。

街頭宣傳と

肅正新願

板橋愛婦分會

愛婦會板橋分會では二十九日午前八時から自動車三臺に分乘、區内を疾驅して棄權防止街頭宣傳を行ひ正午代表者が明治神宮に參拜肅正新願を行ふ。

婦人團體の二百名

けふ肅選の街頭行進

府下各種婦人團による選肅街頭宣傳行進はけふ天長の佳節午後一時半から行はれる、吉岡彌生女史外お歷々總勢二百人、先づ午後零時半府正廳に勢ぞろひ選肅標語入のたすき姿も甲斐々々しく身をかため、これまた選肅幕を張めぐらした自動車四十臺に分乘、宮城前に一同下車、宮城を遙拜田村町を經て銀座に出で、尾張町で二班に分れ、一班は上野公園へ、一班は品川公園へ、以後それ〴〵全市を巡して選擧肅正を呼びかける。この間全市にバラまくビラは十八萬枚、告陸文三萬枚、マッチ五萬個。

肅選のデモ

婦人團體の二百餘名

婦人團體の肅選街頭宣傳行進隊二百名は『主張を選べ、人を選べ』の宣傳たすきもがひ〳〵しく廿九日午後一時半府正廳に集合、宮城遙拜の後五十臺の自動車に分乘、全市に分散してビラ、告論文、マッチに肅選デモを行つた。

第三章　肅正美談

選擧肅正運動が、國民の一大倫理運動として起て以來、數次の選擧毎に眞に一航の範ともなるべき美談佳話が生れて當局者を感激させ、肅正運動の錦上更に華を添へて該運動の前途を祝福するかの如くであつたが、今日もその成果として生れた數々の出來事があり洵に涙ぐましい愛國の熱情を盛つた美談が到る處に傳へられて居る。

玆に各方面から報告されたものを簡單に摘記致して高覽に供し度と思ふ。

一、愛兒の死をも顧みず職責を果たす

品川區選擧係書記緒野正重氏は、四月二十四日區主催の自動車に依る、選擧肅正移動講演會に從事中に愛兒重病の知らせを受けたのであつたが、選擧直前のことゝて肅正事務及選擧事務は夜を日に亞ぐの大多忙の爲め、明日をも知れぬ病兒を醫師に一任し、且つ此の事實を上司同僚にも語らず唯職責大事とし、病兒をいたはり度い心を怺へて一日も缺勤せず夙夜精勵し續けたが五月一日の開票當日遂に愛兒の危篤を報ぜられたが寸時も手離せぬ開票事務の重大さを思ひ、親子の情洵に切なる胸中を制して悲壯執務をつゞけ、漸く愛兒の枕頭に馳せつけた時は既に愛兒は名を呼ぶ父の聲さへ聞く事が出來なかつた。

公務の爲とはいへ、一度の看護も爲得ず子を失つた氏の心情や眞に掬すべきものがあつた。この事實の報告を受けた品川區長は他の模範としてこの行を激賞し、又都下の各新聞は東京版に筆を揃へて氏を稱へたのである。

二、病軀を押して選肅奮闘

足立區選擧係主任關口運一郎君は昨年三月以來病氣の爲め、屢々病床に就くことが多かつたのであるが、責任感の強い同氏は區會議員選擧、市會議員選擧にも主任の重責を病軀を驅つて果し今回の衆議院議員の總選擧となるや、靜養を要する病軀に鞭打つて直に總選擧準備事務に或は肅正運動に、吾が身の苦痛を忍び常に部下を勞り且つ督勵協力して、一意其の重責を全ふすべく日夜精勵し、無事總選擧を終了したのであつたが、その結果は病勢俄かに惡化し、遂に再び病床に伏すの止むなきに至り專心加療中ではあるが過勞の爲めか昨今の病狀は眞に憂ふべき容態となつて上司及都下の心を痛め、切に氏の加餐攝養を願つて止まないのである。

三、選肅賞行委員の花

今回の肅正運動が所期の成績を擧げ得たのは、實に官民一致でこの大理想に向つて進んだ結果ではあるが、この蔭に婦人の「選擧肅正は家庭から」の大旗をかゝげての大きな力を見逃す事は出來ない。

板橋區志村第一尋常小學校長木内キヨウ女史は、東京に於いて初代の女校長として知られた教育家であるが、又同區選擧肅正賞行委員として、選擧肅正は先づ婦人の力に依るとの信念のもとに、肅正運動については夙にその重大性を思ひ、多忙なる公職の餘暇を利して、率先して區内の各種婦人團體に呼びかけ、先づ肅正選擧は家庭からとなし、婦人の協力による效果大いなるものあることを說き、數回に亘つて各種婦人團體や家庭の主婦の集合を圍り懇談會或は講演會等を開催し、自ら講師となつて「こわくない選擧の話」等の演題で、婦人の選擧に關する啓發に努めた爲其の效果は根强く、各家庭に徹底せられたのである。これ女史が繁忙なる要職に在りながら、常にすき暇を割いて趣旨の徹底に努められたり、又街頭宣傳等に當つては熱心に活動せられた等の賜であると云はねばならない。

四、理由を具して棄權屆

選擧肅正の大目的の一は棄權防止にあるが、數次に亘る肅正運動の結果、一般選擧人に趣旨が相當徹底した證として。次の如き美談があつた。

向島區の選擧人中病氣その他止むを得ざる事由の爲め、棄權理由を具して屆出をした者が三十二名の多數に上つた事は誠に喜ばしい事である。その一例として「正しき一票」を聖旨に答ひ奉らうとしたが、三年來のリウマチスの爲め手足の自由を缺き、たとへ家族に背負はれて投票所へ行つたとしても肝心の手が不自由の爲め心ならずも棄權せねばならなくなつた同區西四ノ二の相川豐氏は肅正選擧、棄權防止の趣旨に副へ國民の義務を果すことが出來ないのを殘念に思ひ、棄權せねばならぬ理由を投票管理者に屆出をして、當局者を感激させたのであるが、其の後前記の如く三十名以上の屆出者を見たことは、肅正の趣旨が徹底した證左として誠に喜ぶべき事と言はねばならない。

相川氏の屆は左の通りである。（現文のまゝ）

御　屆

東京市向島區西四丁目二番地　相　川　豐

右の者三年前より「リウマチ」に罹り足腰立たざる爲貴重なる選擧權を行使することを得ず殘念乍ら棄權の理由此段及御屆候也

昭和十二年四月三十日

右　相　川　豐　印

向島區長　竹内竹丸　殿

五、自費を投じて選肅應援

今次の衆議院議員選擧肅正運動に際しては、特に各種團體、實業組合等の非常なる協力の結果、所期の成績を擧げる事が出來たのであるが、この好結果も次の如き、貴い努力の一つ一つがその實を結んだ爲めである。

肅正運動も愈々白熱化して來た時、東京府魚商組合書記長小島龜吉氏は市内三十五區は勿論、府下全般の同組合支部の實情に則し、肅正選擧の重要なる所以を屢々說得し、且つ本府より送付を受けたる肅正啜籠及レコードの頒布に當つては公私共極めて繁忙なるにも拘らず、自費を投じて晝夜を分たず所屬組合業者に對して選擧肅正棄權防止を强調し大いにその效果を擧げ得たのであつた。

肅正運動は眞に民間の自覺に俟つ所大なるものあるとき、氏の如き眞摯なる後援者のあることは選肅運動のため誠に心嬉しい限りである。

六、春風に揚る選肅大凧

板橋區下赤塚町二四五二雜貨商松戸肇吉氏は一昨年來全國に亘つて叫ばれて來た選擧肅正の聲に、率先賛意を表し、我國の現狀を視つめるにつけても選擧肅正の眞に大切なることを深く感じて居た所、今回總選擧に際し、肅正の大運動が官民一致協力して起されたのに痛く感激し、何んとかしてこの運動の一助ともなりたいと考へた末、肅正大凧を大空高く揚げて府民の注意を喚起しようと自費をもつて大凧を作り、選擧當日迄毎日之れを揚げて一般の人に大空から肅選を呼びかけて居たといふ。

この樣に自發的に選擧肅正運動に率先して應援する篤行者の多くなることは洵に心强い限りである。

七、「滅私奉公」と乳母車で投票所へ

麻布區飯倉五ノ四〇大塚文治郎（七五）氏は十九年來の中風で寢たつ切りで加療中であつたが、毎日の新聞は肅正選擧の輿論を喚起し、街頭からは選肅の聲が强く病床の氏の胸を打つた。病氣だからと云つてこの尊い一票を棄權しては申譯がないと、家人の注告も聞かず娘さんに乳母を押させて、朝の八時半に投票所の麻布小學校に委を現はし、「滅私奉公でございますからこれしきの病氣が」と、もつれた口から敬虔な態度で語り、不自由な手足で漸く國民の義務を果して、係員を感激させた。

肅正の趣旨は周く徹底し、選擧淨化の熱望は和歌に俳句に或は民謠となつて、胸裡に燃ゆる熱情を一首一句に現はしたものを輯めて高覽に供します。

和　歌

北多摩郡谷保村　原田重久

梅香る村に座れて繁多し

正しき選擧すなる吾らは
これやこの國の礎定むるてふ
人を選むに他意あらめやも

第四章　歌　謠

矢文にも似て記すなるこの一票
うちつらぬけや國の常圍

俳句

品川區　安住洋

春風に肅正とありアドバルーン
春の街肅正マッチもらひけり
春宵のラヂオは肅正小唄かな
總選擧花見も肅正音頭にて
夜櫻に肅正塔も灯りけり
肅正を誓ふ社前や花吹雪
逸足の町から村へ肅正塔
春風に肅正機はためけり
肅正の標語を貼りぬ春の宿
春宵を肅正映畫に集ふ村
議事堂は肅正成りて五月晴

向島區　久村錦朗

馬下りて肅正所る社かな
春風や戸毎に飾く肅正旗
江戸ッ子の意氣も肅正音頭かな

民謠

品川區　安住洋

櫻花咲く　帝都は春だ
白い姿に　朝日が映える
清い議事堂　僕等で守れ

蝶が來て舞ふ　田舍も春だ
肅正選擧の　鐘うち鳴らし
明朗代議士　俺等で選べ

松は緑に　我家も春だ
門に日の丸　神棚前で

肅正選擧を　家庭も誓へ

街頭宣傳を歌ふ

品川區　安住洋

雄々し　勇ましく　メガホンとつて
街頭進出　肅正叫ぶ
御國へ奉公　男子の意氣だ
肩に櫻が　散りかゝる
清く　美し　眞白な雪
街頭進出肅正叫ぶ
御國の守りだ　婦人の意氣だ
颯を春風　進でゝゆく

選擧肅正歌

戸倉村作歌

1、もし〳〵皆さん國の爲　日本の中で一番に
清く正しく立派なる　誠の人を選びませう
2、もし〳〵皆さん國の爲　誰より先に一番に
赤き心をいやこめて　明るい選擧を致しませう
3、もし〳〵皆さんもろともに　尊きつとめを一番に
まことつかへて君の爲　棄權の二字をなくしませう
4、もし〳〵皆さん手をとりて　世界の中で一番に
正しい選擧の行はる　明るい日本に致しませう

童謠（稚きもののたちのためにつくる）

北多摩郡　原田重久

僕らの力で

一

僕らの力で　日本の國を
明るくしやう　たのしくしやう
正しい人を　りつぱな人を
おくにのために　しつかり選べ

二

僕らの力で　日本の國を
すくすくのばそ　さかんにしやう
正しい人が　そろつてゐれば
誰にもまけぬ　僕らのくにだ。

三

僕らは魚だ　びち〳〵はねる
僕らは鳳だ　そよそよ通る
日本の國は　魚だ鳳だ
元氣にはねて　すなほなすがた。

四

僕らの力で　日本の國を
明るくしやう　ほがらにしやう
良い人選び　よいくにつくれ
わつしよい、わつしよい　わつしよい、わつしよい。

肅選の歌

【東村山村肅選同人作】

平時の忠義が選擧で出來る　赤心一票御奉公
買收や情實一さいのけて　わたしや自由に投票する
棄權なさらず一票おいれ　たふとい權利で重い義務
棄權するやうじや男じやないよ　たふとい一票反古にやせぬ
清い投票で御奉公が出來る　大事な一票汚すまい
不正な運動にや仲間にやならぬ　選擧違反は恥じやもの
男の意氣地と正しい選擧　違反するやうじや腑甲斐ない
皇國の爲なら身命をすてる　選擧に現はせ日本精神
正しい選擧を眞劍にしませう

正しい投票を名譽にかけて　さすが模範の鞏殿之下
編つてしませうおらが村

牛込區

肅選新音頭

清い一票の　淨い一票の　大帝都
シヤント、シヤントナ　ホイ〳〵、ホイ

（二）

主と聽きましよ、肅選の鐘を　大和ごゝろの　大和心の青葉風

（三）

赤心一票、皇國の光り　燃えて正義の　燃えて正義の花ざくら

（四）

何で棄てらりよ　一票の榮え
映えて日本の　映えて日本の天照らす

（六）

伸びる日本、輝く帝都　市民奉公の　市民奉公の、金字塔

（以下略）

選擧肅正

木村喜美子

夜明だ
夜明だ　らん〳〵〳〵
大東京の夜が明ける

今日は大事な選擧日だ
區役所前の玉砂利の
音もサク〳〵朝選擧
我等の力のある限り
正しい選擧
大東京から
光るよ光るよお日樣が
大東京の屋根の上
風にきらめく屋上旗
送るラヂオの選擧唄
選擧肅正子供から
ポスターはつてお手傳ひ
正しい選擧大東京から。

鎌田たか子

選擧の和歌

ポスターに立看板に、さけばるゝ
　肅正選擧も、ため息をつく
五月にもまだ少し早い校庭に
　ひら〳〵のぼり大空を走る
當選の喜のかげにかなしみの
　歎の人はさびしげに笑ふ
空青く畫の月笑ふ陽中なり
　街の辻にはポスターが光る
誰いふか人はかなしきものなれや
　人の榮華に我もおぼれり

齋藤峯雄

選擧肅正

一、正義の市民の住む都市は
　あかるい選擧が行はる。
二、選擧あかるきや
　代議士や立派。
三、正義の代議士國家は隆盛
　庶民の一票御國の榮。

三好久夫

國民の
　心あらはる
　　選擧かな
代議士に
　立つしかくある
　　者えらべ
我々の
　心こめたる
　　ポスターが
　選擧しらせる
　　やくをつとめる
代議士が
　我國まもる
　　やく重し

昭和十二年九月十三日印刷
昭和十二年九月十六日發行
（代謄寫）

發行者　東京府選擧肅正實行部
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷所　大日本印刷株式會社
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

印刷者　高橋郡二郎

池M74

寄贈

2413

陸軍省
昭12.11.1
図書係

314